

平成 24 年

第 4 回 柳川市議会臨時会会議録

開会：平成 24 年 9 月 4 日

閉会：平成 24 年 9 月 25 日

柳川市議会

第4回柳川市議会（定例会）日程表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
9月4日	火	本 会 議	開会・提案理由説明
9月5日	水	考 案 日	
9月6日	木	本 会 議	議案質疑
9月7日	金	考 案 日	
9月8日	土	休 会	
9月9日	日	休 会	
9月10日	月	本 会 議	一 般 質 問
9月11日	火	本 会 議	一 般 質 問
9月12日	水	本 会 議	一 般 質 問
9月13日	木	委 員 会	
9月14日	金	委 員 会	
9月15日	土	休 会	
9月16日	日	休 会	
9月17日	月	休 会	
9月18日	火	委 員 会	決算審査特別委員会
9月19日	水	委 員 会	決算審査特別委員会
9月20日	木	委 員 会	決算審査特別委員会
9月21日	金	事務整理日	
9月22日	土	休 会	
9月23日	日	休 会	
9月24日	月	事務整理日	
9月25日	火	本 会 議	採決・閉会

第4回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

議 案	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 59 号	平成23年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	24. 9.25	原案可決
議 案 第 60 号	平成23年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	24. 9.25	認 定
議 案 第 61 号	平成23年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	24. 9.25	認 定
議 案 第 62 号	平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	24. 9.25	認 定
議 案 第 63 号	平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	24. 9.25	認 定
議 案 第 64 号	平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	24. 9.25	認 定
議 案 第 65 号	平成23年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	24. 9.25	認 定
議 案 第 66 号	平成23年度柳川市水道事業会計決算の認定について	24. 9.25	認 定
議 案 第 67 号	平成24年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	24. 9.25	原案可決
議 案 第 68 号	平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	24. 9.25	原案可決
議 案 第 69 号	柳川市住民基本台帳カード利用条例の制定について	24. 9.25	原案可決
議 案 第 70 号	柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	24. 9.25	原案可決
議 案 第 71 号	柳川市防災会議条例及び柳川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	24. 9.25	原案可決

議 案 第 72 号	柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 9. 6	原案可決
議 案 第 73 号	柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	24. 9. 6	原案可決
議 案 第 74 号	平成24年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について	24. 9. 25	原案可決

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第 4 号	平成23年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	24. 9. 4	報 告

柳川市議会第4回定例会会議録

平成24年9月4日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 三小田 一 美	2番 荒 巻 英 樹
3番 熊 井 三千代	4番 白 谷 義 隆
5番 梅 崎 昭 彦	6番 近 藤 末 治
7番 佐々木 創 主	8番 河 村 好 浩
9番 荒 木 憲	10番 高 田 千壽輝
11番 諸 藤 哲 男	12番 太 田 武 文
13番 吉 田 勝 也	14番 山 田 奉 文
15番 矢ヶ部 広 巳	16番 緒 方 寿 光
17番 浦 博 宣	18番 藤 丸 正 勝
19番 田 中 雅 美	20番 島 添 勝
21番 尊 見 哲 也	22番 伊 藤 法 博
23番 梅 崎 和 弘	24番 古 賀 澄 雄

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	健	次
副	長	石	義	浩
教	長	北		滿
総務	長	大	正	明
会計	者	横	英	眞
市民	長	田	稔	大
保健	長	高	田	治
建設	長	野	田	彰
産業経済部長兼大和庁舎長		古	賀	介
教育部長兼三橋庁舎長		高	田	厚
消防	長	古	賀	昭
人事	長	島	添	男
総務	長	白	谷	孝
企画	長	橋	本	郎
財政	長	石	橋	剛
税務	長	樽	見	則
健康	長	高	巣	三
福祉	長	稻	又	輝
学校	長	高	崎	二
生涯	長	石	橋	次
建設	長	中	村	郎
農政	長	成	清	二
水路	長	安	藤	茂

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	江	崎	尚	美
議会事務局次長兼議事係長	亀	崎	公	徳
議会事務局庶務係長	池	末	勇	人

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成24年4月分、5月分、6月分)
- (2) 市長の行政報告について

- 日程（1） 議会運営委員長報告について
- 日程（2） 会議録署名議員の指名について
- 日程（3） 議案第59号 平成23年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程（4） 議案第60号 平成23年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第61号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第62号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第63号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第64号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第65号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第66号 平成23年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 日程（5） 議案第67号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
議案第68号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程（6） 議案第69号 柳川市住民基本台帳カード利用条例の制定について
議案第70号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号 柳川市防災会議条例及び柳川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程（7） 報告について
- 1 報告第4号 平成23年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

午前10時 開会

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいま

から平成24年第4回柳川市議会定例会を開会いたします。

初めに、九州北部豪雨で被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

諸般の報告について。

会議に先立ち、諸般の報告を行います。

最初に、例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告を行います。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。本日は、平成24年第4回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議長のお許しを得ましたので、議事に先立ちまして、6月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず初めに、このたびの九州北部豪雨について御報告いたします。

皆さん御承知のとおり、7月14日に発生いたしました平成24年九州北部豪雨災害につきましては、本市に未曾有の被害をもたらしました。

矢部川、沖端川の堤防決壊によりまして、中山校区、六合校区を中心に広い範囲で浸水し、特に両校区は家屋や農水産物、施設等に甚大な被害をもたらし、昭和28年以来の大水害となりました。

まずもって、このたびの災害で被害に遭われました皆様に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、被災地支援のため御協力いただきましたボランティアの皆様を初め、義援金や支援物資、激励のお手紙やお電話等をいただきました多くの皆様に、この場をおかりいたしまして、心よりお礼を申し上げます。

本市いたしましては、7月14日午前5時15分に災害警戒本部を設置し、同日午前7時30分に災害対策本部に切りかえて、情報の収集を行うとともに、被害を最小限に食いとめるため、市役所全職員はもとより消防団を初め自衛隊等の協力を得て対応を行ったところでございます。

翌日からは本格的な被害状況の把握とともに、被災者の方々の生活再建を中心とした復旧活動に取り組みました。現在は被災者の生活支援と、農地や漁港・漁場等被災地の復旧・復興に全力で取り組んでいるところです。

そのような中、災害に関する現地調査に国・県等より多くの方々が見えました。7月16日には小川福岡県知事が沖端川の堤防決壊箇所を、そして、20日には野田内閣総理大臣が矢部川の堤防決壊箇所を現地調査されました。ほかにも農林水産省並びに国土交通省の副大臣や国會議員、福岡県議会議員の皆様が被災地現地調査や視察に来柳され、その都度、被害状況

等を説明し、支援をお願いいたしました。

そして、災害復旧のための要望行動として、8月1日には大牟田市、みやま市、大川市とともに4市で福岡県並びに福岡県議会に対して、漁港・漁場の復旧等水産関係に係る対策について緊急要望を行いました。

翌日の2日には、小川福岡県知事に対し、福岡県市長会名で被災した6市の市長とともに災害復旧に係る負担軽減と必要な財源措置等に関する、「九州北部豪雨等による災害復旧に関する緊急要望」を行うとともに、即時に河川等の状況把握ができるよう、矢部川と沖端川に河川監視カメラの設置と、日向神ダムの流入、放水量等の情報を伝達できるシステムの構築等を強く要望いたしました。

さらに、堤防決壊が再び起きないように、7月24日には福岡県に県管理の河川である沖端川について、破堤した原因究明と全区間の総点検を求めるとともに、当面の対策として越水した11カ所について堤防のかさ上げと強化を要望いたしました。ほかにも地元選出の国會議員を初め、機会あるごとに国・県の関係機関に被害状況の説明とともに、復旧・復興について要望を行ってまいりました。

次に、広域で構成する協議会や期成会等について、御報告いたします。

私が会長を務めています福岡県農地海岸協議会、福岡県有明海漁業振興対策協議会、西鉄天神大牟田線久留米・大牟田間複線化促進期成会の総会を開催するとともに、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会、福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会、矢部川改修期成同盟会の総会に出席し、それぞれ関係する国・県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに事業運営についての意見交換を行いました。

なお、私が会長を務めている有明海高潮対策促進期成同盟会、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会、柳川土木協会の今年度総会につきましては、7月26日に開催を予定しておりましたが、災害復旧対応のため延期し10月に開催を予定いたしております。

続きまして、国・県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず、7月25日には、福岡県農業農村整備事業推進対策委員会で、農林水産省並びに関係国議員に対し、農村整備関連予算の確保について要請活動を行いました。

また、7月31日には、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会並びに福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会で、農林水産省並びに関係国議員に対し、平成25年度予算の確保及び関連施策の充実について政策提案と意見交換を行いました。中でも、クリークのり面対策と農業用水の安定確保の要望を強く行ったところでございます。

さらに、8月2日には、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会で、福岡県と県議会、九州地方整備局に対し、また翌日の3日には、国土交通省と地元選出の国議員に対し、十分な

予算措置と徳益インターチェンジから大川中央インターチェンジ間の自動車専用道路化等、事業促進のための要望と意見交換を行ってまいりました。

なお、今月9日には市内の大和南インターチェンジから徳益インターチェンジまでの3.2キロメートルが開通し、さらに利便性が向上いたします。

また、8月28日に西鉄天神大牟田線久留米・大牟田間複線化促進期成会では、福岡県と県議会、西鉄本社に対し、単線区2区間約16.1キロメートルの複線化早期実現の要望を行ったところでございます。

次に、市政の近況について御報告いたします。

老朽化が進んでいた大和中学校改築工事の起工式が7月30日に行われました。同校は昭和46年以前に建てられたもので、特別教室棟を除く全ての校舎を建てかえ、平成26年2月に完成する予定です。

また、昨日は垂見コミュニティセンター建築工事起工式が行われました。同コミュニティセンターは、柳川市コミュニティセンター基本計画に基づき、大和・三橋地域にコミュニティセンターを整備する中で、最初の施設となるもので、地域コミュニティの活動拠点となることを大いに期待をいたしております。

最後に、一日も早い災害復旧と防災対策に努めるとともに、元気な柳川を発信していくたいと考えています。

以上簡単でございますが、これで行政報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。

初めに、去る7月14日、未曾有の災害に遭われた方々に衷心よりお見舞い申し上げます。平成24年第4回柳川市議会定例会の会期日程等について、8月31日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期でありますが、本日9月4日から9月25日までの22日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。5日は考案日。6日を議案質疑。7日は考案日。8日、9日は休日で休会。10日、11日、12日を一般質問。13日、14日を委員会。15日、16日、17日は休日で休会。18日、19日、20日を決算審査特別委員会。21日は事務整理日。22日、23日は休日で休会。24日は事務整理日。25日を採決、閉会といたし

ております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程 2 が、会議録署名議員の指名についてであります。

次に、日程 3 . 議案第59号から日程 6 . 議案第73号までの15議案の一括上程であります。

日程 7 が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程 1 が、議案質疑についてであります。

初めに、議案第59号を議題とし、質疑終了後、建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第60号から議案第66号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第60号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託。

議案第61号から議案第63号までの3議案は教育民生委員会に審査を付託。

議案第64号は総務委員会に審査を付託。

議案第65号及び議案第66号の2議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第67号及び議案第68号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第67号は総務委員会に審査を付託、議案第68号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第69号から議案第73号までの5議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第69号から議案第71号までの3議案は総務委員会に審査を付託、議案第72号及び議案第73号の2議案は即決といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見てありますので、御報告申し上げ、終わりります。

議長（古賀澄雄君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議長（古賀澄雄君）

日程 2 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、10番高田千壽輝議員、14番山田奉文議員を指名いたします。

日程第3～第7 議案第59号～議案第73号

議長（古賀澄雄君）

日程3.議案第59号から日程6.議案第73号までの15議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第59号 平成23年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

本案は、平成23年に制定され、本年4月から施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、地方公営企業法の一部が改正され、改正後の地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益剰余金を処分しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

処分の内容については、平成23年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金520,293,832円のうち120,000千円を減債積立金に積み立て、55,200千円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものであります。

次に、議案第60号から議案第65号までの平成23年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第60号 平成23年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成23年度は、将来に向かって市民の皆様にしっかりした行政サービスが行えるよう、財政の健全化を確保しつつ、限られた財源をできるだけ有効に活用し、さまざまな課題解決に取り組んだところであります。

それでは、決算の内容を歳入から申し上げますと、まず、市税については、新築家屋などによる固定資産税やたばこ税の税率改正などの影響により、平成22年度に比べ、金額にして90,080千円、率にして1.5%増加しました。

また、地方譲与税、利子割交付金及び地方消費税交付金については、厳しい経済情勢などの影響を受けて、平成22年度に比べ減少しました。

次に、地方交付税については、平成22年度に比べ、金額にして276,226千円、率にして2.8%増加しました。

この主な要因は、市税が増加した反面、普通交付税の補填措置として設けられている臨時財政対策債への振替額が大幅に減額となったことなどによるものであります。

次に、繰入金については、旧柳川ホテル跡地購入費及び両開校区学童保育所整備事業に柳川地域振興基金を、コミュニティセンター建設事業及び大和中学校校舎改築事業に大和地域振興基金を、コミュニティセンター建設事業及び矢ヶ部小学校駐車場整備事業に三橋地域振

興基金をそれぞれ活用したほか、市道新設改良事業及び水路整備事業に「まちづくり振興基金」を活用しました。

なお、今回のまちづくり振興基金からの繰入金については、平成21年度に国の第一次補正予算に計上された「地域活性化・公共投資臨時交付金」の一部を積み立てていたものであります。

次に、市債については、平成22年度に比べ、金額にして2,338,523千円、率にして51.8%の大幅な減額となりました。

この主な要因は、平成22年度に国営筑後川下流土地改良事業負担金の繰上一括償還の財源として1,749,300千円を借り入れていたことや、普通交付税の補填措置として設けられている臨時財政対策債が422,623千円減額となったこと等によるものであります。

続きまして、歳出について申し上げますと、まず、総務関係では、市内の公共交通空白地の解消に向け、平成23年11月1日から大和・三橋エリアでコミュニティバスの試験運行を開始するとともに、結婚支援を目的として設置した結婚サポートセンターについては、平成23年4月から、新たにみやま市も加わり、独身の男女への出会いの場の提供や結婚に関する相談等に対応しました。

また、今まで防犯灯設置の助成については、新設の場合のみ対象としていましたが、平成23年度からは、節電や経費節減などの面から、故障や老朽化によるLED防犯灯への切り替えも助成対象に加えたことにより、防犯灯設置補助金が大幅に増加しました。さらに、柳川庁舎の駐車場不足に対処するため、柳川庁舎東側の民有地を取得いたしました。

次に、福祉環境関係では、まず、高齢者福祉関係で、平成24年度から3年間の高齢者保健福祉施策の基本となる「高齢者保健福祉計画」を作成しました。

また、平成23年8月には、働く人々の仕事と子育て、介護の両立を支援することを目的としたファミリーサポートセンター「よかばんもー」を水の郷2階に開設しました。さらに、子ども手当については、平成22年4月から中学校修了までの子供を対象に、1人につき一律月額13千円を支給していましたが、平成23年8月に「子ども手当特別措置法」が成立したことを受け、10月以降は、同措置法により変更された支給要件及び金額に基づき支給しました。

このほか、市民の健康、安心生活の確保を図る観点から、小学校就学前までとしている乳幼児医療に対する助成を、入院については小学校3年生まで拡大しました。

また、子宮頸がん等ワクチンの予防接種の推進を引き続き行うほか、新たに、働く世代の大腸がん検診推進事業として、40歳から60歳までの5歳ごとの節目となる年齢の方に対してクーポン券を送付し、検診の推進を図りました。

一方、環境面については、小型合併処理浄化槽の普及促進を図るため、引き続き、新築、改築についての上乗せ補助を継続して行ったほか、容器包装リサイクル法に規定するプラス

チック製容器包装の資源化を推進するとともに、3R推進啓発事業によるごみの分別への啓発活動を実施するなど、さらなるごみ減量化の強化を図りました。

次に、産業の振興について申し上げますと、まず、農業関係では、昨年度に引き続き、各種農業施設・機械整備への補助、及びい業・園芸などへの支援、クリークの保全事業など、農業振興のための各種施策に取り組むとともに、新たに県営事業として創設された農業用用排水路整備事業の導入を図りました。

水産業関係では、両開漁協が行う海苔佃煮加工施設新築事業への助成や、航路しゅんせつなどを引き続き実施したほか、4月に発生した両開漁港の物揚場桟橋の崩落事故に伴い、桟橋の緊急調査及び応急工事等を行いました。そのほか、漁港区域内に漂着、堆積するごみを除去することにより、漁港区域内の環境衛生の保全に努めました。

観光関係では、九州新幹線が平成23年3月12日に全線開通したことに伴い、鹿児島市や広島市で積極的なプロモーション活動を行うなど、観光客の誘致に向けた事業を実施しました。

また、平成20年度に策定した観光振興計画の事後調査事業として、柳川観光まちづくり推進委員会で4回の会議を重ね、計画に掲げている方向性や事業の見直しを図ると同時に、平成24年度から3年間の観光まちづくりの振興に向けた、選択と集中プランを取りまとめました。

次に、商工関係では、プレミアム商品券販売事業に対する助成や中小企業の経営安定のための融資制度による支援のほか、新たに、中島商店街が実施する買い物弱者に朝市の新鮮な食材を届ける、出向く商店街事業への助成を行いました。

また、消費者問題では、県の消費者行政活性化基金事業補助金を活用し、みやま市と共同で、平成24年4月から、「柳川・みやま消費生活センター」を設立するための準備を行いました。

柳川ブランド推進事業では、県の雇用対策基金事業を活用し、柳川アンテナショップ「おいでメッセ柳川」を開設し、ブランド事業に関連した地元産品を一堂に集め、市民や観光客に販売及びPRを行いました。

次に、都市基盤の整備については、引き続き生活基盤道路の整備、柳川駅東部土地区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地整備事業、塩塚川番所橋架替事業のほか、西鉄柳川駅周辺の都市機能の充実強化を図るための駅周辺地区整備事業についても継続して取り組みました。

次に、教育関係では、学力向上支援事業や市独自での児童・生徒の心の悩みや教職員、保護者への助言等に対応するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置などにより、引き続き教育環境の向上や改善に努めました。

一方、施設整備の面では、「きめ細かな交付金」を活用した平成22年度からの繰越明許事業として、皿垣小学校の校庭の芝生化、小・中学校の施設改修事業を実施したほか、大和中

学校校舎改築事業については、平成24年度からの工事実施に向け、地質調査及び設計業務を行いました。

生涯学習関係では、大和・三橋地域における校区コミュニティセンターの整備に向けたセンター用地の不動産鑑定や測量業務等を行ったほか、垂見校区では、平成24年度の工事着工に向けた設計業務及び地質調査業務を行いました。

また、柳川地域の校区公民館改修事業については、施設の現況調査を行い、改修案及び改修緊急度等を示した計画を策定しました。

そのほか、青少年・成人教育の推進、芸術文化の振興と文化財の保護活用、公民館活動、及び各種スポーツの振興などにも積極的に取り組んでまいりました。

このように平成23年度の取り組みの特徴的なところを述べましたが、具体的な内容につきましては、お手元に配付しております「決算書」及び「決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書」に記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額29,400,297千円、歳出総額27,918,466千円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,481,831千円となりました。

この形式収支額から、繰越明許費による平成24年度への繰越財源271,970千円を差し引いた実質収支額は1,209,861千円となりました。

次に、平成23年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計、及び公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、平成22年度と比べ、0.6ポイント改善し、88.0%となりました。

次に、市債の年度末残高については、32,526,479千円となり、平成22年度と比べ、677,888千円減少しましたが、この主な要因は、市債の繰上償還等を行ったことによるものであります。

次に、基金の積立金残高については、11,788,596千円となり、平成22年度と比べ、616,579千円増加しました。

これは、各地域振興基金等からの繰入金以上に、財政調整基金及び減債基金等の積立額が上回ったことによるものであります。

このように、平成23年度決算においては、各財政指標などについて一定の改善が見られました。

しかし、昨今の厳しい経済情勢により、今後、現制度での市税等の大幅な增收を見込むことは厳しい状況であり、加えて、平成27年度からは5年間の激減緩和期間はあるものの、普通交付税の一本算定に移行することとなります。

このため、平成22年度に策定した第二次行財政改革大綱に沿って、費用対効果の検証を常

に心がけ、経常経費の節減、定員管理の適正化など行財政改革の推進を図り、行財政基盤を強化していく必要があると考えております。

次に、議案第61号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額9,539,827,381円に対し、歳出総額9,530,695,256円で、歳入歳出差引額9,132,125円の黒字となりました。

しかしながら、前年度からの繰越金と基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では、29,774,991円の歳入不足となります。

次に、議案第62号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額822,461,969円に対し、歳出総額817,840,029円で、歳入歳出差引額は4,621,940円の黒字となりました。

次に、議案第63号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この特別会計の事業であります住宅新築資金等貸付制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から、同和対策事業特別措置法により制度化されたものであります。

平成8年度をもってこの貸付制度は終了しており、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところであります。

平成23年度決算は、歳入総額4,782,504円に対して歳出総額1,315,618円となっております。

次に、議案第64号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成23年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第65号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,078,775,959円に対し、歳出総額1,001,539,157円で、歳入歳出差引額は77,236,802円の黒字となりました。

公共下水道事業につきましては、平成23年度末で、整備面積311.1ヘクタール、処理区域人口は1万2,045人に対する接続人口は8,484人と、接続率70.4%となっております。

次に、議案第66号 平成23年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

財政面の収益的収支については、消費税込みの事業収益総額1,323,101,135円に対し、事業費用総額1,135,721,995円で、差し引き187,379,140円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は、175,259,386円となっております。

同収支の予算額と決算額とを比較しますと、事業収益総額では78,087,135円の収入増となり、事業費用総額で31,679,005円の不用額を生じました。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額171,331,600円に対し、支出総額550,434,144円で、収入額が支出額に対し379,102,544円の不足となりましたが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補填いたしております。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた520,293,832円を平成24年度へ繰り越しました。

続いて、議案第67号及び議案第68号の補正予算2議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第67号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,352,589千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30,344,271千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、2款・総務費は、610,314千円を増額補正しております。

内容としましては、防犯灯設置補助金や減債基金積立金等を計上しております。

なお、減債基金積立金につきましては、地方財政法第7条の規定に基づき、後年度における公債費に係る財政負担の軽減を図るため、平成23年度の決算剰余金の2分の1を積み立てるものであります。

3款・民生費は、106,778千円を増額補正しております。

内容としましては、宮永保育園園舎の移転改築に対する補助金等を計上しております。

4款・衛生費では、4,642千円を増額補正しております。

内容としましては、平成23年度に実施した妊婦健康診査事業及びがん検診推進事業における事業費の精算に伴う国県支出金の返還金を計上しております。

6款・農林水産業費では、18,831千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川農業協同組合が整備するアスパラガス栽培パイプハウス施設に対する活力ある高収益型園芸産地育成事業補助金や青年就農寄付金等を計上しております。

7款・商工費では、4,028千円を増額補正しております。

内容としましては、全戸に配布する食の安全・安心に関する啓発冊子購入などの消費生活センター事業費や柳川ブランドショップ「おいでメッセ柳川」の運営業務委託料等を計上し

ております。

なお、「おいでメッセ柳川」につきましては、県の緊急雇用創出事業補助金を活用して、柳川商店街振興組合に委託し、昨年12月から開設しておりますが、この補助事業の期限が本年11月までとなっておりますので、来年3月まで引き続き運営するための委託料を計上しているものであります。

8款. 土木費では、44,900千円を増額補正しております。

内容としましては、橋りょう新設改良工事費や筑紫町及び中島地区における排水対策を検討するための筑紫都市下水路ポンプ場・北浦排水機場に係る排水計画基礎調査委託料、三橋町高畠公園トイレ整備費等を計上しております。

9款. 消防費では、強制排水ポンプ借上料800千円を増額補正しております。

10款. 教育費では、422,259千円を増額補正しております。

内容としましては、通学路の整備事業費や二ツ河小学校駐車場整備に向けた用地購入費、豊原校区コミュニティセンター建設事業費、柳川地域校区公民館7館改修事業費等を計上しております。

なお、通学路整備事業につきましては、学校、警察、県が一体となって実施した通学路の安全総点検の結果をもとに、市として対応が可能な危険箇所23カ所について、本年度と来年度の2カ年で整備を行う計画であります。今回の補正は、本年度施行分としての21カ所の工事費を計上しているものであります。

11款. 災害復旧費では、本年7月の豪雨により被害を受けました水路、道路の災害復旧費140,037千円を増額補正しております。

以上が歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、13款. 国庫支出金では、公共土木施設災害復旧費等103,242千円を増額補正しております。

14款. 県支出金では、農業用施設災害復旧費等159,744千円を増額補正しております。

16款. 寄付金では、ふるさと寄付金等1,360千円を増額補正しております。

17款. 繰入金では、柳川・大和・三橋の各地域振興基金を合わせて160,235千円を増額補正しております。

内容としましては、柳川地域振興基金を柳川地域校区公民館7館改修事業に、三橋地域振興基金を二ツ河小学校駐車場整備事業に活用するとともに、大和地域振興基金につきましては、今回、国庫負担補助金の増加や借り入れを予定しております緊急防災・減債事業債の財政的メリット等を考慮して、大和中学校校舎改築等事業への活用を取りやめる一方、豊原校区コミュニティセンター建設事業に係る用地購入分に活用することいたしております。

18款. 繰越金では、792,441千円を増額補正しております。

19款 . 諸収入では、みやま市からの柳川・みやま消費生活センター負担金50千円を増額補正しております。

20款 . 市債では、大和中学校校舎改築等事業や災害復旧事業等に係る地方債135,517千円を増額補正しております。

なお、大和中学校校舎改築等事業に係る地方債につきましては、緊急防災・減災事業債の適用が可能との県からの回答を得ました。

当該事業に対する今回の緊急防災・減災事業債につきましては、充当率が100%、元利償還金に係る普通交付税算入率が80%と財政的メリットが大きい地方債となっております。

このため、地方債の種別を合併特例債から緊急防災・減災事業債に変更するとともに、借入額についても変更しているものであります。

このほか、第2表繰越明許費では、宮永保育園施設整備事業補助金及び柳川地域校区公民館7館改修事業の2事業につきまして、翌年度への予算繰り越しを御提案しております。

第3表債務負担行為補正では、市民温水プール指定管理料及び大和、柳川の各学校給食共同調理場における調理等業務委託料を追加しております。

第4表地方債補正では、現年発生農業用施設災害復旧事業など6事業について、借入事業の追加または借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第68号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入について、平成24年度における柳川市国民健康保険税本算定に伴う国民健康保険税の減額、平成23年度柳川市国民健康保険特別会計決算に伴う剰余金の確定による繰越金と、後期高齢者支援金負担金等の確定に伴う国庫支出金の減額、及び療養給付費交付金等を追加するものであります。

また、歳出については、今年度介護納付金等の確定に伴う予算調整と後期高齢者支援金負担金の追加、過年度国庫負担支出金の返還金を追加するものであります。

なお、歳出に伴う財源の不足分を国民健康保険財政調整基金の繰り入れにより補填いたしております。

予算規模といたしましては、歳入歳出それぞれ118,770千円を追加し、補正後の予算総額を9,980,770千円とするものであります。

続いて、議案第69号から第73号までの条例案5議案について御説明申し上げます。

まず、議案第69号 柳川市住民基本台帳カード利用条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、行政サービスのより一層の充実を図るため、住民基本台帳カードを多目的に利用することにより、市民の利便性をより向上させるものであります。

内容としましては、現在の市民カードと図書館利用カードの有資格情報を住民基本台帳力

ードに登録することにより、印鑑登録証明書の交付や図書館資料の貸し出しに、それぞれ利用できるようにするものであります。

次に、議案第70号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、議案第69号で御提案しております住民基本台帳カードの多目的利用を行うに当たり、住民基本台帳カードに印鑑登録証としての機能を付加することができるようするため、条文の整備を行うものであります。

次に、議案第71号 柳川市防災会議条例及び柳川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成24年6月に制定施行されました「災害対策基本法の一部を改正する法律」に伴い、関係2条例の一部を改正しようとするものであります。

内容を申し上げますと、防災会議と災害対策本部の役割分担を明確化するなどの法改正に伴い、防災会議条例では、防災会議の所掌事務に、防災に関する諮問的機関として機能強化するため、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を追加し、さらに地域防災計画策定に当たり多様な意見を反映できるように防災会議委員に自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を追加するものであります。

また、災害対策本部条例については、改正後の災害対策基本法に、新たに市町村災害対策本部の条項が設けられたことにより、条文の整備を行うものであります。

次に、議案第72号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成24年4月から施行されております「児童手当法の一部を改正する法律」及び「児童手当法施行令の一部を改正する政令」により、条例の一部を改正するものであります。

内容を申し上げますと、乳幼児等医療費の支給について、3歳以上の乳幼児等の生計を維持する者の所得制限が児童手当支給要件に準拠しておりますので、法令改正による条文の整備を行うものであります。

次に、議案第73号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、平成24年3月に制定されました「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が、平成24年12月1日から施行されるのに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、電気自動車の普及等を背景に、新たに急速充電設備が対象火気設備等として位置づけられたことにより、所要の改正を行うものであります。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定、御決定くださるようお願

いを申し上げます。

日程第7 報告について

議長（古賀澄雄君）

日程7. 報告について。

報告第4号 平成23年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第4号 平成23年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

本件は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した各比率について、本市監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものであります。

まず、同法第3条の規定による健全化比率につきましては、平成23年度の決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものでありますが、全ての比率において、国が定めた早期健全化基準を下回っております。

次に、同法第22条の規定による平成23年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計、及び下水道事業特別会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものでありますが、いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準を下回っております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質問は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時53分 散会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成24年9月6日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 三小田 一 美	2番 荒 巻 英 樹
3番 熊 井 三千代	4番 白 谷 義 隆
5番 梅 崎 昭 彦	6番 近 藤 末 治
7番 佐々木 創 主	8番 河 村 好 浩
9番 荒 木 憲	10番 高 田 千壽輝
11番 諸 藤 哲 男	13番 吉 田 勝 也
14番 山 田 奉 文	15番 矢ヶ部 広 巳
16番 緒 方 寿 光	17番 浦 博 宣
18番 藤 丸 正 勝	19番 田 中 雅 美
20番 島 添 勝	21番 樽 見 哲 也
22番 伊 藤 法 博	23番 梅 崎 和 弘
24番 古 賀 澄 雄	

2. 欠席議員

12番 太 田 武 文

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	健	次
副	長	石	義	浩
教	長	北		滿
総	長	大		明
務	者	横	正	眞
会		田	英	大
計		島	稔	治
市		田	淳	彰
民		高		介
保		野		厚
健		古		昭
福		島		男
祉		白		孝
建		橋		郎
設		石		剛
部		樽		則
長		高		三
業		稻		輝
経		見		輝
済		巣		二
部		又		
長		崎		
兼		橋		
大		中		
和		成		
府		安		
庁		藤		
舎		丸		
長		島		
兼		辻		
三				
橋				
長				
防				
消				
人				
事				
総				
企				
財				
税				
建				
康				
福				
学				
生				
涯				
校				
建				
農				
水				
人				
権				
・				
同				
和				
対				
策				
室				
長				
柳				
川				
ブ				
ラ				
ン				
ド				
推				
進				
室				
長				
監				
查				
事				
務				
局				
長				

4. 本議会に出席した事務局職員

議	會	事	務	局	長	江	崎	尚	美
						亀	崎	公	徳
						池	末	勇	人

5. 議事日程

日程（1） 議案質疑について

- 1 議案第59号 平成23年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 2 議案第60号 平成23年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議案第61号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第62号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第63号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第64号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第65号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 議案第66号 平成23年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 9 議案第67号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
- 10 議案第68号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 11 議案第69号 柳川市住民基本台帳カード利用条例の制定について
- 12 議案第70号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第71号 柳川市防災会議条例及び柳川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第72号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第73号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（古賀澄雄君）

日程1. 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、または自己の意見を述べることのないようにお願いをしておきます。

議案第59号 平成23年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題いたします。

本案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第59号 平成23年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第60号 平成23年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第61号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

及び議案第66号 平成23年度柳川市水道事業会計決算の認定について

の以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

7番（佐々木創主君）

佐々木でございます。私、議案第63号 平成23年度の住宅新築資金等特別会計の決算についてお尋ねいたします。

主要成果説明書の267ページを見ておりますと、各年度の償還率が記載をされておりますけれども、20年度から22年度が36から39、30%ということで償還率が推移しておったのが、23年度は10.78ということで非常に極端に下がっております。その理由についてお聞かせいただきたいと思います。

人権・同和対策室長（藤丸 親君）

まず、償還率が平成22年度30.64%から平成23年度に10.78%になった理由としましては、平成22年度に2名の方が一括して償還していただいたことによります。

以上です。

7番（佐々木創主君）

22年度に一括償還と、20年度も21年度もそういう方が多かったんですかね。

人権・同和対策室長（藤丸 親君）

21年度、22年度に各年度ですね、2名の方が一括償還で納めていただいてあります。

以上です。（「23年度はそういう人はいなかったということですか」と呼ぶ者あり）そうですね、一括償還がなかったということです。

7番（佐々木創主君）

それで、現在残っている未済金ですね、未済金が23年度末で95,196,895円まだ残っておりますし、元金もこれからまだ償還期間が20年というふうに聞いておりますので、これから出てくると思いますけれども、22年度に比べて約20,000千円ほど未済額がふえております。それで95,000千円、これは旧三橋町で始まって旧三橋町時代にこの事業はもう終わっていると思いますけれども、これは国・県の補助金もあったと思いますけれども、三橋町の財源から出した分が95,000千円のうちにどれぐらいあるのか、それと、こういう滞納対策を今後どういうふうに取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

人権・同和対策室長（藤丸 親君）

収入未済額のうち、市の負担額につきましては、貸付金の財源は国が4分の1、市が4分の3ということになっておりますので、収入未済額の実質負担額につきましては、71,400千円が市の負担ということになると思います。

それと、滞納対策につきましては、これまで督促や催告、面談による請求を行っておりましたが、今後はこれらの取り組みを強化するとともに分納等も含め債務者が納付しやすい状況をつくっていきたいと考えております。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

議案第60号 平成23年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員である吉田勝也議員を除く、23名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本案は23名の委員による決算審査特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員である吉田勝也議員を除く、23名を指名いたします。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました23名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出をしたいと思います。

お諮りいたします。議案第61号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第62号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第63号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第64号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第65号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第66号 平成23年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第67号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
及び議案第68号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

6番（近藤末治君）

近藤です。それじゃ、議案第67号 平成24年度の一般会計補正予算についてお尋ねをいたします。

補正予算書の28ページ、8款でございますけれども、今回、道路維持費で12,000千円、流用戻しといいますか、事業概要説明の中では7月の豪雨によって専決処分を行ったと。それに対しての不足分の補正ということで計上されておりますが、これは私考えますに、矢部川と沖端川の決壊ということによって生じたものだと思いますが、いかがでしょうか。

それと、2点目が5目の橋りょう新設改良費、今回9,000千円ということで、これも概要説明の中では既存予算で不足する橋梁2橋のかけかえに要する経費ということでございますが、この不足する理由をお願いいたします。

以上でございます。

建設課長（中村敬二郎君）

8款・土木費、2項・道路橋りょう費、2目・道路維持費の12,000千円でございますけれども、議員がおっしゃりますとおり、7月14日の北部九州豪雨の緊急対応のために7月20日に補正予算を専決処分いたしましたが、今回補正をお願いしている12,000千円につきましては、災害発生により7月14日から7月19日までの間に災害対応のために緊急的に使用しました機械等の借り上げにつきまして、2目・道路維持費より支出しましたので、今回補正をお願いするものでございます。

次に、5目・橋りょう新設改良費の9,000千円でございますけれども、当初予算査定終了後にかけかえの必要が判明しました箇所について、今回補正をお願いしておるところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

それじゃ、2回目をお願いしますが、今課長の答弁ですと災害対応によって専決処分でやったからということですよね。これが私思うのに原因がですよ、今言いました矢部川と沖端川の堤防決壊、いわゆる国、県の施設が決壊したので、こういう被害が起きたと思うわけですよ。ですから、これに対して歳入が全然上げていないんですね。ということは単費でこれ

を対応するということになりますが、これ国、県とかに対して、その原因であります堤防決壊によって生じた12,000千円ですから、何かの要求といいますか、要望はされておりますでしょうか。

それから、5目の橋りょう新設改良費、今言われましたかけかえが発生したから9,000千円計上したということですが、2橋かけかえになったんですか。

それと、これは当初20,000千円計上されておりますが、この20,000千円の当初の橋梁の計画は何力所だったのか、それをお願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

2目、道路維持費の12,000千円につきましては、これは緊急的に使用しましたお金でありますので、支援の措置がありません。ほかの部分につきましては、国、県の支援を受けられるように現在協議中でございます。

それと、5目、橋りょう新設改良費につきましては、当初予算以外の箇所につきまして2橋の橋梁の必要がありますので、その部分に対して今回補正をお願いしておることでございます。これを修復するのは田園部にございまして、米の収穫後に施工を考えております。来年の3月までには完成させたいと考えております。（「最初、当初予算は何橋してあったんですか。この20,000千円は何橋を計画されて20,000千円計上されていたのか。あなた今、2橋新しくかけかえにやいかんと言ったでしょう」と呼ぶ者あり）

当初予算の資料をちょっと今持ち合わせておりませんので、後でよろしいでしょうか。

議長（古賀澄雄君）

いいですか。

6番（近藤末治君）

3回目です。緊急の対応だから何もないという御答弁ですよね、今ですね。これは何らかの市としてアクションを起こさないと、この12,000千円というのは単費でしょう。単費の12,000千円あったらですよ、今回その集中的な矢部川と沖端川が決壊したから、その地区だけの道路主体じゃないですね、冠水しとるところがあるわけですよ。冠水して市内道路が、市道が冠水してかなり舗装も傷んでおります。そういうところにその12,000千円のお金が振り分け対応できるんじゃないかと思って、質問したわけですよ。単に災害だから緊急にせないかんやったから単費でやりましたということだけじゃなくてね、国、県が、あなたたち、その堤防がしっかりしとたらこういうことはなかったでしょうがと。だから、何らかの手助けはないですかということですね、そういうことは何でんせんで、単費で簡単に12,000千円上げましたということにされるのかなと思ってね、質問したんですよ。

それと、橋梁の件は、今ちょっと私、あなたの回答では理解できないが、最初は2橋新しくつくりにやいかんから9,000千円しましたということだったけど、当初の計画で足りないから9,000千円要求しよるわけでしょうが。そして、これは発注もしていないんでしょう、

まだ全然ですね。全然発注していないうちから足らないということは当初の見積もりがどうろこうろだったのか、また、あなたたちが要求したのを財政がカットして、その予算が不足したのか、こういう2点しか私はないと思うんですよね。だから、1点目についてのね、国、県に対してどういう考え方で今後対応するのかと、その橋梁について3回目の御答弁をお願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

2目の道路維持費の12,000千円につきましては、議員のおっしゃる部分もわかりますけれども、現在の制度の中でなかなかちょっとその点は難しいかと思います。（発言する者あり）

当初予算につきましてちゃんと見積もって、そして積算をしておりますし、新たに発生した部分につきましても、今回9,000千円ということをちゃんと積み上げて要求をしてあります。で、財政のほうでカットされたのではないかということでございますけれども、そういうことではございません。

以上です。

市長（金子健次君）

12,000千円の既定財源の中で、今回の災害についてしようとしたときの報告がありましたけど、この点につきましては、制度上は救済制度がないというふうなことでございますけれども、私は福岡県に対して、また、国に対してもそのことは要請をしていきたいと。もしできない場合でありますと、特交の関係で積み上げて財務省あたりに要請を、地元の代議士等を使って要請したいというふうに考えております。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

あといいですか（発言する者あり）はい。近藤末治議員の質疑を終了いたしました。

7番（佐々木創主君）

私も67号の一般会計の補正予算、7款・商工費、1項・商工費、6目・ブランド推進事業費、柳川ブランドショップ「おいでメッセ柳川」の2,000千円の補正でございますけれども、これが昨年の11月19日から1年間、県の雇用対策事業で10,500千円委託をされて、ことしの11月19日で終わってしまうということで、来年の3月31日まで継続するということで、その委託料2,000千円を計上されておりますけれども、これまでの「おいでメッセ柳川」の売上高とその売上金額の配分、それと「おいでメッセ柳川」の運営経費がどうなっておるのか、そこを御答弁願います。

柳川ブランド推進室長（桝島謙治君）

「おいでメッセ柳川」の売上額についてお答えします。

昨年の12月のオープンから本年7月までの8カ月間で9,880千円の売り上げになっており

ます。月平均にしますと1,230千円ということになります。

それと、収益金の配分についてのお尋ねだと思いますが、「おいでメッセ柳川」は御存じのとおり、市のほうから柳川商店街振興組合に委託をしてあります。商店街は運営経費を捻出するために市内の納入業者さんから委託販売手数料として、常温で20%、冷蔵、冷凍品については23%をいただいております。その金額が現在のところ約2,000千円ということになっております。この2,000千円につきましては、来年以降の運営経費に充てるということで商店街のほうでプールをしていただいている状況です。

市のほうにつきましては、県の緊急雇用創出事業の補助金という活用もありましたので、市のほうの収入としては受けしておりません。

それと、運営経費についてですかね、これは今、月に直しますと約700千円ぐらいで運営をしております。で、今回は補正をお願いしているのは、12月からは先ほど言わわれました県の補助金がなくなりまして市の単費になりますので、人件費などを大幅にカットした最低限の運営経費として一月500千円、その4カ月分で2,000千円ということで補正にお願いしているところです。

以上です。

7番（佐々木創主君）

それで、11月まで県の補助金が終わってしまうんでと。今回は丸々市の単費なんですけれども、それで売上高のうちの20%、冷蔵関係は23%手数料取られて2,000千円はプールと、経費からいうと非常に厳しい状況かと思いますけれども、いつごろまでですね、こういう補助をずっと続けられるのか、それとも自立を目指されておられるのか、この「おいでメッセ柳川」の先行きはどうなるんでしょうか。

柳川ブランド推進室長（樋島謙治君）

「おいでメッセ柳川」の今後の方向性ということだと思いますけど、「おいでメッセ柳川」は、今ブランド事業の拠点施設ということで位置づけております。ですから、できるだけ長く続けることが柳川の観光振興や地場産品の消費拡大につながり、ひいては地場企業の発展につながるものというふうに考えております。しかし、1年間では市民へのPRも十分行き届かず、今後、観光客等も取り込む工夫の余地もございますので、当分の間、支援していきたいというふうに考えてあるところです。

運営の形態の方向といたしましては、柳川商店街による自主運営ができないかということで、現在、商店街のほうと協議をしているところです。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第67号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について

は、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第68号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第69号 柳川市住民基本台帳カード利用条例の制定について

議案第70号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 柳川市防災会議条例及び柳川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第73号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
の以上5議案を一括議題といたします。

5議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第69号 柳川市住民基本台帳カード利用条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第70号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第71号 柳川市防災会議条例及び柳川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第73号 柳川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって、本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時29分 散会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成24年9月10日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 三小田 一 美	2番 荒 巻 英 樹
3番 熊 井 三千代	4番 白 谷 義 隆
5番 梅 崎 昭 彦	6番 近 藤 末 治
7番 佐々木 創 主	8番 河 村 好 浩
9番 荒 木 憲	10番 高 田 千壽輝
11番 諸 藤 哲 男	12番 太 田 武 文
13番 吉 田 勝 也	14番 山 田 奉 文
15番 矢ヶ部 広 巳	16番 緒 方 寿 光
17番 浦 博 宣	18番 藤 丸 正 勝
19番 田 中 雅 美	20番 島 添 勝
21番 樽 見 哲 也	22番 伊 藤 法 博
23番 梅 崎 和 弘	24番 古 賀 澄 雄

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市副教務総会計市民保健建設産業経済部長兼大和庁舎長	市育部長	長	金石	子橋	健義	次浩
教育部長兼三橋庁舎長	長	北	川	川	義	満
消防人	防事務	長	大	坪	正	明
企画	秘書	長	横	山	英	眞
財政	課	長	田	島	稔	大
税務	課	長	高	島	淳	治
健康	課	長	野	田		彰
福祉	く	長	古	田		介
学生	り	長	島	賀		厚
生涯	課	長	白	田		昭
建校	課	長	橋	賀		男
農生	育課	長	石	添		孝
水路	課	長	橋	谷		郎
安全	習課	長	高	本		剛
水产	課	長	石	橋		則
柳川	課	長	中	又		三
ブランド	課	長	成	崎		輝
推進室	課	長	安	橋		二
長	心	長	野	村		輝
	興	長	松	清		二次
	課	長	田	藤		郎
	課	長	尾	田		茂
	課	長	松	尾		彦
	課	長	杣	島		司
	課	長				義
	課	長				治

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	長	江	崎	尚	美
議会事務局次長兼議事係長	長	亀	崎	公	徳
議会事務局庶務係長	長	池	末	勇	人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	8番 河村好浩	1. EMについて 2. 柳川市民プールについて	市長 "
2	16番 緒方寿光	1. 本市の「九州北部豪雨災害」の対応は (1) 市民へタイムリーな災害情報の伝達が出来たか (2) 「地域防災計画」の見直しはいかに (3) 災害ボランティアへの安全対策は (4) 「梅雨前線豪雨等被災農業者向け経営体育成支援事業」とは (5) その他 2. 「柳川ブランド」の今後の展開はいかに (1) 海土町の施策をどう生かすか (2) 「通信販売」の取り組みはいかに 3. 市政一般 (1) 「一般質問」のその後の対応は	市長 " " "
3	23番 梅崎和弘	1. 九州北部豪雨災害における柳川市の被害状況と問題点 (1) 堤防決壊の原因と問題点 (2) 床下浸水の見舞金 (3) 農業・漁業関係の被害は (4) 避難先の確保 2. 介護保険制度 (1) 地域包括システム (2) 広域連合のあり方検討会について	市長 " "
4	4番 白谷義隆	1. 災害復旧について (1) 農地の復旧は (2) 農業施設の復旧は (3) 被害農作物の補償は 2. 矢部川漁港の廃船処理について 3. 介護保険について	市長 " "
5	10番 高田千壽輝	1. 7月14日の水害について (1) 避難指示、避難所の職員配置 (2) 北浦・外平の排水能力・改修は (3) 中島漁港の被害の原因は (4) 当日の職員の態勢は	市長

順位	質問者	質問事項	答弁者
5	10番 高田 千壽輝	2. 中島校区の通学合宿	教育長

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。

9月6日の本会議において設置されました、決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は藤丸正勝議員、副委員長に伊藤法博議員が決定しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔、明瞭にされるようお願いをしておきます。

また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、8番河村好浩議員の発言を許します。

8番（河村好浩君）（登壇）

インターネットやモニター中継をごらんの皆様、そして議場の皆様、おはようございます。

8番河村です。

ただいま議長より発言の許可を得ましたので、質問をさせていただきたいと思いますが、その前に、7月14日の九州北部豪雨災害から2カ月がたちました。この災害で亡くなられた方々に対しましてお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様、特に中山校区、六合校区の皆様を初め、柳川市内各地で被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。家屋被害を初め、農業、漁業、商工業など、本当に将来に対して不安な日々を過ごされることと思います。

そんな中、市の職員の皆さんの素早い対応や、近隣のみならず、各地の自治体から、また

中高校生を初め企業や各種団体から、約4,000人以上のボランティアの皆さんも復旧に参加していただいたことに対しまして、敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

しかし、本当の意味での復旧・復興はこれからです。職員の皆さんがあらゆる努力をされているとは思いますが、一日でも早くもとの平穏な生活を取り戻せるよう、きめ細かな対応で最大限の努力をお願いする次第でございます。

しかし、私は少し心配なことがあります。それは、柳川市ではここ十数年、台風災害が起つておりません。地球温暖化のせいで台風の進路が変わっているとも言われていますが、台風災害のかわりに、今回の集中豪雨災害が、これから頻繁に起こる可能性だってあるわけでございます。市長は先日、全員協議会の中で、国、県ともに十分に協議しているとの報告でございましたが、二度とこのような災害が起きないように、安全で安心して住める柳川市を目指して、国、県への交渉、今まで以上に頑張っていただきたいとお願いいたします。

通告では、まず初めにEMについて、次に柳川市民プールについて質問をする予定でございましたが、柳川市民プールについては、先日の全員協議会の場で説明がありましたので、質問の内容を変えて、次の機会にしたいと思います。

それでは、通告に従いEMについて質問をしていきますが、詳細につきましては自席より一問一答でお願いいたします。議長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

8番（河村好浩君）続

8番河村です。それでは、EMについてであります、柳川市でEMを取り組まれたのは河野市長時代だとお聞きしておりますが、当時約11,000千円近くあった予算が、石田市長のときから約2,500千円ぐらいになったのはどのような理由で5分の1の予算になったのかを教えていただきたいと思います。

市民部長（田島稔大君）

旧柳川市では、平成13年の10月からこの事業が開始をされておりまして、当初、米のとぎ汁などの家庭雑排水がそのまま水路に流されているということで、水路が汚染されているとしまして、その解決策にEM活性液が有効であるとして事業が開始をされております。

EM事業の予算につきましては、平成14年度から3年間、約10,000千円強で推移をして、17年度が約3,760千円、平成19年度から2,500千円前後で予算が推移をしております。

どのような理由でEM事業の予算が5分の1になったのかということでございますが、当初はEMに対して皆さんのが余り承知をされていなかったということで、まずEMに対する認識を深めるために、研修や啓発事業が行われております。そしてまた、EM普及のために施設整備等も行われております。合併後は、水路の水質浄化のためのじゃぶじゃぶ作戦などが中止されたということが大きな理由ではないかというふうに思っております。

以上です。

8番（河村好浩君）

河村です。それではその予算の内訳といいますか、そういうものがおわかりだったら教えていただきたいと思いますが。

市民部長（田島稔大君）

予算の内訳ということでございますが、大筋で申し上げますと、平成14年度から3年間はEMについて市民の認知度を高めるために、先進地への視察、そして資料作成、また市内7カ所へのEMタンクの設置、活性液配送のための車両購入などがございます。EM活性液の原材料並びに作製等については、おおむね4,500千円から5,300千円程度の費用が使われております。家庭への活性液の配布や水路の水質浄化のための活性液、そしてまたEMだんご投入などが行われております。平成17年度以降は啓発や施設整備費がなくなりまして、活性液やEMだんごの水路投入が縮小をされ、EM活性液の原材料費とその作製、そして配送のための委託費が主な支出となっております。

以上です。

8番（河村好浩君）

視察に行かれたということですが、職員の皆様も一緒に行かれたのでしょうか。

市民部長（田島稔大君）

職員とEMを今後進められていく方々、そして市長もだったと思いますが、沖縄のほうに研修にも行かれてあります。

8番（河村好浩君）

それで、平成17年から原材料費等が主な支出だということでございますが、EM活性液に對しまして、どれくらいの予算、そして、じゃぶじゃぶ作戦にはどれくらいの予算を使われたのか、お尋ねしたいんですけど。

市民部長（田島稔大君）

幾らの予算をどういうふうに使われたかということでございますが、14年度から3年間は先ほど述べましたように、啓発や施設整備などに多くの経費が使われております。

EM活性液の大きなものといたしましては、平成14年度から掘割の水質改善策として、状況が異なる水路を5カ所モデル水路と設定して、毎週1トンのEM活性液を投入されております。平成15年度からは、じゃぶじゃぶ作戦と称しまして、投入水路の数をふやしており、16年度には水路30カ所で239トンのEM活性液を投入しております。平成14年度から平成17年度までの合計では、397トンのEM活性液を水路に投入してきております。そのほか、平成16年度には漁業関係者や婦人会、そして小学生などにより、EMだんごを作製して水路に投入する事業も行ってきております。

以上です。

8番（河村好浩君）

河村です。5カ所に毎週1トン、ということは5トンですね。で、あれが239トンになるということですが、これは原液じゃないと思うんですよね。原液1リットルで2,000倍になりますので、2トンできるわけですね。ということは、240本しか流していなかったということですね。その結果、どのような結果が出ましたでしょうか。

市民部長（田島稔大君）

このEM活性液というのは、ちょっと私も聞いたところなんですが、原液を120倍ほどに薄めた液ということで御理解をお願いしたいと思っております。

EMによる水質改善でございますが、3年間EM活性液やだんごを投入した水路の水質検査を行っておりまます。しかし、水質が改善されたという顕著な検査結果が出ておりません。また、大和、三橋において水路のEM投入がなされていなかったということで、合併後はEM活性液の水路投入を中止されたということでございます。

8番（河村好浩君）

EM関係の、ある方から言わせれば、ある程度の結果は出ていたんだと、でも途中でやめたから結果が出なかったんじゃないかなというふうに言われております。結果が出るまでやるべきではなかったんでしょうか。

市民部長（田島稔大君）

先ほど申し上げましたように、3年間、量的な問題があるというふうな意見もございますが、一応3年間、こういうふうに400トン近くの活性液を水路に投入して3年間検査をして、顕著な水質が改善されたという結果が出なかったということで中止をしております。

しかし、EMを使ったボカシやEM活性液の無料配布については、生ごみ堆肥化の補足剤、そして土壤改良、そして家庭内の消臭やぬめり取りなどの生活改善に効果があるということで、市民要望もございますので、これについては継続して事業を行ってきたということでございます。

8番（河村好浩君）

家庭の分ではいいということですが、視察に行かれたわけです 部長は行かれたかどうかわかりませんが、視察に行って、どこに行かれたのかちょっとわかりませんが、EMのボランティアの方と私は知り合いになりまして、いろんな事例集を見せていただきました。本当にすごい結果が出ているんですね。例えば、柳川市でも出ているのは、ここに写真があるんですけど、（写真を示す）これノリ網ですね。ノリ網を放置しとった場合、悪臭がしますよね。これEMをかけていると、早い時期にノリ網が、においが消えて、ぼろぼろぼろぼろ、かすが落ちてきれいになっていくという事例なんですけれども。それとか、ここには、愛知県名古屋市の堀川浄化ということで、EMだんごでヘドロが減少、臭気が抑制というような結果ですとか、あらゆる、水質の浄化に限らず、農業の件に関しても、環境の件に関しても、生ごみ処理の件に関しても、あらゆるデータが出ておりますが、そういうことを踏まえて、

なぜやめられたのか腑に落ちないのですが、よその地区でこんなに効果が出ているのに、柳川で出ないというのはおかしいと思うんですよね。ですから、やはり引き続き、EMじゃぶじゃぶ作戦、そしてまたEMだんご等を投入すべきだったのではないかなと思ってあるところでございます。

それで、今回の集中豪雨で被災地は悪臭がすごかったと聞いておりますが、EMの活用はされたのでしょうか。

市民部長（田島稔大君）

まず、EMを今回の災害に活用したかということでございますが、今回の災害に関して、水害等で被害を受けたところの消毒等については、福岡県から指導が跟っており、大雨、台風などによる水害時の感染症予防のための消毒方法について」と文書が参ってあります。本市では県の指導に基づいて、消石灰及び活性石けん液を被災された方々に配布をしております。EM活性液は配布をしておりません。

それから、先ほど、あちらこちらで成果、効果が出ているということでちょっとお示しいただきましたが、このEMの効果効能についても、いろいろな書物がございます。柳川市においても、過去いろいろな取り組みを行ってまいりました。このEM菌の説明や効果に関する書物、そしてこのEM菌を開発された琉球大学の比嘉先生の本などいろいろございますが、このEMの効果については、同じ専門家の間でも賛否両論ございます。現に、柳川市でEM活性液を3年間投入した水路を水質検査してまいりましたが、顕著なデータが出なかったということもございます。それから、国や県においても水質改善に効果があるということで推奨するという状況にまでは至っておりません。

こういった中で、行政が勧めるということは一般利用者に対してお墨つきになると、個人が自己責任で利用することは止められないということで、科学的に明確に証明されていない段階で行政が勧めることには問題があるというような御指摘もございます。本市といたしましては、先ほど申し上げましたように、生ごみの堆肥化とか、先ほど議員おっしゃいましたノリの網にかけて効果があるというようなことでございます。そういったもろもろのことで、市民の皆さんからの要望がございますので、そういうことについては、今後も続けていきたいというふうには考えております。

以上です。

8番（河村好浩君）

行政が率先してやるというのはなかなか難しいということでございますが、このEMボランティアの方々との会合とかというのは定期的にやられておるのでしょうか。

市民部長（田島稔大君）

EMボランティアの方々との意見交換会でございますが、必要に応じて行っているという状況でございます。23年度は1回、そして今年度は2回行っております。

8番（河村好浩君）

今年度は何月ごろに。

市民部長（田島稔大君）

済みません、ちょっと、私がそこまで把握しておりませんので。

8番（河村好浩君）

また、この事例集に戻るんですけども、東日本大震災における災害復興への大きな支援となったEMの効果といって、臭気対策から水田への塩害対策、それとかいろんな、気仙沼まるごとEM浄化大作戦などと、えらい効果が出ているように書いてありました。

定期的にボランティアの方との会合を持っていれば、ボランティアの方々はこういった雑誌は既に御存じで、一生懸命信じて、効果があるから頑張ってあるわけでございますので、そういう方々と連絡をとっておれば、こういったお話もあって、行政がやるんじゃなくて、ボランティアの方にボランティアでEMをまいていただくような段取りだってできたんじやないかなと思うわけですね。ですから、この、なかなか目に見えない効果がやはりあるものですから、その効果が出るか出ないかを知る絶好の機会だったんじゃないかなと思ってあるところでございます。そうすれば、連絡会をしておればこの悪臭対策、完全にEMのボランティアの方々が頑張って取り組まれたんじゃないかなと思うところでございますが、それとまた、EMインストラクターを養成されているとお聞きしておりますけれども、どのような目的で、現在何人の方が登録されて、どんな行動をされてあるのか、お尋ねいたします。

市民部長（田島稔大君）

EMのインストラクターを養成されているということでございますが、育成しているということではなくて、柳川市EM活性液等作製指導研修会実施要項というのがございます。これに基づいて、指導員になっていただくことを承認していただきまして、そしてその後、各種団体や地域などからEM指導員の派遣要請があった場合に指導に行ってもらっているということでございます。平成24年度につきましては、13名の指導員さんが登録をしていただきまして、EMを使った米のとぎ汁の発酵液、EM石けん、ボカリシづくりなどの研修会等の要望に対して指導に行ってもらっているという状況でございます。

8番（河村好浩君）

13人の方が今現在登録されてあると、で、要望がなかったらそのままだということでおろしいんですかね。その後、登録されて、定期的に研修会とか、そういったことはなされませんでしょうか。

市民部長（田島稔大君）

指導員の方の定期的な研修というのは、市のほうでは行っておりません。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

定期的にはやっていないということなんですかけれども、何年前かちょっとわかりませんけれども、昭代第一小学校の授業でEMのすばらしさを教えているとお聞きしましたが、どんな結果が出ていますでしょうか。また、その後、ほかの小学校でも取り組みはなされているのかをお聞きしたいと思います。

学校教育課長（高崎祐二君）

市内の学校でのEM学習につきまして、学校教育課のほうからお答えしたいと思います。先ほど言われました、昭代第一小学校、それから藤吉小学校について、平成23、24年度調査をしましたところ、この2校で実施をしているところであります。

昭代第一小学校につきましては、小学校の4年生が総合的な学習の時間に、掘割学習の取り組みの一つとして実施をしております。EMだんごの作製、投入、それからEM活性液の投入、それから水質チェック、廃油石けんづくりなどの活用が行われているところでございます。

先ほど議員お尋ねの結果につきましては、EMだんごやEM活性液投入による水質検査を簡易な検査キットで実施をしたそうですが、水質浄化の科学的な効果までは不明であったというふうに聞いております。

以上です。

8番（河村好浩君）

これ、みやま市の岩田小学校の生徒さんのEMを勉強した後の感想文を、EMボランティアの方々が教えに行かれて、感想文を送られた文章なんですかけれども、トイレのグループで自分は活動したと、そしたら、においがしなくなったというような結果、これはもう子供さんですから事実ですよね。自分が体験したことの結果をEMボランティアの方にありがとうございましたと、こういった結果が出ました、プールでもよかったですとか、いろんな結果が出てるんですよ。そういう結果を踏まえて、やはりこのすばらしさを、柳川市内の小学校全域に教えるということは、なされないでしょうかね。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほども申し上げましたように、昭代第一小学校で取り組んでおりますのも、掘割の学習の一環として取り組みがなされております。柳川市の特色であります掘割の学習を通して、掘割に誇りと関心を持ち、友達と意欲を持って調べたり、課題を解決できたりするようなことで、そういうことを目的に実施をしておるところでございます。

それで、先ほど議員言われましたように、トイレのにおいとかそういう形につきましては、市内の小学校のほうではプール清掃とかトイレの掃除の際に実際EM菌を流して実施をしているところでございます。

以上です。

8番（河村好浩君）

実際に、既にトイレとかプールとかは使用しているということなんでしょうか。それで、その結果は出でありますでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

全校ではございませんが、プール清掃の前にEM液を入れると実際汚れが早く落ちるとか、トイレ掃除ではぬめりが早目に取れるとか、消臭に効果があるという話は聞いております。

ただ、今現在、全校ではなくて一応希望する学校につきまして、そういうEM菌を配付といいますか、そういう形で扱いをさせていただいているところです。

8番（河村好浩君）

大変いいことではないかなと。多分これ熊本県だったと思うんですけども、プールの清掃にEMを使い、ヘドロや悪臭を抑える効果も出ていると。やはりこういった効果がわかっているわけですから、希望するとかじゃなくて、子供たちのために、プールがある小学校全校に、中学校も含めまして全校に配布して積極的にEMを活用するような体制を、結果が出ておるわけですから、したほうがいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

先ほど市民部長のほうから御回答もあっていましたかと思いますが、積極的にこちらから勧めるという形ではなくて、希望される学校につきましては、配布なりいろんな形での対応をしたいというふうに思っております。

8番（河村好浩君）

でも、プールで塩素を使いますよね。塩素を使うよりも体にいいですね、害がないEMを使うように指導するほうが行政として当然じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

学校教育課長（高崎祐二君）

プールに塩素を使いますのは、消毒の意味合いで使っております。EMにつきましては、やっぱり清掃の際の汚れがよく落ちるとか、そういう形での使用になっているというふうに思っております。

以上です。

8番（河村好浩君）

何はともあれ、そういう形でEMが効果が出ているんですから、積極的に行行政として、人体に影響があるならば別ですけれども、なくて、きれいになるならば、積極的に使うような方向で取り組んでいただきたいなと思っております。

市長にちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

市長は、2年前でしたか、柳川市で、市の協賛のもと比嘉教授の講演会が開催され、出席された際、挨拶の中で、EMについて積極的に今後取り組んでいくと挨拶をされたわけでございますが、EMボランティアの方々は本当に期待されていると思います。今後どのような

形で取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

在任中には比嘉先生が、沖縄の琉球大学の先生ですけれども、おいでになりましたシンポジウムがありました。そのときにお会いをいたしました、先生のお話、またそれぞれの各団体からの、県内、県外からおいでいただきました。事例発表等もありまして、EM菌の効能についてもお話を聞かせていただきました。私も地元の市長として挨拶をさせていただきましたし、その後いろいろな形で、きょういらっしゃいますけれども、団体の方ともお話しをし、柳川市が10,000千円以上の金を投資していくと、市税から、そしてその効果が3年間検証されたという中において、科学的に余り効果がなかったということでございます。しかしながら、台所とか、先ほど学校教育課長が話しましたように、そういうプールの掃除とかいうことについては今後も使っていくと私は思いますけれども、実際、本市を考えた場合に、930キロメートルのクリークというのは、湖沼ではなくて流れていく川なんですね、そのことは非常に難しい問題があろうかなというふうに考えております。

それで、いろんな形で推進をしていただいている団体とお話しするときには、どこかモデルの場所を設けてやって、実際、使用前、投入前と投入後のやつがきちんと出ない以上はなかなか、市の予算の中で今の2,500千円程度しかありませんけれども、ふやしていくことは難しいというふうに思っています。

それで、今、市民部長が申し上げましたような形の分は、今後また存続をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

8番（河村好浩君）

はい、わかりました。

でも、こんなことを言っては大変失礼なわけですが、答弁を聞いていてもわかるように、何かEMに対して余り積極的ではないと、できればやりたくないじゃないですけれども、そのような言いわけのように聞こえてくる面もなきにしもあらずで、積極的に使っていただきたいな。でも、それはしょうがない、ある意味しょうがないことかもしれません。なぜなら、EMのすばらしさを本当に理解していないから、おのずと意識も薄れてくるのだろうと思われます。

EMボランティアの方々が、担当の方に聞くと、予算がないとか、いろんな消極的な返答が返ってくると。やはりEM担当の方は、EMのことをもっと知るべきだし、積極的に取り組んでいただきたいな。人事異動で、行くとき、行くときに担当の方がかわっていると、そうすると、また一から説明をしなければいけない、そういう不満もあるようでございます。いま一度、市長、現地視察を考えてみませんでしょうか。例えば、本当にもうわかりやすい、牛舎の視察など、本当に効果がわかりやすいと思うんですよ。あの臭い牛舎がEMを

振ることによって悪臭がとれているのが現実なものですから、そういうのをすることはいかがでしょうか。

市長（金子健次君）

担当の者で予算がないと言うのは、過去の検証の中での予算編成ができなかったということだと思います。いろんな形で学説的には2つに分かれています、比嘉先生の説と、また違うような説もあります。そういう中において、柳川市においては、先ほど説明したような形は推奨していきたいというふうに思いますし、そういう私自身が自信を持って予算を組むと、こう変わったんだというやつをぜひ私自身もつかんでおきたいという部分が確かにあります。そうしないと、ただいたずらに、10,000千円という予算は多額の予算でございまして、もうそういうことについては、柳川の川が見違えるようにきれいになったという形の投資効果がないと、なかなか非常に難しいと思います。

いろんなトイレの形については使ってあります、そのことは自分は承知をしておりますし、そういう市民の声も、水洗便所以外のところのトイレの分についても、そういう効果があるというふうに伺っておりますし、まだ市民の中には有機農法でEM菌を使った農法をやっておられる方もありますし、そのお米を食べたこともありますし、そういう面では、そういうEM菌に対する視点を常に考えながら、自信を持ったところで予算を組みたいというふうに思っております。

8番（河村好浩君）

ありがとうございます。本当、データも出ているんですよね。東京、大都会の中心で清流がよみがえる。日本橋を中心にみんなの思いが広がると。EM技術によって、生き物が多様化する川へ戻ると、自然の生態系が戻ってくる。本当に先ほども言いましたように、ヘドロが減少して臭気が抑制されると。

過去に5カ所、柳川市ではEMの実験をしたと。やはり先ほど市長が言われましたように、多分流れる川をされたんだろうと思います。この流れる川というのは、上流からも流れてきます。その効果は、下流しか出てこないと思うんですよね。やはり流れる川を実験していくと思えば、たった二、三年のスパンじゃなくて、やっぱり10年、20年という長いスパンの中でやっていかないと、効果はあらわれてこない、そしてまた、家庭の雑排水、いろんなものも含めましてありますので、先ほど市長が言われましたように、流れない川、そういうところに投入してみて、そこが清流になるかどうかっていう実験も私はぜひやっていただきたいなと思っているところです。

市長のマニフェストでは、観光の振興を初め、環境問題、農業の振興、有明海の再生を目指しておられますので、このEMの取り組みは、それを達成させるための期待が持てる事業ではないかなと思っています。できるかできないかは、なるかならないかは、まだ本当に未知数のように見えますけれども、結果が出ていることに対して期待はできるわけですから。

観光の振興、環境問題では、観光客の皆さんがあくをそろえて言われる、川の水が汚い、悪臭がする、テレビで見ていた光景とかけ離れている等々の問題もあります。私も以前の一般質問のときにも環境のことで、駅前のヘドロが云々という質問をさせていただいたこともあります。これでは、観光業も衰退になっていくのではないかなと思います。

また、EM効果は、悪臭対策、水質の浄化など効果が見られ、それにより、先ほども言いましたように、川魚などの生態系が戻りつつあると報告されたり、他県ではアユや蛍が戻ったと新聞報道までされております。農業振興では、微生物が土を育てることによってすばらしい、本当に上げれば切りがないほどの効果が実証されているわけでございます。また、有明海ではEMだんごをノリ網のそばに投入したところ、アサリが、たまたまかもしれません、それは実証はされておりませんが、投入付近でたくさんとれたという人もいます。実際のところ真偽はわかりませんが、本当に期待が持てる話ではないかなと思うわけでございます。

国會議員の先生にお願いして、覆砂事業で砂にEMをまぜて流してもらう、投入してもらう。または漁業関係の方と、それもされてあったとは先ほどの答弁でございましたが、一緒に連携して本当に効果があったことを勉強しながら、有明海の再生のためEMを投入してもらうように前向きに取り組めば、すばらしい結果が出てくるんじゃないかなと思うわけでございます。

有明海再生のために、一日でも早く取り組むべきだと思います。いや、取り組んでほしいわけです。なぜなら、おいしい有明海の幸をみんなが待ち望んでいるはずです。ノリを初めタイラギ、アサリなどなど、柳川市を初め全国の人に食べていきたいと思いますから、一日でも早く取り組んでいただきたいなど。

最後に 最後にというか、市長、ボランティアの方々の協力を得て、先ほど市長も言わされましたように、柳川市内で何力所かを決めて、とことんやってみませんか。先ほど言いましたように、例えば牛舎か鶏舎の方と相談をして、協力をいただいて1件、先ほどの流れが悪くて悪臭がするような水路で1件などいかがでしょうか。ボランティアの方々は、喜んで協力してくれるはずです。そこに、500円くらいの弁当、お茶、それぐらい出してもいいじゃないですか。何か以前は委託を、シルバーかどこかちょっとわかりませんけれども、最初のころは委託をしてEMを流していたと、そういうった金額に比べれば本当に安い金額で、もうボランティアの方は一生懸命ですから、真剣に取り組まれるんじゃないかなと思いますので、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

ボランティアの方というのは、恐らくそういう弁当とか、そういうことを考えていらっしゃらない方ばかりでございまして、今回、東日本大震災でもEMだんごを送ってくれということで、柳川市のほうから団体の方が送っていただきました。そのお礼に対する、その効果に対することも報告を受けているところでもございます。

実は7月14日は、西鉄柳川駅のところにEMだんごを投入する計画をしておりました。ただ、災害が、ああいう水害がありましたので中止をいたしましたけれども、それ以前にも私と前の刈茅副市長とも一緒に、また昭代小学校の小学生と一緒に投入して、その経過を見たところですけれども、実際EMの活性液の投入をずっと続けないとなかなかその効果が出ないということも聞いてあります。今、河村議員のほうから言われたことについては、十分御意見として承っておきたいと思います。できれば、そういう流れの実際の効果が見違えるように変われば、いろいろ考えていいかなというふうに思っております。

以上です。

8番（河村好浩君）

ありがとうございます。本当にボランティアの方々は大変喜ばれると思います。

やはり先ほども、何度も言いますけれども、継続だと思うんですよね。3年やったから効果が出る、出なかったからやめるんじゃ、やはり効果が出るまでやり続けるっていうことが、大事なんじゃないのかなと、そのためにはやっぱり職員の皆さんも、ボランティアの皆さん方もそうですけれども、効果を信じてやっていかないと、でくっとやろか、なっとやか、ならんとやかっていうぐらいの投入じゃいけないんじゃないかなと思うわけでございます。

ですから、やはり川、上流から下流ですから、要は最終的には有明海の再生にもつながっていくだろうと期待をしております。本当にノリやタイラギ、アサリ、有明海の幸はよその県の方のことを言ったらあれですけれども、やはり本当に食べたいわけです。ことしはタイラギなんか本当、小指の先くらいのタイラギしか食べられませんでした。でも、その前はそここの大きさも食べられました。やっていなくてもできたじゃないかじゃなくて、そういったことが、それ以上の豊富な有明海の幸がとれるような状況にやっていくこともしていただきたいなど、そのためには、この期待が持てるEMを積極的に取り組んでいただいて、市長のマニフェストの大半がこれによって解決するかもしれませんので、ぜひお願い申し上げまして、時間を少し残しておりますが、一般質問を終わりたいと思います。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、河村好浩議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんのおはようございます。緒方寿光です。まずは7月14日の九州北部豪雨の災害で亡

くなられた方々に対しまして、心より御冥福をお祈りいたします。重ねまして、本市での災害で被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問通告に従いまして質問を行います。

私の質問時間は60分と限られておりますので、執行部におかれはぜひ簡潔明瞭な的を射た答弁をお願いします。

今回の質問は大きく3つです。1点目は、九州北部豪雨災害時の本市の対応はどのようなものだったのか、また、今後の災害対応をどうするのか。2点目は、柳川ブランドとしての特産品を今後どのように育て発展させていくのか。3点目に、これまでの一般質問の後の市長、また執行部の対応はどのようにされているのか、特に市民温水プール施設2階の開放はいつになるのか、職員の持ち家手当の廃止の結論はどうなったのか、このことについて質問をします。

まず初めに、九州北部豪雨災害の本市の対応について質問をいたします。

皆様御存じのように、今回の災害の被害状況は、被害額合計で約3,850,000千円となっています。具体的な内容は人的被害で死者1名、物的被害が家屋の床上浸水で約600戸、床下浸水が約1,380戸、また、農作物、農地被害額が約1,160,000千円、被害面積にして3,310ヘクタール、そして漁港被害額が約550,000千円、そして商工業の被害が約16億円などです。当然のことですが、今回の被害拡大の最大の要因は、これは矢部川と沖端川の堤防決壊にあります。通常の堤防決壊は水流が強く当たるカーブの外側で起こるケースが多いのですが、今回は矢部川は内側、沖端川は直線の部分が決壊しています。そして、被災した市民からは、今回の災害は人災ではないかとの疑問の声が数多く上がっています。

そこで、この場で改めまして、本市、県、国に対し今回の災害の原因究明とその対策を早急に求めます。

さらに、私は本市の危機管理体制に大いに疑問を持っています。また、多くの市民からも初期の対応、つまりは初動ができていなかったために今回の被害は拡大したのではないかとの声はあります。日ごろから本市には自然災害に対する危機感が果たしてあったのかどうか。具体的な市民の声として、ここに7点ほど紹介します。

まず1点目は、サイレンは鳴っているが、何を意味するサイレンか、さっぱりわからない。2点目は、避難指示がテレビ字幕に出たが、災害状況がつかめなかつたので、自宅から動かなかった。そしたら何と、その10分後には自宅の周りは浸水をしていた。また、緊急車両の広報の音声は聞こえなかった。4点目に、区長に状況を聞きに行ったが、区長自身が災害状況を全くわからない。そのために情報はとることができなかつた。さらには、消防署、市役所に情報を聞くんだが、電話をするがつながらない。区長に電話してもつながらない。最悪は避難指示が出てすぐに市の指定の避難所に行ったが、あいてもいないし誰もいない。不安を抱えながら、その場で20分ほど待機したなどの市民の声です。

そこで、私は市民に本市として災害情報の伝達がタイムリーに行われていなかったのと同じく、災害時の初動対応が全くできていなかったのではないかと率直に考えています。

そこで、今回の本市の災害情報の伝達について、まずはありのままの状況を率直にお尋ねいたします。

この後の質問は自席から行います。まずはこの点の簡潔明瞭な答弁を求めます。

以上です。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの御質問、今回の災害情報の伝達についてお答えをいたします。

伝達につきましては、大きく、避難勧告、それから避難指示の発令、沖端川の中山の堤防決壊、矢部川六合の堤防決壊に対しまして、サイレンの吹鳴及び市役所、消防署、消防団約50台による車両警戒広報、それから携帯電話への防災メールと消防メール、報道機関へ放送要請、そして行政区長さんへの電話連絡など複合的に行ったところでございます。

具体的な時間帯を申し上げますと、避難指示で申し上げさせていただきます。午前8時50分の発令に対しまして、午前8時55分に災害情報メールを発信しまして、同時時刻にサイレンを沖端川及び矢部川流域に吹鳴をいたしております。そして同時に、行政区長さんへの電話連絡を開始いたしております。その後、中山のほうの沖端川の堤防が破堤しましたので、再度避難指示を午前9時に市内全域に発令をいたしました。そして、9時4分に災害情報メールを発信し、9時7分にサイレンを市内全域に吹鳴をいたしました。また、9時10分にはＮＨＫ放送局へ災害テロップの要請を行ったところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

それでは、続けて質問します。

最も大事な行政区長への災害情報の伝達方法は、私が聞くところによりますと、区長名簿によって固定電話で行っていたということありますが、これは事実ですか、お尋ねします。

安全安心課長（野田洋司君）

行政区長さんへの電話連絡につきましては、固定電話でいたしております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、柳川市には300程度の行政区があるわけですが、行政区長全員に今回の全ての災害情報の伝達が終了するのにかかった時間というのはどれぐらいですか。

安全安心課長（野田洋司君）

先ほど行政区長さんの開始時間を申し上げました、8時50分から電話連絡を開始しております。それで、大体10時から10時半ぐらいまでに一通りの電話連絡をいたしております。しかしながら、お留守のところも多くございまして、その後、第2回目、残りのところをまた

続けたということでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

私は大変問題があると思います。行政区長に災害情報の伝達が終了した、まあ、かかった時間というんでしょうか、それが大体1時間もしくは1時間半、本当これで初期対応というのができるんでしょうかね。

そして、質問しますが、今後、行政区長にタイムリーな情報伝達を行うために本市としては何をするんですか、お尋ねします。

安全安心課長（野田洋司君）

ここでお時間をいただきまして、今度新たに柳川市で取り組みます情報伝達事業について御説明をさせていただきます。

この事業につきましては、昨年度3月議会のほうで議決をいただきまして、本年度防災行政無線の整備をいたします。この防災行政無線、同報系の無線でございまして、防災情報を同時一斉に通報するものでございます。この整備によりまして情報のスピード化が図られまして市民の皆さんへの避難行動及び初動体制の迅速化を図ることができると考えております。整備は今回の災害がありましたので、当初予定より1ヶ月早めまして来月の12日で工事請負の入札手続に入ったところでございます。

整備概要を申し上げます。支局を柳川市役所の柳川庁舎に置きまして、副局を大和庁舎、三橋庁舎、消防本部庁舎の3局、そして、屋外拡声器を備えます子局と申しますけれども、これを市内の要所に34局、計38局を設置いたします。それから、防災車両等6台に車載型の6局を設置いたします。そして、この整備と同時に、多重的に複合的に集中を図るため、市民の皆さんへの携帯電話にお知らせする緊急災害メールというものを同時に整備いたします。これは市のエリア内であれば携帯電話どれにもつながるように、電源が入っておれば強制的に一方的に災害の情報を一斉にメール配信するものでございます。

そのほか、同時に、現在利用いただいている防災メール「まもるくん」と申しますけれども、これにも自動連携して同時に配信をいたします。それで、そのほかにもサイレン連動システムとか、屋外拡声器からサイレンを併用して鳴らせるとか、施設の消防サイレンも連動して流せるとか、そういうような整備をいろいろ行いますけれども、区長さんへの情報伝達につきましては、ただいま御説明を申し上げました緊急災害メール、皆様の携帯電話に一方的に送ることができる緊急災害メール、それから、現在も使っております防災メール、災害メール、これを区長さんの方々にも登録を促進いたしまして、二重三重にですね、それから、従来からの電話連絡も重ねてさせていただきたいと思っております。そういうふうに二重三重の連絡をしまして、迅速、確実に情報伝達をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

質問を続けます。

災害時の今回の要支援者、この方々についての情報伝達、今回どのようにされてありますか、お尋ねします。

安全安心課長（野田洋司君）

高齢者や障害者の要援護者の方たちへの情報伝達につきまして、今回、市では平成22年の1月からでございますけれども、災害時要援護者避難支援プランというのを作成しております。それで、これは地域地域で避難支援体制をつくり上げていくということでございまして、今回の情報伝達に当たりましては、行政区長さん、民生委員さんにもかなり奔走をしていただきました。この情報伝達をする大もととなりますのが、防災カードというのを22年以降取り組みをしてきております。65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方とか、75歳以上の高齢者のみの世帯、それから、障害者の方たちの把握登録というのを進めてきております。それで、この防災カードに記載しますのが要援護者お一人お一人に対しましてこの防災カードがありまして、そこに地域の方々の連絡表をですね、連絡、電話番号でございますけれども、一枚一枚記入してあるということで、御本人さんに対しまして御家族とか御親戚とか民生委員さんとか行政区長さん、それと隣近所の避難支援者の方の電話番号を記載しております、これを災害時には活用していただくということで、今回も行政区長さん、民生委員さんにはかなり奔走をしていただいたところでございます。こういうことで連絡は行ったところでございます。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

課長、もう少し簡潔明瞭に答弁をお願いします。

先ほどの答弁なんですけど、実際、先日、民生児童委員の協議会の研修会で、今回の豪雨で救援活動、これについて誰が避難しているのかの安否確認が十分できなかったという意見が出されてあります。そしてさらに、個人情報保護法ですか、これが足かせになって要支援者の情報を一部の人しか把握できなかつたと、こういう状況もある。

そこで、万が一に備えてそういう要支援者の情報を共有できるようなシステムを具体的につくるべきではないかという話もあってます。この安否確認十分できなかつた、この辺の状況は把握されてありますか、どういう状況だったのか。

安全安心課長（野田洋司君）

先ほど申しました防災カードですね、これが要援護者お一人お一人の電話番号、連絡先、それと御本人を中心としまして、行政区長さん、民生委員さん、隣近所の支援者の方たちが災害時には御本人さんを避難所に連れていくということで、この普及を図っておるところでございます。安否確認についてもこれに基づいてやっていただくわけでございますが、そこ

ら辺がうまく組織が機能していないというところでございます。その点について私どもは、やはり日ごろから平時のときに避難訓練とかを地域地域で実施をしていただきまして、そういうときに備えていただきたいというふうに考えております。

それで、本年度もこの避難訓練というのをどうしてもやりたいということで、昨年度から取り組んできておりますけれども、今年度は福岡県のほうからそういうふうな災害時要援護者支援並びに避難訓練等の御指導をいただくようになっておりますので、こういう中でそういうふうな安否確認とか、避難誘導とか、そういうのがスムーズになりますように今年度そういうふうな地域での避難訓練を実施したいと思っております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

先ほど防災行政無線整備について話がありました。この防災行政無線、34カ所を支局として拡声器を設置するということになっております。そして、予算は約1億円、来年3月までに整備するということなんですが、私は余りにも34カ所の拡声器というのは少な過ぎるんじゃないかと考えております。それはなぜか。河川の堤防、そして海岸堤防、近隣の集落には当然のことながら拡声器は設置すべきですし、柳川市は300の行政区があります。高齢者世帯が多いのも現実です。そして、低い土地で豪雨だけで冠水をするという地域もあります。

そこで、私は災害情報を正確にタイムリーに伝えるためには34カ所と言わず、やはりこの数の倍ぐらい僕は設置する必要があるのではないかと考えております。せっかく1億円かけてこの整備を進められるのであれば、それ以上の効果を最大限に上げるために、そこまで考えてやるべきじゃないんでしょうか。課長に改めて質問します。

安全安心課長（野田洋司君）

今回の同報系の防災行政無線の整備に当たりましては、昨年度、国の第3次補正予算で非常に有利な補助金、それから、有利な起債を充てて整備することができるということで、昨年度のことしの3月に本市議会で補正予算の議決をいたしましたところでございます。

そこで、この整備に当たりましては147,000千円での整備でございますけれども、そういうふうな国の補助金、有利な起債を受けるに当たっての条件というのがございまして、それを中心に整備をさせていただいております。と申しますのが、市の指定避難所、ここに設置をするようにというのが国の補助対象でございます。そういうことで整備の屋外拡声器の配置を申し上げますと、柳川庁舎ほか各庁舎、それから指定避難所である小・中学校、公民館でございます。そして、一応近い施設同士は省きまして、どれか1つにしまして全校区に配置をしております。それから、補助対象外としまして河川流域、それから、海岸周辺の集落の要所に今回の被災地域のことも考慮しまして配置をいたしております。

それで、数の問題ですけれども、先ほども御説明いたしましたけれども、市民の方の携帯

電話へ強制的に受信をさせます緊急災害メールの整備もあわせて行っています。また、サイレン連動システムで全てのサイレンに連動をさせます。それで、そういうふうに複合的に多重的に情報伝達をやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

先ほど課長から答弁いただいておりますが、市長はこの件についての考え方などをお持ちなのか、市長の見解をお尋ねします。

市長（金子健次君）

簡潔明瞭ということでございますけれども、実際34カ所で足り得るかということでございます。

147,000千円かけまして来年3月までには間に合わせたいという考え方でございます。スピーカーそのものは4カ所の方向に届くような形でエリアを決めております。条件によっては、例えば、台風が襲来をしてくる場合には窓を閉め切つてあると、完全にですね。そういう場合、非常に聞きにくい部分もあるかと思いますけれども、私はそのほかにいろんな形でエリアメールとか電話の関係、また、今回一番早かったのはNHKのほうにお願いしてテロップを流していただいたというようなこと等もありまして、あらゆる面で市民に伝達をしていきたいというふうに考えております。大きないろんな反省点もあります。そういうことを教訓として、今後やっていきたいというふうに考えています。

16番（緒方寿光君）

次に、柳川市の地域防災計画について質問をいたします。

今回の災害でこれまでの柳川市地域防災計画、これについては対応ができなかった、そして、修正をしなければならない、そういう点も数多く私はあぶり出されたんじゃないかなと思います。

先ほどから話しておりますが、災害情報の伝達については、タイムリーに明確にスピード感を持って、ほぼやれていないんじゃないかな。そして、非常用の食料の備蓄、防災資機材の整備、例えば、土のうの備蓄が不十分ではなかったか。さらに、緊急時に早急に対応するために備蓄場所の再検討が必要になるのではないか。そしてまた、施設の1階を水害時に避難所にするということは私はナンセンスだと思います。やはり2階以上の施設を避難所に指定すべきだと考えます。そしてまた、停電時に対応できる、発電できるような設備、これも私は整備をする必要があると思います。さらには三橋町被災地域では屋外設備の盗難、そしてまた大和町の被災地域では現金の盗難、これがありました。

そこで、災害時の犯罪防止、そして治安を維持するための災害警備活動、これが本当に十分であったのかどうか、再度検証をする必要があると思っています。そして、これまでの、全てとは言いませんが、形式的な防災訓練はもうやめて実践的な訓練を住民交えて行うべき

ではないか、私はこう考えております。

さらに初期対応を言いますと、避難指示を全域に本部長出されるものであれば、避難所は既に事前に準備態勢を整えておくことは僕は当たり前ではないかと思います。市全体の災害状況の把握の甘さも私はあったと考えています。要は初期活動、初動についてもう一回、一から検証すべきではないかと考えます。

まだまだありとあらゆる点があるんですが、反省すべき点は私は今回大いに反省して、そして災害に備えて見直すべきところは見直すという、大胆に今回はやるべきではないかと、そして実践的に対応ができる地域防災計画に練り上げていくべきではないかと、そう考えておりますが、市長の見解はどんな見解をお持ちですか、お尋ねをいたします。

市長（金子健次君）

昭和28年の大水害以来ということで、先日、筑後川の河川事務所の所長が来まして、船小屋の観測所では、昭和28年毎秒3,500トン、今回は4,000トン以上ということの話がありました。私たちが予想していた沖端川の11カ所については越流、または漏水ということがありました。今度、中山のほうで決壊をいたしましたけど、どこが決壊してもおかしくないということで、その検証についてはやっぱりきちんと福岡県はやってもらいたいということで、調査委員会も立ち上げて、私もメンバーの一員に加えていただくことになっております。

それと、矢部川につきましては、国のほうできちんとした調査委員会を設置するということで、一番大事なことは二度と決壊しないような強固な堤防をつくっていくということが大事ではなかろうかと思います。堤防とあわせて推定の断面積の問題も含めて、これから検討されると実施に移していくかれるというふうに思います。今言われた分についての避難の問題については、いろんな意味で教訓になりました。今後こういう災害に備えた部分については、確かに総合的な防災訓練も必要だし、19校区に自主防災組織をつくりました。それをきちんとこれからいろんな形で検証しながらやっていきたいと思います。自助の部分もあります。自分たちの分でできる分もあります。全て行政が何もかんもということはできていないと思います。今回の、私は思うには中山校区におきましても、区長会長の山口さんという方が本当一生懸命になって取り組んでいました。災害後の復旧についても一生懸命、本当寝食忘れて頑張られたと思います。そういうことも今後大いに私、参考になるし、いろんな形で民生委員、区長会、消防団、職員も含めて全部いろんな形で意見を出し合ってマニュアルをつくりまして、この災害に備えていきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

市長の最後のほうのお話で、市職員交えてやはり検証をやる必要があるということなんですが、私は本当に記憶が新しいうちにやっぱり今回災害対応をされた職員、この方々を集め

て、やはりここはどうだったのか、あそこはどうだったのかと、もう一回検証し直して、そういう会合を10月までぐらいには早急に開く必要があると、そんなふうに僕は考えています。

あともう1つは、やはり区長会、そして今回ボランティアで参加された方々、そして直接市民とでもいいんですけれども、やはり懇談会を実施しましてね、そして、その中でいろんな提案や問題点が出てくると思うんです。そこをやっぱり拾い上げて、机上論ではなくて、具体的に実践的なやはり地域防災計画を見直すと、それぐらいのスタンスが僕は必要ではないかと、そう考えておりますが、市長はどう考えてありますか。

市長（金子健次君）

まさにそのとおりだと思います。災害後、私たちの、役所のほうも毎日8時から1時間ぐらいずっと部長、課長全員、そういう会議をやってきました。7月いっぱいは。そのことをなぜやったかというと、市民の声とかいろんな形の復旧に向けた取り組みについては、情報を共有化しておかなきゃならないということをやってきました。私は今回の災害を教訓に、記録をきちんとつくっておきたいというふうに思っております。そして、このことが災害に对しての耐え得るだけの対応のマニュアルをきちんとつくっておきたい。もちろん早く早急にこの取り組みをしていきたいと思っております。

それから、忘れてはならないのはやっぱり子供たちに、2012年7月14日、ここまで水が来たんだよという電柱とかいろんな形に表示をしたいというふうに思っております。そのことが、災害は忘れたころにやってくるとならないようにいつもそのことを、何かあった場合にはどこに逃げるんだとか、そういうことを私は考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

ぜひ生きた地域防災計画を策定してください。

次の質問に移ります。

災害ボランティアの安全対策について質問をします。

今回の柳川市の社会福祉協議会のまとめで、柳川市内からボランティアの総受け入れ延べ人数ですね、これは1,769人ということで、柳川市内から115人、福岡県内からは何と237人、さらに県外からは43人がボランティアとして協力をしていただいております。大変炎天下の中で復旧作業に御尽力していただいたボランティアの皆様には心より感謝を申し上げる次第でございますが、さて、私も実はボランティア登録をしまして、個人で中山地区の民家の泥揚げを手伝いました。

私が一番このボランティアの作業状況を見ていて思いましたのは、やはり本市として安全対策ができていなかったんじゃないかと、できていなかったことが非常に見受けられました。具体的には、やはり瓦れきの撤去だとか、瓦れきの分別をするのにもマスク、ゴーグル、手袋、安全靴なんかをされていないボランティアの方も私はおられたと見ていました。そして、

泥揚げにしても何にしてもやはり危険な漂流物はいっぱいあるわけなので、やはりそこはマスク、そして安全靴は必要ではないかと、市からある程度の提供は必要ではないかと考えております。

当然ボランティアで、みずから自己責任でされてある方も中にはおられますけれども、本当にわずかでございましてね、やはりけが、仮に死亡事故なんかありますと、これは大きな問題だと思いますので、私はこの安全対策について今回、本市としては足りなかったところがたくさんあったんじゃないかと思っておりますが、今回作業内容ですね、そしてけが、熱中症などの発生状況、そういうものがあったとすれば、その内容を簡単でいいですので、聞かせていただけませんか。

福祉課長（稻又義輝君）

まず、災害ボランティアの作業内容についてお尋ねでございます。

作業内容につきましては、ごみなどの屋外への運び出し、家具や室内の拭き掃除、泥落とし作業、室内、敷地内の泥のかき出し作業、仮置き場への積み込み、運搬などとなっております。

それから、災害ボランティア中のけがについてお尋ねでございます。

災害ボランティア活動中のけがについては2件ほど発生をいたしております。1件は、敷石に足の指を強打したというふうなことでの打撲でございます。もう1件は、くぎを踏んだというふうなことでございまして、くぎを踏んだ方につきましては作業を中断していただきまして、柳川市内の病院のほうに搬送して治療を受けてもらっているというふうなことです。また、打撲された方につきましては、軽度の痛みということで、その日は治療を受けておられませんが、念のため後日、病院のほうへ行かれたというふうなことでございます。両方もボランティア保険の適用となっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

続けて質問します。

福岡県内、そして、県外のボランティアが280名ほどおられたわけですが、そのうち何名の方が2日以上続けて復旧作業をされたのか、簡単でいいですので、数を教えてください。

福祉課長（稻又義輝君）

ボランティアの関係での地域別人数についてはちょっと把握をしておりますので、その分の報告にかえたいというふうに思います。

主なところでは当然ながら柳川市が795名、福岡市が347人、大牟田市では241人、大川では74人、大木町から40人、そういう状況でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これはボランティアが自分で自己責任で宿泊までいろんなことをやるというのが基本ということなんですが、私は災害ボランティアが遠方から、特に交通費、宿泊費、それを特別な場合は除きまして、やはりみずから身銭を切って柳川市のために来られてあるわけですので、作業が終わった後、水の郷で風呂の券を配ってありましたけど、それはそれでいいと思うんですけど、やはり緊急でこういうときは水の郷の2階の和室なんかを緊急の簡易宿泊所にするだとか、そして、今、市民温水プールの2階もあいておりますので、緊急としてそういう用途で開放するとか、私はこれぐらいのことが大きな財政負担が特に伴うことではないと思いますので、対応していただきたかったなと、そんなふうに思っています。要は福岡県内から青年がボランティアに来られて、実は車中泊をして連日復旧作業をしたという人がありまして、やはりその辺のことを考えますと、何とか市でもそういう対応ぐらいは、せっかくこちらまで来ていただいて手伝いをしてもらっているということであれば、やはり対応すべきことではなかったのかなと思いますが、この辺についての見解をお尋ねします。

福祉課長（稻又義輝君）

遠くから見えられた方の宿泊関係、そういうことについてのお尋ねだろうというふうに思います。

初めての経験でもございますので、思い当たるような装備品、そういうものについては準備をいたしました。しかし、ボランティアの方々がどこから見えるのかとか、そういうことについては初めての経験でございますので、宿泊施設、そういうことについては今回の経験を踏まえて今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

今回の経験をぜひ生かしてほしいと思うんですけども、やはり水の郷で既にボランティアの受け付けをやっぱりされる時点で、私も書きましたけど、住所何やらいろいろ書くんですよ。その場合、僕はわかると思うんですね。それぐらいのことは僕はわかると思うんですよ。その辺は、やはりもっと丁寧な対応が必要ではなかったなと思っています。

あともう1点は、やはり今後そういった安全対策についてどうするのか。やはり備蓄が必要ではないかと私は考えておりますが、これについて簡単に答弁を求めます。

福祉課長（稻又義輝君）

今回の装備品等は1日に200名を超えるような状況ございましたので、それだけの装備については現在確保しておりますので、その分についてを一定の場所に保管をして準備していきたいというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次の質問に移ります。

梅雨前線豪雨等被災農業者向け経営体育成支援事業という事業があるということで聞いています。この事業について簡単に結構なので説明をしていただけませんか。

農政課長（成清博茂君）

この支援対策につきましては、農水省が新たに打ち出した対策でございます。内容といたしましては、平成24年の6月8日から7月23日までの間に豪雨や暴風によりまして農産物の生産に必要な施設が被害を受け、農業経営に支障を来す状況となっているということで被災した園芸施設、または機械等の緊急支援を行うということになっております。この内容について政策目標といたしましては、この事業の政策目標として被災農業者の農業経営の維持を目標として被災前の経営体が引き続き被災後の農業を継続するようにという支援でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

特にハウスなどの園芸農家が対象になると聞いておりますが、この事業の助成の対象者、これを簡単に教えていただけますか。

農政課長（成清博茂君）

助成の対象者といたしましては、この農業災害を受けられた農業者、または農業者が組織する団体というふうになっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

続けまして、その事業の支援対象、これをお尋ねします。

農政課長（成清博茂君）

この事業の支援対象ということですけれども、おおむね3点ほどあるかと思っています。1点目に、農産物の生産に必要な施設の復旧、また、気象災害による農業被害前の農業施設と同程度の施設の取得と。それと、もう1点目が、農産物の生産に必要な施設を修繕するための資材の購入。もう1点が、農産物の生産に必要な農業機械で、耐用年数を経過したものや修繕をして利用可能なものを除く農業機械ということになっております。この事業につきましては、本事業に要する経費について融資機関からの融資、または地方公共団体の単独事業による支援を受けているものが対象ということになっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、この事業の実施主体はどこになりますでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

この事業の実施主体ということですけれども、この実施要綱によりますと、農業再生協議会、もしくは地域担い手再生協議会、または市町村ということになっておりますが、今回、

当初予算についても経営体育成支援事業という、市で行っていますので、今回の事業についても市が実施主体ということで考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、補助率はどうなっていますか。

農政課長（成清博茂君）

この事業につきましての補助率ですけれども、10分の3以内ということになって、30%以内かと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私は、矢部川、沖端川、それぞれ国、県の管理になっていますし、この川の堤防が決壊したことで、今回特に施設園芸を営んでいる農業者の方、この方々が設備、農地、そして農機具、これは水没しまして、路頭に迷って実は悲鳴を上げているのが現状だと考えています。簡単に言えば、やはり生計を立てるための道具をこの決壊によって僕は失ったんじゃないかなと思います。被災農業者の方、災害前のように復旧はできないんじゃないかなという嘆きも多く聞くんですけれども、私は最低でもやはり国、県両方の補助率で10分の8、8割というんでしょうか、それぐらいは今回当たり前じゃないのかなと考えています。

そこで僕は、柳川市ももっと強い姿勢で国、県に何回も働きかけをして、そして交渉するというぐらいの必要がある、それは当たり前じゃないのかなと、そう思っているんですが、この件について市長の見解をお尋ねします。

市長（金子健次君）

今回についてはハウス関係につきましても福岡県が10分の5、5割を見るということで、これは従来からの補助率がありまして、あと10分の3につきましては、先ほど出ましたように、農水省に強く本当に何回となく働きをいたしまして10分の8は確保できたというふうに思っております。

それと、いろんな形で農業機械等につきましても10分の3は国の補助がありますので、その分に10分の2を柳川市としては継ぎ足す方向の検討を今しているところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

そうしますと、この事業の手続というのは被災農業者はどうすればいいんでしょうか。簡単に具体的に教えてもらえませんか。

農政課長（成清博茂君）

この事業の手続ということですけれども、一応窓口といたしましては農政課にしておりま

す。農政課またはJAの営農センターのほうで具体的相談を受けていただいて、その後、農政局、また県と協議を行って承認を受けるということになりますけれども、被災者の方につきましては平面図とかカタログ、それから見積書等を準備していただいて申請することになります。いずれにしても農政課または営農センターで相談をしていただいて申請をするということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

次に、最後の災害の対応について質問します。

今回の災害時で柳川市の業務命令によって教職員、そして職員の方の動産が被災されたということで話を聞いています。もっとわかりやすく言いますと、市からの避難所開設の要請によって、教職員が対応して学校をあけて、そして避難民を誘導して対応していたと。その間に教職員の車が水没してしまって廃車、修理等々になったということです。もう1つは、本部から市の職員へ避難民の食事の準備のために業務命令が出されて作業場へ行って、その作業中に職員の車が水没して廃車、また修理することになったと。何か聞くところによりますと、今回のケースでその車が何十台かあると聞いております。

そこで質問ですが、この現状を市長は御存じでしょうか、お尋ねします。

市長（金子健次君）

承知をしております。

16番（緒方寿光君）

そうしますと、今後この対応についてはどういう方針をお持ちでしょうか、お尋ねします。

人事秘書課長（島添守男君）

職員のうち10名ほどはありますけれども、総務省によりますと、地方自治法や地方公務員災害補償法には業務中に職員の所有物が損なわれた際の規定はございません。また、福岡県市町村職員共済組合により災害見舞金という制度がありますけれども、これが本人所有の家財全体の5分の1以上が損害を受けたときは支給されますけれども、自家用車1台の損害でこの要件への該当性はかなり低いと考えます。したがって、法的な救済は現在のところはないというのが実情でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そうなりますと、何もしないということなんでしょうかね。私は、大事なのは緊急事態の対応で、やはりこういうときに職員の士気が下がるんじゃないかなと。もう行かんほうがましだと、いろいろ災害をこうむって命令は聞かないという人も、中にはこういうことが何も対応されないということになると出てくるんじゃないかなと、士気が下がると私は思うんですが、市長はどんな考え方をお持ちですか。

市長（金子健次君）

うちの職員に限って土気は低下しないというふうに私は自信を持って言えると思います。

1つは、法的な措置がない以上、何らかの手立てで見舞金を出すことはできないということ、今、人事秘書課長が申し上げましたけど、市民の皆さんにおいては、そういう消防団にいたしましてもいろんな形で水没したという方はかなり聞いておりますし、市の職員だけを優遇するというふうにはならないと私は思っておりまして、そういう条例化も検討することを今考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

最後のほうの答弁で、その条例化を検討するということは、どれぐらいの時期にどうされるんですか。（「考えていないです」と呼ぶ者あり）考えていない。

考えていないということになれば、やっぱり被災された職員の方の補償はもう何もないと、泣き寝入りで終わってしまうということですか。

市長（金子健次君）

災害につきましては、公用車をフルに活用していきたいというふうに考えているところです。

16番（緒方寿光君）

いや、最後に聞きますけど、今回のこの件については何も市としては対応をしないということですか。

市長（金子健次君）

市の職員だけの優遇措置の条例化はしないということで、したがって、そういうことについては見舞金とかも考えはございません。

16番（緒方寿光君）

私は業務命令ということであれば、やはり業務命令でこの命令が出ました、この命令をやってくださいということで言った以上は、業務命令を出した人というのはそれなりに責任があるんじゃないかなと思うんですよ。確かに高台に車を置けば、そういう被害も免れたと思うんですけども、やはり緊急的な処置だったと思いますので、やはり何か市としてある程度の援助とは言いませんけど、対応をやってあげるべきじゃないかなと私は考えております。もう一回、市長。

市長（金子健次君）

気持ち的にはわかるんですね。職員が業務命令をして、そしてそのことは公務中であるから、そのことを補償してもらいたいという気持ちはあると思いますけれども、全体的に水没した市民の車がたくさんある中において、市の職員だけを優遇するというふうにはならないというふうに考えて条例化の検討はございません。

以上です。何回言われても同じです。

16番（緒方寿光君）

まあ残念ですよね、はっきり言いまして。これ以上には言いませんけど、やっぱり今後、僕はもうこれ以上は言いませんけど、自己責任といえば自己責任なんでしょうけれども、やはり命令ですから、その辺は僕は何とか対応してあげるべきじゃないかと強く考えています。

次に、柳川ブランドの今後の展開をどうするのか、市長に質問をいたします。あと10分になりました。

私はみずから海士町に訪問しまして、現在の柳川市が取り組むべき課題、これを多く感じまして、今から3ヶ月前の6月議会で市長に質問をしました。そして、市長はこの海士町の施策を参考にするという前向きな答弁をもらっています。しかし私は、何を参考にされて、どのような施策に取り組もうとされているのか、さっぱりわかりません。

そこで、市長に質問をさせていただきたいと思います。

7月8日の早朝に海士町がテレビで放映されまして、多くの市民からテレビ見ましたよと、感動しましたという連絡ももらっています。市長はこのテレビは見られましたか。ちょっと質問をします。

市長（金子健次君）

6月の一般質問で緒方議員のほうから島根県の隠岐郡の海士町の施策について御紹介がありました。先月、災害復旧の合間に縫いまして担当課に視察に行っていただきました。その報告で、海士町の自立・挑戦・交流を経営指針とした行財政改革、特にラスパイレス指数が77とか、町の議員さんたちを40%ぐらい給料を下げるとか、思い切った行財政改革等もあつていて、島に産業をつくり島に雇用の場をふやす岩ガキの養殖、商品開発研修制度等の産業振興策ですね、また、ITターンなどの定住施策等の取り組みの報告を受けておるところでございます。

そのほかに私自身も紹介していただきましたので、ことしの24年度の海士町の町長の施策、施政方針等も十分見させていただきましたし、そのほかに感じましたのは、私は10年ぐらいの山内町長のコメントを見ましたところ、本当に情熱的に頑張って、2,000人の人口ぐらいですけれども頑張っておられるなというふうに思っております。そういう意味では、小さな政府でありますけれども、いい面は取り入れてきたいというふうに思っていますけど、人口的にはうちは7万2,000人、向こうが2,000人という中で、やりやすい分もあるだろうし、またやりにくい分もあるだろうし、受け入れられる分も柳川市としてあるかと思いますけれども、そういうことを十分検証させてから、そういう生かす分については生かしていきたいという考え方方が私の考え方です。

16番（緒方寿光君）

ちょっと抽象的で私は余りよくわからなかつたんですけど、この視察の目的、そして、そ

の内容はどうだったんですか、お尋ねします。

柳川ブランド推進室長（桝島謙治君）

視察の目的と内容ということでございます。

海士町へは私のほうが視察に行きましたので、その内容等についてお答えしたいと思います。

海士町は、島まるごとブランドで地産地消という戦略を掲げて、岩ガキや隠岐牛、干しナマコといった1次産品のブランド化や島の食文化を商品化した「島じゃ常識！さざえカレー」といった加工品開発をされております。こうした事業に8年間で全国から300人もの若者がエターンして島の原動力になっているという事例をお聞きしております。この件につきましては前回、緒方議員からも御紹介がございましたので、早速現地に行ってその仕組みとか生産施設について視察をしたところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

今回視察されたことは、前向きに僕は行動されるために行かれたと思うんですけど、それでどうされるんですか。その視察をして、その後、柳川市としてどうされるんですか。

柳川ブランド推進室長（桝島謙治君）

海士町は岩ガキとか隠岐牛とか、そういう地域資源を活用して商品化をされております。しかし、そのための必要な施設は全て町が建設し、運営は民間に任せるといった公設民営方式で整備をされております。しかも財源につきましては、離島振興法関係の補助金や辺地過疎債等の手厚い補助制度がありまして、9割を賄っていると、町の手出しありは1割程度で済むといった本市と大きく違った財政的メリットがございました。また、海士町の島民全体がよそ者、若者を手厚く受け入れる体制が整っております。官民一体となってエターン者が起業できる環境をつくられているということがわかりました。こうした点を本市の状況と比べますと若干違いがございまして、海士町の政策をそのまま適用することにつきましては無理な面がございます。しかし、エターンしたよそ者とか若者が、新たな視点とかノウハウで地元に刺激を与えて起業しているということや、まちの活性化を図っているという事例につきましては、大いに学ぶ点がございましたので、そういったところを参考にしたいというふうに思ったところです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

私は柳川市もこれまでのブランド事業、これだけにこだわることじゃなくて、柳川の評価を高める、農水産品のプレミアムブランド、これぐらいのやっぱり創出を必要じゃないかなと思うんですよ。特に市場でも最高級と認知されるぐらいの柳川を代表する農水産品を高い基準を設けて、そして開発をして、戦略的に、東京でもどこでもいいですよ、国内、海外に

売り出すべきじゃないかと、私はそれを言いたいんですよ。特にノリ、ブドウ、オクラ、トマト、アスパラガス、イチジク、本当にいい商品がいっぱいあります。そして、僕はこれは柳川の宝と思っていますけれども、それを本気で生かすことを今考えるべきじゃないかなと言つておるわけで、これについてのブランド室長でもいいですし、市長の見解をお尋ねします。

市長（金子健次君）

意気込みを聞かれていますけれども、実質、先々週でしたか、鹿児島の中央青果に行きました。そして、新幹線で行きまして日帰りでまた福岡市の大同青果と、一番大きな市場ですけれども、市場ですけど、そこにブランドというよりも両開のブドウを持っていきまして扱つていただいてありますので、その分のセールスをJAさんと一緒にやってきたところです。そこで、いわく市場長が言われるには、同じブドウであっても市長が来て、そういう意気込みをですね、同じレベルであつたら、絶対そちらのほうをとりますよというお話をいただきましたし、福岡の社長のほうもそういうことで取り扱ってもらうということで、そういう面については積極的にこれからもやっていきたいというふうに思つております。

広島とか鹿児島市にもいろんな商工会、観光の関係、また、ノリの販売等についてもやってきておりますけど、いろんな形で議員のほうもそういう面ではたけてあるようでございまして、いろんな形で御助言もいただければというふうに思つております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

それは御苦労さまでした。私は、柳川市はおいでメッセ、これだけに満足することではなくて、もっと大きなスケールを持って国内、世界に目を向けるべきではないかと考えています。具体的ですね、八女市では八女茶の付加価値をつけて農家の所得がふえています。わかりやすく説明しますと、新たな飲み方を提案しまして、八女茶の輸出拡大に臨んでおりまして、具体的に外国客の宿泊の多いホテル、ヒルトン福岡シーホークと提携しまして昨年から玉露フェアを開いて海外の富裕層に、水出し、氷出しの飲み方を披露して、その評価がかなり高いということあります。そして、狙いはヒルトンホテルのネットワークを通じて八女茶の新たな飲み方を普及して輸出拡大につなげる。さらには、八女市にはことしEUのバイヤーが訪れてドイツ向けに100キロのサンプルを既に注文したそうです。そして、ロシア向けの輸出の商談も進んでいるということです。僕はやっぱりこういうスケールで柳川の農水産品は販路拡大をやるべきじゃないかなと思いますが、最後に一言、市長の答弁を求めます。

議長（古賀澄雄君）

緒方議員、時間が参つておりますので。市長、答弁しますか。（「答弁せんといかんごつですね」と呼ぶ者あり）じゃ、短目にお願いします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

市長（金子健次君）

いろんな意見を拝聴いたしまして、いろんな形で世界を舞台にということで、本当に希望が持てるような形、私は足元、地元をきちんと固めていって、その中においてやっていきたいと思っております。また、このほかに通販とかそういうページも必要でもありますし、そういう通信販売も結構売上高が上がっておりますので、その分の検討を加えていきたいと思います。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんこんにちは。23番、日本共産党、梅崎和弘です。

まず、今回の災害により亡くなられた方々に対して、御冥福をお祈りいたします。また、被災された方に対して、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、第1点目でございます。九州北部豪雨災害における柳川市の被害状況と問題点について。

7月14日の集中豪雨により、9時、立花いこいの森付近の沖端川堤防が約150メートル決壊し、13時20分、鶴橋上流付近の矢部川堤防が約50メートル決壊したとの報告があります。この2カ所の堤防決壊によりまして、柳川市は大きな被害を受けたわけであります。

日本共産党いたしましては、この豪雨被害に対して災害発生直後から自主的にボランティアを派遣し、復旧への支援をお手伝いさせていただきました。

このボランティア活動の中でお聞きしました被災者の方たちの生活現状と要望について、市の執行部に対して2回ほど申し入れを行いました。このことにつきまして、御検討いただきまして本当にありがとうございました。

その後、8月20日から24日の5日間、中山地区、中島地区、六合地区を中心に延べ人数78名で被災者に対して被害状況、生活支援、市に対する要望などの聞き取り調査を行いました。この中で、被災者救援と復旧の促進のための三十数項目の要請を市に対して行ったわけであります。このことにつきましては、副市長を初め執行部の皆さんより御検討いただき、本当にありがとうございました。

なお、ハウスの内外、畠の一輪車による泥出し、ビニール片づけ、農機具の泥の洗い出しなど、農家に対するボランティアを大牟田地区委員会の党の活動で7月から毎週土日、このボランティアを行ってあります。先週の9月1日、2日も行ってあります。朝6時より午前中、午後からの作業を含めると、延べ人数にしますと122名ほどで行ってきましたことを報告させていただきます。

それでは、まず1点目ですけれども、今回の沖端川、矢部川の堤防決壊については、以前から水漏れがあったという話を聞いておりますが、決壊の原因と対策はどのようにされたのか、お尋ねいたします。

2点目が、堤防の点検はどのようにされていたのか。

3点目は、災害見舞金制度として床上は100千円だが、床下は出ないということです。床下の浸水の場合でも床板を取り外したり、畳を上げたり、泥出しをしなければならないので、床下の場合でも見舞金をしてほしい、こういう要望が多くの人たちから出されております。

そこで、この床上、床下の査定をもっと弾力的に運用すべきだと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

また、家屋の基礎部分が大きくえぐられているところがありました。このことにつきましての補償制度はあるのかどうか、お尋ねいたします。

それから、税金の滞納があれば、災害に関する融資制度は受けられないということですけれども、いわゆるどのような税金を滞納すれば受けられないのかということでございます。

次に、農業・漁業関係の被害状況についてお尋ねいたします。

農業機械の被害についての調査はどうなっているか、また、補償制度はどういうものがあるかお尋ねいたします。

2点目でございまして、有明海における流木、ごみ対策はどうなっているか。

2点目としまして、今回の土砂の流入によるアサリ、サルボウなど、二枚貝の生育状況はどうなっているか。

3点目が漁船、ノリ機械の被害と補償はどうなっているか、お尋ねします。

次に、災害時における民間建物との避難先として活用できるような協定を結ぶことについてお尋ねいたします。

以前、新婦人という団体の方たちが、出前講座においてこのことについて要望をされたことがあります。そのとき、市側の答弁としましては、指定した建物近く、いわゆる地元の合意が受けられれば検討したいということでした。しかし、市が指定しました避難所までは遠い、交通が不便なところがあるということで、近くの建物を指定してほしいということだったわけでございます。その後、このことについてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2点目が、介護保険制度について。

国は、地域包括ケアシステムの推進を掲げております。地域包括支援センターの目的は、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援するとあります。

そこで、広域連合では平成18年4月から支部ごとに設置されておりましたこのセンターを、平成24年度と25年度の2カ年をかけて構成市町村に移行することになっておりますけれども、進捗状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

2点目が、福岡県介護保険広域連合のあり方検討会が立ち上げられておりますけれども、ここでの協議を重ねていく予定であるということでしたけれども、どのような協議がなされたのか、お尋ねいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

建設課長（中村敬二郎君）

今回の九州北部豪雨における決壊の原因と対策はどのようにされているのかという質問にお答えいたします。

まず、沖端川と矢部川の決壊の原因についてお答えいたします。

沖端川については、管理者であります福岡県は、今回の決壊の原因は異常な流量による越水が原因と考えております。

対策は、これから全線においてボーリングによる土質調査、平面測量、縦断、横断測量等の現地調査などを行い、必要に応じて有識者の意見を聞きながら、今後の対策工法を策定いたします。

矢部川につきましては、管理者であります国土交通省筑後川河川事務所によりますと、6名の有識者によります矢部川堤防調査委員会を設置しているところであります、この委員会によりまして決壊の原因、復旧の工法等の検討を進めております。

次に、堤防の点検はどのようにされていたのかという質問ですが、管理者であります福岡県南筑後県土事務所柳川支所において、沖端川の堤防の点検は2週間サイクルで年間を通して調査をいたしております。

矢部川につきましては、管理者であります国土交通省筑後川河川事務所において1週間に2巡程度の頻度で実施しています。

以上でございます。

保健福祉部長（高田淳治君）

床下浸水への見舞金支給について、お答えをいたします。

議員御質問のとおりに、今回の九州北部豪雨災害によりまして居住されていた住家が全壊や半壊及び床上浸水の被害に遭われた世帯に、一律100千円を支給する市独自の災害見舞金制度を創設したところでございます。

制度創設に当たりましては、最近の災害等の自治体の事例など、多方面から調査を行った

ところでございまして、その結果、福岡県や近隣の自治体において床下浸水で見舞金を支給しているところはございませんでした。

制定の区分につきまして、床上浸水では被災者の生活空間に泥水、泥土が及びますので、しばらくの間、居住スペースの全体、または一部が使用できなくなり、加えて家財や設備などが使用できなくなることで生活に相当程度の支障が生じてまいります。

これに対しまして、床下浸水でございますが、これらの被害が発生しないか、あるいは少ないということで、床上浸水と床下浸水では被害の程度、被災者の生活への影響の程度が大きく異なることが考えられます。

以上のことから、本市の見舞金については床上浸水以上といったところでございます。

そこで、床上、床下の査定をもっと弾力的に運用できないかといった御質問でございますけれども、このたびの水害による被害の認定は、国、県の指導によりまして、内閣府の災害にかかる住家の被害認定基準運用指針に基づいて調査を行っております。

調査の方法でございますが、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水した深さの計測及び住家の各部位の損傷程度の把握などを行って、その際は必ず被災された方の立ち合いを求めて、建物の内部調査を行うとともに、聞き取りによる確認もあわせて行っております。こうした指針に基づき、国、県の支援を受けるものでございますので、一定の基準に基づいて行わなければならないといったことで、どうか御理解をいただきたいと思います。

次に、基礎部分が大きくえぐられている場合の補償制度についてお答えをいたします。

基礎部分がえぐられているということでございますが、現地調査の結果、床上浸水となつておりますので、見舞金などの適用が受けられることになります。

また、どのような税金が滞納となれば融資制度が受けられないかについてお答えをいたします。

具体的に申し上げますと、市民税、固定資産税、軽自動車税などの市税や国民健康保険税、介護保険料などがございます。

そのほかには、保育料、水路使用料、上水道、下水道使用料、市の貸付金等の滞納がある場合には、災害援護資金の貸し付けを受けることができなくなります。

それから、今度は介護のほうでございますが、地域包括支援センターの市町村移管の進捗状況ということでお答えをいたします。

地域包括支援センターに関しましては、本年の3月議会で答弁しておりましたように、平成25年4月に市へ移行することになっておりまして、時期の変更はございません。しかし、この移行については十分な協議が必要でございまして、運営に関する諸条件など、詳細につきましては、現在まだ鋭意検討中でございまして、御報告ができる状況には至っておりませんが、まとめ次第に御報告をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、次に介護保険広域連合のあり方検討会ということで、この協議経過はどうなったかということでございます。

3月議会で議員が御質問されましたときには、まだ仮称の段階ということで、あり方検討会というふうに答弁をいたしておりましたけれども、その後の3月27日に第1回委員会が開催されまして、設置要綱等が決定をされております。

名称につきましては、保険者機能強化検討委員会とし、その構成メンバーは連合本部の課長、係長及び支部の事務長など20名で組織をされておるところです。

その後、月1回のペースで同検討委員会が開催されまして、現在までに7回開催されているところでございます。

これまでの検討内容につきましては、地域支援事業、2つ目として介護保険事業、それから、介護給付費の適正化についての各課題やその対策、それから、広域化のメリットについて協議されているとお聞きいたしております。

また、今後の検討内容につきましては、平成13年3月に策定をされました広域計画の見直しに関して協議を続けながら、来年1月に連合本部での運営協議会及び議会で広域計画の改定について議案審議される予定になっております。

以上でございます。

農政課長（成清博茂君）

農業機械の被害についてということで、調査はどうなっているかということと、補償制度についてお尋ねですので、お答えさせていただきたいと思います。

まず、農業機械の調査につきましては、三橋地区の農事組合長会、また8月末に中山地区、六合地区の農地災害復旧事業の土砂撤去の説明会を開催しました折に、そういう制度の説明をいたしております。この事業につきましては、耐用年数等の関係もございますので、いろんな条件もございます。そういうことで、農政課のほうにもし該当があれば相談をいただきたいというふうに説明をいたして対応することにいたしております。

補償制度についてですけれども、被害を受けましたトラクターなどの農業機械の支援につきましては、先ほど緒方議員のほうから御質問がありました国の梅雨前線豪雨等被災農業者向け経営体成支援事業、これで補助率30%の支援がございます。また、県の水田農業機械緊急対策事業で、トラクターなど故障で修繕期間があって、緊急に借り入れて作業を行うような場合、その農業機械のレンタル料の2分の1の助成が受けられるような制度がございます。

以上です。

水産振興課長（松尾昭義君）

梅崎議員の御質問の漂流ごみの件について、まず御説明いたします。

有明海の海岸や有明海に漂流、漂着した流木やごみは、国の国交省が大型ごみ回収船2隻

とクレーンつき台船を投入いたしまして、7月26日から有明海に漂流している流木やごみの除去を実施しております。

また、福岡県は県土整備や農林水産部から、7月24日から有明海海岸堤防に漂着した流木やごみの除去を実施していただいております。

また、漁業者も8月17日、18日の2日間、漁船170隻、人員680名の動員を行いまして、ごみの回収作業を実施しており、漂流、また漂着しているごみは、あらかた今回片づいてあるところでございます。

次に、2点目の二枚貝の被害の状況でございますが、7月に福岡県の有明海研究所が行った二枚貝の生息状況調査の結果、筑後川河口に位置する干潟域の一部では、低塩分の影響と思われるへい死が見られております。また、矢部川河口の干潟域では、10センチ以上の泥の堆積が広範囲に広がり、この影響と思われる二枚貝のへい死が見られたということでありました。

アサリについては、春の調査、生育分布が多かった208号や、また29号が淡水や土砂堆積の影響を受けており、生息状況が懸念されておりますが、その他の漁場では直接的な豪雨の影響は余り見られず、二枚貝の資源は維持されていると福岡県有明海研究所からの報告を受けております。

3点目の御質問だったんですが、漁船やノリ機械の被害に対する補償ということでしょうか。それでよろしいでしょうか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

3点目の漁船やノリ機械の被害に対する補償ですが、直接的な補助制度はございません。漁船の被害につきましては、修繕は全額、全損は評価額の補償が漁船保険のほうで対応できるということで聞いております。

また、ノリ機械の被害については、今回の豪雨災害に対する資金借り入れに対し、福岡県と柳川市がそれぞれ2分の1の利息補助を行い、無利子になるような制度を現在整備中でございます。

以上でございます。

安全安心課長（野田洋司君）

災害時に民間建物を避難先として活用することにつきまして、先ほど防災出前講座の際のお話がございました。そのことについて、御説明をさせていただきます。

安全安心課では、市民の防災意識の普及啓発を目的としまして、防災出前講座を地域に出向いて行っています。その中の説明の一つとしまして、河川氾濫の場合には、津波のようにパワーがありませんので、緊急切迫した場合には、自宅の2階とか近くのビルなどへ避難することが有効ですということで、高いほうへの避難を御説明しております。

そこで、近くのビルなどを利用することについては、日ごろから地域で災害時の避難方法について話し合っていただきまして、避難場所等につきましても確認し合っておいていただ

きたいということをお話しさせていただいております。

そこで、高い建物の利用については、事前に地元で所有者の方に合意をいただいていたらどうでしょうかというお話をさせていただいたところであります。しかしながら、このことにつきましては、市のほうでも目下、頑丈なビルなど高い建物につきまして、それを避難先としまして指定してまいる準備を進めているところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

どうも第1回質問の答弁、ありがとうございました。

まず、最初は堤防の決壊の原因と対策ですけれども、沖端川が県、矢部川が国で検討されるということですけれども、今回の場合、漏水破壊といいますか、そういう状況であり、欠陥堤防ではなかったかと、これは人災であるというふうなことが多くの方からもお聞きしたわけですけれども、この件についてはどのようにお考えでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

今、議員の、堤防の欠陥ではないかという意見でございますけれども、沖端川については今回の大雨による異常な流量、矢部川につきましては現在堤防の調査委員会のほうで原因と対策も究明中でございますので、よろしくお願ひいたします。

23番（梅崎和弘君）

今回、この決壊しました沖端川、矢部川の堤防は、これはいつごろできたのか。また、その当時、どのような工法といいますか、築き上げられたのかということと、総延長はどれくらいあるのか、お尋ねいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

矢部川における堤防はいつごろできたのか、それと総延長、それとつくり方についてお答えいたします。

矢部川の堤防でございますけれども、国の管理になりましたのが昭和45年からであり、県のほうには詳細な資料は残っておりませんけれども、それ以前、45年以前に県のほうで整備された堤防だそうでございます。

次に、どのような工法で築き上げられたのかということでございますけれども、堤防の基本は土手、土の堤防でございますけれども、前後の地形の状況等によりまして、コンクリートで表面を被覆したり、天端部分にコンクリートの壁をつくったりして整備をいたしております。

延長につきましては、矢部川の全線につきましては61キロございます。そのうち、柳川市の区間は9.8キロでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

堤防の点検については質問したですかね。日ごろ、堤防の点検はどうされていたのか。

建設課長（中村敬二郎君）

堤防の点検を今まで現在とどのようにされておったのかということでございますけれども、沖端川につきましては、南筑後県土事務所柳川支所において沖端の堤防の点検を2週間サイクルで年間を通して調査しております。矢部川につきましては、管理者であります国土交通省筑後川河川事務所におきまして、週2巡程度の頻度で実施をいたしております。

23番（梅崎和弘君）

かなり点検がされておるわけですね。沖端川が2週間に1回、矢部川が週に2回ですね。このように点検されておって、今回の決壊した原因がわからなかつたということは、何か、ただもう車でしょうって行たて、目視でそういうふうな点検の仕方じゃなかつたかいなと思いますけど、どうでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

毎日パトロールで回っておりますし、筑後川河川事務所につきましては、年に何回かは徒歩で回っておるそうでございます。その際に、異常は見かけられなかつたということでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

私は、何事もそれ自体の過去の歴史を調査する、そこから教訓を導き出して対策を考えることが大事だと思いますけれども、この辺についてどのようにお考えでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

これから対策でございますけれども、有識者を入れた調査委員会等で原因究明と対策は進められていくことになっております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

それじゃ、今後の根本的な対策、また工事の期間ですね、それから完成はいつごろをめどに工事がされるのか、これ、わかつておりましたら御答弁お願いします。

建設部長（野田 彰君）

今後の抜本的な対策についてお答えをいたします。

沖端川につきましては、河積断面の確保 河川断面とも言いますが、河積断面の確保、堤防の強化が基本に上げられております。

整備の手法につきましては、これから調査結果、有識者等の意見を踏まえて決定をされますが、今回の出水を踏まえて、矢部川水系流域協議会というのが県で設置をされました。このメンバーというのが大学教授、あるいは有識者、それと流域の市長、柳川市長、八女市長、筑後市長、みやま市長、合計13名による協議会が設置をされました。これが来週の13日、

9月13日に第1回の協議会の会議が開催されます。その中で、矢部川水系については、原因究明、また対策工法等の検討が進められるかと思います。

それと、矢部川につきましては、先ほど課長が申しましたように、有識者による矢部川堤防調査委員会がもう既に設置をされまして、現在、原因究明、あるいは対策工法の検討を進められております。今後は、こういうことで河川の整備計画が出されていくというふうに思われます。

以上です。（「完成は」と呼ぶ者あり）

完成の時期ですけれども、沖端川、矢部川とも災害、決壊した場所については、来年の梅雨前までに終わります。それ以外のところにつきましては、先ほど申し上げました整備計画に沿って全線的に改修がなされるかと思われます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

中山地区の聞き取り調査に入ったとき、これは「今度またこげんやって決壊したら、もう中山地区はしめんになてしまうばん」と、このようなことをお聞きしたわけですけれども、やはり国、県中心として、早く安心して暮らせるような、そのような対策をとってほしいと思いますけれども、柳川市としましては、市長、どのようなことを矢部川水系流域協議会ですか、どんなことを一番要求されるのか、そこらあつたらお聞かせください。

市長（金子健次君）

先ほど部長が答えましたように、沖端川につきましては、矢部川水系流域協議会ということで、流域市長たちが全部その中に入って大学教授と一緒に検証していくということになると思います。

今、先日、筑後川河川事務所の渡部所長が市役所においてになりまして、それとあわせて福岡県の村山県土整備部長ともお話しいたしましたけれども、本格的に矢部川の改修を今回の激甚の指定を受けてやり直すということで、本格的な堤防を その費用については財務省のほうに今要求しておるということで、当面の課題としては、来年度までの決壊の破堤したところの分はなると思いますけど、全体的な見直しをすることと、全部土質の調査もボーリングしてやりますということです。先ほど梅崎議員が言われましたように、過去の堤防がどういう形でつくられていったかという歴史的な部分も、ぐっとさかのぼってやりたいというふうなお話でございました。

それと、沖端川については県の管理でございます。これも国の助成がないとできませんので、その分についても堤防を高くするだけではできないと、高くしたけん堤防は弱くなるそうですね。やっぱり中の部の断面をきちんとしゅんせつをしたりとか、そういうことも今、部長が申し上げましたような形でやりたいということで、すぐできる部分と、来年までできる分と、長期的に若干時間がかかる部分もあると思いますけれども、私は二度とこうい

うことがないように強く強く きのうも小川知事が柳川市に入っていただきまして、中島漁港と中山の堤防の決壊場所を、また強くそのことを要請をさらにいたしました。何回となくうるさく、今嫌われていると思いますけれども、しつこく私は、もう再度こういうことがないようにということで、何回となく県のほう、また国のほうには申し上げているところでございます。国のほうも東京のほうに3回ぐらい行つきましたし、そういうことで言っておるところです。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。ぜひ、頑張っていただきたいと思います。

次に、床下被害に対する見舞金の件ですけれども、中川国務大臣の家屋の被害調査に当たっては、弾力的な運用を行うようにと県のほうに指導があると聞いておりますけれども、これは柳川市に対して、このような弾力的な運用についての県からの指導はあったのかどうか、お尋ねいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

福岡県のほうから、家屋調査に関しまして、床下も含めまして家屋調査に関しましての弾力的運用についての指導はあっておりません。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

この指導がないということですけれども、いわゆる県のほうに問い合わせをして、この弾力的な運用をしてほしいと思いますけれども、この辺はどうですか。県のほうに問い合わせをする気持ちはありますか。

安全安心課長（野田洋司君）

この件につきましては、私どももどんな状況であるかということで福岡県のほうにお尋ねをしております。しかしながら、この見舞金制度につきましても床上が対象になっておりまして、県のほうでも床下については対象になっておりません。

今回、柳川市のほうも床下となりますと1,000件近くのお宅が被害に遭われておりまして、この対象を、床下という対象を判定するのがまた非常に難しいということで、今のところ県のほうもそういうふうな指導はあっておりません。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

それでは、今回家屋の調査結果に対して、どうも納得ができないということがあれば、また、再調査はしてもらうわけでしょうか。また、その取り扱いはどうなるのかをお尋ねします。

安全安心課長（野田洋司君）

そういうふうな再調査の制度はございます。

家屋調査の判定にどうしても納得がいかないという方につきましては、罹災証明書のほうで被害の程度を一旦お送りしております。その内容についての修正ということを求められるときには、再調査申請書というのが安全安心課のほうにございますので、申請をしていただくということになります。申請をしていただきますと、調査員が再度被害家屋を訪問しまして調査を行いまして、再判定を行って、その結果を再度また通知するということになります。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

この判断ですね、これは各市町村の判断ができるわけでしょうか。あくまでも国、県の指導に基づいて行わなければならないでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

これは、先ほど保健福祉部長のほうから説明がありましたけれども、内閣府の建物判定基準というのに基づいて、それぞれ内壁、外壁、基礎、それから天井、いろいろ9項目にわたって調査、判定をしてあるものでございます。それで、柳川市独自で判定しているものではございません。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

もう何回も言いますけれども、やはり床下の被害を受けた方にも見舞金を出してほしいということを多くの方からお聞きしましたけれども、この件につきまして、市長はどのようなお気持ちでしょうか。

市長（金子健次君）

床上浸水について、本市の場合には100千円という形で50,000千円の予算を組ませていただきました。

当初、考えていましたのは、東日本大震災のところでもですけれども、大体50千円ぐらいが大体その数字でした。しかしながら、八女市が最初に100千円を出すというようなことで、そんなこと言っていけませんけど、そういうことで、みやま市、また、私たちのほうも協議をいたしまして、額的には統一したほうがいいだろうということでございます。

それと、福岡県が現在床下浸水は出しておりませんで、床上浸水で10千円という形で、この辺についても八女市、関係の市は増額の要請を今しているところでございます。そういうことについて、県がどのくらい応えてくれるかというふうになろうと思いますけれども、ただ、弾力的な運用とか、そういうことを今言われましたけれども、私が思ったには、評価の段階できちんと畳の上を超していないと、床上浸水じゃなくてちょっと若干のやつも床下になっているそうです。

それと、最初、福岡県に報告したときには全壊家屋とか半壊家屋はありませんでしたけれ

ども、結構半壊家屋が出てきております。その半壊家屋についても仙台市のほうからずっと第3次まで送っていただきまして、仙台市の教訓を生かしたいということで柳川市は指導いただきました。八女市もですね。そういう面から見ると、国の指導基準によって半壊が多くなってきたということも 数字的にはちょっと私はわかりませんけれども、半壊も出てきたと。全壊が1件ですかね。そういうことで、今現在、中山地区等につきましては、もう解体をされたりとか、いろんな形で改修、畳がえをされたりという方向に今進んでいるところでもございます。

気持ち的には床下浸水について何とかということありますけれども、床下浸水でも区長からの届け出分だけで1,000件でございます。恐らく幾らか出せば3,000ぐらい出てくるんじゃないかと、出してないところがあると思いますので。そういうことを考えて、仮に20千円ぐらい出すと60,000千円、単費ですので、そういうことについては、私は100千円につきましても特別交付税とかなんかに要求をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。

次に、税金が滞納していれば融資制度を受けられないということですけれども、今回の災害は本人の責任ではないわけでございまして、やはり融資を受けられるような検討をお願いしたいと思いますけれども、この辺についてはどうでしょうかね。

例えば、国保税とか介護保険、それから軽自動車の税金ですかね、いろいろ言われましたけれども、そのうちの一つでも滞納があったら融資を受けられないということでしょうか。もう少し、ちょっと詳しく説明をお願いします。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

税の滞納のことでございますが、災害によりまして融資を受ける際には、市町村の全てにおいてもそうでありますけれども、税の滞納がないこととされておりまして、そういうった滞納金額ということでの決まりはございません。

これは、納税者の方、全ての皆様の公平性ということでもございまして、本市におきましても先ほどお答えをいたしました市民税、固定資産税、軽自動車税などの市税を完納なさつてある方、また、その他の未納債権等がない方が融資の対象となるということでございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、その税金を分納して払うけんがらというふうなことでもだめでしょうかね。やはり1円でも滞納があったらだめだということでしょうか。そのようにとっていいわけですね。

じゃ、続きまして、今回被害を受けられた方の中には高齢者の方が多くおられますけれど

も、このいろいろな支援制度について、この説明、文書もいっぱいありますけれども、よくわからないという人が多いわけです。そういうところで、このきめ細かな対応が必要だと思います。

そこで、出前説明会といいますか、市のほうから出かけていって、住民の皆さんにこの説明会をするという必要性があるんじゃないかと思いますけれども、これらについてはどうでしょうか。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

先ほど被災者支援の出前説明会の開催をしたらどうかということでございますが、被災者支援の説明会についても柳川市は一つの方法というふうに考えましたが、各種支援の申請漏れがないようにすることが肝要であるということでございまして、罹災証明を申請された方々に対して、見舞金等を含め各種申請漏れがないように、直接個別に連絡を行っていきたいというふうに考えております。

また、各種支援に対しての市民の皆様への周知もあわせて行うことといたしまして、市のホームページを初め、市報の9月15日号、それからそういった市報掲載、ほか各行政区への隣組回覧、そういうものもあわせて行う予定といたしております。

また、申請受け付け業務の面でございますが、8月1日付で市民生活の復興のため、柳川市庁舎に水害復興生活支援室を設置いたしまして、土曜日、日曜日、祝祭日も開庁いたしまして、市民の方々の相談、それから災害見舞金等受け付け等の業務を行っております。あわせて三橋庁舎、大和庁舎においても随時行っているところでございます。

これによりまして、参考でございますけれども、9月9日、日曜日現在でございますが、住家の床上浸水調査件数が326件ございますが、このうち191件の見舞金申請が行われているということでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

この出前説明会の必要性については、市長、どのようにお考えですか。もう個別の対応でよかやっかいということでしょうか、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

全員協議会の中でも荒巻議員のほうから御提言いただきまして、地元の説明会ということをお話しいただきました。そのことを検討いたしましたけれども、それぞれの被害の状況が違いまして、発言しにくい分もあるのではないかと、相談しにくい分があるのではないかということで、マンツーマンでいきたいということで、今現在326件のうち191件が床上ということで、これは床上浸水の見舞金だけですけれども、そういうことで、あと120件については、どうしても来られない場合については、家のほうに自宅に行って、そういう状況説明等

もし、また申請の手続も一緒にやるようにという指導をしているところでございます。

あと、このほかにいろんな制度がありますので、そういうこともなるべくわかりやすいように、漏れがないように、そういうことに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今、柳川市におきまして災害の義援金が大体32,000千円ぐらい今入ってきております。いろんな、全国からですね。そのことについても、被災者に対する見舞金をどうするかについても今後話し合って、議会のほうにも御説明したいというふうに思っています。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

次に、今度はハウス用の暖房機が水につかって、もう使われんごとなつたということにつきましては、先ほど緒方議員に対して答弁があつてあります。しかし、前回、1週間ぐらい前にハウスのところに行って聞いたところ、この査定といいますか、調査するまでは機械を動かしてはでけんばんということであり、定植に間に合わないと言われておりますけれども、この査定といいますか、いつごろまでに終わるのか、期限があるのか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

この暖房機の支援につきましては、先ほど説明しましたように補助事業がございます。

定植に間に合わないということですけれども、やはり9月に入って定植時期になっております。生産者のほうからも聞かれますけれども、一応8月末に要望を取りまとめて県のほうに申請をいたしました。

先週6日に筑後農林のヒアリングを受けて、何とかいいだらうということですけれども、やはり県のほうの承認も必要です。できるだけ今週中には何とかなるんじゃないかというふうに思っております。

日程、ちょっと日付は具体的にわかりませんけれども、県のほうにもできるだけ早くお願ひいたしまして、遅くとも今週中には取りかかれるようになるかというふうに思っております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

次に、農地への土砂流入に対して400千円以下の被害についての補償はどうなつてあるかということですけれども、八女市の場合、農業施設災害復旧として100千円以上500千円未満に対して、その補助金の独自制度があると聞いておりますけれども、このことについて、どのようにお考えでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

確かに八女市の件ですけれども、八女市に尋ねましたところ小規模土地改良事業補助金交付要綱にて100千円から500千円に対して2分の1の補助制度がございます。本市におきまし

ては、そういう制度は今までございませんでしたけれども、今回の災害における土砂の撤去につきましては、大半が国の農地災害復旧事業の補助対象ということで、国の補助を受けて市で行うということにいたしております。決壊現場からまた離れた、ちょっと離れているところにも土砂の堆積などが確認されましたところについても、市のほうで対応しているという状況でございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

ビニールハウスの農家の方ですけれども、このビニールハウスの泥出しとか、復旧の支援はどうされていたのか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

ビニールハウスの泥出しとか瓦れきの撤去につきましては、おおむね生活の拠点であります住家などが片づいてきたのが大体7月下旬ごろでございました。復旧指導センター、またJA、それとそれぞれの生産部会と協議を行いまして、支援が必要なところの土砂、瓦れきの撤去を行って、また、生産者みずから搬出していただいたところもあります。そういう搬出をしていただいたところにつきましては、ハウスの前といいますか、道路のところに瓦れき、土砂を置いていただいて、仮置き場まで市のほうで搬出したということを行ってあります。

また、ハウスの倒壊の復旧につきましては、これまで倒壊ハウスの撤去を完了しておりますし、生産者の方とJAと筑後農林と協議を行って復旧に向けていきたいというふうに考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

ちょっとともとに戻りますけれども、この独自の条例ですね、柳川市として市独自の農業災害に対して条例の検討をされるのか、どのようにお考えでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

先ほどの八女市の制度をということで……（「はい」と呼ぶ者あり）その辺、八女市の交付要綱というか、補助金交付要綱の分につきましては、今回の災害については基本的に市のほうで対応するということもありますので、条例化なり交付要綱の制定については考えておりません。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

次に、漁業問題に移ります。

先ほどの答弁は、二枚貝が生息しているところもあるようにお聞きしましたけれども、いわゆる今までのよう覆砂事業がどうなるのかですね。今後もこの覆砂事業を続けていかれ

るのか、ここら辺についてどうでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

有明海で現在、覆砂事業が行われておりますが、今の計画では平成23年から26年の5カ年計画で事業が実施されております。一応、この計画にのっとって覆砂事業は実施していくということです。

それから、災害との関係でございますが、今回土砂が堆積したのは矢部川の河口域が大量に土砂が堆積したのでございますが、今、覆砂を計画しているところとは大きく離れておりますので、計画どおりに実施されるものと考えております。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、次に介護保険問題についてお尋ねいたします。

政府が実際に目指しているこの地域包括ケアは、高齢者、国民の最期は住みなれた自宅でと、このような願いを逆手にとりまして、利用者、患者の在宅への押し流しを徹底することによって、公的給付ができるだけ削り込む、いわゆる安上がりな体制をつくることではないかと、このように考えております。

いわゆる要支援1、2などの軽度者から医療から介護へ、施設から在宅へのこの流れを一層強めたのが今回の改定だと思っておりますけれども、これにつきましてのお考えをお願いいたします。

それから、制度が変わるたびにヘルパーさんの時間が短くなっています。2時間でも足りないところが1時間半になり、また、ことしは45分間に削られております。いわゆるこのヘルパーさんの作業の実態はどのように把握されているのか、お尋ねいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

それでは、まず地域包括ケアシステム、医療から介護へ、施設から在宅へという流れでございますが、そういうものをどう考えているかということでお答えをいたします。

梅崎議員御指摘のように、地域包括ケアシステムは、高齢者の皆様にその日、日常圏域内でさまざまなサービスをトータルで提供する体制のシステムづくりでございまして、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体的に考えていこうということでござります。

このシステムにつきましては、今後さらにふえ続ける高齢化、さらには認知症などを患う高齢者の皆様が背景にあるということでございます。本市といましても、高齢者の皆様が住みなれた地域で在宅での暮らしを継続できる社会の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。

このためには、要支援、要介護に該当する人だけでなく、全ての高齢者の皆様が住みなれた地域で安心した生活を送れるように、地域の皆様と関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、ヘルパーによる介護サービスの実態についてお尋ねでございます。

実際の介護サービスについては、各事業所で行われておりますので、詳細には把握いたしておりません。今回の制度改正によって、訪問介護による生活援助にかける時間が従来の所要時間の1時間以上の場合291単位だったものが、所要時間45分以上の場合235単位となりまして、援助時間の短縮に伴って単価が引き下げられているということは承知をいたしております。このことは、従来、例えば1時間30分の援助が必要だった全てが45分で打ち切られるということではありません。その方に援助が必要な場合には、45分を午前と午後の2回行うなどの対応も可能となってまいります。

議員御指摘の援助時間が短くなった分の対処方法については、ヘルパーさんがやり方を工夫していただいたり、家族等の方ができる部分はお願いするなどをして介護に当たられているというふうに伺っております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

私は、今回の改定は何回も言うようですがれども、いわゆる安上がりな体制をつくるということだと思いますけれども、これについて支部長であります市長のお考えはどうでしょうか、お尋ねいたします。

市長（金子健次君）

今回、地域包括ケアシステムのあり方について、今、自分としては反対だという御意見でございます。

来年に本市のほうも支部のほうではそれぞれ広川町、大木町もそれぞれの各市町において包括支援センター、ケアシステムを確立していくわけですけれども、そういう御意見等もいろんな形を拝聴しながら、する方向性はもう決まっていますので、そういうことで進めていきたいということでございます。

23番（梅崎和弘君）

それでは、柳川市内に要支援と認定されておられる方は現在どれくらいおられるのか、わかりますか。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

市内に要支援と認定されている人はということでございますが、本年8月末現在における65歳以上の第1号被保険者のうち、要支援1の方が377名、要支援2の方が427名で、要支援1、2を合わせますと804名というふうになります。

それから、要支援1から要介護5までの認定者合計が3,233名でございますので、24.9%を占められるということでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

この地域包括支援センターにつきましては、まだまだ大きな問題がほかにもあると思っております。しかし、きょうは時間の都合上、次に回したいと思いますので、今後もまたお聞きしますので、よろしくお願ひします。

最後に広域連合のあり方検討会ですけれども、福岡県介護保険広域連合は、全国で例のない巨大な広域連合として発足をしました。発足に当たり広域連合は認定基準、給付、保険料の平準化で地域間格差が解決できる、財政規模を大きくすることで安定した保健財政が確保できるということで、10のメリットを上げてありましたけれども、このメリット論が早くも第1期で破たんをしております。広域連合は解散を含めて検討すべきだと思います。

時間がありませんので、以上で終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時 休憩

午後2時12分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

質問に先立ち、今回の災害により被災されました皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。

また、今回の災害の対応等に対する検証や地域防災計画の見直しなど、午前中から活発な議論が行われてきました。これから慎重な検討が必要だろうと思います。そして、今後、万が一のときの災害に備えておくことが重要なことです。

そうした中、今回の災害の直接的な原因となった堤防の決壊については、これから多方面からの原因究明が行われると思いますが、原因究明とともに沖端川、矢部川堤防の総点検を行い、今後こうしたことが起こらないような対策を強く県や国に求めていかなければなりません。

さて、今回通告しておりました質問事項は大きく3点であります。1点目は、災害復旧について、2点目が、矢部川の廃船処理について、それから、介護保険についての3項目であります。

あとは自席より質問をいたしますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいをお

願いしたいと思います。

4番（白谷義隆君）続

最初に、災害復旧についてお尋ねいたします。

まず、農地の復旧についてですが、中山地区や六合地区では堤防の決壊により多くの田畠が土砂で埋まり、今後の農作物の栽培に大きな不安を与えています。現在、土砂の撤去など農地の復旧はどの程度進んでいるのでしょうか。また、全面復旧までにどれくらいの時間を要すると考えてありますか。

農政課長（成清博茂君）

農地の復旧の進捗状況についてですけれども、今回の堤防決壊によりまして、三橋地区では中山地区、久末地区、百町地区、また大和地区も江崎地区、西津留地区、鷹尾地区と広範囲に浸水をしております。中山地区、六合地区の堤防決壊現場近くの農地には土砂の堆積が多く、距離が離れるにつれて土砂の量も少なくなっております。ただ、時期的に大豆の播種時期でもございましたので、そういうちょっと離れたところにつきましては大豆が播種できるように緊急的な対応をいたしております。決壊現場近くの土砂の多く堆積している部分については大豆の播種もできないということで、今現在、国の補助事業の農地災害復旧事業にて復旧を進めております。まず、農地の堆積、土砂の測量、さらには地元説明会を行いまして、できれば今週中に土砂撤去の工事に入りたいというふうに考えております。

また、水稻、米を作付してあるところにつきましては、土砂の流入等も不明なところもございますので、水稻の収穫後に農地復旧に向けて生産者等と協議を行っていきたいというふうに思っております。

もう1点目が、全面復旧までにどのくらい時間がかかるかということですけれども、麦の作付が11月末ぐらいまではございますので、麦の作付には間に合うように対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

農地の復旧については一刻も早い復旧をお願いしたいと思います。

次に、農業施設の復旧についてであります。ビニールハウスなど農業施設の復旧はどのようになっているのでしょうか。

農政課長（成清博茂君）

中山地区の倒壊した農業用ビニールハウスにつきましては、現在市のほうで撤去を行って、撤去を終了いたしております。今現在、国の補助事業、県の補助事業等もありますので、生産者と復旧に向けて協議を行っているところです。

以上です。

4番（白谷義隆君）

倒壊したビニールハウスについては、市のほうで撤去をされたということですか。

農政課長（成清博茂君）

市のほうで撤去いたしております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

そこで倒壊したビニールハウスの建てかえについて補助等がどうなっているのか、ちょっと教えてください。

農政課長（成清博茂君）

補助につきましては、緒方議員にも説明しましたけれども、国のほうの支援が30%ございます。それと、県のほうの施設園芸災害対策支援費ということで50%、それから2分の1以内となっておりますけれども、国、県合わせて最大80%の補助が可能であるかというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

建てかえについては80%の補助があるということありますので、80%あれば、私は市の方についても上乗せを検討すべきではないかと思っておりましたけど、80%あればそこまで言えないかなということで、それはわかりました。

次に、今回の水害で被害を受けた農作物の補償はどうなっているのか、お尋ねいたします。

農政課長（成清博茂君）

今回被災した農作物の補償ということですけれども、水稻、大豆につきましては、農業共済制度がございますので、そちらのほうの対応となって、もし被害がございましたら農業共済のほうで対応をされます。ただ、園芸作物や露地野菜等については農業共済制度がございませんので、補償的には自己管理ということで補償はございません。

以上です。

4番（白谷義隆君）

水稻については農業共済の補償、大豆についてもあるとおっしゃったんですかね、今。大豆については回答いただいたんですかね。

農政課長（成清博茂君）

大豆につきましても共済制度がございます。ただ、補償といいますか済みません、大豆につきましては、戸別所得補償制度の対象作物でございます。本来、水田活用の所得補償交付金が交付されることになっておりますが、今回、播種ができなかったところがございます。本来は作付をし、収穫をし、販売と一連の作業工程が必要ですけれども、今回大豆の播種ができなかったということもありますし、農業支援の要望に対して農水省のほうで特例措置を設けていただきました。大豆の作付ができなかったところにつきましては、水田活用所

得交付金、1反当たり35千円なりますけれども、35千円が交付されるということになっております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

そうすると、大豆を作付したところについて共済があるということでしたよね。そうすると、さらに何ですか、水田活用所得補償交付金ですか、それもあわせて大豆を作付されたところは出るわけですね。だとすれば、結局、土砂の流入で大豆がつくれなかつたところ、それについては水田所得補償交付金が出ると言われましたけど、ただ、つくる予定であつて、土砂が流入してきたためにつくられないところは当然いっぱいあるわけですね。そういうところについて共済の対象となるのかどうか、ならないのか、そこをちょっと教えてください。

農政課長（成清博茂君）

まけなかつたところの大豆については農業共済の対象には現段階ではならないと伺っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ああ、なるほど。それはならない。先ほど園芸作物については補償はないというような説明がありましたけど、農業共済の対象になつてないからということでしたから、できないということであれば私がここで言うこともできませんので。

それでは、これで災害復旧については質問を終わりたいと思います。

次に、矢部川の廃船処理についてお尋ねをいたします。

市では今回、矢部川に放置されている廃船の一括処理を計画し、その処理費用として15,000千円を予算計上しています。しかし、本来この廃船処理は所有者がみずからの責任で処理すべきであり、安易に市民の皆さんのが税を使つことは控えなければならないと思っております。そのため、廃船処理に当たつては極力従前の所有者、あるいは処理をすべき人、処理義務者等を割り出し、当該廃船の処理費用の全額を求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

中島漁港の廃船について御説明申し上げます。

まず、廃船の処理の経過について説明いたしますと、平成18年度の廃船調査におきまして約112隻の廃船が確認され、廃船は所有者が処分すべきとの方針を出し、所有者に処分するよう指導をしてまいりました。今までに漁協や造船所の協力を得て、平成20年4月に皿垣漁協が8隻、平成20年7月、大和漁協が21隻、平成21年6月、中島漁協が5隻の合計34隻が処分されております。その結果、昨年11月の調査では、廃船は全部で78隻、うち所有者が判明

していた廃船が31隻ありました。なお、平成14年からは漁船登録を抹消する際に解撤業者の解撤証明書を添付しなければ登録抹消や漁船の買いかえ等ができないようになっておりますので、今後の廃船がふえることはございません。また、所有者が判明している廃船については、市から13名の所有者に対し廃船を撤去するよう昨年12月9日に撤去命令を通知いたしましたところでございます。また、造船所においては、別に13隻廃船を処分する予定でございましたが、今回の災害が発生し、廃船が流出、破損、移動等をしたため、どの船が所有者判明の船か現在区別できないような状況になっております。

議員御指摘のとおり、廃船は当然所有者が処理すべきであり、旧大和町時代から所有者に對し処分するよう再三指導をしてきたところでありますが、現実的には処分が進まない状況にあります。市といたしましては、所有者判明の廃船全てが処分された後、所有者不明の廃船47隻については、所有者が不明の不法投棄物の一般廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項により、市内における一般廃棄物は市町村が収集、運搬、処分をしなければならないと規定されておりますので、最終的には市または漁港管理者である市が一般廃棄物として処分しなければならないようになっております。このような状況から、市としては再びこのような災害が発生した場合に漁場や漁港に廃船が流出しないためにも、この際緊急避難措置として造船所や漁協に一部の負担を求めながら全ての廃船を処分したいと考えているところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。今、詳しく説明をしていただきましたが、再質問の前にちょっとだけ指摘というか、確認をしておきます。

私は市の費用で今回一括で処分する、今回の災害に当たって市が一括で処分をしようとされていることについて、私は別段そのことが悪いとは言っておりません。それはもう当然のことだろうと思いますし、もちろん、今説明がありましたら、造船所や漁協等に幾らかの費用の負担を求められることも、これもまた必要なことだろうというふうに私は思っております。しかし、先ほども言いましたように、やはり廃船は極力できるだけもとの所有者を見つけて、そして、その方に負担をしていただく。それはやはり市民の税金を使う以上、私はこれは当然のことだろうと思っております。もちろん努力をされて、どうしてもわからなかった分、それについてはやはり市の税金を使うことは、それはやはりこれからまた同じような災害が起こることを考えれば、それもまたいたし方のないことだろうと思います。

今、説明の中でちょっとわからなかつたのが、13隻を造船所と協議して処分する計画だとおっしゃいましたが、具体的にどういうことなのか、もう少し詳しく教えてください。

水産振興課長（松尾昭義君）

所有者が判明している船が31隻ということで御報告をしておりますが、その中で、まず造

船所が、私たちは調査の結果、13隻は造船所で処分しましょうということで言っております。それから、あと残りの31隻から13隻ですから、あと24隻ですか、（発言する者あり）18隻ですが、そのうちの13隻については所有者に対して撤去命令という通知を出したということでございます。それで、あと残りの5隻なんですが、これは所有者が死亡されたりして、撤去命令等が出せないような状態の分が5隻あったということで、全部で31隻に対してはそういうふうな措置を計画しておったということでございます。

4番（白谷義隆君）

その中で、今回処分される船、廃船、78隻全部なのか、それとも幾らか行方不明になって減ったのか、そこを教えてください。

水産振興課長（松尾昭義君）

全体の廃船78隻のうち、漁港や漁場に流出した分が約20隻ございます。その流出した廃船については所有者がわかっている船、またわからない不明船というのもございましたが、もうばらばらになって回収しておりますので、どの船が所有者が判明している船、または所有者不明の船というのがわからないような状態になっております。

それから、漁港内で随分と廃船も移動したり重なり合ったりして、今回、全部廃船を集約したわけでございますが、その際にやはり船が区別できないといいますか、所有者判明の船、所有者不明の船というのが区別できないような状態になっています。ただ、下流に一部約10隻程度はまだ所有者判明の船がそのまま残っているのがございますが、上流部にあった船については、現在は所有者がわかっているかわからないかちいう、それもごちゃごちゃになってわからないような状態になっておるところでございます。

4番（白谷義隆君）

漁港とか漁場に流出した分、それについてはできるだけ回収をして処分をされるということですか。

水産振興課長（松尾昭義君）

漁港に流出した分については市のほうで回収して1カ所に集めております。ただ、漁場に点在しておった廃船が5隻ございましたが、これは国土交通省がごみの回収なんかをやってくれておりましたので、その際に一緒に回収をお願いしたところでございます。

以上です。

4番（白谷義隆君）

国土交通省が幾らか、5隻ですか、回収してくれたという話ですけど、それも含めてですが、小さく割れてとかという話がありましたけど、そうしたことを含めて大体、今回処理しようとされている廃船は、大体の量から何隻ぐらいのかはわからないんですか。

水産振興課長（松尾昭義君）

一番最初に御説明申したとおり78隻の廃船がございましたので、これは所有者判明の船31

隻、または所有者不明の船47隻全てを今回処分したいというふうに考えております。それで、流出した20隻もその中に含まれます。

4番（白谷義隆君）

そうすれば、78隻全て処分をすると、形はどうなってあっても78隻分についての処分はするということですね。そうすると、その中でも明らかにまだ所有者が判明しているやつはあると思うんですね。先ほど造船所と協議してするようになっておったやつが流れ出してとかいう話もありましたけど、今回78隻分の処理の中に、現在、所有者が明らかにわかっている分は何隻あるんですか。

水産振興課長（松尾昭義君）

先ほど申しましたように、下流で被害を受けなかったところで約10隻程度が所有者がはっきりしている分がございますが、今回はそれも全て含めて処分したい。そのために、漁協なり造船所にも応分の負担を求めながら処分しようということで現在協議中でございます。

4番（白谷義隆君）

先ほど今10隻を含めて漁協組合、造船所に費用の負担を求めようという説明ですけど、本来、一番最初に言いましたけど、所有者がわかっている分については、これは全額、前の所有者なりにそれは負担していただくのが基本じゃないんですか、その分については。所有者がわかつてある分について市の税金を出したり、あるいは漁業組合とか造船所に負担をしていただくというのは、それは私はちょっと違うような気がしますが、そこはどうですか。

水産振興課長（松尾昭義君）

先ほどから申しますように、所有者がわかっている船が31隻ございます。そのうち現在ははっきり残っているのは10隻と。この10隻の船、所有者がわかっている分だけについて負担を求めるかと、所有者に対して負担を求めていくかということになりますと、残りの21隻の方はどうするかというのが問題となってきますので、できれば今回は先ほどから申しますように造船所と漁協にその分は負担を求めて、市と一緒にになって処分をしていきたいというふうに考えているところでございます。

4番（白谷義隆君）

ちょっと私は理解ができないんですけどね。また後でもお話を聞こうと思っていたんですけど、5隻は所有者が判明しておるけど、31隻のうちの5隻ですね、それは所有者が死亡されたりして費用の負担を求めることができない。それはわかりますよ。ただ、先ほどの回答なんですけど、所有者がわかっている人に、私はなぜその費用の負担を求めないのか。水害前は少なくとも造船所に対して13隻は、造船所に処分をしてくださいねという話はついていたと説明されたじゃないですか。それが水害が来て残っているのにですね、残っている分それが全部がその造船所の分かはわかりませんけど、ただ、あの13隻についても個人に撤去命令なり処分命令なりをされたわけでしょうが。そしたら、本来この26隻については、個人

が出すべき金なんですね。そうですよね。その中で5隻は 今もう5隻は言いましたけど、16隻については、先ほど聞いたら、本来78隻分全部処分するということでしたよね。その中には明らかに13隻、13隻、26隻の部分も入っているわけですよね。明らかに。ただ、どれがどなたのかはわからんかもしれないけど、さっさと78隻全て処分すると言われたんだから、そしたら、どれがどれかはわからないけど、その26隻の所有者の分が全部そこに含まれていることは間違いないわけですよね。ですから、所有者が明確というか、個別の船ごとにわからないと言っても、そこの中にあるのは事実ですから、その26隻分の所有者はわかっているわけですから、そして全部処分するわけですから、それをなぜ、私は今回10隻が所有者がわかつておると言われますけど、あの分についても所有者はわかっているわけですから、そしたら、26隻の分についてはやはり所有者に負担を求めるべきじゃないんですか。水害が来なかつたら26隻全部負担を求められたはずですよね。それがなぜ水害が来たために個人が負担しなくてもいいのか、そこら辺の理屈はよくわかりません。もういっちょ、再度教えてください。

水産振興課長（松尾昭義君）

13隻、造船所が処分すると先ほど説明しておりましたので、この造船所の件については負担を求めていくということで、そこら辺はいいと思いますけど、残りの撤去命令を通知した13隻の船の件だと思いますが、実際に現物がない船もございます、現地に行って。現物がないのをその方に費用負担を求めるのもなかなかできないと。現物を特定できないのに、その方に費用負担を求めることができないというふうな状況もございますから、今回全ての廃船を造船所なり漁協なりに応分の負担を求めるながら処分したいというふうに考えているところでございます。

4番（白谷義隆君）

堂々めぐりになりますけど、廃船がいつかの時点で78隻あったと説明がありましたよね。そして、今回その78隻全部処分をしますということでしょう、先ほど確認したら。ただ、その中で、先ほども言いましたけど、現物が確認できないから請求されないと言いましたけど、個別に例えば、2つに3つに4つに割れていてできないんでしょうけど、ただ、その中に含まれているのは事実でしょう、78隻処分するわけですから。確かにどなたかはわからないかもしませんけど、そこの中に含まれているわけですから、明らかに。さっさと説明によればですよ。明らかに含まれているのにもかかわらず、わからないようになったからしませんとか、あるいは10隻については明らかにわかっていますけど、わからなくなつた分との整合性かなんかわかりませんけど、そのことによって全部一括で市で処分しますよちいう。本来なら災害が来なかつたら、これは明らかに全部個人なり造船所なりが 造船所が13隻ちいいますからね、災害が来なかつたら明らかに個人が負担する部分やつたんですよ。それを災害が来たから、その分が本来個人の負担のやつが災害が来たために、結局これは市民が負担

するわけですよ、税金ですから。おかしいと思いませんか。災害が来る前なら全部所有者が負担していたのに、災害が来たためにその金を全部市民が負担しなければならなくなるわけですよ。それはおかしいんじゃないですか。

市長（金子健次君）

白谷議員のほうは冒頭に、78隻については処分することについてはやぶさかでないと。あと費用負担の問題というようなことでございまして、私自身は現在明らかに、水害の前に31隻は明らかに船籍は上がっておったわけでございますので、その分除いた47隻の分については非常に難しい問題があるかなというふうに思っておりました。それで、これから78分の31の分の負担ですね、31隻の分の負担分、これはさっき言われたように市民の税から払うことはおかしいというふうに私も思います。

そういうことで、現在は所有者の船籍はあるけれども、実際は俺、造船所にもう払っておったよと、そういう意見もありました。そういうこともありますので、そこら辺については有明漁連、漁協、造船業、そこで話し合いをしてもらいたいというふうなことで、78分の30　除いた31については払ってくださいよと、そういう交渉をこれから進めていきたいというふうに考えております。

4番（白谷義隆君）

市長がせっかく答弁をされておりますけど、実は31隻の分について組合なり造船所にお願いしたいということですね、極端に言えば。ただ、それに組合なり造船所が応じればいいんですけど、ただ、私はそれもちょっと無理があると。なぜなら、その中の5隻については、所有者はわかっておったけど負担される方がいなかつたと。ですから、もちろん漁協なり造船所が負担していただければいいんですけど、ただ、負担される方がいなかつた分、それはやっぱり誰か親戚の方が、そんなら私がかわって払おうと言わればいいんでしょうけど、そういうことも期待できない以上、所有者はわかっておっても、その方が死亡して、おられない、相続人の方が簡単に払えればそれでいいんでしょうけど。ただ、その部分についてやはりなかなか難しいだろうと。ですから、その5隻の分については私は市で負担するのは、もちろんその分についても造船所なり、基本的には市が処分する分については造船所なり漁協に負担の一部を求めるということを最初に言わされましたから、ですから、それは、私それで仕方がないだろうと。ただ、明らかに所有者がわかっていた26隻について公費を出すこと、もちろん私はそのことについては漁業組合も造船所も、私が払いましょうかとはなかなか漁業組合にしても組合員さんの了解をとらにやいかないですから、余り説得のできないような金は漁業組合としても出せないと思いますよ。（「はい、議長」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってくださいね。（「大体わかっているんですよ」と呼ぶ者あり）そりけん、少なくとも26隻については現物が発見できないといつても今度処分する中に入っているのは間違いないですから。現物かどうかわからんけど入ってありますよち、それは明らかでしょうが。

そしたら、その分は求めるべきじゃないかと言っているんですよ。余り難しい話じゃないと思いますよ。

市長（金子健次君）

難しい話じゃないと私も思います。やっぱり船籍を持った所有者に原則請求すべきというふうに私も思います。

ただ、そのことを請求者に言った場合、非常に造船所に、もうその分を含めて新しい船を買ったんだという意見もあったそうです。そういう中において、その分についてはやっぱり造船の、私は造船会社と、西田会長も心配してあって、来年こういうことをそのまま残しておったらいけないと、それの大原則としては、やっぱり処分せんといかんという考えを持っております。あと費用負担の問題について、若干いろいろケースがあると思いますけれども、解決のつくような形をですね、今ここにこげんと、あげんとかと言われたっちゃ、私はなかなか松尾課長も答えにくいと思いますけれども、船籍が不明の47隻の部分ですね、それと今、5隻の分言われますけれども、あと残りの30隻はどう費用負担するかについては西田会長、また漁協組合の組合長、また造船業と、そこら辺は十分話し合いをしていきたいというふうに思っております。

4番（白谷義隆君）

せっかくの市長の答弁ですけど、済みませんね、ちょっと私どうしても納得できないものですから。個人の所有がわかっている13隻について、いや、これは造船所にやったんだとか、そういう話になるかもしれないと言われたんじゃないですか。ところが、個人の所有がわかつておれば、それも本人に聞けばいいわけで、本人が、いや、これについては造船所にやりましたよと言えば、それは当然造船所がすべき話でしょうが。負担すべき話じゃないですか。行方不明は別ですよ。ばってん、所有者が13、まあ計26に造船所じゃなくて、個人に請求出している、撤去命令を出した13隻分については個人がおられるわけですから、例えば、市長が言われるように、造船所に私はやったよ、費用はやったよと言われば、それはその方と造船所と一緒に話を聞けば明らかになるじゃないですか。ですから、そこら辺の懸念は私はないと。ただ、さっき言ったように、本来なら水害が来なければこの26隻については市民の方の負担は全くなかったわけですから、所有者等にあったわけですから、それが水害が来たら、なぜ26隻の分が何の関係もない市民がその処分費用を払わなくていけないのかと、私はそういうことを言っているわけで、もう何回も言いませんけど、そのことについては強く申し上げておきますので、また今後検討会、（「いいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ市長。

市長（金子健次君）

白谷議員が言われている分はわかります。市税の中からそういうことの処理をすることについては非常にいろいろ問題があるということはわかっておりましますし、いろんなケース・バ

イ・ケースがあろうかと思いますので、その部分、十分踏まえて一隻一隻どうするかということになろうと思いますけれども、努めて31隻の分については市のほうの負担でないような形、あと47隻についてはいたし方ないと思っておりますけれども、なるべくそして来年は桟橋に今の船を、廃止船を処理しなければならないと。その分を処理しないと、やっぱりこういうほかの船にも損傷を与える、または漁場が荒らされるということで、今のいろんな意見についても十分考えて、西田会長が一番心配してあって、この部分はやっぱり何とかいろんな形で話し合いをせんといかんというふうに思っておりますので、積極的に努めて今の意見を含めてやっていきたいと思います。

以上です。

4番（白谷義隆君）

私も市の負担を、市の金を一円も出すべきでないとか、そんなことは毛頭思っておりません。ですから、所有者がわからなかつた分については、それは仕方のないことですから、この際、今回の水害で大きな被害が出たわけですから、今後こういう廃船による被害が出ないように市の費用で負担されるのは、それは私はいたし方のないことだと思っております。

市長の丁寧な答弁もありましたので、これで矢部川の廃船処理についての質問を終わりたいと思います。

次に、介護保険についてお尋ねをしたいと思います。

新聞報道によれば、これ7月ぐらいだったかな、今回、新たに県介護保険連合会の連合長に就任された大任町の町長は、現在自治体ごとにA、B、Cの3グループに分かれている保険料を一本化したいという発言の旨が新聞に載っておりました。もし保険料を一本化した場合、本市への影響はどうなるのでしょうか。保険料が上がるのか、あるいは下がるのか、そういうことでお願いをいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

議員御指摘の新聞記事でございますが、去る7月19日に福岡県介護保険広域連合長に就任をされました大任町の永原町長が同月の7月24日に行われた記者会見の内容を報道されたものというふうに思っております。

その会見で連合長は、現在、A、B、Cの3グループに分かれている保険料を1保険者1保険料の原則に戻したいと語ってあります。また、保険料が最も高い大任町を初め、田川地区などのAグループの市町村においては、介護サービス事業者に対する指導や介護予防の取り組みを強化し、給付費の削減を目指すという方針が示されております。このような考え方によって保険料が一本化された場合、現在の連合内の平均的な保険料でございますBグループ相当になるものと考えております。また、そうした保険料の額以下でなければ連合内の合意形成は得られないというふうに思っているところです。

議員の御質問でございますが、保険料を統一した場合、本市への影響はどうなるかということでおございますが、現在、先ほども言いましたように、Bグループに属しております柳川市にとっては多少なりとも影響があるのではないかと懸念されます。いずれにいたしましても、柳川市は今後とも引き続き介護給付適正化事業や介護予防事業等の充実強化に向けて最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

4番（白谷義隆君）

確かに唐突な話なのかどうかわかりません。私には唐突に見えたんですけどね。確かに、さっき部長言われるように、なかなか統一保険料に簡単に移行はしないかもしれない。しかし、今回の発言によって統一保険料への議論は始まるだろうと、あしかれよかれ、私はそう思っています。あくまで統一、1保険者1保険料が基本ですから。ですから、そういうた議論が進むことも当然予想されるわけですが、これは仮定の話ですから、もしそういった統一保険料について具体的な話が出てきたとき、柳川市としてどのように対応を、今すぐの話ですけど、その場合どう対応しようと考えてあるのか、お尋ねします。

市長（金子健次君）

部長が答えましたように、新聞を見た瞬間、私びっくりいたしまして、連合長の予定者の方が、まあ立候補されたんですけれども、それ以外には立候補者がなくて無投票という形で連合長に就任をされました。そして、就任の挨拶の中で言われたことは、私は信頼したいと思いますけれども、自分のところの田川郡のそういうところが引き下がった段階で一本化を検討していきたいと。要するにバランスよく、若干の差はあっても、それまでいたしませんというような形の発言をされましたので、私はあえてそこにきは本人には聞かなかつたんですけどね。私たちのまちというのはBでございますけれども、Cのほうもたくさんいらっしゃるし、広川がCでございまして、大木がBという形で、そういう下位にあるいろんな団体とも一気に統一化ということになれば、大反対運動が起きるというふうに思っております。

今回、第5期の保健医療の介護保険料は、近隣の市の合併した市町村から見ると低かったんですね。それはなぜ低かったかというと、20億円の基金の取り崩しがあって、介護保険料をやっぱり割安にしたという経過があると思います。それとあわせて、介護保険の広域連合の中のメリットが国の助成制度も若干違うということは私も気づきましたけど、そういうことを考えて、あと3年間の間にはそういうことは私が出てこないというふうに思っておりまし、もし、そういう取り組みを話したら私は大反対をして、またそういう下位の団体と一緒にになって、その辺は難しいというふうな話をしてきたいというふうに思っておりますし、また、広域連合の中のメリットがですね、確かに一本化は筋の通った話ですけれども、余り格差があり過ぎるというような中においては、私は大反対でございます。

4番（白谷義隆君）

ぜひ反対をしていただきたい。確かに筑豊地区が高い費用を拝見すれば、筑豊地区全部が高いんですね、処置費を見てみれば。ただ、その給付の削減等に努められると言われますけど、今の状況で給付の削減とかは、そう進む話じゃない。結局は切り捨てにつながりますからね。ですから、連合長が言われるように、簡単に処置費の削減が進むとは私は全く考えておりませんけどね。

ただ、実は質問を通告した後に、インターネットを見よって、広域連合の脱退について現在まで全部の議会の承認が必要だったわけですね。定かではありませんので、後で調べていただければいいんですが、実は今国会で介護保険等一部事務組合等の脱退について、例えば、柳川市が抜けたいと思えば、柳川市だけで議決して、それを連合会のほうに2年先には2年の猶予期間が要りますけど、脱退ができるというような、実は9月5日に公布がされて、施行は6ヶ月以内というような状況になっておりますけど、そういう記事がありましたので。そうすれば、いつも先ほど梅崎議員の中でも脱退を考えたほうがいいんじゃないとか、もう以前からありましたけど、そういうこともありますので、私が見た範囲では。そういうことも使いながら、統一保険料というのはやはり無理だということを市長は説得をしていただきたい。そういうことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時3分 休憩

午後3時14分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、10番高田千壽輝議員の発言を許します。

10番（高田千壽輝君）（登壇）

10番高田千壽輝です。議長のお許しが出ましたので、通告に従って質問いたします。

私は、さきの議会で一般質問の冒頭で、「この柳川市は災害がなく、大変住みやすいところです」と言っておりましたが、昭和28年以来の水害があり、多くの甚大な被害がありました。被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

今回の質問は7月14日の水害についてであります。私は当時、いろんなところで活動をしておりまして、皆さんからいろんな苦言、提言をされておりますので、小さいことかもしれませんけど、その提言を受けて質問いたします。

まず、市長にお聞きしますが、行政報告で被害が広い地区は中山、六合校区の2つを言わされました。私は中島も六合校区、中山に引けをとらず、かなり甚大な被害があったと思っております。市長は忘れておられたのか、被害がなかったと思われているか、お伺いいたし

ます。

中島校区では、多くの家屋に浸水の被害があります。また、主産業のノリ養殖の作業場が浸水し、ノリ加工機械が被害を受けております。修理代に1,000千円から2,000千円、また、中には5,000千円の見積もりが来たという人もおられます。実際、また10月になって試運転で機械を動かしてみないと、どれだけの修理代がかかるかわからないと言ってあります。が、市長はみずから中島漁港を見ておられ、漁船や施設に大きな被害があったことはわかっておられると思います。

まず、浮き桟橋の被害、ホイストクレーン、それと各漁船を停留するくい、支柱などは全部が折れ、使いものにならない状況でありました。また、市のおかげで75%の予算をいただき、桟橋、ホイストクレーンについては復旧することができ、漁民の方は大変ありがたく思っておられます。でも、どうしても個人のものにはそういう補助金制度がなく、漁民の皆さんには今期の養殖の前にはかなりの負担がふえ、経営的には苦しい状況であります。

今回の質問は、7月14日の水害関係の質問で、避難指示、避難所の職員配置、北浦・外平排水機の能力・改修、中島漁港の被害の原因、当日の職員配置であります。2つ目は、中島校区の通学合宿を質問いたしますが、質問は自席にて一問一答で行いますので、議長におかれましては御配慮をよろしくお願ひいたします。

10番（高田千壽輝君）続

当日の避難指示、各地の通達時間はいつごろに発令されてありますか。それをお答えください。

市長（金子健次君）

ちょっと今御指摘がありましたけど、行政報告の中で申し上げましたのは、矢部川、沖端川の堤防決壊によりまして当校区の中山校区、六合校区と言ったまでございまして、中島の被害についても漁港のほうに何回も行きましたし、中島全体の床上浸水がかなりですね、中山校区に次いで中島校区が2番目だということも承知をしております。そこに言葉足らずの分が誤解をされたようでございますけれども、実はきのう知事もおいでになりましたので、中島漁港のほうに行きました。どういう状況かと申しますと、ほとんど改修をされまして桟橋のほうもできまして、先ほどの昼のニュースではポールを立てるということで有明海の漁民のコメントもありまして、うまかノリばつくらんといかんと、そういうようなこともあって、復旧に向けたことを報道されていました。

そういう意味で私は言ったわけではございませんので、十分そういうことも、被害地域であったということも十分承知してあることを、ちょっと誤解がないように一点申し上げておきたいと思います。

安全安心課長（野田洋司君）

避難指示の各地の通達時間についてという御質問にお答えをいたします。

このことにつきましては、今回の災害のまず初動対応からお話をさせていただきます。

まず、前日の7月13日から注意配備に入りまして、13日から14日の夜間は安全安心課の職員4名で防災情報の収集に当たりました。

次に、午前5時15分には災害警戒本部を設置しまして、警戒配備体制に入りまして職員50名を動員いたしました。6時30分には災害対策本部を設置しまして、第1配備をとりまして職員156名を動員いたしました。また同時に、全消防団員を出動要請したところでございます。午前7時に第2配備体制をとりまして、職員273名を動員いたしました。そして、午前7時50分に避難勧告を沖端川及び矢部川流域に発令し、公民館等の第1次避難所の開設を指示いたしました。そして、消防団車両や消防署、市役所の車両約50台で警戒広報をして回りました。

そして、8時40分には小学校等の第2次の避難所の開設を指示しております。そして、午前8時50分に避難指示を沖端川及び矢部川流域に発令をいたしました。これもあわせまして消防団車両や消防署、市役所の車両で警戒広報をして回りまして、このとき直ちに行政区長さんへの電話連絡を開始いたしました。

その後、午前9時に沖端川、中山の堤防が決壊しましたので、再度避難指示を市内全域に発令いたしました。そして、9時30分には第3配備としまして職員381名、全員動員の招集をかけたところでございます。

そこで、お尋ねの避難指示発令の通達につきましては、午前8時55分に災害情報メールを発信しまして、同時時刻にサイレンを沖端川及び矢部川流域に吹鳴をいたしております。その後、沖端川、中山の堤防が破堤しましたので、再度避難指示を午前9時に市内全域に発令しまして、9時4分に災害情報メールを発信し、9時7分にサイレンを市内全域に吹鳴いたしました。また、9時10分にはNHK放送局へ災害テロップの要請を行うなどしまして、市民への通達をしていったところでございます。

今後は、本年度整備をいたします防災無線などの対応も加えまして、情報伝達の迅速化を図ってまいります。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

かなり早い時間に避難指示が出ておりますけど、区長さんあたりに8時50分ぐらいから連絡をしたといって、私も区長さんたちと一緒にその日は朝7時ぐらいから行動を起こしておりましたけど、区長さんは避難指示が出たとか、そういうことは一切おっしゃいませんでした。私が避難指示と聞いたのは11時半、矢部川の切れた堤防よりももっと下流、中島の南二重あたり、今度有明沿岸道路ができました架橋のすぐ上流、30メートルぐらいのところが堤防の決壊のおそれがあるということで避難指示、消防団が連絡して、私も現場にすぐ行って、消防団は一生懸命土のうを積んでおりました。

そのときに、こここの地域の方たちを避難させんといかんですよちいうことを消防団から言われまして、消防団が役所かどこからかわかりませんけど、我々、消防団にひとり暮らしの老人を避難させなさいという命令が来ましたち。消防団は実際私に、私たち消防団はひとり暮らしの人たちは知りませんち、どうやって避難させるかんということで相談を受けて、そんなら仕方ないちいうことで、区長さん並びに民生委員さんに、そのときにやっと避難指示が出ておりますので、避難をさせてくださいちいうことで電話連絡をしました。

そのときに私も思ったのが、消防団に何でもかんでも言われるのはいいんですよ。実際、そのとき消防団は必死こいて土のうを積んでいたんですよ。堤防が決壊寸前でしたので、土のうを積んで。それで、俺たちにはばっかり何でん言われたっしゃ、何さるっかんという消防団の実際意見ですよ、その場にいたことがあります。だから、もう少しそういう役割分担、消防団だけに頼るんじゃなく、本当に民生委員さん、区長さんたちが動いてあったかと。ただメールしました、電話しましただけではいかなくて、あの確認ができていたのか、その辺をお伺いします。

安全安心課長（野田洋司君）

行政区長さんへの連絡と申しますか、電話連絡の開始につきましては先ほど申しました8時50分からいたしております。先ほどサイレン吹鳴の時刻等も申し上げましたが、矢部川のほうの決壊、これにつきましても2回サイレンを吹鳴しております。午後の大和、六合の決壊のときも2回サイレンを吹鳴しております。

それで、行政区長さん、民生委員さんの連絡でございますけれども、これは私どものほうの電話連絡、それから福祉課のほうも民生委員さんのほうに電話連絡をしております。そういう中で今回、各地で行政区長さん、民生委員さんには大変お世話をかけましたけれども、そういうことで要援護者支援に奔走をしていただいたところでございますが、対応について不十分な点が、こちらの連絡不十分な点はあったと思います。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

対応が不十分でしたという反省の弁ですけど、もし死傷者が出ていたら、その言葉は出でていませんよ。幸いにも死傷者は、この柳川市に出ていなかったから言える言葉ですよ。もう本当、死傷者が出ていたら責任問題ですよ。だから、私は危機管理に対しては本当になっていなかったなと思っております。

また、避難所になっております小学校、いろんな施設に対して8時50分に職員が配置されていたんですか、その辺をお聞きいたします。

人事秘書課長（島添守男君）

災害対策本部によって職員配置の手配を私のほうで行っていましたので、私がお答えしますが、避難所が開設された際の避難所の職員配置ですけれども、公民館施設等については、

それぞれ避難所を開設した時点でそれぞれに手配をして置いております。大和公民館に14名、三橋公民館14名、サンブリッジ2名、柳河公民館6名、城内公民館10名、矢留公民館3名、東宮永公民館3名、両開公民館1名、昭代公民館1名、蒲池公民館2名、市民体育館4名、市民会館8名を配置しております。

また、各小・中学校は、まず校長先生及び教頭先生に施設の開放をお願いして、職員の配置については当日の夕方からになっておりますが、配置をしております。その人数につきましては、柳河小学校2名、城内小学校2名、東宮永小学校2名、矢留小学校2名、皿垣小学校5名、有明小学校2名、中島小学校2名、六合小学校2名、大和小学校2名、豊原小学校2名、藤吉小学校4名、矢ヶ部小学校2名、二ツ河小学校1名、垂見小学校2名、中山小学校1名、昭代中学校2名、蒲池中学校2名、大和中学校2名、三橋中学校2名です。

公民館施設及び学校合わせて配置した職員の合計は109名です。避難者がいなかった両開、昭代第一、昭代第二、蒲池の各小学校及び柳城中学校、柳南中学校には配置をしておりません。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

今、配置人員を言われまして、中島小学校のほうに2名ち。私、中島小学校に終日詰めておりました。職員が来たのは10時半ですよ。うそを言わないでくださいよ、夕方から詰めておりますち。その間、校長先生、教頭先生は大変だったですよ。市の情報も全然入ってこない。

今考えたら、被害がなかったところにはすごく職員配置を優遇して、被害があったところにはえらい人数が少ないんですけど、その辺どうなっていますか。

人事秘書課長（島添守男君）

避難者が多かったところには、後から追加して応援者を置くというところもございますので、最終的な人数として、私が申し上げた人数が配置されたということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

では、各避難所の避難者数を教えてください。

人事秘書課長（島添守男君）

（「ゆっくりいいですか、メモをとります」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

各避難所でも時間帯で一番多かった人数が違いますので、最も多かった避難者数で申し上げます。

まず、公民館施設で大和公民館580名、まほろばやまと200名、三橋公民館350名、サンブリッジ30名、柳河公民館17名、城内公民館55名、矢留公民館11名、東宮永公民館35名、昭代

公民館 4 名、蒲池公民館35名、市民体育館49名、市民会館170名です。

また、小・中学校では、柳河小学校80名、城内小学校10名、東宮永小学校 3 名、皿垣小学校80名、有明小学校194名、中島小学校300名、六合小学校13名、大和小学校200名、豊原小学校405名、藤吉小学校200名、矢ヶ部小学校 9 名、二ツ河小学校10名、垂見小学校250名、中山小学校41名、昭代中学校26名、大和中学校200名、三橋中学校130名です。

両開公民館並びに矢留、両開、昭代第一、昭代第二、蒲池の各小学校及び柳城、蒲池、柳南中学校への避難所はございませんでした。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

この人数をやっぱり聞いても、さっき私が質問したとおり、ちょっと職員配置は疑問がありますね。もう終わったことだから言いませんけど、もう少しですね、本当に大変なところに人員を配置していただくのがよかったですんじやないかなと思っております。

中島小学校も夕方あたりから小学校の周辺が膝ぐらいまで浸水して、もう小学校に避難できる状態じゃなかったんですよね。その時点でもう300名いらっしゃいました。これも後で聞いた話なんですよ。中島小学校に避難できなかったです。だから、大和漁業協同組合に避難してあります。これは後でも言いたいんですけど。そういう連絡が全然ないんですよね、中島小学校にも。中島小学校は、周りは道路が浸水していましたので避難できませんので、浸水していない大和漁業協同組合を避難所に設けましたというような連絡もなかった。大和漁業協同組合の職員さんも、救援物資も何も来んやったばんというような意見が上がっておりります。

まず、これだけの人数に対してですね、まず次の質問ですけど、これは避難指示ですよね。当然、行政が食事の用意を、食事を提供しなきゃいけないと思っております。本当にこれだけの人数に適応できたのですか、その辺をお答えください。

安全安心課長（野田洋司君）

食事の提供についての御質問でございますけれども、食事の対応につきましては、当初、パンの調達を試みたところでございましたけれども、当日調達ができませんで、三橋の学校給食調理場での炊き出しを開始いたしました。そして、午後 1 時半から、でき上がったおにぎりから各避難所へ隨時配送を開始したところでございます。それから、午後 2 時半までにまず850パックを配送いたしました。その後の配送でございますけれども、午後 7 時に中山小学校へ200パック、午後10時から2,000パックを各避難所へ配送いたしました。夕食分は午後 4 時にでき上がっておりましたけれども、調理場周辺が浸水をしてしまいました、午後10時からしか配送ができなかったところでございます。

それから、翌15日の朝食からつきましては調達ができましたので、午前 6 時半からパンと牛乳、飲み物等を各避難所に配送いたしました。そして、同日の午後 2 時半には、市の全

避難所が閉鎖となりまして、中山公民館のみの避難所となりましたので、その日からは中山公民館へのパンとお弁当による配食の対応を行ったところでございます。

以上のような対応でございましたけれども、災害時の食事の調達、配送につきましては、今回のことを教訓に、今後は農協やスーパー、コンビニなどと協定を結ばせていただきまして、災害時に調達できるようにお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

課長、全市全員に避難指示出していて、三橋の調理場1力所で賄えるちは、もうできないということは結果でわかるでしょうもん。全市に出したんでしょう、避難指示を。全市7万3,000人ですよ、全市民。だったら7万3,000人、食事の提供をしなきゃいけないでしょうが。それで三橋調理場1力所ち。

私、小学校に行ってですね、300人いらっしゃいました。校長先生が、柳川市から60食、おにぎりが2個と漬物が2切れ入っているパックが60食来ていますよち言われました。これどうしますかち言われましたから、300人おってこれば1個ずつ食べさせたっちゃ120個しかなかですよち、これを配ったらパニックになりますよちということで、少し待つとかんですかち、また役所に電話しましょうちということで役所に電話したら、即座に対応できません、できれば地元でお願いしますちいうお答えだったです。

当時、ちょうどそこに公民館長がいましたので、公民館長、こういうことばいち、どうするねち言つたら、なら公民館で炊き出そつかという話になりますよち業者さんに20キロお米を持ってきてくれということで、小学校の調理室で最初は炊こうとしましたら、学校の先生たちも、女の先生も全員来ていらっしゃいました、おにぎりつくって手伝いますよといふことで、最初は小学校でしようかと思ったら、小学校は家庭科で使う3合しか炊けない鍋しかありませんちということで、3合で炊きよつたっちゃ間に合わんですよちということで、急遽、中島小学校に一番近い、地域の公民館に3升炊きが2つ設置してあるちということで、そんならそこで炊こうちということでですね。そこも床上5センチぐらいの施設でした。そこでぎりぎりどうにか、小学校の先生たちからも手伝つてもろうて、7時半ぐらいにどうにか食事の提供をすることができたんですよ。

私たちは中島小学校だけで弁当を食べて、かなりおにぎりも余っていました。後で聞いた話は、大和漁業組合には来んやつたち。そんなら、連絡のあったなら持つていってよかつたなというのが我々はあったんですよね。実際、そういう横のつながりとか、そういう連絡がありませんでした。

この質問をしますよちということで、地元の小学校の校長先生、教頭先生に今後何か要望がありますかということでお尋ねしましたら、第1に、情報が全然入つてこなかつたち、市からの情報が入つてこなかつたことを言わされました。次回からはちゃんと情報が来るようにお

願いしますということで、校長先生、教頭先生からお願いされておりますので、その点、次回、余りこういうことがあっちゃいかんんですけど、もしもということで、次回からもぜひ、そういう情報の伝達をよろしくお願いします。

それから、教育長にちょっとこれはお願いなんんですけど、学校あたりが避難所になって、急遽炊き出しをしなきゃいけないといったときに、そういうお米を炊く器具がないんですね、3合炊きで。だから、いざといったときのために避難所となる小学校にもそういう道具をですね、お釜とかそういうのを設置していただくようにお願いしたいんですけど、どうでしょうか。

教育長（北川 満君）

お答えしたいと思います。

大変な被害を受けられました。まずもって被災された皆様方には心よりお見舞い申し上げたいと思いますが、ただいまの御質問におきましては、いわゆる学校が備蓄基地にもなるというようなところに今まで入っておりましたけれども、今の御指摘の点につきましても、コミュニティも今度できます、そういった中におきましては、ある程度食事の支度ができる、あるいは対応できるというようなことを考えながら進めてまいりたいと。御指摘のとおりだと思います。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

そういう道具を設置できるかちいうことを聞きたかったんです。そういう質問のときは設置できるんですか。

教育長（北川 満君）

この件につきましては、学校における家庭科の授業、そこでもって、いわゆる今回の被害を受けまして、反省に立ってですね。3合炊きもあれば1升炊きもあるというような変化をですね、子供たちに教育する意味においても非常に大事なことだと思います。そういった意味におきましては、きちっとした形で設備を整えておきたいなというふうに考えております。

10番（高田千壽輝君）

さっき教育長は1升炊きとか言われましたですね。実際、1升炊きでは間に合わんですよ。本当言うたら5升炊きぐらい欲しいんですよ。だから、使う使わないは別として、やっぱり緊急のためにそういうことが必要じゃないかと思っておりますので、ぜひ設置を、それは教育委員会じゃなくて、市のほうも力を入れて設置する必要があるんじゃないかと思っていますけど、その辺に対してどうでしょうか。課長か 市長でもいいです。

市長（金子健次君）

中島校区の避難所につきましては、いろんな形で議員にも御迷惑をかけたようでございます。あちこちにいろんな形で私に届いた声というのは、そういう形の分はかなりありました。

三橋町公民館におきましても、途中、浸水をしてきました、夕方、夜ですね。それで、三橋庁舎の移動をすると。想定しないような形で水がずっと浸水していったわけです。そういう形で、恐らく職員たちも食事はほとんどしていないと、私もしていなかったんですけども、そういうことで我慢をしてもらった部分、確かにあります。翌日の15日の朝にはパンがどさっと、あそここのホールのところにいっぱいになりましたけど、それ以前については、食べていない方もいらっしゃるというふうに、十分承知しております。

それで、学校に5升炊きとか、そういう釜もあると思いますけれども、いろんな形で民間の活力も含めて、これからそういう提携を結んでいきたいというふうに思って、緊急時にどうするかということを含めて、それとあわせて職員の配置が満遍なくいくような形で、いろんな形のケースを想定しながら、シミュレーションを起こしながら、今後の教訓にしていきたいというふうに考えてあります。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

これからは私の提案というか、地域の人たちも話し合って、これだけの大災害があったときに食事の提供とか、もう行政では無理だろうかいうように皆さん思ってあるんですよ。だったら、各校区単位でコミュニティー組織で対応策を考えにやいかんちということで、いろんな話し合いをこのごろ、そういうことも含めてしていくかんと、もう自分のことは自分で守るといちいうような感じなんですよ。下手言ったら今度は行政に失礼ですけど、頼りにならんち言われるかわかりませんけどですね。そういうことがいっぱい、今度のことでわかっているんですよ。だから、やっぱりコミュニティー組織、全体で動くより小さいところでちょこちょこ動いたほうが、動きが早いし、対応も早いんですよ。そういう組織を今度市のほうから、各校区単位でもいいですから、防災とかそういう単位でこういう活動を、いざというときの緊急的なマニュアルをつくっていただきたいなと思っておりますけど、その辺に対してどうでしょうか。

市長（金子健次君）

議員が指摘されるような形のマニュアルも必要だと思うし、19校区に自主防災組織を実際つくったばかりでございますし、緒についたばかりですので、今後、これを教訓にいろんな形で自助の分、共助の分もあると思いますけど、隣の人にも誘いをかけて避難をするとか、そういうことも必要だったと思います。恐らく防災行政無線を使って届かなかったとかいうケースも台風とか何かで出てくると思いますけれども、いろんなことを検討しながら、地震のとき、津波のとき、水害のとき、台風のときとか、いろんな形を想定しながら避難場所も考えなければならないというふうに思っております。いろんな御意見が今のところ来ておりますけれども、そのことも十分反省して、10月なら10月にまとめて、今後の防災計画の中に十分生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

当日、各避難所の対処は同じようにできたかというたら、必ずしも同じようにできていな
いんですね。私たちも今、中島校区からも中島小学校に避難した人もいるし、大和公民館
に避難した人たちもいるんですね。そこで、皆さん帰ってきていろいろ話されるんですよ。
御飯は食べられたかんとかいろいろ、握り御飯来たとかんとか、いや、来んやったけん、俺
はアスタラビスタさんラーメン買いに行ったたんとかいう人たちもいたんですよ。そして、
中島小学校に行った人たちは、んにゃ、俺たちは食べたばんとか言われてですね。やっぱり
これは、それは各地区の対応で違っていたから仕方ないと思うんですけどね。

私、1点、不思議に思ったのは、中島小学校は毛布が来たんですよ、避難者の方に、市か
ら毛布が。中央公民館とかに避難していた人に聞いたら、いや、全然来んやったですよち。
私、実際、避難所に行たて毛布をお年寄りの方たちに配りました。それはうちの校長先生が
市のほうに、毛布か何かないですかちいうことで相談されたということで、持ってきていた
だいた。

校長先生もよく見られていらっしゃって、何で毛布が必要かと言われたら、エアコンが入
っている教室が2教室ありますて、そこにはお年寄りの方も入ってあるし、若い人も一緒に
入ってあったんですよ。私はエアコンの温度を25度ぐらいに設定しておきましたら、お年寄
りの人たちは寒いち、若い人たちは逆に今度は暑いと言われるんですよ。そういうことを聞
いて、中島小学校の校長先生が市のほうに連絡をとったら、赤十字社の毛布がいっぱい来
ました。私は当然、ほかの地区にも行っているもんだなと思っていたんですね。市の職員さ
んが持ってこられたからですね。聞いたら、あれは中島小学校だけやったげなとか聞いて、
うわ、これはおかしかですねち言つたわけですから、やっぱり被災して避難してあるんです
から、やっぱり同じ提供をしなきゃいけないと思うんですね。その辺はどうでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

日赤のほうから毛布が2,000枚ですけれども、調達をいたしました。この調達しました時
間が夕方ぐらいになっていると思います。それからの配送でございましたので、大変おくれ
たというところもあります。

また、配送の割り振り、これにつきましても福祉課のほうで割り振りをお願いしましたけ
れども、ちょっと割り振りについては私が把握してありませんけれども、そういうことで割
り振りについても十分じゃなかった点があると思います。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

私は、もらっていないところも、全然来ていないところがあると聞いたんですよ。だから、
本当にそういうところがあるんか。2,000枚来て、2,000枚配られたら 2,000人も避難し

ていないんですよね、総合計が。そんなら1枚ずつあるじゃなかですか。ばってん来ていな
いといつたら、配っていないんでしょうもん、その避難所に。課長の答弁はおかしいですよ、
配送しましたち言うけど。なら、要望があったところだけしか配ってないんですか。そこで
すよ、そこを聞きたいんですよ。どうぞ、もう一回お願ひします。

安全安心課長（野田洋司君）

ちょっと申しわけございません。先ほどもちょっと申し上げましたけど、私自身が配送に
ついて当時把握しておりませんで、福祉課のほうで担当していただきまして、その配送割り
振りをちょっと私が把握しておりません。申しわけございません。

議長（古賀澄雄君）

福祉課、わかる。

10番（高田千壽輝君）

対策本部がするんでしょうもん。福祉課ですか、このときは。対策本部が設置してあるん
だったら対策本部がするんでしょうもん、こういうことは。あんたたち、すぐ逃げるじゃな
いですか、福祉課にち。なら、いいですけど。なら、福祉課の答弁をお願いします。

福祉課長（稻又義輝君）

毛布については、要請があったのが夕方ありましたので、それから日赤のほうと県のほう
に連絡をとって、日赤から1,000、県のほうから1,000、合計2,000を調達したというふうな
ことです。その分のこちらのほうに着いた時間が8時ぐらいじゃなかったのかなというふう
に、ちょっと資料を持ってきておりませんので申しわけございません。ぐらいじゃなかった
のかなというふうに記憶しています。

配布先につきましては、それぞれの避難所にどれだけおられるというふうなデータをもら
いましたので、そちらのほうに手分けをして、うちの福祉だけではなくて、手分けをして配
布をしたというふうな状況でございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

配った、もらわなかつたという議論ですよね。当時、大和中央公民館に500名近くの人た
ちが避難して、一枚も毛布はもらっていないませんち言われているんですよ、実際。おかげで中
島小学校は来ましたよ。配ってあるんだったら、その2,000枚の毛布はどこに消えたんです
か。またチェックせにやいかんですよ、各避難所に毛布は来ておったですか、何のかんのち
いうて。本当に配ったんですか。配ってなかつたら配ってないでいいじゃなかですか。正直
に言ってくださいよ。

福祉課長（稻又義輝君）

福祉課のほうとしては、日赤のほうの事務局の関係が福祉のほうで持っておりますので、
日赤のほうに連絡をして、こちらのほうに届いたのは、2,000枚届いているのは事実です。

それをそれぞれの避難所のほうに手分けをして配布をしたということは事実です。それ以上のことは私のほうからは何とも言えません。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

何かおかしい答弁ですね。一応避難所には配ったばってん、避難所に着いたとき、どこで消えたですかち言おうごたつですね。実際、避難所に避難していた人が毛布も来ていないちいうてはっきり言ってあるんですから。だから、その避難所に行って、避難所に指定した当時から配らんかったんですか、遅かったけん。そんなら、避難所にまだ毛布はあるんですか、今は。中央公民館なら中央公民館に。その辺を聞いているんですよ。

あなたたちは配った、いや、もらっていないとかいろいろ話があっているからですね、どっちが本当かわかりませんけど、みんな避難していたでしょう。私、聞き取り調査して、毛布とか来たですかち聞いたら、いや、来んやったですよちいうのがあっているからですよ。あら、中島には全部来たから、俺は全避難所に行っているものと思っていたわけですよ。再度またお願いします。（発言する者あり）

議長（古賀澄雄君）

答弁できますか。（発言する者あり）

福祉課長（稻又義輝君）

毛布の2,000枚を準備いたしまして、配布をいたしました。翌日に回収はできたものもございます。

ただ、それぞれの避難所のほうにはお配りはしましたけれども、実際もう帰られたというふうなところもあって、こちらのほうに返ってきた分もございます。だから、それがそういった理由なのかどうかはよくわかりませんけれども、もうおられなくて、こちらのほうに毛布が返ってきたというふうなものもございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

大変ありがたくて、この毛布は使った人が持つて帰ってくださいというような市からの御伝達でした。だから、皆さん喜んで持つて帰られたんですよ、毛布は。日赤の毛布は使つたら返さやんですかち言うたら、市の職員さんたちが、いや、これは持つて帰つていいですということで、皆さん喜んで持つて帰られたんですよ。

これ以上追及しても答弁はありませんのですね。やっぱり避難所は皆さん同じように対処していただかないと、あそこはよかった、あそこは悪かったじゃ困るんですよ。だから、今後の検討として、その辺はぴしっと把握してください。また委員会でも言いますけど、どこどこにぴしゃっと配ったか、ちょっと調べておってください。おかしいですよ、これは。本当はここで言ってほしいけど、もう時間がありませんから。

また、被災の後片づけとか、市から区長さんにいろいろ、明くる日から何してください、かんしてくださいというのがちょっと多過ぎたんじゃないかなと私は思っていますけどですね。

まず最初に私が聞いたのが、被災の次の日ですね。4時ぐらいまでに被害調査をしてください、床上、床下の調査をしてください、何でですかち、石灰と消毒の準備がありますからということで急遽回ってきて、本当あの暑い中、走り回ってですね、一軒一軒、区長さんたちは調査してありました。

それから、もう石灰が準備できました、三橋農協倉庫にとりに来てくださいということでありに行きました。そのときも区長さんたちトラックを持ってなか人たちが多いんですよ、もう年配の方で。当日、私に電話があって、高田さん、トラックで三橋農協まで石灰ば100個ぐらいとりに行かやんばのち言われて、私もトラックを持っていませんので漁業者の方に、おまえトラックばちょっと貸してくれんかち言ったら、もう漁業者も自分のことで、自分たちの瓦れきを出すことで精いっぱい、トラックがなかなかあかなかったんですよ。どうにか相談して、おまえが今積んである瓦れきは俺がピアスに持つてやるけん、その後トラック貸せちいうて借りて、区長さんと2人、農協倉庫にとりに行った経緯があります。

後で聞いた話ですけど、三橋地区は市職員が配ったちいうことも聞いております。それは事実ですか、どうですか。

市民部長（田島稔大君）

消毒剤等の配布について対応が異なったという御指摘でございますが、当時の状況を私も担当のほうに尋ねてみました。そうしましたところ、石灰や消毒剤がまだ十分そろっていない時期でございまして、職員もあちらこちら走り回っておったというときでございました。六合校区のある区長さんから、石灰を個人で買いに行っている者もいるということで、あるだけでもいいから待ってきてくれんかというような電話があって、まだ十分そろっていませんがいいですかということで、20でも30でもいいから持ってきてくれということで、それに居合わせた職員が対応をしたと。

ちょうどそのときに中島の区長さんから電話があって、持ってきてくれという電話があったということでございます。そこで、車も人も出払っておりましたので、できればとりに来ていただけませんかというお願いをしたところ、そのときの言葉足らずとか言い方で議員御指摘のような形になったんじゃないかなというふうに思っております。お忙しい中に、大変御迷惑をかけたというふうには思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

このときは、みんな同じ被災者なんですよね。だから、なるだけ対応は同じくしてもらわんとですね。もう皆さん、かりかりしてあるんですよ。あっちには持つていってくれた、お

りげにはとりにけち言うたと。やっぱりこういうことは一番大切ですよ。だから、今後、同じ対応をお願いします。

それから、その後もいろんな形で区長さんたちに調査をしてくれ、床上浸水してあるところがまだ荷物を片づけてないとか、ちょうど瓦れきを処理するときに1ヵ所に集めていたんですね、北浦通りに。業者があそこにとりに来るときに、業者の人に、俺はまだ片づいたらんとに、もうあんたどん、この瓦れきば持っていくとかんち。そんなら、その後どげんずっとよかかんとかいう業者の方にあつたち。それを聞いた職員さんが、「区長さん、調査せんの」ち、一言ですよ。区長さんもぐらいしてあったですよ。おまえどん、出てきて調べてくれんかち言おうごたっち。区長さんの中にも、おりげはまだ畳を上げて、畳でん整理しらんばんちいうことがあって、その区長さんは、ことしやっと皆さんから頼まれて区長になられた区長さんでした。家さん行ったら奥さんは、区長ば受けたけん、おりげん家どころじやなかと言ってから、かっかされてですね。もう少し、区長に言うならよかやっかんちいうような、何か行政の姿勢が今度見え見えだったんですよ。その辺はどうですかね。

総務部長（大坪正明君）

余りにも行政区長さんに頼り過ぎではないかというような御指摘でございます。

確かに高田議員御指摘のとおり、行政区長さんに対しては7月14日の朝の避難指示の連絡から、翌15日午前の床下、床上浸水の状況の調査、その後の石灰や消毒液の配布、それから瓦れきの仮置き場の設置、受け付け時間等の周知など、今回の災害ではいろんな場面で市民の皆様への周知とか、お知らせ、調査とか、いろんなことで行政区長さんにお願いし、大変御迷惑をおかけし、お世話をおかげいたしました。この場をおかりしまして、感謝を申し上げたいというふうに思います。

行政区長さんの中には、先ほど言わされましたように、みずから被災された方とか高齢の方、車を持っていらっしゃらない方、いろんな方があります。そういったことも十分今後考慮しておかないといけないと思いますし、今後、10月には行政区長さんと市長初め幹部との懇談会も計画をしております。この中では災害の話が中心になってくるかと思います。こういった中で行政区長さんの御意見も十分お聞きしながら、今後の防災、災害対策のあり方について再検討して、改善していきたいというふうに考えております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

もう時間がないので、次の質問にちょっと続けます。

水路課にお尋ねしますけど、北浦・外平の排水ポンプの能力は大体1トンですね。ということで、地元の方から北浦・外平の能力が完全に不足しているんじゃないかという指摘があります。地元の方は早く改良、改修をしてくださいということで要望が出ております。

私たちが一番疑問に思うのが、ゲート方式。ゲート方式は、矢部川の水位が本当に高いと

きにそのゲートを押し出す能力があるのかなということをみんな疑問視してあるんですよね。できれば上からどんどん流してほしいというのがいっぱいあります。これは今度の水害だけじゃなくて、3年前にも冠水しております。だから、もう完全に外平のポンプは能力が低いんじゃないかなと思っておりますので、もう今度は調査せんと、私は早く改良してくださいと言いたいんですけど、どうでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

質問がございます北浦排水機場、外平排水機場の排水能力ですけれども、確かに議員言われますように毎秒1トンの排水機場です。形式につきましては、排水ゲートに直接水中ポンプをつけるという形式になっています。

議員御心配の河川水位が高いときに本当に排水しようとかという話でございますけれども、これについてはやはり、こういう排水機場の設計をする場合には外水、これは河川水位になりますけれども、河川水位は最高水位で計算をします。

それと、よく招きぶたですね、フラップゲートの負荷があるんじゃないかなということで言われていますけれども、それも設計に考慮した形で排水能力を確保しています。そういうことから言いますと、矢部川の河川水位が高いときにも排水能力は確保しているということでございます。

以上です。

それと、今後の改修の件ですけれども、地元のほうでは明らかにもう排水不足ではないかということが言われているということですけれども、やはり現状を把握することが一番大事かというふうに思っています。今回、9月補正のほうでそういう基礎調査をさせていただいて、しっかりと現状を把握した上で対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

なるだけ早急に能力アップができる改修、改良をお願いします。もうこれ以上、時間がないので次回ゆっくりまたやりたいと思います。

次、水産振興課のほうで。

私が質問したかったのは、漁船の被害が42艘あります。ほとんどは廃船が流れてきて、係留してある船の下にどんどん入っていって、それで船底が壊れたり何たりしております。一番やっぱり原因で、廃船があったから漁船被害が多くなっていると思っていますけど、課長も当日来て現場は見ておられましたけど、どう思われましたか。

水産振興課長（松尾昭義君）

廃船が船の被害を大きくした一つの原因ではないかということだと思うんですが、漁船は親船が16隻、全損または一部損壊しておりますし、また船外機といって3メートル船がございますが、それが26隻、合計の42隻被害を受けておるということでございます。

廃船につきましては、白谷議員のときにもお答えしたんですが、漁場や漁港に流出したのが約20隻でございます。

確かに、廃船が堤防の下にあって、その上に親船が乗ったというところ、中島の特に西鉄の鉄橋から上流部分はそういうところもございましたけれども、廃船による被害も全然考えられないということもないとも思いますけれども、私たちは、大半は増水して船同士がぶつかったり、親船同士が乗り上げたりもしております。それからまた、大量に根っこついた流木とか、ともかく流木が大量に流れ出ておりますから、そういうのがぶつかって被害が増大したんじゃないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

私もずっと現場にいて、課長も朝早くから見えておりまして、流木、流木ち言わされましたように、見よって流木はほとんど川の真ん中を流れよったですよね。端を流れる事はなかったですよね。せっかく今度、1 そうもいなくなるように処理されますね。された後に、また今後船を置かせないような方法はあるんですかね。

水産振興課長（松尾昭義君）

これも先ほど白谷議員のほうにお答えしたんですが、漁船登録をする際は解撤証明をつけなければ漁船の処分はできない、登録抹消はできないということですので、廃船がふえるということはないと思っております。

ただ、先ほど言われますように、造船会社が引き取った船は置かせんごつすることが可能かということだと思うんですけれども、実はそういうのは造船会社が引き取ったという船を私たちが、これは漁業者から造船会社に引き渡された船だという判断が今の段階ではできないような状況にあります。ですから、そういうふうな、これは漁業者から造船会社に移された船ですよというてそれがわかり、それがそのまま漁港に係留されたり、または物揚げ場に上げられておったというふうなことがもしあったら、その判明した時点でやはり私たちはそれを指導して撤去して、当然漁業者の敷地であるところで管理していただくというふうな指導をやっていきたいというふうに思っております。

10番（高田千壽輝君）

ごみも一緒なんですよね。1 力所に誰かが捨てたらそこにどんどん捨てに来るんですよ。だから船も一緒なんですよ。1 そうそこに上げたらどんどんそこに上げてくるような傾向がありますので、ぜひこの際、全部、1 そうもなく片づけていただいて、来年度から1 そうも置かれない状況を市としてお願いいいたします。

では次に、もう時間ないですけど、質問いたします。

通学合宿についてですけど、これは県の事業で今回、先週、中島小学校で行われております。これ、県からいつごろ市に達しがあったんでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

県からいつごろ依頼があったかということでございます。

最初に依頼がありましたのは、本年の4月16日付の通学合宿推進事業に係る実行委員会の推薦についてという、南筑後事務所からの文書においてであります。これにつきましては、通学合宿に対する市独自の補助事業を本年度から柳川市でスタートさせていましたので、県の事業についてはその関係もありまして、どこも手が挙がらなかったという状況でございます。そういう状況です。

10番（高田千壽輝君）

教育長にお尋ねしますけど、これは私、直接本人から聞いております。7月20日、どこも通学合宿の受け手がないから、中島小学校の校長、公民館長を呼び出してというか、直に中島で受けてくれという相談をされたと私は聞いておりましたですけど、事実ですか。事実か事実じゃないか、お願ひします。

教育長（北川 満君）

7月20日の教育委員会の開会日でございまして、これは事前に7月6日の時点で、水害の来る前の時点で既に校長先生とはこの話はしておりました。そういう中で、7月13日に南筑後教育事務所から見えまして、これはちょっとお願ひしたいんですがと、改めて副所長以下3名、教育長室へお見えになりました。そこで（発言する者あり）教育長室において協議、相談をいたしております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

私は疑問で、中島の人たちもみんな疑問に思っているんですよ。水害のあって1週間もたたずに、何で中島小学校に教頭が通学合宿を持ってくるか。教頭というか、教育長ですね。公民館長、市の教育委員も受けてありますね。断られんために中島小学校に持ってきたんじゃないかというて皆さん言ってあるんですよ。その辺はどうですか。

教育長（北川 満君）

中島公民館長の田中氏は教育委員でございます。おっしゃるとおりでございます。

決して断りにくいからといって中島小学校に依頼したことではございません。秋の運動会のためのリーダー育成を目的にしまして、通学合宿をいすれ実施したいという校長先生の御意向も、お考えもお聞きしておりましたので、この通学合宿におきまして、働くことや協力することの大切さ、これらを体験し、また、子供たちのきずなを深めることができるような通学合宿をぜひ中島小学校で実施していただければと、お願ひをいたした次第でございます。

10番（高田千壽輝君）

実際、通学合宿の趣旨、目的もわかっているんですよ。校長先生が言われた。校長先生が一人でできるわけないんですよね。地域の人たちが協力しないと通学合宿はできません。

で、7月20日ですよ。被災があって、中島の主産業のノリができるかできないかまだわからない時期にですね、それぐらいの配慮がなぜなかったんかなと思ってですね。私たち、中島の人たち、区長さん初め教育長は心ないとかなどみんな言ってありますよ。

時間がないので市長、今聞かれておりまして、私とのやりとりで、これは教育長の判断は適切だったか、配慮に欠けているかどうか、お伺いします。（「その前にちょっと」と呼ぶ者あり）

教育長（北川 満君）

今回の被害を受けまして、通学合宿の日程を延ばすということも現実に考えておりましたが、秋になりますと今御指摘のように、ノリの養殖業がさらに忙しくなるために夏休み明け、9月4日から8日までということで、4泊5日で実施をさせていただいた次第でございます。

そこにおきましては、4泊5日と言いながらも、高田議員におかれましては3泊、子供たちと寝食をともにしてありました。大変頭が下がる思いでございました。結果的に、反省でございますが、水害の復旧と重なりまして、地域の皆様に大変な負担を強いることになりましたこと、これについては御指摘のとおり配慮が足りなかったというふうに、申しわけなく思っておるところでございます。

ただ、通学合宿の目的、意義を議員初め理解していただいた地域の力というのも本当に感服するところでございます。

以上でございます。

市長（金子健次君）

一言だけですね。災害については、いろんな中島の様子がうかがえました。今回の子供たちの通学についても、議員のほうから大分頑張っていただいているとのお聞きしておりまして、配慮の部分については、私自身はそれが適切であったかどうかということについては、ちょっと疑問を感じているものがありますけれども、いろんな形できょう一日反省することばかりでございまして、教訓にしていきたいと思います。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時16分 延会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成24年9月11日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 三小田 一 美	2番 荒 巻 英 樹
3番 熊 井 三千代	4番 白 谷 義 隆
5番 梅 崎 昭 彦	6番 近 藤 末 治
7番 佐々木 創 主	8番 河 村 好 浩
9番 荒 木 憲	10番 高 田 千壽輝
11番 諸 藤 哲 男	12番 太 田 武 文
13番 吉 田 勝 也	14番 山 田 奉 文
15番 矢ヶ部 広 巳	16番 緒 方 寿 光
17番 浦 博 宣	18番 藤 丸 正 勝
19番 田 中 雅 美	20番 島 添 勝
21番 尊 見 哲 也	22番 伊 藤 法 博
23番 梅 崎 和 弘	24番 古 賀 澄 雄

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

4. 本議会に出席した事務局職員

議 會 事 務 局 長 江 崎 尚 美
議會事務局次長兼議事係長 亀 崎 公 德
議 會 事 務 局 廉 務 係 長 池 未 勇 人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	3番 熊井三千代	1. 防災対策について (1) 防災情報の伝達について (2) 地域防災の充実について(防災訓練、災害用備品の設置等) (3) 防災会議について (4) 橋梁の長寿命化修繕計画の策定について 2. 子ども、子育て支援制度への取り組みについて 3. 農道及び水路整備について	市長 " " "
2	22番 伊藤法博	1. 合併後8年目の財政の在り方 2. 今回の水害及び今後の災害対策	市長 " "
3	6番 近藤末治	1. 国営水路の管理道路について 2. 県道久留米・柳川線の整備について(県道久留米・柳川線バイパス関連) 3. 国道385号バイパスについて(市道高橋中牟田線関連) 4. 水路の維持管理について	市長 " " "
4	2番 荒巻英樹	1. 九州北部豪雨について (1) 原因・課題・対策 2. 柳川ファンを増やす戦略を 3. 姉妹都市交流について	市長 " " "
5	12番 太田武文	1. 水産振興について (1) 漁業団地におけるノリ共同加工施設の進捗状況について (2) ウナギ養殖について 2. 生活保護と国民年金について 3. 本市の豪雨災害について (1) 災害の現況について (2) 今後の災害対策について 4. 商工振興について	市長 " " " "

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

3番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんおはようございます。3番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

質問に入ります前に、7月に発生いたしました九州北部豪雨災害において被災されました皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

では初めに、防災対策についての質問をさせていただきます。

内閣府は8月29日、南海トラフ巨大地震による人的被害の推計を最大で32万3,000人が死亡すると発表しております。政府の中央防災会議が2003年にまとめた推計では、3連動地震のケースで死者は最大で2万4,700人と想定していましたが、昨年の東日本大震災を教訓に最大クラスの地震を想定した結果、推計死者数は従来想定した数より13倍に拡大したと発表しております。しかし、災害時、全員がすぐに避難を開始したり、建物の耐震化率を100%にしたり最大限の対策を講じていれば、犠牲者は6万1,000人にまで抑えられるとも言われております。

このように阪神・淡路大震災、昨年の東日本大震災後、各地で命と財産を守るため、防災計画の見直し、防災教育、避難施設の整備、インフラの整備等が進んでおります。本市においても、7月14日、九州北部豪雨災害により甚大な被害が発生しております。このことは同時に半世紀に上る本市の安全神話が崩れた瞬間でもありました。今後は一日も早く災害に強いまちを目指し、今回の災害を経験して得た課題の解決と、より確かな防災、減災の整備を急がなければならないと思っております。

そこで1点目、防災情報の伝達についてお伺いいたします。

今回、市民の皆様より、災害時、避難指示や勧告といった重要な情報がいち早く正確に十分に住民に伝わらなかったとか、早く災害情報伝達の有効な手段を整備してほしいという声が多く聞かれました。情報伝達手段は地域の事情に合った複数の手段を用意し、できるだけ多くの人を網羅できるように整備することが大事だと思われます。昨日の答弁で、本市が取り組む情報伝達手段は、3月議会で予算化された同報系防災行政無線、同時に携帯電話会社のサービスを利用する緊急災害エリアメールを発信、また従来から利用している事前に登録

が必要な防災メールや広報車での発信、それに加え、行政区長さんへは今回と同じように電話による連絡も行うということですが、今回の災害を経験して、本市が進めている伝達手段は効果的だと思われますでしょうか。

1回目の質問はこれで終わらせていただきます。2回目からは自席より行いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

安全安心課長（野田洋司君）

昨日、今回本年度で整備をいたします同報系の防災行政無線の御質問にお答えしております、ただいま今回の整備について有効であるかどうかという御質問を受けております。

昨日の御説明の中で、今回の整備は屋外の拡声局を37カ所設置いたします。柳川市役所が本局で、ほかのところが37カ所、拡声子局ということです。それとあわせまして整備をいたします緊急災害メール、それからこれは今、ドコモ、au、ソフトバンクの3社の携帯電話に一斉メール配信するものでございます。それから現在も利用しております防災メール、それからサイレン起動システム、これはそれぞれつけます屋外拡声局からサイレンも併用して吹鳴するということと、既設の消防サイレンも連動して吹鳴すると。それから全国瞬時警報システムですけれども、柳川庁舎の親局に整備をいたしまして、気象庁や内閣府からの緊急情報の音声を同時に各屋外拡声局から流すと、受信しましたら瞬時にそのまま流すということです。

以上のような整備を図りまして、これまでの連絡手段も併用しながら、市民への情報伝達を迅速、確実に行いまして、緊急避難及び防災対策に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今お話しのように、幾重にも複合的に設置が計画されておりまして、非常にいいことだと思いますし、本市のように、観光客の方のようにほかの地域から流入があるような地域は事前に登録が不要な携帯会社の緊急速報メールの活用は非常に有効だと思いますので、これはいいなとは思いましたけど、一つ気になったのが、昨日の答弁の中で、区長さんへの連絡がこれまでと同じように行うということなんんですけど、今回、連絡を1回目開始されたのが8時50分、1回目終了したのが10時30分、1時間40分かかる、また不在の方には再度連絡をするという形をとられたということで、災害対策室より区長さんに直接連絡が行ったほうがそれは一番いいんでしょうけれども、緊急時ですし、今回このように情報伝達がしっかりと整備が整ったとしたときには、区長さんへの連絡とかは連絡網の整備を検討されたらいかがかなというふうに考えました。そのほうが地域の情報もやりとりが共有できるし、連絡網の整備がいいんじゃないかなというふうに思いました。

また、拡声機の話がさっき出ましたけれども、一応37機拡声機がつくということで、今回は147,000千円という国の補助事業を利用しての情報伝達手段の設置ですので、いろいろ規

制もあると思うんですけど、状況に応じて単費でもこの拡声機をふやされる計画というか、心づもりはおありになるんでしょうか。お答えください。

市長（金子健次君）

今の質問は2点あったと思います。従来の区長への伝達のあり方、それと37機の子機を使うけれども、そのほかに考えはあるのかという、聞こえない部分についてはもっと設置すべきじゃないかという御意見でございます。

1点目の区長への伝達については、1つは、区長不在の件数がかなりありましたので、私は区長さんというよりも、それぞれのところにきちんとした自主防災組織みたいな形で1番目、2番目、3番目という電話を誰にするかというのも、何かに書いてあった新聞に書いてあったんですけど、やっぱり複数の人数で対応できるようにしてもらうという形で連絡をとっていきたいと思います。

もう1つは、一方通行の防災無線でありますので、そのとき、どこがどうだとか、いろんな方が聞かれる部分があると思いますので、短時間に解決できるように話したいと。ただ、電話回線がかなり塞がってありますので、そういうときどこに電話するかというのも含めて今後考えてみたいなというふうに思っております。

あと、2点目の147,000千円で、本市の場合、38カ所になりますけれども、一応河川敷の流域のところの行政区、また有明海の堤防のところの近くとか、そういうことを含めてエリアを考えて37カ所を今検討しております。そういう形でスピーカーそのものが一気に4カ所方向にありますので、そういう方向のテストももちろんされると思いますけれども、実際使ってみて、そういう聞こえないゾーンについては検討していかなければならないと思うし、当面、今年度は37機をつけてみたいというふうに考えています。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。連絡網の整備は非常に役立つんじゃないかなと思いますので、区長さん方とよく検討をされながら進めていっていただきたいと思います。また、拡声機もいろいろテストをしながら必要に応じてふやしていただきたいと思います。

この伝達手段が非常に有効的に整備されつつあるんですけども、この情報がやっぱり正確に住民に伝わらなければ意味がございませんし、先に整備が進んでいる地域では、聞こえにくいとか、聞こえないとか、声が大きい、あんまり音が強くて聞こえない、言葉が聞き取りにくいなど、いろんな意見があるようです。また、ある自治体では、エリアメールの情報提供をした際に、なぜメールが来るのかという問い合わせが市役所に相次いで行われ、その対応に追われたケースもあるそうですので、事前に住民へ伝達方法を周知徹底しておかないと混乱を生じる危険度が非常に高いと思いますので、整備後は必ず住民を含めた情報伝達訓練を行っていただきたいと。それとまた、発信側も伝えたいことが正確に伝わるように訓練

をしていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでございましょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

整備後の住民の皆さん、それからそういうふうな情報伝達の訓練、発信側の行政側の訓練についてのお尋ねでございますけれども、とにかく市民の皆さんへの周知広報を十分に行ってまいります。

それから、各屋外拡声局を設置する関係地域の皆さんへの説明会とか、市報で事前に大きく掲載しまして周知を図ってまいります。それから、行政区長会や民生児童委員協議会、社会福祉協議会、それから防災出前講座など、機会を捉えまして説明をしてまいります。

また、情報伝達訓練につきましては、もちろん行政側の訓練はこれまで毎年度無線訓練を行ってきておりますけれども、新たな同報系無線の操作方法等につきましても、運用開始前に十分訓練をいたします。特に梅雨入り前には、的確な発信ができますように訓練を通して再確認をしてまいります。

また、住民の皆さんへの訓練につきましては、地域での避難訓練を取り組んでいただく際に情報伝達訓練をあわせて行っていきたいと思っております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。広報での周知徹底とか、各団体への周知徹底ということなんですか、実際に音を出したりとか放送したりという実務訓練もあるということですね。再確認です。

安全安心課長（野田洋司君）

設置をいたします関係地域の皆さんへの説明もいたしますけれども、それと行政側の発信の訓練、それからこの防災無線の試験訓練とあわせまして、皆さん方の避難訓練とあわせてそういう情報発信訓練をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。これは防災無線であるということは非常によくわかっているんですけども、この防災無線は、例えば、認知症の方の徘徊があって行方不明になった方を探索する場合、より多くの情報が欲しいとか、より多くの情報を発信するといった場合とかにも使われる予定というか、そういう考えはありますでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

今のところ、この防災無線につきましては、防災対応を考えております。それで、認知症の方のメール発信につきましては、現在も防災メールを通じて発信をしております。それで、緊急災害メールを運用するかどうかについては今後検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今後の検討ということですけれども、とするならば、この防災無線は設置時に訓練をするために1回利用します。その後、災害がないことを願ってありますけれども、利用することがなかったとしたら、点検の意味ででも利用をしておかないと、いざというときに使えないんではいけないと思いますので、例えば、9月1日の防災の日とかは必ずそれを点検の意味で利用するとかそういうふうに、お答えはいいんですけれども、点検の意味での訓練というか、そういうのもしっかりしていただいて、いざというときに確実に利用できるような体制をとっていただけておきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、2点目に参ります。地域防災の充実についてお伺いいたします。

今回の災害で皆さんお気づきのように、本当に地域コミュニティーでの防災組織が整っておかなければいけないというのは非常に皆さん強く感じられていると思います。先進地の自治体では、自主防災組織を校区ごとに設置して、積極的に防災対策の強化が進められ、独自で避難訓練を実施している地域もふえております。しかし、本市においては、校区ごとに防災組織がつくられているということを説明を受けておりますけれども、これまでなかなか町単位での防災対策は講じられてきていないというふうに思っております。今、市民の防災意識、災害危機意識を高めるためにも、地域での防災訓練の実施が必要だと思いますけれども、いかがでございましょうか。防災訓練をやっていきたいという思いはあるけれども、なかなか最初から小単位ではできないというところには、毎年本市も防災訓練とか水防演習が実施されていますけれども、その訓練を今まで同じ場所でしたけれども、各地に実施場所を変えて、そして、実施されるところの住民を交えての、住民を参加させての訓練にしているもいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでございましょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

地域での防災訓練の実施についてお答えをいたします。

本市では、昨年度、市内19の地区、社会福祉協議会を母体に、平時から災害時の要援護者支援活動を行う自主防災組織が立ち上げられました。これまで地区内の高齢者や障害者等の要援護者の把握調査を行ってきております。要援護者お一人お一人に対しまして防災カードという地域の電話連絡表を一枚一枚作成をしております。このカードには要援護者本人の御家族や親戚、民生児童委員さんや行政区長さん、隣近所の避難支援者の方の電話番号を掲載しておりますし、平時から災害時の緊急連絡体制づくりを推進しているところでございます。

そこで、地域の要援護者の状況を地域住民が情報の共有をこれによってしていただきまして、地域住民は地域で守るという防災活動をいざ災害というときに生かすためにも、どうしても避難訓練などを行う必要があると考えております。

それで、本年度は福岡県から災害時要援護者支援活動及び避難支援訓練等について御指導

いただいているので、地域での避難訓練の実施を計画しているところでございます。また、市の防災総合訓練につきましても、河川堤防、現地での実施訓練等も今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。防災訓練、避難訓練を計画しているということなんですかでも、では、19行政区がありますけれども、今回、目標は何行政区ぐらいを目標にしてありますか。

安全安心課長（野田洋司君）

私ども、この地域での避難訓練の取り組みというのは前年度から取り組んできております。しかしながら、やはり地域の方々が自主的に訓練をやるということがどうしても必要であると考えております。それで、私どもも今後、県の御指導も受けて地域でいろいろ御説明、そういうふうな研修会に参加をお願いをいたします。そして、やはり自分たちの地域でやってみたいというところから実施をしてまいりたいと思っております。現在のところ、その地域、どれだけの地域というのはまだ決めておりません。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。いろいろ体制づくりは整っているようですけれども、とにかく動いてみないと何が問題なのかというところもわかりませんので、大きく防災訓練をやる、また小さくやるとか、そういう大小にかかわらず、やはり全行政区が同じ方向を向いて訓練が実施されるように、大変でしょうけど、しっかり取り組んでいっていただきたいと思います。

それから、訓練のことはもう重々に、幾重にもお願いをしておきたいと思います。

今回、災害で多くの方が避難施設に避難をされました。これまで本市は積極的に災害用品、備品の設置はされていなかったと思いますけれども、今回、避難施設での備蓄が必要だと感じられた備品はどういうのがあったでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

今回の災害に際しましては、市の災害用備蓄では飲料水1万1,000本を備蓄しております、そのうち約5,000本を使用しましたけれども、ほとんどを購入と支援物資の御提供により対応したところでございます。そこで、必要であったものにつきましては、やはり食料物資が必要であるということでございました。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

食料物資が必要だということですので、どういう形であれ、最善のいい方法でやはりしっかり備蓄をしていっていただきたいと思います。

それから次に、防災会議についてでございますけれども、本市の防災会議のメンバーは何人で構成されておりますでしょうか。また、その委員さんの中に女性は何人登用されていらっしゃるか。教えてください。

安全安心課長（野田洋司君）

防災会議のほうの委員さんは全部で25名でございます。そのうち女性委員は柳川市地域婦人会連絡協議会会長お一人でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。これから防災計画の見直しも、本市は今回の災害を課題にしっかりと見直しはされると思うんですけれども、特に避難所での防災対策については、やはり女性の視点を生かした内容が必要になってくると思うので、今後、防災対策を考える際には、女性の主張をきちんと受けとめられる体制づくりを強化していただきたいと思うので、女性委員の登用の推進をしていただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

女性の防災会議への登用推進ということでございますけれども、現在の防災会議委員は、主に防災関係機関及び団体企業の代表者等で構成されておりまして、女性の代表者が、先ほど婦人会のほうが代表となられておりますけれども、各団体機関の代表者が女性となりませんと、やはり女性委員はふえないところでございます。

ただ、今回、本市議会に災害対策基本法の改正に基づき柳川市防災会議条例の一部改正条例を上程しております。この改正規定の中に、委員の構成について新たに「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者」が加えられております。そこで、この規定に当てはまる方の人選の中で女性委員の増員を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。ぜひお願いしたいと思います。内閣府の中央防災会議のほうもそういうふうな体制になっていると思いますので、そういう体制づくりをしていっていただきたいと思います。

最後に、橋梁の長寿命化修繕計画策定についてでございますけれども、国土交通省は、今後自治体が管理する道路、橋の老朽化が急速に増加する。それに対応するために従来の事後的修繕、かけかえから点検することで予防的な修繕、計画的なかけかえができ、加えて橋梁の長寿命化と修繕、かけかえ費用の縮減を図ることを目的として長寿命化を推進しております。国は点検と計画策定に要する費用の2分の1を今回補助するということになっておりますけれども、措置期間が平成25年度までになっております。本市の計画策定状況をお聞かせください。

建設課長（中村敬二郎君）

議員御質問の橋梁の長寿命化修繕計画の策定についてお答えいたします。

柳川市は国の補助を受けまして、平成20年度から橋梁の点検を実施しております。この点検は平成23年度までに9,000千円の予算で75橋の点検をしております。今年度も3,000千円の予算で約30橋程度の点検をする予定でございます。24年度までに点検をします約100橋余りについては長い橋梁や幹線道路の橋梁であり、これらの橋梁については25年度に修繕の工法、財政面を含めたスケジュールなどを考慮いたしまして、長寿命化修繕計画を策定する予定でございます。

市内には橋梁やボックスカルバート、いわゆる管渠でございますけれども、合わせて1,251カ所ありますが、今年度までに点検が終わるのが約百数橋であります。危険度の高いものについては、その都度状況に応じて対応していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。では、この100橋については25年度までに計画はしっかりできるということでよございませんか。

建設課長（中村敬二郎君）

点検をいたしました百数橋につきましては、25年度中に計画を策定する予定です。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。本市もですけれども、とにかく費用のかかることですので、国の事業が25年度になっておりまして、2分の1が補助負担になっておりますので、しっかりやっていただきたいと思います。

今回行われた100橋は、長い橋とか幹線道路にかかる橋というふうに伺っておりますけれども、ほかにまだあと千数カ所ありますということですので、対象にならなかった箇所について今後どういうふうに点検、整備をされていくのか、お聞かせください。

建設課長（中村敬二郎君）

今回、点検の対象にならなかった橋梁につきましては、職員のパトロールとか目視による調査、また行政区の要望等によりまして、その緊急度に合わせて状況に応じて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。計画的にしっかり行っていただきたいと思います。今回、調査、点検を行われましたので、その手順はわかってあると思うので、しっかりあと残された橋

梁についても不備がないように進めていっていただきたいと思います。財政がかなり必要にななってきますし、点検で早い段階で処置を講じれば、コンクリートの寿命は50年と言われていますけれども、できるだけ安全に長く維持できるような管理をしていただきますよう申しあえ、質問を次に移させていただきます。

次に、新たな子ども・子育て支援制度への取り組みについての質問をさせていただきます。

6月15日に社会保障と税の一体改革に関する確認書が3党合意されて、26日に子ども・子育て関連3法案が衆議院で修正可決されております。それをもちまして、8月10日には関連3法案が参議院で可決成立いたしました。この3法案の趣旨は、3党合意を踏まえて、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというものです。主なポイントは、認定こども園制度の改善と、施設型給付、地域型保育給付の創設です。そして、地域子ども・子育て支援の充実になっています。この法案の施行までの緊急対策について、6月29日に県から市町村に説明が行われたということをお聞きしておりますけれども、市としてはどういうふうに受けとめられていますでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

議員御質問の子ども・子育て関連3法案に係る市町村説明会についてお答えします。

6月15日の3党合意を受け、早速、6月29日、福岡県庁において内閣府から少子化対策担当の企画官を招いての市町村説明会が開催されました。

今回の主な改正内容ですが、1点目は、総合こども園を取り下げ、認定こども園制度を改善していくこと、その中でも幼保連携型については、認可、指導監督等を一本化した上で学校及び児童福祉施設として法的な位置づけを持たせること、2点目は、家庭的保育や小規模保育などが地域型保育給付の対象となり、公的な財政支援の対象となったこと、3点目、既存の民間保育所については、新たな制度の適用を受けず、これまで同様、保育料については市町村が保護者から徴収し、市町村は保育に要する費用を園に委託料として支払うこと、また行政組織のあり方に関し、縦割りであったこれまでの反省に立ち、内閣府の中に各省庁との連携を強化した子ども・子育て本部を創設するなどでございました。平成27年4月から新制度がスタートすることになりますが、説明会における質疑応答でも、保育料はどうなるのか、また国、県、市町村の負担割合はどうなるのかといった実施主体の市町村にとり重要な課題については未定という回答でございました。制度の全体像は理解できても、具体的な運用が判明しておらず、早く国のほうで詳細な内容を示してほしいというのが率直な感想でございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。国からの詳細な説明がまだないということで、10月ぐらいには説明があるんじゃないかなというふうな情報はキャッチしておりますけれども、なかなか今

からお聞きすることはお答えにくいところもあると思うんですけれども、この国の書類を私、見ておりまして、県の指導では2015年実施に向けて子ども・子育て支援事業計画が市町村でつくられなければいけないというふうなことが非常にひっかかりました。柳川在住の皆さんのニーズに合った柳川バージョンの支援計画の作成が必要であるというふうに受け取りましたので、この計画をつくるためには、まず市民の皆さんのニーズ調査をしなければいけないなというふうに思いましたけれども、このニーズ調査はしていただけるのでしょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

平成15年の児童福祉法改正により、保育園の待機児童が50人以上いる市町村は、特定市町村として待機児童解消に向けて計画的な保育整備を行う市町村保育計画の策定が義務づけられています。柳川市の場合、待機児童がなく、当該計画の策定義務はなかったわけですが、今回の改正により、子ども・子育て支援全般における新たな計画を全市町村において策定することが義務づけられました。当然計画には地域の実情を反映させる必要があり、そのためには市民ニーズの把握が重要になってきます。その把握方法はアンケートによる調査が最も一般的と考えられますが、郵送によるのか、電話やホームページによるのか、いろんな方法が考えられます。今後、国からも事業計画に織り込むべき詳細な内容が示されると思いますので、ニーズ把握の方法を含めて検討していきたいと考えています。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。しっかりニーズ把握はしていただきたいと思います。

今回のこの法案ですけど、消費税増税によって大体1兆円規模の予算を上乗せしての子ども・子育て支援事業になります。厳密に言いますと、5%の消費税アップで13.5兆円が増税になると言われています。その中で消費税の分から7,000億円、またほかの部分から3,000億円を捻出して、子ども・子育てには1兆円規模の予算を上乗せしようという今回の制度でございますけれども、消費税が上がったことによっての上乗せしての子ども・子育て支援拡充ですので、市民の皆さんから、消費税は上がって払っているけれども、支援はよくなつたのかなというふうな疑問の声が聞かれないように、しっかりと市民のニーズを把握しながら、丁寧に今までの一つ一つの事業を見直しながら、柳川市に合った計画策定をしていただきたいと思います。そのためには、やっぱり子ども・子育て会議の設置が必要だと思いますけれども、いかがでございましょうか。

子育て支援課長（大石涼子君）

今回の改正に当たって、事業実施の根拠となる子ども・子育て支援法の中に内閣府に子ども・子育て会議を創設することがうたってあります。このことを受け、市町村においても審議会、その他の合議制の機関を置くように努めることとされています。この会議創設については設置義務ではなく、設置努力をということになっておりますが、関係者からの意見を聞

く重要な機関となるため、県からも設置をお願いしたい旨の要請がございます。本市といたしましては設置の方向で検討していきたいと考えています。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。ぜひニーズをとり、会議を設置して計画に進んでいっていただきたいと思います。制度が始まるまでに2年間あるというふうに思いますけれども、この一つ一つの作業にはかなり時間を要しますので、本年度からでも事業計画についてしっかりと計画を立てて、どこの市よりもすぐれた支援計画ができるように、そして、子育てしやすい柳川といったイメージが湧くような計画にしていってほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次の質問に入らせていただきます。

農道及び水路整備について質問させていただきます。

本市は大小の河川や掘割が網の目のようにくぐっており、独特な水郷の景観を形成しております。市においては、貴重な掘割の水環境を保全し次世代へ受け継ぎたいと掘割を生かしたまちづくりを進めておられます。

しかし、一方で、多過ぎる用排水路の整備が追いつかず、特に人目につきにくい農地では年々水路は詰まり、流水を阻害し、本来の水路の役目を果たしていない箇所が出てきております。私の住む昭代の西浜武地域では、亀山ピットから沖田の間には広い大きな農地があります。ここは過去に先輩議員が総合運動公園の候補地として一般質問された経緯もあります。しかし、現在は土地改良事業での整備もなされておらず、農道は狭く、特に水路は年々詰まり、荒れています。こういう状況を見て、市として何らかの手だて、打開策は考えておられますでしょうか。お聞かせください。

水路課長（安藤和彦君）

当該地区につきましては、過去に土地改良事業の計画が持ち上がった際に関係地権者の同意が得られずに土地改良事業の地区から外れたという経緯があると聞いております。市として打開策はということでございますが、当該地区の狭い道路や未整備の水路を総合的に面的に整備するためには、また土地改良事業を実施するということも考えられるわけですが、この土地改良事業につきましては、採択基準以上のまとまった面積及び関係地権者の同意が大前提になると考えております。もし土地改良事業が立ち上がらないとなれば、道路、水路等、個々の公共施設につきまして国県営事業や国、県の補助事業、また市の単独事業等で計画的に整備を図っていくことになると考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。そういうことでございますけれども、なかなか土地改良事業に

持っていくぐらいの土地の広さはありませんし、負担金を負うというところも非常に厳しい面もあります。こういう部分はうちだけじゃなくて、ほかにもあるんじゃないかなと思いますけれども、把握はしてありますか。

水路課長（安藤和彦君）

ほかの地区に同じような地区があるかということでございますけれども、同様な地区につきましては、旧柳川市の蒲池地区、宮永地区、それに旧三橋町の川北地区及び今古賀、藤吉、江曲地区があるというふうに思っております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。さっき答弁いただきましたように、とするならば、水路、また道路と別にいろいろな補助金の対策にのっとって事業を進めていくとか、市単独での事業を進めていくとかいうふうにお答えしていただきました。非常に財政が要る分でありますし、早急にお願いすることもなかなかできませんけれども、何とか計画的に少しずつでも進めていく方法をとっていただきたいなと思うんですけど、いかがでございましょうか。

水路課長（安藤和彦君）

当該地区の今後の計画的な整備ということでございますけれども、今後の当該地区の道路及び水路の整備につきましては、行政区要望という形で出していただきまして、それに応えるという形で計画的に整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。その行政区要望が非常に多くて前に進まないような現状でございますので、よろしくお願ひいたします。

うちの柳川市は、昨日、市長もおっしゃっていたように930キロメートルに及ぶクリークを要しますというふうにお話がありました。本当に市単独で将来にわたり管理していくかなければいけない水路とか河川がほかの地域に比べて非常に多い地域だと思います。であるならば、市の財政がこのことで非常に圧迫されるというのは考えられることでありますし、対策は早目に講じていかなければならぬと思います。例えば、東北地方のような積雪の多い地域では、除雪対策について何らか国の支援があつていいのではないかなどと思います。であるならば、地域が抱える問題に対しての特例的に何らかの手立てを受けるように国、県に申し出はできるんでしょうか。市長にお答えをお願いします。

市長（金子健次君）

議員が言われるよう、延長930キロメートルということで、こういう地域というのは柳川市のほかに大川市、また大木町、2市1町につきましても国の農林水産のほうにも努めてお願いしたいと。いろんな形の水路の関係の整備費が非常にかさむということで特別交付税

とか、そういう形をぜひお願いしたいということを再三にわたって要請はいたしております。あと、こここの分でどのくらい見てあるかわかりませんけど、今後ともそういう要請はしていきたいと思います。

まだほかに今、課長のほうが申し上げましたように、土地改良未整備地区の中においてはそういう問題、護岸とかしゅんせつ等、いろんな問題があるわけでございます。努めて財政の許す限りそういう未整備地区、市街地にもそういう水路の部分がありまして、そういう面についても努めてできる範囲内でしゅんせつとかいろんなことをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。よりよい柳川市の環境保全のために市長にもしっかり頑張っていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時56分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

22番伊藤法博でございます。議長の発言許可がありましたので、発言をさせていただきます。

まず初めに、このたびの九州北部豪雨で被害に遭われた皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、最初に合併後8年目の財政のあり方について質問をさせていただきたいと思います。

一般質問通告書には「合併後8年目の財政の在り方」としていますが、後から考えると「合併後8年目の市政の在り方」とすべきだったなと反省をしているところです。

平成23年度形式収支1,480,000千円、実質収支1,210,000千円、単年度収支で370,000千円を見れば、将来の柳川市の活性化のための種まきに相当する投資に二、三億円を余分に活用してもよかったですのではないかと思わざるを得ません。

平成24年度の12月議会の補正予算でも、早速、柳川市の活性化のための種まきに相当する

投資を現行の施策の別枠で実施すべきではないでしょうか。本来ならば、合併後4年が過ぎた平成21年度から柳川市の活性化のための種まきとなる投資を、合併後4年間に比べ、そのとき以上に行うべきではなかったのではないかでしょうか。合併後の4年間は、合併後の混乱のための調整期間として、柳川市の活性化のための種まきが十分にできなかつたことはやむを得なかつたことだと思います。

地方交付税の一本算定、優遇措置解除まであと2年余り、5年間の緩和措置の後、一本算定完全実施まであと7年余りで、交付税一本算定後の地方交付税は、平成31年度は現在より14億円程度減少するものと予想されます。

そのため、柳川市の財務諸表は平成31年に向かって改善されるべきです。しかし、平成31年ごろになると、柳川市の活性化に向けた種まきのためとなる投資余力は現在より大幅に減少しているものと思われます。であるならば、平成31年に向かっての財政規律は守りながら、財政的に余裕のある現在、柳川市の活性化のための種まきを今後今まで以上に行うべきだと思います。活性化のための種まきの1つは、人材育成のためのソフト事業を立ち上げることです。

現在、市民協働まちづくり事業で提案団体に補助金を交付していますが、グループの提案について事業選考委員会で審査し、採択するかの判断が行われています。このことは提案についての審査であり、グループの提案作成過程を含めたプロセスをも包含したグループの成長過程を見守る中・長期のかかわりが見られません。グループの成長、育成にかかわることは大事なことではないかと思います。プレスト、すなわちブレインストーミング、各人がアイデアや思いつきを自由に出し合う討論方式、集団思考法を用いたグループの活動を通して柳川市の活性化の提案を広く募ることだと思います。グループ内では、1人の影響力のある人物が取り仕切るのではなく、グループの発言力は平等で、多くのアイデアや思いつきを出し合って、その提案に対してはいろんな面から討議、検討を重ね、コンセンサス方式で課題を絞り込み、あらゆる角度から検証し、グループで最も多くの賛同を得た提案が選択され、その提案が実行されていくような仕組みが大事だと思います。

特に、柳川市は歴史のある地域ですので、多くのしがらみや因習が強く残っています。そうしたしがらみや因習から解き放された中での自由発想が大事なことだと思います。農漁業や観光、商工業、社会教育などの各分野でそのような多くのグループが動き出すべきで、行政がある程度の支援、枠組みづくりを演出する必要があるのではないかでしょうか。

このようなグループ活動を通して、人材育成や情報交換、情報収集がなされ、お互いのグループがお互いに刺激し合い、切磋琢磨し合いして提案を絞り込む中で人材育成がなされていくのではないかでしょうか。各グループ、各団体の底上げに努めるべきだと思います。

次に、活性化のための種まきのもう1つは、人の移動を効率的に迅速にスムーズに行われるよう改善すべきだと思います。

このことは、ことし6月議会の一般質問でお聞きしましたように、コミュニティ巡回バスをドア・ツー・ドアのオンデマンドバスに切りかえることではないでしょうか。八女市の実例が示すように、料金は100円から300円になりますが、利用者の利便性が金額以上によくなり、利用客の大幅な増加が期待され、市民の移動がスムーズになり商店街での消費拡大にもプラスの効果が期待できます。しかも、利用客の大幅な増加が期待できる上、利用客の増加に比べ、経費はそれほど増大しません。新船小屋 - 柳川間の路線バスを取り込んだオンデマンドバスを365日運行すれば、現行のコミュニティ巡回バスの経費と新船小屋 - 柳川間の路線バス補助金を合わせれば、オンデマンドバス運行経費は同程度になります。このことは利用客の増大、利便性の向上、商店街の活性化、交通弱者の支援など多くのプラス要因が数多く期待できます。

以上、2つの課題について市長の見解を求めます。

以後は自席からの質問にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

企画課長（橋本祐二郎君）

議員御提案の、2点あると思いますけど、1点目の人材育成のソフト事業についてお答え申し上げます。

議員御提案のソフト事業は非常にいい御提案であると考えております。

本市においても、合併前の旧柳川市で「まちづくりセミナー」と題してまちづくりについて2年間ぐらいかけて研修を行い、その後、それに参加した人たちで現在の「まちづくりネット」という団体をつくっておられまして、その団体で自主事業をしたり市の各種イベントに積極的に御協力をいただき非常に感謝をしております。

また、最近では平成19年度から24年度にかけまして市民募集を行いまして、「柳川まちづくり実践塾」というものを開催して、まちづくりについての研修を実施しております。その実践塾に参加された方たちでNPO法人「柳川まちづくり樂校」や「柳川発見会議」という団体をつくられまして、そのまちづくり樂校の団体が市民協働のまちづくり事業に提案をされまして、採択されて郷土事業を実践されまして、市政に貢献をいただいております。

いずれの事業におきましても、ある程度テーマとか目的を決めまして、市民募集を行っております。また、指導をしていただいた講師の先生それぞれがしっかりした方だったので、人材育成に成功したと考えております。

また、現在各課で実施しております事業においても、市民参加のワークショップ等で市民の方から積極的に意見をいただいております。

議員御提案のテーマを決めずに自由にいろいろ出し合って、小グループで意見を出し合い、1年かけて市への提案を考えることにつきましては、もっと研究をさせていただきたいと考えております。

次に、2点目のデマンドバスにつきましては、伊藤議員からは6月議会やこれまで数回、

ドア・ツー・ドアのデマンドバスの一般質問をいただいておりますが、議員が言われましたとおり、急速な高齢化によります利便性の高い公共交通の必要性は増しております。しかし、厳しい社会経済情勢が続く中で、市内全域にくまなく利便性の高い公共交通をサービスすることは現実的には非常に厳しく、可能な限り既存の路線バス等を維持しながら、将来も持続可能なコミュニティ交通を目指していくことが必要だと考えております。

しかしながら、これまで答弁しておりますとおり、デマンド交通を完全に否定しているわけではありませんで、新しいシステムでありますので、もっと改善され、もっと効率のいいものになる可能性があると思いますので、何回も言ってありますけど、先進地等を、八女市等を注視しながら研究をしていきたいと考えております。

それと、船小屋線の路線バスを取り込む形でのデマンドバスの導入ということでございますが、現在、船小屋・柳川線の路線バスについては、柳川、本市と筑後、みやま市の3市で負担して運行をしておりますが、利用が少なく負担が大き過ぎるという指摘をいただいております。これまで利用増対策やバスの小型化による経費削減等をしながらしばらく様子を見たいと答弁しておりますけど、実際に5月の連休明けからはバスの小型化を実施しております。また、5月からは新幹線駅から観光タクシー等が広域的に、観光タクシーでもあるものがスタートをしておりまして、この新幹線駅からの二次交通のあり方につきましては観光に特化したほうがいいのではないかという御意見もいただいておりますので、関係市と協議しながら検討をしていきたいと考えております。

そして、船小屋線のバスにつきましては、今年度約7,000千円の補助の予算を組んでおりますが、議員が言われますとおり7,000千円をデマンドバスに取り込めば、その分は活用できますが、デマンドバスを運行するには事前の利用者登録とか、また利用する場合は必ず事前に予約とかが必要になりますので、実際に新幹線からほかの観光客の送迎等につきましてはなかなか難しいものがあると思いまして、観光客の送迎のかけ持ちとかをすることは現実的ではないと考えております。

先ほども申しましたように、船小屋路線バスはしばらく様子を見ることとしまして、コミュニティバス関係については将来も持続可能なコミュニティ交通を目指していきたいと考えております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

柳川市の活性化のためのいろんなそういったグループによる勉強会とか提案をしていただく、そういったグループの育成、そういったことは柳川市で過去にまちづくりセミナーとかそういったことでされておるとは思いますが、やはり継続的に絶えず、やはり幾つか、よければ10団体ぐらいのそういった団体を毎年毎年継続的に育成していくようなシステムづくりが必要じゃないかと思います。

また、コミュニティ巡回バスとオンデマンドバスのことに関しては、実際、もう八女市で大きな成果が上がってあります。八女市は柳川市の七、八倍も面積が大きいわけですけれども、旧八女地区だけをとれば非常に利用密度も高く、そして経費もからなくて、柳川市、八女地区の1つのそういう旧八女市街の部分と柳川市が匹敵するぐらいで、人口密度も柳川市が高いものですから、非常に効果のあるデマンドバスの運行ができるはしないかと思いますので、やはり新幹線の観光客のそういう路線バスを含めた件ではちょっと問題があるという発言ですが、やはりそういったところに知恵を出して、新幹線からおりられて柳川に向けて来られる客は、そういう予約なしで乗れるような、そういうシステムをつくれば別に障害があるわけではありませんので、やはり早急に、私からすればもう25年度からでもやはり取り組んでもらいたいと思います。

それで、柳川の活性化に向けた私なりの提案を二、三述べさせていただきたいと思います。

1つは、グリーンツーリズムについてです。

市内930キロメートル以上もくまなく張りめぐらされた掘割と柳が生える静かな田園風景を生かした景観をアピールし、掘岸を広く確保し、木々を植え、掘岸の遊歩道を整備するなどして魅力的なアメニティー空間をつくる必要があると思います。そういったアメニティー空間の何らかの整備が必要ではないかと思います。そうした上で、少人数のグループによる空き家などを活用した民宿の取り組みや長年にわたって培われてきた御婦人方の地元産品を使った自慢の郷土料理や漬け物等の活用として、グリーンツーリズムを見据えた新たな取り組みが期待されると思います。

次に、市民農園の活用についてです。

現在、柳川市は30余りの集落営農組織があります。そのうち、法人化した集落営農組織は現在2営農組織だけですが、二、三年以内にはすべての営農組織が法人化しなければなりません。営農組織が法人化すれば、農地の所有や農用地利用増進事業による農地の預かり手になることができます。すなわち、営農組織が農事組合法人になれば、非農家の方々に農地を市民農園として貸し出すことができるようになります。そういった営農組織が数多く市民農園を貸し出し、非農家の家庭菜園を親切にフォローしていくならば、一般の市民が楽しく土いじりを楽しむことができるようになり、豊かで実りある生活を楽しむことができると思います。

次に、農産物の産地形成について提案をしたいと思います。

柳川市の最大の特産品と言えばノリで、百数十億円の売り上げがあります。農産物としては、米・麦・大豆の一大産地でもあります。しかし、柳川農協の農産物売上高はあらゆる作物を含めて60億円弱でしかありません。イグサが盛んだったころは100億円の農産物売上高がありました。イグサからほかの転換作物に乗りかえ損なった感が否めません。二十数年以前、イグサ農家の多くはまだ若く、新たな転換作物に挑戦できる状況にありました。失敗を

恐れず果敢に挑戦する勇気が当時の指導的立場にあった人たちにあったならば、今日の体ならくは払拭されていたのではないかと思います。

現在の柳川市農業の基幹作物である米・麦・大豆等の多くは補助金頼みの作物です。米・麦・大豆のように、補助金頼みの作物に比べ、果樹や蔬菜園芸作物、施設園芸作物、畜産など、市場によって価格が変動する自己責任型の作物の割合が柳川市では少ないよう思います。今後においては、自己責任型の作物導入に努め、そういった作物の一大産地の形成に努力すべきだと考えます。その場合、風土、気候、土壤、日当たり、水質、風向きなど、あらゆる検証をして作物の選定を行うべきだと思います。

以上、私なりの基本的な提案とさせていただきました。今後、行政の指導的役割を期待するところです。

このことについて、市長、何か御意見があればお伺いしたいと思います。

市長（金子健次君）

柳川のいろいろなことを考えていただいたことの3つの自分の提案をしていただきました。大変ありがとうございます。確かに930キロの掘割を生かした景観づくりと、それなりに今ありますけれども、さらにそういう踏み込んだことも必要だし、少人数の空き家でも、郷土料理等も必要かなというふうに思いました。

また、市民農園につきましても、いろんな形で法人化が今後向けられるということでも、それは間違いないと思って、利用増進の中で非農家の貸し出し等についても、これは考えていかなければならぬというふうに私も思います。

また、かつ特産品については、本市の場合には、米・麦、今3品目が1位、2位を争うようなございます。また、大豆とかにつきましても、いろんな形で加工する分もあると思いますので、それもうまいところ利用しながら私はやっていかなければならぬと思います。

きょうの3つの御提案については、十分参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

22番（伊藤法博君）

次に、今回の水害及び今後の災害対策についてお尋ねいたします。

九州北部を襲った記録的な豪雨により、7月14日には沖端川及び矢部川堤防が決壊し氾濫し、中山・六合・中島地区を初め、本市の各地で甚大な被害を受け、昭和28年以来の大水害となりました。被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

数日前からの集中豪雨によって水かさが増していた矢部川に、14日の早朝4時から日向神ダムの緊急放流毎秒350トンがなされ、矢部川には最高で毎秒4,000トンから5,000トンの流量になったということです。その結果、矢部川で1カ所、沖端川で2カ所の堤防が決壊しました。有明新報によると、国が管理する矢部川については専門家で組織する調査委員会を設置、一方、沖端川を管理する県は、川の水が堤防を乗り越える越水を堤防の決壊の原因とし

て、現時点では調査委員会の予定はしていないという、川の水が堤防を越え、反対側からも水で浸食される堤防決壊の典型的な例と県河川課は言っているそうです。

沖端川では、堤防が決壊した箇所ばかりでなく、磯鳥付近でも堤防から大量の越水があつたと聞いています。不思議なのは、沖端川の上流部だけ越水し、下流部での大きな越水はありません。多くの市民が気にかけていることがあります。それは沖端川と有明沿岸道路の交わっている地点で、沿岸道路の道路の架橋工事が行われていて、沖端川の中央部に橋脚工事が行われ、矢板で橋脚工事の周りを取り囲んでいて、川幅の3分の1程度を塞いでしまっていました。余り川幅が広くない地点で河川断面の多くを塞いでいたために、多くの市民が直感的に、この橋脚工事が沖端川の上流部の越水と堤防決壊の大きな要因ではないかと感じたことではないでしょうか。柳川市の見解を求めます。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

当該箇所の沖端川側道橋の橋脚は、平成26年度の側道橋の供用開始に向けて国が施工しているものでございます。

当該箇所における施工に当たっては、有明海の特産品でございますノリの養殖期を十分に考慮した上で工事時期の設定を行っており、国は関係漁協と協議結果を踏まえて、沖端川の河川管理者である福岡県と河川法に基づく協議を行っております。仮閉め切りによる河川断面の阻害を考慮し、水位計算を行い、河川内の堆積土砂を掘削することにより施工時の河川断面を確保することに努めてございます。そうすることにより適切に施工されているということでございます。

市の見解といたしましては、この工事につきまして問題はなかったというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

市のほうでは、そういう問題はなかったというようなことでございますが、沖端川の堤防の越水決壊の原因を、やはり矢部川と同じように専門委員会を設けて、そういった調査委員会の設置を県に要望すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

沖端川も国の矢部川のように、専門家による調査委員会の設置を要望すべきじゃないかという意見でございますけれども、今回の九州北部豪雨の災害を受けまして、去る8月24日に県庁におきまして、県知事に対して矢部川の早急な整備についての要望を行ったところでございます。

要望内容といたしまして、1番目に、今回の破堤した沖端川については有識者委員会を設置するなど、専門家の意見を入れて原因の究明並びに全区間の堤防点検を行い復旧工法などを検討すること。その上で問題のある区間については早急な整備を進めること。

2番目に、当面の対策として、河川内の草木、堆積土砂などを撤去し、河川断面を確保すること。また、今回の水害で越水した箇所については、容易にあふれぬよう堤防のかさ上げを行うこと。

3番目に、的確な避難指示の判断及び住民への伝達、誘導のため、河川上流域の状況が瞬時にかつ容易に把握できるように、河川監視カメラの設置及び日向神ダム流量及び放水量の情報が隨時入手できるシステムを構築すること。

以上の3点を要望したところでございます。

福岡県からは、県土整備部長を初め、県土整備部技監、次長、河川課長、南筑後県土整備事務所長、南筑後県土整備事務所柳川支所長など、多数の方が対応されたところでございます。

以上です。

市長（金子健次君）

伊藤議員のほうは専門の委員会を立ち上げようということで、そういう要請をして返事が返ってきております。9月の13日木曜日、第1回目の矢部川水系流域協議会ということで、それに精通された方々の委員、また流域の市町村長も、私も入ってその会議に、第1回目に臨むつもりでございます。意見等も言わせていただこうということで、国の矢部川と同じような形で委員会が立ち上げられたということを報告しておきたいと思います。

22番（伊藤法博君）

今回のそういう側道の橋脚建設を見て、私だけでなく多くの人がやはり沖端川の堤防の越水決壊の大きな一因として、有明沿岸道路の側道建設の橋脚建設工事が影響しているんじゃないかと思っておりますが、そうであるならば、なぜ梅雨時期の雨量が1年で最も多い時期に川幅の3分の1程度をせきとめて工事をするのでしょうか、問題があるとは思われませんでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほども申し述べましたけども、平成26年度の側道橋の供用に向けて国が行っているところで、有明海の特産品であるノリの養殖期を十分に考慮した上での工事時期というふうになつておりますので、そこで取水期におきましても支障がないように、管理者である福岡県と河川法に基づく協議を行っているというようなことでございます。

以上です。

22番（伊藤法博君）

ノリの時期と重ならないようにというようなことでございますが、こういった生命・財産にかかわる事業でございますので、ノリの生産との兼ね合いから工事期間が短くなっている。または海岸堤防、河川堤防、各種工事の工事期間、工事方法の見直しを進めて生命・財産にかかわる防災工事は進捗率を大幅に上げるべきだと思いますが、そのような考えはございま

せんか。

市長（金子健次君）

今、有明海沿岸道路の側道の仮設の工事で橋脚の部分のとき、今のその問題について大淵課長が回答いたしました。その部分については私も懸念する部分があったわけでございまして、現場のほうに実際写真も撮っていますけれども、実際あそこにごみがひっかかって、流木がひっかかってあった場合に、そういうことも想定をされたわけですけれども、今回、その部分については問題がなかったという回答をいたしましたけど、写真も撮っておりますけど、問題はなかったというふうに、堰になってこれが水位が上がったということではないと思います。橋脚の横に、断面積ではかなりしゅんせつを取得しましたので、その分の水量については賄ったというふうに考えているところです。

一番問題なのはやっぱり、有明海の中にそういうコンクリート関係の成分が流れることについては、有明海としてはどうしても理解ができないと、漁連のほうがですね。そういうことで、その期間を除いた期間に工事をしなければならないという問題がありまして、計画的にはそういう期間になりましたけれども、実際はそういう水量の計算をしながら、河川の管理者に許可を得て工事が行われたというふうに私は理解しております。

22番（伊藤法博君）

一応ある程度の想定内でのやはりそういった流量計算とかはされたと思いますけども、今回のように、もう想定外の流量が流れてきた場合に、そういったやつがなかった場合とあった場合でのやはり違いが出てきはしないかなと。そして、せっかくその橋脚の周りに矢板をして水が漏れないような状況で工事をしてありますから、そういったセメントを、その工事方法によっては川にそういうセメントのアルカリ性物質が流れ出さないような処理での工事はできると思います。だから、そういったやはり工事方法の見直しなどをやりながら、やはり一番安全な時期にそういった工事をやっていただきたいと、こういう生命・財産にかかわる、これはノリ業者の方の　　今回、中島地区でそういった被害が出ておりますけども、ノリ業者の方も被害を受けるような状況になりますので、そういったことも含めてやはり検討をしていただきたいと思います。

ついでに、両開地先の県営干拓の改修が行われていますが、完了年度はいつになりますでしょうか、お尋ねします。

建設課長（中村敬二郎君）

両開地先の県営干拓堤防の改修事業の完了年度でございますけれども、現在の事業計画では平成36年度完了の計画でございます。

22番（伊藤法博君）

現在は平成24年でございますので、あとまだ12年ですね。両開地先の県営干拓の堤防の改修が大幅におくれているようですが、その主な原因は、1つは予算の関係があると思います

し、もう1つは、先ほどから言われているノリ時期のそういった施工ができないということでの工事期間の短さによるものだと思いますが、その点いかがでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

両開地先の県営の干拓堤防の改修の質問でございますけれども、両開地先の県営干拓堤防の改修事業は平成36年までの計画でありまして、全体事業費130億円の事業費のうちに、平成23年度までに11,875,000千円を実施しており、事業費ベースで約7割弱の進捗率でございます。現在の状況では、予定どおり十分に完成できるそうでございます。

22番（伊藤法博君）

平成36年予定どおりということは、余りにも悠長じゃないかと。もしも、ここ数年、台風大きい台風来ていませんけど、大きい台風が来て両開の海岸堤防が万が一切れたときは、今回の被害どころではない、もっと多くの、もう想像も絶するような被害になるんじゃないかと思います。

そういう意味で、やはり県のほうにも前倒しをして、そして工事方法等も、予算等工事方法を、そういうノリに影響のないような方法でやはりされるようにお願いをしたいと思います。

市長、何かあれば。

市長（金子健次君）

海岸堤防につきましては、私自身が福岡県の農地海岸協議会の会長をしておりまして、その中において、本市の事業と県の直轄の事業については一番額的にも多いわけでございます。

私自身は、やっぱり国の直轄事業でなぜあそこができないのかということ等で聞きましたところ、やっぱり受益面積が不足をしているということで、大和干拓、昭代干拓については国の直轄事業で着々と進んでおりますけども、県のほうについては、そういう予算の範囲内という形で、それもできる限りこの有明海の堤防には予算の配分をされているようでございます。しかしながら、こういう災害等につきまして、東日本大震災のこともありましたし、まあ津波は来ないとと思いますけども、台風の進路コースではありますし、高潮・大潮の満潮という形は、コース部分が破堤をしたりする可能性もありますので、今後ともそのことを強く訴えながら、工期の平成36年までに終わるような形を、今後とも予算の増額をしていただいてやっていただくようなことを強く要請していきたいと考えております。

22番（伊藤法博君）

平成36年じゃなくても、一年でも早く前倒しで工事が完成するようお願いしたいと思います。

本来ならば、やはり今の両開の地先に昭和30年代に、別の新たな干拓をする予定で予算もついておったそうですが、柳川市が、当時の市長が、干拓をとるか石炭をとるかということで、そのついた予算を返上したと。そして、その予算が大和干拓に回ったということで、そ

の後、柳川市は炭鉱を選択しましたけども、鉱道における地下水の流入で開発を進めなかつた関係で現在に至つてあるというような話を聞いております。

次に、先日、ノリの生産者の方から電話がありました。今回の水害で大量のごみが有明海に流れ込んでいます。ノリ生産者が一番懸念していることは、この大量のごみがノリ採取時期まで浮遊し、ノリに混入することです。このようになれば、ノリに異物が混入しているということで大量のノリの廃棄物が出ることになります。ノリ生産者は、有明海に流出したごみの回収に、一斉清掃などしてごみの回収に努められておられます。現在の有明海の海況はどのようにになってあるか、お尋ねいたします。また、10月の種つけ時期や11月の秋芽時期にはどのようにになっていると思われますか、お尋ねします。

水産振興課長（松尾昭義君）

九州北部豪雨による有明海へのごみの流出の除去の状況でございますけれども、まず梅崎議員の一般質問の中でも御説明申しましたが、有明海や海岸へ漂流、漂着した流木やごみは、国が大型ごみ回収船2隻とクレーンつき台船を投入し、7月26日から有明海に漂流しているごみや流木の除去を実施していただいております。

また、福岡県では、県土整備部や農林水産部から7月24日、有明海海岸堤防に漂着した流木の除去作業を実施していただいております。

また、漁業者も8月の17日、18日の2日間、漁船170隻、人員680名の動員を行いまして、漂流しているごみの回収事業を実施しており、現在漂流、漂着したごみはあらかた片づいており、平年並みに戻つてあるということで考えております。

また、今後の漁場の清掃でございますけれども、網の張り込み前には1回清掃する。それから秋芽の初摘採、それから冷凍出庫の前に、計3回、漁場での清掃作業を行う予定になつております。

22番（伊藤法博君）

有明海には専用のごみ回収船があると認識していますが、その実態はどのようになつてゐるでしょうか。ごみ回収船の運用実績はどのようになつてゐるか、お尋ねをしたいと思います。

水産振興課長（松尾昭義君）

ごみ回収船は「柳大丸」といいまして、主にノリ漁期であります、大潮時にはほぼ毎日出航してごみの回収をやっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

よければそういう運用実績、資料が得られればいただければと思います。

ノリ生産者は、有明海にごみが流出しないように河川や海岸の一斉清掃を行つたり、有明海のごみ回収に努められています。また、ノリの異物除去機を備えたり、ノリの異物混入選

別機を導入して安全・安心なノリ生産に励んでおられます。

行政として、ごみの有明海流出を極力防ぐためにどのような取り組みを行われていますか、お尋ねをいたします。

水産振興課長（松尾昭義君）

ノリ漁期の有明海へのごみの流出でございますが、ノリ漁期とクリークの落水時期が重なっておりますので、クリークの排水樋門から水草やごみなどが流出しないように、水路課のほうでネットを張ったり、また、樋管の前にたまたまごみの除去を行ってもらっているところでございます。また、塩塚川には河川からごみが流出しないように、県のほうでごみ流出防止ネットを設置していただきて、塩塚川からのごみは流出しないような防止をやっていただいております。

22番（伊藤法博君）

次に、強制排水機場のことでお尋ねします。

強制排水機場は柳川市には何カ所あり、それぞれの管理はどのように行われていますか、お尋ねします。

水路課長（安藤和彦君）

柳川市内には20カ所の強制排水機場がございます。

また、それぞれの排水機場の管理の方法でございますけども、13カ所の排水機場については柳川市が管理を行っております。

また、国営筑後川下流土地改良事業で造営されました5カ所の排水機場につきましては、筑後川下流土地改良事業の関係市町が筑後川下流土地改良区連合に委託をして管理を行っております。また、県営筑後東部第2期かんがい排水事業で造営されました2カ所の排水機場につきましては、県が筑後東部第2期土地改良区に委託して管理を行っております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

強制排水機場の排水構造はどのようにになっているか、お尋ねいたします。

水路課長（安藤和彦君）

強制排水機場の構造ということでございますけれども、柳川市にあります20カ所の強制排水機場につきまして、そのうち15カ所の排水機場につきましては、ディーゼルエンジンによってポンプを回し、吐水槽、樋管を経由して海または河川へ強制的に排水する構造になっております。また、4カ所の排水機場につきましては、電気モーター式の水中ポンプを直接排水ゲートに設置し、吐水槽、樋管を経由して海または河川へ強制的に排水する構造になっております。そのほか、1カ所の排水機場につきましては、電気モーター式の水中ポンプで吐水槽、樋管を経由して河川へ強制的に排水する構造になっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

もうほとんどがそういう貯水槽を通して、そのゲートを通しての排水ということでいいですか。

水路課長（安藤和彦君）

はい、20カ所すべての排水機場について、ポンプで一旦吐水槽に上げて、その水位差で海または河川へ強制的に排水する構造になっております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

招き板の内側に排水する場合、これゲート方式と言うそうですけれども、特に河川の堤防に設置されている強制排水機場の場合、上からの水路のかぶせで水位が高くなつて、河川側の水圧で強制排水機場の排水がスムーズに排水できないとの指摘があります。その対策をお尋ねしますし、また、問題は強制排水機場の能力不足か、そのゲート方式に問題があるのか、どちらかをお尋ねしたいと思います。

水路課長（安藤和彦君）

この質問に関しましては、昨日の高田議員の質問にもお答えしておりますように、排水ポンプの能力の設計をする場合には、海または河川の最高水位を外水位として揚程を計算して設計をしております。また、ポンプの全揚程につきましては、外水位と内水位の差に加えて、先ほど伊藤議員から言われています招き板による負荷も考慮して設計をしております。

このようなことから、海または河川の水位が高いときでもポンプの排水能力は確保できます。

そういうことから言いますと、排水機場の形式によって、こういう排水不足が生じるということはないというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

それでは、きのうも高田議員のほうからありました北浦ですか、外平、それとか旧柳川市の筑紫の強制排水機場でそういう冠水があって、ということは、そういう排水行動の問題でなくて、能力不足の問題があったということでございましょうか。

水路課長（安藤和彦君）

昨日から出でおります北浦なり外平、それに旧柳川市にございます筑紫町のポンプ場での冠水の件ですけれども、これにつきましては、排水能力以外のそのほかの要因もあろうかと思っています。そういうこともございますので、今回きちんと現状を把握する調査をやりたいというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

では次に、今回の水害で避難場所に指定されていた三橋公民館に避難していた住民は、公民館が浸水したために、水につかりながら三橋庁舎の3、4階に再避難されたそうです。柳川市の課題として、避難場所としての高台の造成があるのではないでしょうか。柳川市はクリークのしゅんせつ残土15万立方メートルの処理が課題になっていますが、そのしゅんせつ残土を活用して逐次、避難場所としての高台整備を行うべきだと思いますが、その考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

避難場所の整備についての御質問にお答えをいたします。

伊藤議員のこの御質問に關しまして、昨年の9月市議会に關連しまして、民間ビルなどの避難施設協定を結ぶべきではないかという御質問をいただいております。このことにつきましてお答えをさせていただきます。

市では既に「かんぽの宿柳川」と災害時の避難所としての協定を結んでおりますが、現在市内の病院等や高校、専門学校に申し入れをしております。そして、水害等の場合に一時避難所として指定をし、使用をさせていただくことについて協定を結ぶよう準備を進めているところでございます。ただ、市が指定をする建物としては、第1に耐震強度があることを条件としております。また、外階段等がありまして、屋上踊り場などへ避難経路が確保できることや夜間、休日の災害時でも地域住民が出入りできることなどが必要であります。

いずれにしましても、建物施設の運営に支障のない範囲で使用をさせていただくことに所有者の御了解をいただいた上で協定を結ばさせていただくことになります。

防災担当としては、このような方法で避難所の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

そういう考えはないというようなことでございますが、市長はしゅんせつ残土の再生処理等でマニフェストを述べられていますが、そのほうのマニフェストの実行がまだ十分でないよう思いますが、そういう意味で、やはりそういうしゅんせつ残土を使って高台の整備、そして公共施設のやはり避難所をそういう高台に設けるというような計画があつてもいいんじゃないかと思いますが、市長のお考えをお聞きします。

市長（金子健次君）

伊藤議員が言われるような案というのは、そういう面は、そういう山をつくって避難をさせると。単に山をつくった場合は高台まで行く、車で恐らく行かれると思いますけれども、そういうときの駐車場の問題等もありますし、場所をどこにするかという問題もあります。管理の面もいろいろ問題があります。

そこで、今、課長が答えましたような形を努めて、今回につきましても、三橋中央公民館

から移動した300名の方については、2階の分でいいということでもありますし、川沿いの、今回、中山の場合、3階、学校の、スクールの3階ということで、ニッ河小学校につきましても校舎の改築をやりますけど、一応3階の一部をという形で計画を立てたいというふうに思っております。

いろんな形で、そういう避難をする場合には、外階段等についても東日本大震災について、今後そういうことを考えてあるようでございますし、鍵が施錠をされて入れなかつたというわけにはいきませんので、そういうこともいろんなこと、あらゆることを考えながら、高台、そこに逃げ場をつくっていかなければならぬというふうに考えております。

しゅんせつの土はどうするかという問題について頭抱えておりますけども、高台をそこでつくろうという考えはちょっと今のところは持ち合わせておりません。

以上です。

22番（伊藤法博君）

そういうたしゅんせつ残土で、ゲートボール場とか運動場とか、そういうたやつをつくつて、中にはそういうた公民館もつくってもいいんじやないかというふうなことは個人的に思つております。

次に、ことしの6月議会での一般質問で樋門管理についてお尋ねしました。

その中で、樋門管理、樋門管理人のことをお聞きしましたが、今回の水害でも、あかずの樋門が問題になっています。危機管理上、重大な問題だと思います。今後の対応をお尋ねいたします。

水路課長（安藤和彦君）

樋門の開閉の問題でございますけれども、これにつきましては、樋門の多くを管理いたしております柳川みやま土木組合に問い合わせてあります。その回答でございますけども、今回の九州北部豪雨では、当該土木組合が現地を巡視した際に樋門の開放がなされていない樋門が見受けられたということでございました。そういう樋門については、土木組合の判断で門扉を開放したということでございました。

市といたしましても、樋門の適切な管理は用水の確保や水害の抑止という観点から欠かせないものと思っております。そのことから、樋門の操作管理人の委託につきましては、非常の際に操作管理人に連絡がとれないということや、都合で樋門の操作に当たれないという事態を未然に防ぐため、複数人の任命や水利組合等の組織への操作管理委託などを推進しております。

また、樋門の適切な管理操作につきましては、各樋門の管理者である国、県、柳川みやま土木組合、また花宗太田土木組合等の関係機関と連携し、機会をとらえて樋門操作管理人に對して適切な操作管理を指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

樋門管理人さんの中には、自分のところは影響ないから樋門操作を行わないというような態度は改めるべきだと思います。同時に行政の指導が求められるところでございますので、指導のほどをよろしくお願ひいたします。

7月14日の早朝に緊急事態をお知らせするサイレンが鳴りましたが、誰も何を意味するサイレンかわからない状態でした。せめて行政区長には一斉メールのような伝達手段で連絡すべきだと思いますが、これは多くの議員さんがお尋ねになっておられますので、簡単に答えいただければと思います。

安全安心課長（野田洋司君）

伊藤議員の今の御質問につきましては、これまでの御質問の中でお答えをさせていただいておりますが、今回、防災行政無線と同時に整備します緊急災害メール、それからもう1つ、従来からございます防災メールを、これを利用促進したいということで、行政区長さんや民生委員さんに事前に登録を推進しまして、災害時の連絡体制の活用に図ってまいりたいと考えております。

それからあわせまして、行政区長さんへは災害時の電話連絡もこれまでどおり行いまして、複合的な連絡体制をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

最後に、今回の沖端川の堤防の決壊場所は、雑草や竹ザサが生い茂り、堤防の状況が確認できないような状態にあったようです。堤防の維持管理が適切になされていたならば、堤防の状況も把握されていたのではないかと思います。河川堤防、海岸堤防の維持管理を適正になされるよう取り計らいをお願いいたします。これは要望でございます。

そして、最後に沖端川の有明沿岸道路の側道の橋脚の建設に関しては、流量計算をあらかじめしておったというようなことでございますので、その資料をいただければと思っておりますが、よろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

資料につきましては、有明沿岸道路のほうに申し出したいというふうに思っております。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、6番近藤末治議員の発言を許します。

6番(近藤末治君)(登壇)

皆さんこんにちは。6番近藤でございます。ただいま議長からの発言許可を得ましたので、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、質問に入ります前に、さきの7月14日に発生いたしました九州北部豪雨で、当市においては、矢部川、沖端川が決壊、甚大な被害を受けました。被災されました皆さんに対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と平穏な日々が戻ってくることを祈ってやみません。

また、市長初め、消防団員の方々や市職員の皆さん、並びに各関係機関の方々や一般ボランティアの皆さん方には、被災地の瓦れきの撤去、またその後の処理、後片づけ等に御尽力いただきましたことを心から敬意をあらわすものでございます。しかし、今後の災害復旧に向けましては、到底、市単独では進みません。市長におかれましては、国・県の関係機関に対し、早急な復旧に向けての陳情、要望をされ、二度とこのような大災害が起きないような堤防補強等の要望も、あわせて行っていただきたいと思います。

では、私は、今回は4点ほど質問させていただきます。

まず、第1点目、国営水路の管理道路についてでございます。

私の住んでいる蒲池地区は、昭代線と西浜武線が平成19年度をもって完了したと思います。今回の7月豪雨による排水については、この2路線の国営水路整備により、短時間で排水処理ができまして、幸いにも大きな被害にもならなかつたのかと思っております。そこで、農水省、いわゆる国で国営水路の整備はなされておりますが、その後の管理については、どうなっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、詳細についてと第2、第3、第4項目については、自席にて1問ずつ質問をさせていただきますので、議長のお取り計らいをよろしくお願ひいたしまして、壇上からの質問を終わります。

水路課長(安藤和彦君)

国営水路は、昭和51年に着工し、平成19年度末をもって事業完了いたしました国営筑後川下流土地改良事業で造成された施設でございます。柳川市内には、昭代1号線から7号線、西浜武線、岩神線、下久末線がございます。

お尋ねの事業完了後の管理でございますが、平成20年4月からは国から管理委託を柳川市が受けまして、水路、制水門、排水門、排水機場等の施設について管理を行っております。

以上でございます。

6番(近藤末治君)

ありがとうございます。

完了後については、市のほうに移管されている。それで、平成20年4月からは柳川市が管理しているということですが、私が今回質問をいたしております管理道路ですね、これは市においては、担当課はどちらでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

現在、管理道路の所管課は、市道認定をしている部分につきましては建設課で、市道認定をしていない部分については水路課で所管をしております。

以上です。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。市道認定しているのは建設課、それ以外は水路課ということですが、この水路延長、管理道路の総延長が何キロで、そしたら建設課が管理している、いわゆる市道、これは認定道路と思いますが、それと、今言われました水路課が管理している道路、この延長がわかりますか。

水路課長（安藤和彦君）

国営水路の管理道路の延長でございますが、国が整備している施工管理台帳から算出いたしますと、総延長が約56.2キロメートル、市道認定延長が約40.8キロメートル、市道未認定道路が15.4キロメートルとなっております。

以上です。

6番（近藤末治君）

今、未認定の15.4キロメートルですね、ここは主にどこら辺の路線といいますか。私、考えるには、昭代線と西浜武線じゃないかと思うんですが、そこら辺はいかがですか。

水路課長（安藤和彦君）

未認定区間の大部分は、昭代線、西浜武線の蒲池地区と旧三橋町の枝光地区でございます。以上でございます。

6番（近藤末治君）

そしたら、今、未認定道路である15.4キロメートル、主に昭代線と西浜武線ということですが、これはいわゆる市道でもないわけですよね。そうした場合に、この道路の位置づけというのは、どのようになりますか。

水路課長（安藤和彦君）

市道認定していない管理道路の位置づけでございますが、道路法上の公道ということではなく、あくまでも国営水路の管理道路という位置づけになります。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

いわゆる道路法上の道路でない国営水路の管理道路ということですね。そしたら、もしそこで交通事故とか、人身事故が起きた場合に、管理責任とかを問われた場合には、これは水

路課のほうの対応になりますでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

交通事故の際の扱いはどこかということでございますけれども、事務処理につきましては、柳川警察署の交通課に問い合わせたところ、交通事故の事務の処理については、市道と同様ということでございます。管理責任ということでございますけれども、これは柳川市が管理していますので、柳川市に管理責任があるというふうに思っております。

以上です。

6番（近藤末治君）

国営水路がよその地区では、いわゆる減歩等で水路面積を出してつくられておるわけですね。それで、今、認定が40.8キロメートルあるということですが、この認定の時期といいますか、いわゆる平成19年に完成をして、平成20年に移管されたわけでしょう。そのときに一括で40.8キロメートルを市道認定しているのかですね、それとも完了ごとに認定をしたのか。

水路課長（安藤和彦君）

市道認定している区間の認定時期でございますけれども、水路課で把握しているところでは、国営水路の事業完了後、隨時、認定をしているようでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

そしたら、事業完了がその区間、その1路線が完了したときに認定をしているという御答弁ですが、それで、蒲池地区を通っている、この昭代線、西浜武線、これは事業完了したのは、平成19年度ですから、なぜそのときに市道に認定ができなかったのかですね。

建設課長（中村敬二郎君）

平成19年に工事完了し、平成20年に市で引き取ったということで来ておりますけれども、そのときは国営水路の管理用道路で引き取ったということで私、聞いておりますけれども。

6番（近藤末治君）

いや、私がお尋ねしているのは、国営水路の管理道路で引き取っているから、それを今、水路課長は事業が終わったら市道に認定をしているということで御答弁になったから、蒲池地区が平成19年から、もう5年になりますよね。なぜ市道認定ができないのかという質問なんですが。

水路課長（安藤和彦君）

確かに平成20年4月から柳川市が管理委託を受けて管理をしておりますけれども、市道認定になぜ至っていないかということにつきましては、市道認定の所管課と、平成20年4月以降、協議を進めております。ただ、その結果、まだちょっと市道認定までには至っていないということでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

所管課と協議をして、まだ認定に至っていないと、5年間ですね。何か弊害があって、その協議が調わなかったのか、ちょっとそこら辺が私は疑問に思うんですよ。と申しますのは、蒲池地区が今申し上げましたように、この昭代線、西浜武線というのは、個人から直接買収しておるわけですね。そうした場合に、いわゆる未認定、市道ではないので、当然これは農振除外地区の農地も買ってあります。管理用道路のためにですね。そうした場合に、いわゆる家屋を建てたいとか、農地以外にするときに、特に建築確認が必要になると思うんですよ。この場合に、こういうふうな国営水路管理道路で建築確認がおりるのか、お尋ねをいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

建築許可があるのかという質問でございますけれども、建物を建てるには、農地転用が必要でございます。あわせて建築基準法上の許可が必要となります。建築許可は、建築基準法に基づき審査されますけれども、法施行以後に新たに整備された道路につきましては、有効幅員が4メートル以上で道路認定が必要であります。公道であっても、建築基準法施行以後に新たに整備された道路につきましては、有効幅員が4メートル以下であれば建築許可はありません。今回の国営水路管理用道路は、公道と同等の機能があり、4メートル以上の有効幅員があれば、建築基準法上第43条に基づきます建築審査会の同意は必要でございますけれども、建築許可は受けられるものと思われます。

以上です。

6番（近藤末治君）

それでは確認しますが、申請した場合には、その建築許可はおりるということでいいわけですね。

建設課長（中村敬二郎君）

建築審査会のほうの、まず同意が必要かと思います。その後に建築許可を受けなければならぬ。（発言する者あり）

認定をしていなくても、建築審査会の同意が得られれば十分に建築許可はあります。

以上です。

6番（近藤末治君）

そしたら、その建築審査会という内容をちょっと教えてくださいませんか。

建設課長（中村敬二郎君）

県が所管する審査会でございまして、その道路が公道なのかどうなのか、そして十分に建物を建てる環境が整っているかどうかを審査する会でございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

安心いたしました。と申しますのも、やっぱりいわゆる未認定道路については、認識として、建築許可がおりないという認識を持っておったもので、今、建設課長の御答弁でわかりましたけれども、それではちょっと財政課長にお願いしたいんですが、今、15.4キロメートル、これはもちろん未認定だから交付税が入ってきてないと思うんですが。

財政課長（石橋眞剛君）

今、議員おっしゃいますように、未認定の道路につきましては、当然、普通交付税の対象にはなっておりませんが、例えば、幅員1.5メートル以上が普通交付税の対象になるんですが、幅員1.5メートルの認定道路につきましては、道路法第28条の規定によります道路台帳に記載されております延長と面積によりまして、普通交付税に算入されるというところでございます。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

財政課長、私が聞いているのは、15.4キロメートルが来ているということやけんがら、今言われた道路台帳に載っている、1メートル50以上は来ていますよというの、当たり前のことですね、そうでしょう。

財政課長（石橋眞剛君）

済みません。15.4キロメートルの交付税がどれだけなるかと、入りますかということですか。ですから、未認定の場合は入っていません。

6番（近藤末治君）

そしたら、15.4キロメートル、これを市道認定したら、試算でいいですが、恐らくこれは1メートル50以上ありますからね、市道として道路台帳に載せた場合、どれぐらいの道路交付税が入ってきますか。

財政課長（石橋眞剛君）

大体幅員4メートルで、1キロメートル当たり800千円と言われております。大体のあらですが、これは補正係数によって若干前後しますが、大体800千円ぐらい。ですから、15.4キロメートルで、幅員4メートルと仮定した場合、大体12,300千円ぐらいの交付税が入ってくるだろうということで考えられます。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

そしたら、12,000千円近くが認定したら入ってくる。といいますと、平成20年、21、22、23、24年でしょう、5年でしょう。60,000千円ですよね、12,000千円としてですね。これ何で早くしなかったのか。そこら辺が、結局、今管理をしているのは水路課と言われまして、水路課長、今、管理しておるでしょう、砂利を入れたりとかね。これは単費を幾らか使って

あると思うんですよ。幾ら使われていますか。

水路課長（安藤和彦君）

確かに未認定区間の管理については、今、管理道路として水路課のほうで所管をして管理をしています。この年間の費用につきましては、今年度の予算で約4,000千円で管理をすることとしております。

以上です。

6番（近藤末治君）

市道認定したら市が管理せにやいかんから、管理費が要るからとらない。片方では、水路課が管理して、単費で4,000千円入れている。ということは、8,000千円の差がありますよね。この8,000千円の差がもったいないと思って私が聞いているんですよ。これは早く認定しておけば、8,000千円近くは砂利とか入れてあっても財源になっとったでしょう、道路交付税として来るからですね。ですから、これは早急に認定されたがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

まさに平成19年以降、5年経過しております。その中において、15.4キロメートルが未認定地区ということでございます。12,300千円の地方交付税が毎年来るということについて、今、わかったわけですけれども、それについては、早急に道路認定するような形の手続をしたいというふうに思います。

6番（近藤末治君）

そしたら、平成25年度からは市道としてなることを願っておきます。と申しますのも、今回、壇上でも申し上げましたけれども、7月の豪雨のときに排水がかなり短時間で終わってよかったですけれども、一部、これは5年もたってありますと、土の圧密とかで低くなつてあるところがあるわけですよ、もう20センチ近くですね。そうしたところから水が低いところに当然行きますから、そこに寄ってきて、越水して、たまたま人家のところでございましたので、かなり流入してきたわけですよ。そうすると、当然、そこに入ってきた地区の方は、何でここだけ低かじやろかという疑問も持たれもしますし、そういうのが今後、水路課でやるのか建設課でやるのか、わからないと言うと失礼ですけれどもね。ですから、今回みたいにはっきり市道認定ということをしていただきますと、そのような対応ができるんじゃないかと、そう思いまして、今回ちょっと質問したわけです。それで、市長からはそういう認定をするという言葉いただきましたので、その認定の件については終わりますけれども、たまたま今、その管理道路には草が繁茂して、もう3分の1ぐらいは覆いかぶさってから危ないんですよ。それと、水路課長もよく言われますが、管理道路については、ガードレールがついていないということですね。ちょうど路肩がどこまであるのかわからなくて、非常に

危ないので、こういうのも管理をしていただかないと、大変住民の方が困ってあるので、その点については、いかがでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

国営水路の管理道路の除草につきましては、国営筑後川下流土地改良事業の関係市町で取り組んでおります基幹水利施設管理事業で除草については対応しております。

また、国営水路の管理道路へのガードレールの設置でございますが、国営農地防災事業の事業区間につきましては、当該事業でガードレールの設置まですることになっております。しかし、事業区間でない未認定の管理道路につきましては、ガードレールの設置をするようにはなっておりません。そういうことから、市道認定後にガードレールの設置をすることになると思っております。

以上です。

6番（近藤末治君）

認定したらすぐガードレールをつけてくれということじゃなくて、今現在、草が繁茂しているでしょうが。そういうところの手当てはどういうふうにしていただきますかということを尋ねているんですが。

水路課長（安藤和彦君）

国営水路の除草につきましては、先ほども申しましたように、基幹水利施設管理事業のほうで除草のほうについては対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。

それでは、次に2点目の久留米柳川線の整備についてということでお尋ねをいたします。

久留米柳川線のバイパス状況について、これは私、平成19年9月議会で質問をいたしておりました。当時の答弁では、確かにルート的には県のほうである程度決まっていますと。ただ、都市計画決定をなかなか打てないので、公表がちょっと厳しいところがあると思う。ただ、都市計画が終わり次第、説明会を開催したい。こういう御答弁でございました。ちなみに、今回、現道整備が計画されているようでございますが、このバイパスとの関連はどうなっているのでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成19年の9月議会において、県道久留米柳川線構想は都計が終わり次第、説明会等も開催したいと県は考えているというふうにお答えしておりました。議員御承知のとおり、当時は起点の久留米市から終点の柳川市まで、新しいルートの全線バイパス構想でございました。しかし、平成21年度に事業主体であります福岡県より、本事業の計

画を全線バイパス構想から、現道拡幅の改良、久留米市の一 部をバイパスにするという新たな整備方針が示されたところでございます。その整備方針にのっとって、現在、下田町地内の下田橋付近から東札木橋までのS字カーブの危険箇所の改良工事を行っていただいているところでございます。また、今年度より東札木橋付近から寺分橋までの測量に着手していただいているところでございます。

以上です。

6番(近藤末治君)

御答弁ありがとうございます。下田橋から東札木橋というのは金納の交差点のちょっと北のほうですね。この区間について、現道を整備すると。私は当然、バイパス構想があったもので、そういうふうな事業かなと思ったら、平成21年度から現道整備になっているということですが、そしたら、今回の整備計画はどのような事業に当たりますでしょうか。

まちづくり課長(大淵洋祐君)

この事業の全体計画は、現道拡幅の改良、久留米市の一 部をバイパスにするというもので す。柳川市分では、下田橋から有明海沿岸道路までを4つの区間に分けてあります。まず、現在、用地買収が行われております下田橋から東札木橋までが柳川1期区間、寺分橋から東札木橋までが柳川2期区間、小井手橋から沿岸道路までが柳川3期区間、小井手橋から金納橋までが、JA蒲池の金納の橋のところまでが柳川4期区間となっております。この整備計画順により整備が進められる予定でございます。ただし、議員御案内のとおり、金納及び小井手橋交差点におきましては、渋滞緩和等のために、先に整備が完了しているところでございます。

また、幅員構成といたしましては、全体幅員が13メートルで、基本は両歩道です。車道幅員6.5メートル、路肩が75センチ、歩道幅員は2.5メートルで計画されているところでございます。

以上です。

6番(近藤末治君)

柳川区間については、4区間に割って、その事業計画をされるということですね。そうした場合、説明会といいますか、いわゆるバイパスをつくるときには、全体的な説明会があると私は思っておって、こういうふうな個別に1工区、2工区とかいうことになりますと、その地元に対しての説明といいますか、どのように行われておりますでしょうか。いわゆる事業の区間の方を集めてやられて、その区間が例えれば、5年かかると。その次にまた2期工区になると、2期の工区の関係する方々を呼んで説明する。そのような段取りですか。

まちづくり課長(大淵洋祐君)

整備方針に沿って事業を進めていただいているところでございますけれども、事業区割りについては、先ほど申し述べさせていただきましたとおりでございます。また、その区間に

着手する前に、地元の権者等への説明会を開催いたしております。開催いたした後に、測量等を行い、事業に着手しているところでございます。その後は事業の進捗に合わせ、用地、工事等の説明会をその都度開催いたしているところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

そしたら、工区ごとにその説明会をされるということですね。そしたら、1区間が終わる何年ぐらい前に、その2工区については説明に入られますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在の例で申し上げますと、柳川1期区間が先ほど申しました下田町地内の手前の東札木橋から下田橋付近まで、現在、用地買収が行われております。用地買収もかなり進んでおりまして、何件か大分家も立ち退いていただいているところでございます。そういう状況の中で、今年度、柳川2期区間であります、金納の交差点のすぐ北側にあります寺分橋から東札木橋までの工事の説明会を今年度行ったというようなことで、完了が柳川1期区間、今のところ平成25年度を完了目標ということで県のほうでは事業を進めていただいておりますので、一、二年前に次の事業の区間に説明に入るというような形をとっているというところでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

お尋ねしますが、ちなみに有明海沿岸道路がありますよね。あれから南のほう、矢ヶ部地区といいますか、旧三橋ですね、あの区間までは何区間に入っていますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

沿岸道路から小井手橋まで、南矢ヶ部を含みます小井手橋のところまでが柳川3期区間ということになっております。

以上です。

6番（近藤末治君）

ちょっと課長、私の質問と違うござるが、有明沿岸道路から南のほうなんです。お願いします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

その区間につきましては、今回の久留米柳川線の整備方針の中には、今のところ入っておりません。その区間につきましては、沿岸道路が計画されたときに、都市計画を打っている道路でございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

そしたら、久留米柳川線の整備というのは、久留米柳川線というのは、柳川のほうは保加

町から行ったところのあそこが起点じゃないですか。ということは、久留米柳川線の柳川分について、全線やるということじゃないわけですね。そういうことでしょう。それだったら、ちょっと私が質問したかったのは、有明沿岸道路も完成をいたしますし、その上のほうには高橋中牟田線がありまして、そして国道385号線が接続をするように西のほうでなってありますよね。そうすると、今私がお尋ねした区間についての交通量は、かなり減るんじゃないかと私は思って、これは質問をしたいんですけども、この区間については、そしたらどうになりますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

議員が申されますように、有明海沿岸道路の自動車専用道路の完成、国道385号線バイパスの全線開通ともなれば、久留米方面から柳川市街地へは有明海沿岸道路や高橋中牟田線から国道385号線バイパスを利用する交通量がふえることも考えられます。福岡県では、新しい道路が開通いたしますと、周辺一帯の交通量調査を行い、その道路が周辺の道路にどのような影響を与えるのかを調べております。インパクト調査と言うそうでございますけれども、その結果を踏まえて、先ほど申し上げました都市計画道路の部分の幅員等について、再検討も必要であるというふうに考えております。

以上です。

6番（近藤末治君）

当然、当初のこれは恐らく課長、都市計画決定している道路だから入れていないということですね。そしたら、私、記憶するに、期成会がありますでしょう。旧三橋町、柳川市、それから大木町、三潴町、そして久留米ということで、これは期成会ができておったと思うんですが、柳川分については、もう現道を整備していくと。今のところ、バイパスが見えないということでしょう。そしたら、それから上のほうですね、いわゆる大木町、久留米市についてのバイパス構想はどんなになりますでしょうか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほどから申し上げておりますけれども、県道久留米柳川線につきましては、ほとんどの区間におきまして、現道の改良工事を県のほうでは考えてございます。一部、久留米市内におきまして、安武方面から北側のほうに向かいましてがバイパス構想があるということでございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

柳川市から上のほうも一応県道で整備していくということですね。ちなみに区間を切ってお尋ねいたしましたけれども、第3期区間になりますでしょうか、北矢ヶ部の信号から第二白梅学園に入るところまでの区間は第3期になるわけでしょう。そうすると、この第3期というのは、かなり先になると思うんですが、現在、クリークのほうにちょっと1メートル50

ぐらいの歩道があるんですよ。ところが、歩道の中に電柱があるし、またちょっとこっちの手前のほうは1メートル二、三十ぐらいしかないのに、側溝が700ぐらいあるですね。本当に県道にしてはお粗末な歩道だと私は思うんですよ。ですから、事業区間が1、2、3、4とあるようですが、私が申し上げたいのは、3区間については、水路がありますから、用地が伴わないと思うので、その部分についてでもちょっと先に張り出し歩道とかいうことの対応はできないのか、お尋ねしたいんですが。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

道路につきましては、中心線測量と一部だけの張り出し歩道だけを行うというふうなことにはならないというようなことで、その部分だけというようなことには、なかなか難しいという回答をいただいているところでございます。それで、先ほどから申し述べておりますように1期、2期の進捗状況を見きわめながら、3期に着手するというようなことになりますが、その区間につきましても、平成20年代の終わりごろから着手できればというふうに県のほうでは考えているようございます。

以上です。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。この久留米柳川線は、本当に歩道もなくて、以前、伝習館の生徒さんもでしたかね、トラックに巻き込まれて亡くなられるとか、人身事故が本当に多い県道なんですよ。ですから、期成会のほうにも一生懸命その歩道設置とか、拡幅等は努力していただいて、一日も早い完成をお願いしておきます。

それでは次に、国道385号線のバイパスについてお尋ねをいたします。

この件についても、私、再三質問を繰り返しておりますけれども、その都度、完了年度がずれ込んできてあるように私思ふんですよ。そこで、きょうは実際に何年度には完了するのかというのをお尋ねしたいと思います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

近藤議員の御指摘のとおり、平成19年9月議会の答弁において、平成22年完成を目指すということで工事が進められているというふうにお答えしておりました。議員御承知のとおり、道路建設には、道路用地の地権者の御理解が一番重要でございます。また、相続や文化財などで時間がかかることもあります。この国道385号線バイパスにつきましては、さきのすべてのことが当たはまっておりまして、不測の時間を要し、今日に至っておるところでございます。一日も早く供用を行うため、県とともに用地取得に当たってまいりたいと思っているところでございます。

また、最終の完成は何年に完成するのかということでございますけれども、今のところ、平成26年度以降の供用開始ではないかと思われます。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

平成26年度以降という御答弁ですね。実際私もそうだろうと思います。私も再三質問をいたしておりますので、事業進捗について、歩いて見ていくんですが、あと二、三年はかかるんじゃないかなと私なりに思っているんですけどもですね。そうした場合に、今、国道385号線のバイパスは全線開通をしていない。いわゆる大川から上のほうはやっている、終わっている。それと柳川の東蒲池の交差点までは完成している。その区間がつながっていない。それで、今、課長が御答弁であるように、平成26年度以降になるんじゃないかなということで、そうすると、その区間については、もう全然今、通らないわけですよね。このようなことで、非常に地元の期待が濃い385号線のバイパスなんですよ。これは蒲池だけではないんです。国道385号線というのは、柳川市から博多の駅まで一番近いルートということになっている道路ですからね。

そこで、今現在、市道高橋中牟田線と国道385号線の交差点改良がございます。この看板によりますと、県事業については、平成24年、ことしの10月31日までということで看板が立っておりますけれども、その工事はどこまで、いわゆる私がお尋ねするのは、舗装まで仕上げての段階なのか、お願ひいたします。

それと、建設課長にお尋ねしますが、その国道385号線から西のほう、いわゆる現道の385号線まで、これはあと200メートルぐらいでしょう、これについては工事はされるのか。いつ現道の385号まで取りつくのかですね、この2点をお願いします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

今回の改良工事は、東蒲池の交差点から県道水田大川線付近まで行われております。車道の下層路盤までが行われる予定でございます。

舗装工事につきましても、別途発注されておりまして、工期は今年度いっぱい、舗装工事の基層まで行われる予定で、表層が残るというようなことでございます。

以上です。

建設課長（中村敬二郎君）

高橋中牟田線の残区間の完成はいつかという御質問でございますけれども、この交差点の高橋中牟田線と国道385号線バイパスの交差点の工事は、県が行うということで話が決まっています。今、まちづくり課長が申しましたけれども、基層までの工事ということだそうですので、この交差点の工事が完了するのを見越して、高橋中牟田線のほうの工事もとり行いたいと考えてあるところでございますけれども、現道の国道385号線と高橋中牟田線のちょうど交差点部になりますけれども、その付近にあと1カ所だけ用地が御協力がいただけない箇所が1カ所ございますので、この国道385号線バイパスと高橋中牟田線の交差点、この分の工事完成を見越しまして、交通管理者であります警察との協議を進めてまいりたいと考えてあるところでございます。

以上です。（発言する者あり）

国道385号線バイパスと高橋中牟田線の交差点は、県がやるように決まっております。その交差点部が通れないことには、高橋中牟田線も通れませんので、その交差点部の完成に合わせてやりたいとは考えております。

6番（近藤末治君）

そしたら、高橋中牟田線についてちょっとお尋ねしますが、今、交差点改良を県がやっておるですね。交差点改良、中村のところですよ。あそこは今、私が看板を見て質問したように、平成24年の10月31日でしょう。それまでにはいわゆる下層から基層までやると。それから残りの分については、いつになりますか、市のほうは。

建設課長（中村敬二郎君）

国道385号線バイパスの工事が基層までということで、また表層の時期が決定はしておらない状況でございます。その決定の時期を県とも打ち合わせながら、高橋中牟田線のほうも考えてまいりたいと考えるところでございます。

6番（近藤末治君）

ちょっと課長、私が質問しよるのを理解してほしいんですが、今さっき、まちづくり課長は、国道385号線の交差点は県でやるように、その取りつけで幾らか高橋中牟田線はしょっとでしょう。そうすると、今、現道の国道385号線までが残っておるじゃないですか。その区間は市がやらなくちゃいけないでしょうと。それは何年度になりますかと言いよるわけですよ。平成24年度で基層まで交差点の中はできるということでしょうもん。それをお尋ねしているんですよ。終わったからやりますということだけど、平成24年度終わるから、その次については市がやるんでしょう。

建設課長（中村敬二郎君）

平成24年度、今年度内に県が交差点部を完成させれば、市も平成25年度に早い時期にはやりたいと考えております。

6番（近藤末治君）

なぜ私がこういうふうに聞くかというと、今さっき言ったように、東蒲池の信号から、今、高橋中牟田線の交差点までがつながっていないわけですね。いわゆる東蒲池の信号が変則五差路になるから、警察が恐らく許可しないと思うんですよ。だから、私が思うのに、東蒲池の信号から、今、中村の国道385号線の交差点ですね、高橋中牟田線の交差点までつなないで、それから西のほうに車を誘導して、現道の国道385号線に乗せたら行けると思って、私、それで質問しよるわけですよ。だから、市のほうで高橋中牟田線するんだから、何年度にそれは終わりますかということを聞きよるわけですよ。県がしないからとかなんとか言わなくて 質問がわかりませんですかね。

建設課長（中村敬二郎君）

県がとり行う工事では、基層までですので、まだ表層部分が残っております。その部分ではまだ供用開始にはならないかと思いますが。

6番（近藤末治君）

それでは、私のお願ひというか、私が思ったのは、県道の385号線のバイパスが、今ずっとやられています交差点改良ですね。その中村の交差点まで、東蒲池の信号まできれいにつながれば、それと一緒に高橋中牟田線も仕上げておけば、そういうふうな車が通るんじやないかということで質問してあるわけですよ。小井手橋から西のほうに、中古賀交差点まで、それを通り越して、今、県がやっている385号線の交差点まではことしの3月27日でしたか、供用開始していただいて、今、車通っていますよ。ところが、今、385号線につながっていないもんで、中古賀の交差点で左折、右折をしながら久留米に行っているわけですよ。だから、それが今私が言った東蒲池の信号から中村交差点までつながれば、そういう車が行くようになると。そうすると、北矢ヶ部、町矢ヶ部の集落の方たちの交通渋滞も緩和するということでお尋ねしているんですよ。

それで、ちょっと確認いたしますが、国道385号線の交差点まできれいにでき上がったときには、高橋中牟田線は現道の385号線まできれいにつながりますね。それをお答えください。

建設課長（中村敬二郎君）

国道385号線バイパスの交差点部の表層工事まで完成に合わせまして、高橋中牟田線の工事完成を目指したいと思います。

以上です。

6番（近藤末治君）

そしたら、その協議については、これは警察許可も要ると思うんですね、暫定供用開始になりますからですね。前もってずっと早目早目にその対応をやっていただきたいと私は思いますが、その点について、いかがでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

国道385号線バイパスの開通に合わせまして、高橋中牟田線も通れるように頑張ります。

6番（近藤末治君）

両課長に特にお願ひしたいと思いますが、きょうは蒲池の行政区長会の方も傍聴に見えておるんですよ。特に蒲池地区の発展とかいうことで一生懸命頑張っていらっしゃる行政区長さんばかりで、関心持っています。それで、両課長において、これが一日も早い国道385号線の全線開通を頑張っていただくようにお願いしたいんですが。市長、ちょっとよかったですらお答えお願いします。

市長（金子健次君）

地権者の未買収の部分がありまして、なかなか完成をいたしかねておるわけでございます。

そういう意味では、今、地元も十分承知してありますし、現道への道路の建設等についても、今、建設課長が申し上げましたように、なるべくそういう方向に同時に開通できるような形をとっていきたいと。いずれにいたしましても、未買収の分の地権者の方に全力を注いで、完全な道路ができるような形が一番筋だと思いますので、そういう努力を今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

6番（近藤末治君）

ありがとうございます。特にお願ひいたしておきます。

それでは最後でございますが、水路の維持管理についてということでお尋ねをいたします。私は、毎日と言っていいほど散歩をしておりまして、その際、水路のほうを見ますと、樋管口とか暗渠によどんだといいますか、ごみが流れ着いて、たくさんのごみがあるわけですが、私も何回となく水路課のほうに電話をしますと、すぐ対応をしていただきます。そういうことで、きょう質問をさせていただくのは、いつもそのごみがたまっていると。もう取りに行かにやいかんというところは恐らく把握してあると思うんですよ。ですから、これについて、そのような箇所は週に何回かパトロールなんかやっていただければなあと思っています。きょうも実はその箇所について、いつも電話しているところを通ってきたんですが、もうこれは半月と言わんかな、盆前ぐらいからずっとごみがあったんですよ。私、いつ取られるかなと思って、ずっと連絡をしておりませんでしたら、きょうもまたありましたのでですね、そういうことで、水路課長お願ひします。

水路課長（安藤和彦君）

樋管口等にたまっているごみの回収のために定期的にパトロールをしてほしいということでございますけれども、努力をしたいというふうに考えております。しかしながら、930キロメートルという長大な延長の水路を管理しなければならないということから、今の陣容ではなかなか難しいこともあります。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

今、水路課長から930キロの水路延長を管理していると、大変だと。それで今の水路清掃員ではちょっとなかなか手が回らないということですね。

そしたら、ちょっとお尋ねしますが、旧柳川市の場合、これは恐らく水路清掃員さんがいらっしゃいました。旧柳川のときはたしか470キロメートルと言っておったと思いますけれども、このときは何名いらっしゃって、今、合併して930キロメートルになった。これは何名でその水路管理、清掃をやられていますか。

水路課長（安藤和彦君）

旧柳川市では6名の水路清掃員さんがおられたというふうに聞いております。合併後でございますけれども、平成22年の4月から6名体制から2名増員いたしまして8名で、今、水

路の清掃活動に取り組んでおります。

以上でございます。

6番（近藤末治君）

今現在は、平成22年度から2名ふやして8名にふやしたということですが、この8名の方が1ヶ月ずっと作業されておりますか。

水路課長（安藤和彦君）

8名フルに1ヶ月勤務されているかということでございますけれども、8名でローテーションを組んで、3班体制で水路の清掃に当たっております。

以上です。

6番（近藤末治君）

ということは、8名いらっしゃるけれども、その日によっては3班のローテーションというと、ちょっと割り切れないですが、3名ぐらいの人がやっているということになりますかね。

水路課長（安藤和彦君）

水路清掃員につきましては、1ヶ月の勤務日数に制限がございますので、6名のときもあるし、5名のときもある、7名もあるということでございます。最低3班体制で水路の管理清掃に当たるようなローテーションを組んでおります。

以上です。

6番（近藤末治君）

水路延長は約倍ぐらいになっておる。そうすると、その水路清掃員さんは、今おっしゃつたように、旧柳川市と同じぐらいじゃないですかね。1日にローテーション組んでいるということで、8名いるけれども、5名になるときもあると、6名もあるということですが。これパトロールをずっとしているということになると、午前中、熊井議員もおっしゃったように、水路が埋まってきていると、不法埋め立てとかもありますので、そういうふうな監視員の役目もできるんじゃないかと思うんですよ。

今、水路課長が御答弁になったように、今の人員体制ではなかなか、そういうことはわかっている箇所はあるけれども、手が届かないということですかね。これは市長、どんなに思われますか、この人員で水郷柳川とうたってありますけれども、これで水郷柳川と言えるのか。旧柳川の場合を考えながら、人員配置をされたらどうなのかなと思って質問をいたします。

市長（金子健次君）

私、合併前の三橋町出身でございますけれども、三橋町には恐らく水路の清掃員はいなかつたと思います。その中において、三橋の場合にはどういうことをしていたかというと、その地域の中でボランティア的に清掃してあったという部分と、あわせていろんな整備事業が

ありまして、国営水路とか、そういうところは改めて必要ないと思いますけれども、毎年毎年、水路の整備をするに従って、私はその分の清掃の箇所は少なくなってきたというふうに思います。ただ、未整備地区の土地改良をやっていないところについては、蒲池とか昭代とか、また市街地の中にもありますけれども、そういうことについては、時には必要な分もあるだろうし、またボランティアでその地域でされている分もあると思います。

そこで、今、言われている分については、旧柳川市においては6名、その後2名ふやして8名体制という形の嘱託とかは時間的な制約がありますので、午前と午後というような分け方をしていると思いますが、今後十分精査をいたしまして、その必要性等を十分鑑みて、いたずらにふやすということのないような形で、今後いろいろな課題があると思いますけれども、いたずらにふやすという形よりも、今の現段階の分について、十分精査をしてまいりたいというふうに考えてあります。

6番（近藤末治君）

確かにボランティアと、今、市長おっしゃいましたけれども、蒲池地区でも水環境とかいう事業を使いながら、そういう清掃をやってあるんですよ。私が言いたかったのは、そういうごみがたまっている箇所が大体把握されておると思うんですよね。ですから、そういうところにこちらから言わなくてもパトロール的に回るということで、今の人員ではちょっと不足じゃないかということで、質問をいたしたわけでございます。

以上で私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時 休憩

午後2時12分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、2番荒巻英樹議員の発言を許します。

2番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番荒巻英樹でございます。

まずもって、さきの九州北部豪雨において被災された市民の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また、あの炎天下のもと、復旧に向けて御尽力いただいた全ての皆様に、この場をおかりして感謝申し上げたいと思います。

さて、去年の今ごろは、地元出身の琴獎菊関が大関昇進を前に、この柳川のまちは大変盛り上がっていたかと思います。今場所も、さい先よいスタートを切っておられまして、残り

の13日間を、被災者の方々に元気を与える勝ち星を期待したいと思っております。

それでは、議長の発言許可をいただきましたので、通告に従い、1つ、九州北部豪雨について、2つ、柳川ファンをふやす戦略を、3つ、姉妹都市交流についての3点につきまして質問をさせていただきます。

1点目は、九州北部豪雨についてお伺いします。

このことにつきましては、原因の究明や防災マニュアルの見直しなど、やるべきことは山積みですが、今、最も急がなければならないのは、被災された方々が一日も早く被災以前の生活を取り戻すことだと私は考えます。

そこで、被災された方々が今何を必要とされているのか、またどういうことでお困りになっているのか等の声をどのようにお聞きになっているのかをお伺いいたします。

なお、再質問及び残りの質問につきましては自席から行いますので、よろしくお願ひいたします。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えをいたします。

まず、私もそうなんですが、中山公民館からボランティアとして、あそこを出発、起点といたしまして、ボランティアの皆さんからそれぞれの地区に派遣をしていただきました。で、7月15日から7月29日まで、15日間でございましたが、そこで地元の行政区長さん、それから市も含めてでございます、直接被災をされました家にも行って、全部ではございませんが、行ってまいりました。その中で、いわゆる何とか災害が起きないように基盤を強化してほしいという意見もございましたし、ビニールハウス、そこら辺も何とかしてほしい。で、何よりも、やっぱり被災した支援はないでしょうかというような直接の声をいただいております。で、こういった意見もありましたし、もう1つは、つい最近でございますが、地域福祉計画を市長の肝いり、頑張りでつくるというふうになっておりますが、この地域福祉計画につきましては、柳川市、それから柳川市社会福祉協議会で地域福祉計画をつくってまいります。その中で、いわゆる自助、共助、公助の中の、特に共助の部分を中心としてやっていくと。安全・安心したまちづくりをやっていこうということで、柳川市を4ブロックに分けて会議を開きました。その中で出た意見といたしましては、そういった防災、それから情報共有とか、そういったものも含めて何とかやっていただきたいというような意見もございました。こういったものを参考にしながら、地元の意見ということで私どもも集約をさせていただいた、計画もつくり上げていくと、そういった状況でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

答弁ありがとうございました。高田部長のほうも、7月15日から29日までずっと中山のほうにいられたということで、実は被災されたお宅のほうも訪問されたということで、生の声

もお聞きになっていると思います。

それで、るる御説明いただきました。そして、地域福祉計画等の話もありましたし、そういった会議ということもありました。それで、私、全員協議会でも申し上げたことですけれども、まず、とにかく被災された方が、こういった市の支援策、市も含めた支援策、そういったものが全員にきっちりと行き渡らなきゃいけないということで、地元での説明会ということをお願いしておりましたが、きのうの質疑の中で、もっと踏み込んだ形で、まだお見えにならないところには直接出向いてそういった御説明をなさるということで、非常に私は本当にいいことだ、ありがたいことだと思っております。

それで、きのうの段階では三百十数件のうちの百九十何、ですから逆算すると百二十数件がまだ申請にお見えにならないということだと思いますけれども、その残りの方々に大体いつごろまでにという形で、一日も早く行っていただきたいと思いますけれども、ちょっとその辺のお考えを聞かせてください。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えいたします。

きのう、梅崎議員の質問にもお答えしましたが、荒巻議員おっしゃりますように、各種支援に対しましては、漏れがないように、そして早く申請をしていただいて届くようにしたいというふうに思っております。さらに、もし連絡がとれなかつたらどうするか、そういった場合などにつきましても、私ども直接家に訪問をいたしまして浸透させていくと、そういうことでございます。

それから、きのうお話をしておりました調査件数と見舞金申請の関係でございますが、きょうの9月10日現在の床上浸水調査件数の326件のうち、きのうは191件というふうに申し上げておりましたが、きょうはもう既に205件の見舞金申請がございます。できるだけ急ぐということで御理解をいただきたいというふうに思います。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それで、きのうよりもまた14件ほどふえておるかと思います。ただ、これが10月31日までになっているかと思いますけれども、ですから、市のほうから出向いていかれるということをきのう答弁ございましたけれども、それで大体いつごろからというか、いつごろまでにというふうにお考えでしょうか、ちょっとそのことをもう一度お願いします。

保健福祉部長（高田淳治君）

このことにつきましては、今、申請もどんどんあってあります。で、これとあわせながら、できるだけもう早目に、いつということはありませんが、早目にやります。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。とにかく被災された方がぎりぎりばたばたならないように、早目にお願いしたいと思います。

それから、ちょっと現状の把握といいますか、お尋ねいたしますが、9月3日から小学校も再開しまして、9月3日はもう朝から中山小学校、テレビの取材とか、もちろん新聞等も、ですから、その日の夕方の夕刊、ニュース等も出ておったみたいでそれども、それでちょっと私が気になりましたが、まだ具体的には大牟田のほうから通っている児童さんもいらっしゃるとか、そういう記事も拝見いたしました。現在、自宅外で生活されている家庭がどれくらいあるのか、把握なさってありますでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

自宅外でどれだけの方が住まわれているかについては、その直接的な調査はできておりません。これまでいろいろな被災者支援をやってまいりました。そういう中で、自宅が被災されました方々については、市営住宅や県営住宅への一時入居の支援、それから福祉施設への短期入居の支援、それから住宅応急修理の支援などを行ってまいっているところでございます。これから、先ほど保健福祉部長も申し上げましたけれども、各種被災者支援制度による御支援を行っていく中で把握をしているところでございます。

今後、こういう方たち、まだ申請が上がっていない方たちにつきましては、先ほど保健福祉部長も答弁しましたけれども、私どもとしても、そういうふうな罹災証明書の交付申請、それから各種被災者支援制度について、広く普及広報に努めているところでございます。これまで市報では、8月1日号、それから8月15日号、9月1日号で各種支援制度を御紹介いたしました。また、行政区へチラシ配布を8月中旬に行いまして、今度の9月中旬にも配布をいたします。そのほか、市のホームページにも掲載しているところであります。こういうふうな広報、普及に努めまして、被災者支援を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

残念ながら、私がお尋ねしました自宅外で生活されておる家庭が何件ぐらいかという、ちょっとその辺のお答えいただけませんでしたが、これって非常に大切な、把握するのは本当に大切なことだと私は考えます。もちろん全ての家庭に直接連絡する必要はないと思うんですが、こういうときこそ行政区長さんのほうにお尋ねをして お尋ねといいますか、お願いすべきことではないかと思っております。

私は地元の区長さんに、そういう形で、もしうちの町内がそういう状況だったら、今、自宅に戻られていないところがあるかどうかというのは気になりますよね、把握されますねと言ったら、それはもちろんだということでした。ですから、もちろん地元の区長さんはこれは把握されていることだと私は思いますし、区長さんのほうに尋ねられて、やはり現状、そういうことの把握もしていただきたいと思います。とにかく住民の方に寄り添っていた

だきたいということを強くお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

新聞報道では、中山校区で306世帯のうち、少なくとも5世帯以上が水害を機に既に市内外へ移り住んでいるということも書かれておりますし、私の同級生もまだ自宅には住めない状況で、奥さんの自宅が市内ですから、市内に今住んでいるそうですけれども、実際にはまだ自宅には住めない状況ということです。ですから、ぜひそういった形で、本当に一番困られている、その方々が一番困られている市民の方だと思いますので、ぜひ状況を把握していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ちょっと具体的な対応につきまして、二、三お尋ねします。

市税や利用料等の減免ということでやっていたりありますけれども、これが窓口がどのようにになっているのか、できればこれは一本化のほうが親切だと思うんですが、その辺のことにつきましてちょっとお尋ねします。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えをいたします。

減免につきましては、それぞれ一元化ということは一番いいんですけれども、今、申請受け付けをやっております水害復興生活支援室にもし相談があれば、そこで相談もしますし、それぞれの各課に職員が案内して手続を支援していると、そういった状況でございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

私自身は一本化というか、一元化のほうが親切だと思うんですが、ですから、短期間でも、それこそ10月31日まででも一元化をしたほうがいいんじゃないかなとは思いますが、これはもう一元化よりももっと、何かな、やはり本当に専門、その当該部署のほうできっちり対応したほうがよろしいということでしたら、しゃにむにやれじゃないんですけど、やっぱりそういったところも一度は検討すべきことじゃないかなと思いますので、今後またそういう検討材料の一つにしていただければと思います。

それから、財政課長にお伺いします。

そういう先ほどの減免等でどれくらいの歳入減になるのかという試算がなされているかどうか、具体的な金額じゃ　もちろんあれば結構ですが、試算をなさっているかどうか、お尋ねします。

財政課長（石橋眞剛君）

御指名でございますが、今現在、今、保健福祉部長が申しましたように、いろいろな減免措置の手続、受け付けをやっております。で、その集約は、申しわけございませんが、今現在やっておりません。が、やはりかなりの減免金額になるだろうということで、私ども財政を預かる者として若干の危惧をしているところは当然のこととございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。これに関しては、まずこういったことをやります、減免をやりますというお知らせですから、実際は罹災証明がおりないと申請もできないわけですから、若干は取りまとめる時間があるのかもしれません、実際はどれだけ歳入減になるかという、そういうものの計算よりも市民の方にお知らせするのが先だというのは、それはもちろんそうだと思います。ですから、ただ、今後、切りのいいところじゃないですけれども、そういったことで、一日も早くそのシミュレーションをいただいて、また私どもにも御報告をいただきたい。もちろんその予定だったと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

なおかつ、来年度の予算編成に大きくかかわっていることでしょうけれども、市民サービスの低下を招かないということが大前提となりますので、より一層、無駄遣いの排除といいますか、そういう点ではもちろんこれは市長にもお願いしなきゃいけないことですけれども、そういったところ、市民サービスの低下を絶対招かないということで、ぜひ来年度の予算編成に取り組んでいただきたいと思います。

それから、被災者の方への、いろいろとお見舞金とか、そういったのを対応やっていただいておりますけれども、できれば、やっぱりいろんな形で上乗せができればしていただきたいと思っております。

それで、実際、義援金が今いろいろと集まっているかと思います。きのう32,000千円という市長のお言葉ありましたが、具体的な金額というよりも、その義援金の使い道をどのようにお考えになっているのかをお尋ねします。

市長（金子健次君）

義援金につきましては、きのう32,000千円ということで、まだ申し出等もあっておりまして、柳川市だけでも35,000千円ぐらい行くんじゃないかというふうに思っております。そのほかに福岡県での義援金、また日赤の義援金、NHKとか、いろんな形を総合的に合わせたところで、最終的には被災者に対しても配分していきたいというふうに考えております。その中において、柳川市の地域防災計画に基づく配分委員会というのもございまして、その中で決定をしていきたいというふうに思っております。

願わくば私は、今回、存亡の危機であった中山保育園に幾らかできればしたいと思いますけど、それができるかどうかがちょっとわかりませんので、そういうことを気持ち的には思っているところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

もちろん内訳ですね、ですから、きのうも床上ですか、床下浸水の家庭にもとか質問ございましたし、その辺の分に関してこの場で云々じゃございませんが、ですから、そういった、

基本的にここで確認させていただきたいのは、義援金は全て被災された方々へ配分をするということでおろしいですかね。ちょっとそれだけの確認です。

市長（金子健次君）

床上浸水等につきましては、今、あと残り百何件ですけれども、100千円という形になると思います。それとあわせまして、福岡県に対して被災地の自治体のことで要請をいたしまして、福岡県が床上浸水10千円なんですね。これはもっとどうにかならんでしょうかというようなことで今要請をして、床上、半壊、全壊についても額の上積みを今要請しております。これは、八女市の市長さんとの音頭で取り組みをしてあるところでございますので、間もなくその金額、大幅にはならないと思いますけれども、幾らかの上積みはできるというふうに思います。

今後の問題としては、柳川市の中の持ち出し分の100千円と合わせて、義援金の関係は、またいろんな日赤の関係含めたところの、福岡県含めたところの金額でまた分配をしていきたいということと、もう1つプラスが、福岡県独自の分についても若干の上積みでなるかなというふうに考えているところです。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。実は、県への上積みのことは次にお願い、お尋ねしようと思っておりましたけれども、私も全く同意見でございます。ぜひよろしくお願ひします。

で、市の一率100千円というのは、これはもちろんみやま市さん、八女市さん等、もちろん、あの辺のやっぱりバランスも必要かと思いますので、これに関して云々ないんですが、ぜひ県に対する要望は力強くお願ひしたいと思います。

それから、ちょっと拡大解釈じゃないんですが、ふるさと納税でも、特に御指定がない場合は市の事業に有効に活用させていただきますとございますが、私はこの分も今回の義援金と同じような扱いができるのか、できればそちらに回せないのかな、回していただきたいなという考え方があるんですが、いかがでしょうか。

市長（金子健次君）

今のは政治的な部分があると思いますので、ちょっと答えにくいということでございますので。

ふるさと納税の関係につきましては、そういう使い方もあると思いますけれども、気持ち的には柳川市に対するふるさと納税という形で、別に考えていきたいというふうに思っております。

今回の義援金32,000千円集まっておりますけど、多額の分でも東京のほうから、もう全然柳川にゆかりがなくて、柳川出身でない方或多額の金額の寄附もいただきました。私、電話を入れまして、柳川出身の方ですか、ゆかりの方ですか、いえいえ、もうテレビで見て大変

だろうと思ってそういう義援金をお送りいたしましたということで、きちんとお礼を言ったところでもございます。

ふるさと納税については、ふるさと納税という形で活用していきたいと思います。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

わかりました。ありがとうございました。

そうですね。それで今、本当にそのお話、大変ありがたいですよね、東京の方が。ですから、やはりテレビ等でごらんになった映像が余りにも衝撃的だったんではないかなとも今考えています。で、私も14日以降、14日の夜、15日にかけて電話なりメールで、どうだ、大丈夫かというのがあったうち、7割は福岡都市圏の知り合いでしたが、2割はやっぱり首都圏の人間がかけてきました。ですから、そういったことで、大変全国ネットでいろんなそういった映像が流れたんじゃないかなと今改めて感じたところでございます。

それでは、若干、防災対策についてお伺いさせていただきます。

防災行政無線のこともいろいろとお尋ねあっておりますけれども、実は私ども総務常任委員会、本来7月に行政視察を予定しておりました。災害の3日後の出発予定でしたが、もちろん延期をいたしまして8月の下旬に行ってまいりましたが、その中で岩手県遠野市、こちらも防災行政無線やっておりまして、人口は2万9,000人弱ですが、面積が825平方キロメートルということで本市の10倍強ですね。で、無線のあれが200カ所で、スピーカーが3方向だったのかな。で、柳川の場合4方向にと、市長、もうきのうからおっしゃっていますけれども、実際、子局で37局ですが、もちろん遠野市の200カ所って、私は個人的には非常に少ないな、ちょっと電車で通っていても大丈夫かなと思いましたが、この37カ所で、今後、けさも設置するときにいろいろとシミュレーションなさるというか、試運転なさると聞いておりますけれども、その辺でどれぐらいの音量とか、あれが何キロメートル届くやつとか、何かそういう基準がわかっていれば教えていただけますか。

安全安心課長（野田洋司君）

防災無線の配置につきましては、これまでの御質問の中で御説明をさせていただきました。各校区の公民館や小・中学校に配置をしまして、補助対象外で沖端川、矢部川流域、それから海岸近くの集落に配置をさせていただきます。それと、今回被災をいたしました地域も考慮いたして配置をしております。この事業に関しましては、これも説明をさせていただいておりますけれども、国の有利な補助金、起債を活用しまして整備をいたします。そういう中でこの規模になっておるわけでございますけれども、それを補完する意味で緊急災害メールをあわせて整備いたしますけれども、実際のところ局数につきましては、実際、その防災無線の屋外拡声子局がつかない場所はたくさんあるわけでございます。それで、緊急エリアメールで補完するということでございますけれども、1つは到達する距離について申し上げま

すと300メートルでございます。それはもう気象条件にもよります。気象条件によって300メートル以上のときもあれば、それ以下のときもございます。そういうふうな整備でございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

若干気象状況とか、もちろん大雨時は届きにくいというのは皆さん御理解いただいていると思いますが、平均、普通にあれまして300メートルということであれば、本局入れても38カ所、子局34カ所というのは、これは明らかに足りないですよね。で、メール等も利用して二重三重にということをおっしゃっておった分は、私は防災無線は基本的に全エリア届くけれども、それを補完する意味でメールも利用するというふうに理解しておりましたが、防災行政無線が届かないところもあるからメールも利用するという、今の説明だとそのようになるかと思うんですが、ちょっとその辺いかがでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

先ほども御説明を申し上げましたけれども、今回の整備に当たりましては国の第3次補正を活用させていただいております。その条件と申しますのが、市の指定避難所での設置というのが条件になっておりましたので、そこを中心に整備をさせていただいております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

というと、昭代は公民館1カ所しかないんですね。2小学校で1公民館ですから。皆さん基本的には1小学校、1公民館というふうに理解されている方が多いと思いますが、昭代だけは2小学校、1公民館です。職員の方はもちろん理解されていると思いますけれども。ですから、仮に昭代に1カ所となれば、昭代公民館から半径300メートルといったら聞こえないところのほうが圧倒的に多いわけですね。ですから、ちょっとこれは少し乱暴じゃないのかなと私は考えますけれども、いかがですか。

安全安心課長（野田洋司君）

この防災無線、今回整備します無線につきましては、整備位置数が多ければ多いほど億単位で整備費がかかるまいります。それと、昭代地区、おっしゃるとおり公民館と小学校に設置をいたしますけれども、そういうことで1つは整備費が億単位でかかっていくということです。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ちょっとこれだけあんまり時間とりたくないんですが、やはりちゃんと地図に落として、そこら辺のバランスとかもとられているんですかね。とにかく公民館とか学校じゃないといけないというのもちょっとどうかなと。やはり離れていても集落があるところには何かあれ

を、何ですかね、支柱を立てても設置するのが当然だと私は思いますが。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

安全安心課長（野田洋司君）

繰り返すようで申しわけないんですけれども、この整備事業が指定避難所ということで、それを中心に整備しております。それで、補助対象外で沖端川及び矢部川流域、それから海岸堤防付近の集落に設置をしております。それと、今回被害がありました地域を考慮して整備しておるところでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

多分もうこれ以上かみ合わないと思いますが、とにかく委員会の際に、これはお願ひです。地図に落として、34カ所、38カ所に半径300メートルの円を落として提出いただくようにお願いしておきます。

それから、連絡網、携帯電話の件ですけれども、行政区長さんのほうに防災メールとか、促進とか推進とかいうちょっと答弁をいたしておりましたけれども、やはり我々もそうですし、行政区長さんもそういう災害時はやはり出られると思いますし、もう家でじっとしておられるという方はいらっしゃらないと思いますけれども、とにかく携帯電話をお持ちの方はもちろんですし、お持ちでない方にも支給と言ったらあれですけど、貸与という形も含めて、メールの連絡網は、これは義務化すべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

携帯電話をお持ちでない方にということでございますけれども、まずはこれまで御説明をさせていただいております、携帯電話のほうに流します緊急災害メールとこれまでの防災メール、この防災メールの普及につきましても、普及が成りますように、バーコードが入ったチラシを配布しまして、簡単に登録ができるように区長さんたちに勧めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。多分バーコードであれしても、自分でやってくださいというのはちょっと大変じゃないかなと思います。ですから、何かそういう区長さんたちの集まりのときに、こちら側でと言ったら皆さんにお手数をかけることになりますが、やはり登録をしてさしあげるぐらいじゃないと登録は進まないかと思いますので、ぜひそういうことをお願いしたいと思います。

それではちょっと食事のこと。きのう、いろいろと議論もあっておりましたけれども、非常に予期せぬ出来事等もあって配達がおくれた、その辺は別としまして、とにかく、けさも出ておりましたが、水は常備しておったということ、1万1,000本ですかね。あと、私とし

てはやはり防災用の食料品を備蓄しておく必要があると思いますけれども、この前、日清食品さんは3年間保存可能なカップヌードル保存缶とチキンラーメン保存缶を開発したと出まして、これはテレビでニュースもやっておりましたし、本社のある東京都新宿区に2万5,000缶を寄贈するとなっていますが、実際もう寄贈されてありますけれども、別にこのチキンラーメン、カップヌードルというわけじゃないんですが、アルファ米、パン、レトルト食品等も含めて、ある程度の備蓄の必要性があると私は思いますが、その件に関していかがでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

この御質問につきましても、これまでお答えをさせていただいております。現在、市のほうで備蓄しておりますのは飲料水だけでございます。それで、今後、食料備蓄について、ただいまお話がありましたように、備蓄等も含めて検討してまいりますが、そのほかにお話をしておりました、農協さんとか、スーパーとか、コンビニとか、そういうところ、市内とか市内近郊にございますそういうふうな業者さんと協定を結ばせていただきて対応していきたいと思っております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。おっしゃるように、農協、コンビニ、スーパーですね、そういうところと提携しておけば、本当に普通のパンなり、おにぎりなり、新しいのがあるかと思いますが、とにかくそうはいってもやっぱり届けないといけないという若干のリスクはあるかと思いますので、その場にあればそいつたリスクも回避できますので、食料備蓄に関してもぜひ御検討いただきたいと思います。

それでは、この件では最後になりますが、ボランティアの件で二、三お尋ねします。

先般も新聞報道等で、ボランティアセンター運営等は社協さんのほうでなさっていただいておりますが、ちょっと総括をなさったという記事を拝見しておりますけれども、そのことについてかいつまんでちょっとお知らせいただけますでしょうか。

保健福祉部長（高田淳治君）

それでは、お答えをいたします。

ボランティアセンターの総括につきましては、柳川市社会福祉協議会において報告書がまとめられております。この報告書では、まず災害ボランティアセンターを柳川市総合保健福祉センター「水の郷」内の市の社協本所に設置して受け付けをされておりましたけれども、今回の災害が三橋町の中山、二ツ河地区及び大和町の六合、中島地区に集中をしていたために、ボランティアの移動時間や現地に向かうまでの負担、現地までの道の説明などを考慮した場合に、活動場所に近い三橋社協支所、それから大和社協支所に設置したほうがよかつたというふうな分析がなされております。

また、災害ボランティアセンターの運営でございますが、通常業務と並行して行うために人員不足が上げられております。今回は、先ほど申し上げましたように、短期間のボランティアセンター開所であったために対応が可能でありましたけれども、これが数ヶ月にわたる長期の場合には職員だけでは対応には限界があるといったしまして、このためには長期間にわたる運営スタッフとして活動できるボランティア経験者を平常時から募集、登録をしておきまして災害時に協力できる体制を確保する必要や、県内の社協同士で人員や機材を融通し合う支援協定を結ぶ必要性があるなどの総括がなされているところでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。やはり事務所、窓口を被災されたところの近くに設けたほうがよかったです。確かにそうですね。やはり水の郷から、市内の方でしたら中山、六合、中島って、もうそれだけで現地近くまでは行けますが、市外の方にはそこまでの御案内等も必要になってきます。それから、実際には近隣の社協さんからもお手伝いに見えておりまして、実際にこういったところが、こういったボランティアセンターの運営にたけているというのは、実際、ありがたくない話じゃないですけれども、いい話でもございませんので、とにかく初めてのこといろいろと御苦労も多かったと思いますけれども、何とか無事に終わったということで、本当に大変この場をかりて、また社協さんのほうにも感謝申し上げたいと思います。

それで、きのう緒方議員、ボランティアセンターを通して行かれたという話、私はそのときボランティアセンターの運営をちょっとのぞいておりましたので、時に緒方議員はそういった手続に行かれておりましたし、緒方議員以外でもそういうボランティアセンターで登録して行かれた同僚議員いらっしゃいますけれども、私自身はボランティアセンターを通さずに知人のところに直接行っておったわけなんですが、そこでちょっとよくわからなかったのが、食料、飲料水の無料配布所か何かありましたよね。あれはどのようなことでなさっていたというか、どのようなあれか、ちょっと私よくわからなかつたんですけど、ちょっとそれを教えてください。

保健福祉部長（高田淳治君）

お答えをいたします。

7月15日から7月29日、15日間でございますが、この間は本当に暑うございました。猛暑の中の作業ということで、きのう、福祉課長も3名の熱中症みたいな方が出たというふうに申し上げました。で、このことを私ども一番心配いたしておりました。そういうことで、移動のとき、それから作業中、それから、そういうものを含めて、いつでも水分をとっていただくというようなこともぜひ必要だということで、現地に3カ所設置をいたしたところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ですから、これは企業さん等から支給されたものを配布したことですよね。ですから、市で購入とかいうのは一切ないということで理解してよろしいわけですよね。

それともう1点、最後に、あと公民館で、ちょっと私も一回だけお手洗いを借りて公民館に行きましたけど、何か炊き出し等がなさっておったので、ちょっとそのことも含めて、これは最後になりますけれども、お尋ねします。

保健福祉部長（高田淳治君）

先ほどの飲料水の件ですが、これはもらったものもございますし、市で購入した分もございます。

それから、公民館の炊き出しの件でございますが、この件につきましては、特にボランティアとして協力をいただきました市の婦人会の方、そういった方々が自主的に炊き出しをしていただきまして、ボランティアの方々にも提供していただきましたし、そういった形でかなりの部分の協力をしていただいたということを、ここに改めてお礼を申し上げますとともに、そういったことで話をさせていただきたいと思います。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

一応ありがとうございました。

そうですね。あのとき、本当に一番暑いときだったと思います。ただ、ちょっとひっかかるのは、ボランティアというのは自己完結というのが原則でございますので、ちょっとどうだったのかなというのはありますけれども、とにかく対応に関しては理解いたしました。

それでは、残り2つありますけれども、柳川ファンをふやす戦略をということでちょっとお尋ねします。

国交省所管の社団法人日本観光協会の出身で、現在、松蔭大学観光文化学部の古賀学教授によりますと、観光地ファンとは、地域を愛する観光客のうち、特にリピーター、サポーターとなる観光客の総称と定義されております。

そこで、リピーター、サポーター、いわゆる柳川ファンをふやすために、現在どのような事業を実施されているのか。また、言ってみれば柳川がブレークするようなアイデアはないのか、お伺いします。

観光課長（乗富祐治君）

議員の質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、我が国では総人口の減少や少子化、高齢化が進展しております。本市も例外ではなく、平成17年3月の合併から約5,000人減少して、地域の消費活動が縮小してい

ることは事実でございます。そのため、定住人口をふやすことはもちろんのこと、外からのお客様、交流人口をふやして地域経済を活性化することは、とても重要であるというふうに考えております。

また、今の観光は、個人客が8割を占め、旅行の形態も団体の物見遊山的なものから目の肥えた個人客に転換するなど、成熟化をいたしております。これまでどこへ行こうかだった観光が、そこに行って何をしようかと、そういう時代になっております。各地で地域の人が事業主体となって、おいでよと声をかけて観光客を誘致し、集客し、交流を深める旅の形態、着地型観光が人気を集めているのはこういった背景からでございます。

観光庁では、住んでよし、訪れてよしのまちづくりが進められておりまして、本市でも昨年11月の観光まちづくり推進委員会からの提言を受けまして、今年度、新規で地域資源を生かした旅行商品を企画、販売する着地型観光推進事業に着手いたしまして、秋のイベント情報誌の発行や春のまち歩き博覧会などの開催を予定しております。また、昨年度から柳川観光ファンクラブ通信をメール発信し、現在70人の方に旬の柳川観光情報を発信するなど、交流人口の増加、柳川ファンづくりにつなげようとしているところでございます。

また、九州新幹線の全線開業やアクセス道路の整備が進められる中、JR博多駅や西鉄の福岡（天神）駅、福岡空港、博多港など、九州の玄関口である福岡との連携を進めるとともに、民間団体と連携しながら、メディアや旅行会社などへのプロモーション活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、2つ目の質問でございますが、柳川がブレークをするアイデアはということでございますが、これはなかなか単なる思いつきでは一朝一夕にできるものではございません。まず、官民一体となって知恵を絞ることが大事だと考えております。

今年度事業で御説明を申し上げますと、県内初となるスマートフォンのアプリを活用した情報発信事業、それから柳川四季折々の風景や祭り、イベントなど、写真をインターネットで発信する柳川千の物語、月刊ウェブマガジン、それから映画やテレビの撮影の誘致活動に着手しております、さらに柳川をロケ地として制作された映画との連携などの企画も進められるとしております。海外からのお客様の誘致に関しましては、九州運輸局と連携した留学生モニター事業、それから九産大と連携した韓国人観光客を誘致するための旅行商品の造成にも着手をしているところでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

いろんな取り組みを行っていただいております。とにかく続けることだと思います。今、観光客が、伸びはしないけれども、減ってもいない、大体横ばいかと思いますが、何もしなかったらもちろん減っていくわけですから、そういう形で横ばいということは本当に頑張

っていただいているんだと私は理解しておりますけれども、ただ、やはりどうしてもふえてほしいというのはもちろん、ここにいる全員の願いだと思いますけれども、それでどのような方をターゲットとするかですが、まずちょっとお尋ねしますが、個人客が8割ということは団体客が2割ということかと思いますが、団体客になると、職場旅行とか、どこかの団体の旅行とか、男性の方が中心かなと思います。実際、全体としての男女の比率というのは大体どのような感じなんでしょうか。

観光課長（乗富祐治君）

男女比の話でございますが、議員が今御指摘されましたように、大体といたしまして団体客になりますと男性、団体旅行になりますと男性が多い、個人旅行は女性が多いという傾向がございます。で、全体の男女比はどうかという御質問でございますけれども、本市の観光動態調査では把握できておりませんけれども、九州新幹線開業後に調査した結果では、男女はほぼ同じという割合でございました。

次に、今後のターゲットは女性客ではないかと、女性の個人客ではないかというような御質問でございますけれども、私どもも同じ考え方でございまして、春のひな祭り、さげもんめぐりや季節の花のイベントなどに取り組んであるところでございまして、また先ほど申し上げました秋のイベント情報誌で集客を図ったり、積極的に旅行雑誌やテレビ局、新聞各社に情報の発信をしているところでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

実際お見えになっているのは男女半々ということですが、普通考えて、個人客で男性同士でプライベートで来るというのはあんまり聞かないかと思います。女性同士というのはたまに見かけますけれども、女性だけに限るわけじゃないんですが、女性をぜひターゲットにしていろんな取り組みをやっていただきたいと思いますし、実際、女性といえば、現在、今いろいろとはやっているのはA K B 48となでしこジャパンが私は浮かびます。それで、別にそれがどうだと、あれなんですけれども、ぜひですね、やはり観光課のほうも女性の職員の方いらっしゃるかと思いますが、男性の方のほうが多いはずですよね。ぜひ市長に御検討いただきたいのは、庁内横断的に、業務の合間と言ったらあれですけれども、ちょっと横断的な組織でそういったプロジェクトチームを一度、期間限定で結構ですので、ですから、観光課に行くには、やはりもう数が限られますので、枠がありますけれども、そういったことでいろんな部署から、実際、職員の方の男女比は私知りませんが、多くの女性いらっしゃいますし、若い女性もいらっしゃいますので、ですから、逆に市内在住じゃなくて市外の方もいらっしゃいますし、市外の方の意見も本当に有効かと思いますが、ぜひ庁内横断的に、プロジェクトチームってちょっと大きさですけれども、ちょっとそういったことで何かやっていた

だけないかなと思いますが、いかがでしょうか。

人事秘書課長（島添守男君）

先ほどの御質問ですけれども、男女を問わず、市職員には、柳川ファンをつかむきっかけの発信源として、まず柳川の魅力を理解して、それを語る力をつける必要があるというふうには考えております。したがいまして、職員研修の中でも、柳川の歴史や文化、景観等をまちづくりに生かすための研修と題し、これを毎年行っています。また、女性に限って申しますと、女性だけの自主研修グループが平成20年度より研さんを重ねているところです。このグループは、自己の担当業務にかかわらず、行政職員としてのスキルアップのために財政や契約事務、法制執務等について研修しておりますが、中には柳川の掘割や掘割を生かしたまちづくりをテーマとしたり、柳川ブランド推進事業についての取り組みも行っています。この自主研修グループが活動を重ねながら、その取り組みの一つでも、柳川を訪れ、人を引きつけるきっかけの一助となればと期待し、また支援もしたいというふうに考えております。業務としての取り組みももちろん必要だと思いますけれども、志を持って活動を続けている職員の努力というものをまずは期待して見守りたいというふうに考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ですから、そういった形でいろいろと自己研さんされるというのは本当に大切なことですし、ありがたいことだと思います。ですから、もっと言えば、職員の方、我々もそうですが、全員が柳川の営業マン、PRということは必要なことだと思いますので、お願いしたいと思います。

それで、実際に徳島県の佐那河内村というところは、徳島市と隣接しておりますが、村の職員、保育所の職員も含めて、女性だけでフリーペーパーをつくっているところに配つて、よくはけているということを聞いております。で、先ほど、なでしこジャパン、ちょっと触れましたけれども、例えばですけど、職員の方で大和町役場出身とか大和町の在住者、何人かあれして大和撫子と、そういうのでしたら幾らか、ちょっと何かマスコミでも取り上げていただけないかなとか、そういうことを考えたりもするわけなんですよ。いや、笑われていますけど、実際そういうアイデアというのは、このアイデアは実はお風呂の中で浮かんだんですけど、こうやって一生懸命考えていて浮かんだわけじゃないんですけどね。ですから、そういったところ、福岡市のカワイイ区に近いんですけれども、もう10日間で3万何千人が福岡市カワイイ区民登録しているわけですね。AKB48のメンバーが区長になってということ、御存じですかね。市長、御存じですかね。いいですよ、まだこれも。ですから、ぜひですね、ちょっと……（発言する者あり）ちょっとふざけているみたいに聞こえるかもしれませんが、ちょっとそういったこともぜひ　ぜひというか、取り組まれたら、何かいろいろな柳川としての情報発信になるんじゃないかなと私は思っているところです。

それ以外に、あとちょっとお尋ねしますが、ゆるキャラとかの活用とかは、そこら辺どうなんでしょうか、お尋ねします。

企画課長（橋本祐二郎君）

ゆるキャラということで、今、市民協働でやってあります、こっぽりーですね。こっぽりーがあって、各種イベントに引っ張りだこで、なかなか好調でございまして、今後も市のほうでも応援できることはやっていきたいと思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

6月議会でもちょっともしかしたら発言したかもしれません、こっぽりーはどんたくにも行っていましたし、いろんなところで、あと西鉄による、5月、ゴールデンウイークでのおもてなし大作戦でも、こっぽりーが大活躍でしたので、実際になかなか旅費とか、そこら辺は多分大変だと思いますので、ぜひ観光課のほうで、企画課、どちらでもですけれども、こっぽりー、本当にいろんなところに出ていく、出していただければというか、行政側がいろいろ言うんじゃないかもしれません、いろんな機会で出ていっていただきたいと思います。この前、大阪の新世界に日本のゆるキャラが100体集まってありました。くまモンを始め、ひこにゃん、もろもろ集まっておりましたし、そういう機会があればぜひ頑張って出していただきたいと思います。

それともう1つ、私が、きょう提案じゃないですけど、お願いしたいのは、川柳。「柳川」の逆ですよね。全日本川柳協会というのは、本部は大阪ですが、毎年、昭和52年から全国大会をなさっているんですよね。で、私が知ったのは去年の6月でした。震災3ヶ月後で岩手県に行った後に、ことしの仙台での全日本川柳大会は予定どおり行われておりますという仙台駅での張り紙がありました。ああ、そうやって全国大会をやっているんだなということで、で、ことしは徳島大会、来年の青森大会までは決まっているみたいですけれども、柳川で川柳って、これが柳川で一番いいんじゃないかなと私は思うんですよね。理由づけは、もうとにかく見てのとありますよ。ですから、ぜひ大阪に、全日本川柳協会にセールスに行っていただきたいと思います。

で、済みません、姉妹都市交流は、ちょっと時間なければ次回に回しますが、柳川ファンをふやす戦略をということで、この中では一番柳川を、外から見てですが、柳川に染まっている石橋副市長、ちょっと何か御意見といいますか、具体的でなくとも結構ですし、具体的にあれば何かいかがでしょうか。

副市長（石橋義浩君）

ただいま荒巻議員のほうから、何かファンをふやすにはどうしたらいいかと、おまえが一番柳川知らんやないかということだったかと思いますけれども、実は私、去年の8月に、東

京勤務時代の仲間と川下り、ウナギ飯という柳川の定番の観光を体験しました。そうしたときに、4人ほど私以外にいたんですけども、非常にこれはおもしろいねということでございました。改めて柳川の魅力を感じたところでございます。

ただ、よくよく考えてみると、次、どこに連れていくかと。川下り終わったし、ウナギ飯終わったしということで、当時どうしようかなと思っていたんですけども、よく、たまたまこちらで仕事させていただくようになって、柳川のほうを少し勉強させてもらっているんですけども、意外とおもしろいところがいっぱいあると。もう沖端とかその辺ですね、歩いてみると、非常に魅力的なところがたくさんあると。これをもう少し整備しながら行くと、非常にもっともっと人が寄るところになってくるのかなと。これでもう少し頑張れば、もともと素材がいいと思っておりますので、頑張ると思います。

それともう1点、ブレークする方法で、あんまりなかねと、地道に考えるとなかねということだったんですけども、大河ドラマ発持ってくると相当いいんではないかと、そういう夢を持ってしっかり取り組んでいければと思っておりますので、皆さん方の力もかしていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。（拍手）

2番（荒巻英樹君）

じゃ、まとめます。ぜひ副市長、よろしくお願ひいたします。

で、冒頭の古賀学教授の話なんんですけど、基本となるのは、また来たくなる観光地、何度も来ても飽きさせない観光地づくりを行うことに尽きるのではないかと思う。そして、そのために最も大切なのは、地域の人との交流の場づくりであり、観光客の居場所を提供することであろうとなっておりますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時24分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、12番太田武文議員の発言を許します。

12番（太田武文君）（登壇）

皆さんこんにちは。12番太田武文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、順次質問させていただきます。

まず最初に、去る7月14日の九州北部豪雨災害に遭われました被災者に対してお見舞い申し上げます。

さて、我が国は、政治、経済ともに不安定な状況であり、特に政治においては、平成24年度、国の財源を確保するための特例公債法案が未成立であり、今後、国民生活への影響も危惧されております。一方、経済においては、円高不況などによる企業の海外進出や雇用不安が拭えない状況にあります。

私の今回の質問は、生活に関連する経済、福祉等の質問もあります。その1点目として、水産振興の漁業団地におけるノリ共同加工施設の進捗状況と、ウナギのせいろ蒸しが高騰しているので、ウナギの養殖について。2点目は、生活保護と国民年金について。3点目に、豪雨災害の現況と今後の災害対策について。4点目に、商工振興についてあります。

質問内容については、自席から質問させていただきますので、議長においてはよろしくお取り計らいくださいますようお願ひいたします。

12番（太田武文君）続

まず最初に、漁業団地におけるノリ共同加工施設の進捗状況についてお伺いいたします。

本市の基幹産業である有明海の水産業、特にノリ養殖は、近年、ノリ価格が10円台を割り込むなど低迷し、設備投資の増大、環境への悪影響などの問題を抱えております。この問題を改善する目的で、漁業団地整備事業が実施されていることは皆さんも十分承知しているところであります。この漁業団地のノリ共同加工施設の入所は、かねてより懸案事項であり、平成17年度から平成26年度の10年間で10棟、50名の方が参加するという計画でありましたが、現在どのような状況にあるのか、お尋ねいたします。

水産振興課長（松尾昭義君）

漁業団地の加工施設の進捗状況について御説明申し上げます。

漁業団地の事業計画は、議員申されるとおり、平成26年度までに10棟、50名の計画であります。平成23年度までは、大和漁協が事業主体となって4棟、16名が加工場を建設し、漁業団地で操業しております。

今後の予定でありますと、来年度の建設希望として、両開漁協が2棟、10名、大和漁協が1棟、5名の方が、漁協が加工場を運営するノリ加工の委託加工方式、要するにカントリー方式ということで言っておりますが、このカントリー方式で事業申請を予定されております。これを合わせますと、平成25年度までに7棟、31名となりまして、事業計画の残り3棟につきましては今後も引き続き協業化の推進を図っていかなければならないと考えております。

12番（太田武文君）

私は、この件について21年度のときに質問いたしましたが、そのときは3棟、15名であります。これまで執行部におきましても、加工場建設がなく、苦慮されたと思いますが、平成25年度までに合計7棟できることはよく頑張られたと思っております。満杯まであと3棟残っておりますが、さらなる努力により、早期に満杯にできるように頑張ってください。

次に、漁業団地においては、柳川市内には漁業者が多く、漁業協同組合もたくさんありま

す。この漁業協同組合からも漁業団地、ノリ加工施設の要望が来ていると聞いておりますが、今後、要望者に対してどのように対応されるのか、また、今後の計画はどのようになっているのか、お聞かせください。

水産振興課長（松尾昭義君）

他の漁協の漁業団地の要望ということでございますけれども、中島でやりましたような漁業団地の整備計画というのは今のところ考えておりません。確かに協業化の要望が各漁協で高まっており、現在、柳川漁協、また有明漁協などは漁協単位で用地を確保しております、そこに2棟から3棟の加工施設の整備の計画をしております。市といたしましては、今後はこのような漁協単位で漁業団地の整備をする、例えば、3棟とか、4棟とか、そういうふうな団地化の推進を図っていきたいというふうに考えて、例えば、今までの中島のような大規模な、一漁港、また一河川に対して大きな団地をつくっていくというのは、今後はなかなか厳しいものがあるのではないかと考えております。

12番（太田武文君）

中島の規模のようなものじゃなく、今後は小さい規模で実施するということでありましたが、柳川市のノリの生産額は100億円以上の売り上げを持っております。そのために、市には欠かせない産業であると私はノリ漁業、ノリの養殖については思っておりますので、今後、水産振興のためにもノリ共同施設の建設は欠かせないものと考えておりますので、この事業にはぜひ推進されていることをお願いいたします、次の質問に入らせていただきます。

次は、ウナギの養殖についてであります。

7月の新聞報道で、水産庁からウナギ完全養殖の拡大の記事があったと思います。内容は、養殖ウナギのふ化、卵をふ化させて、稚魚のシラスを年間1万匹生産できる技術を5年後に確立する方針であります。

柳川市は、皆様も御承知のとおり、市内を流れるクリークを利用した川下りとウナギのせいろ蒸しが有名であります。ウナギの高騰は、現在、頭が痛いところであります、この水産庁が発表した内容について詳しく聞かせていただければと思っておりますが、執行部どうですかね。

産業経済部長（古賀廣介君）

私のほうからウナギの完全養殖についてお答えをさせていただきます。

先ほど議員も言っていただきましたように、7月26日に新聞報道がなされております。国内ウナギの消費量につきましては、平成12年の16万トンをピークに、中国食品の産地偽装等の影響もございまして、現在では6万トン前後で推移をしております。そのうち国産の養殖ウナギにつきましては2万トンから2万2,000トン、約1億尾ぐらいで推移をしてあるというところでございます。また、天然ウナギに至りましては年間300トンと、全体の1%にも満たっていないという状況でございます。このようにウナギの消費のほとんどが、天然のシ

ラスウナギと呼ばれるウナギの稚魚をとり、育てた養殖ウナギであります。近年、御承知のとおり、シラスウナギの漁獲量が激減いたしまして、50年前の10分の1までもう落ちているというふうに言われてあります。それに伴いまして、シラスウナギの価格も、キロ当たり800千円前後ぐらいの価格であったものが2,000千円を超えるというところまで高騰をいたしております。ウナギの価格も2倍から3倍、キロ当たり5千円前後というところまで高くなっている状況でございます。このようなことから、現在、技術開発中のウナギの完全養殖によるシラスウナギの供給にも大きな期待が寄せられているところでございます。

水産庁の発表でございますが、平成22年にウナギの完全養殖が初めて成功し、発表されました。その数は数十匹から数百匹レベルという少ないものでございます。ウナギの養殖業者が必要とするシラスウナギは数千万匹という単位でございまして、現在の飼育技術のままでは、この需要に応えることはできないという状況でございます。今後の水産庁の計画では、先ほど議員も言っていただきましたけれども、5年後に1万尾を達成するという目標のもとに、今現在、研究が進められているということでございますので、千万尾単位の実用化ということになると、まだまだほど遠いという状況にあろうかと思います。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ただいま部長のほうからの答弁により、水産庁は、平成22年にウナギの完全養殖に成功したときは、そのときは完全養殖は数十匹から数百匹でしたということで回答を得ましたが、今回の計画では1万匹の目標達成としているということであります。このようなウナギの完全養殖も日進月歩で技術が進んでおります。完全養殖の技術が確立されれば、ウナギの単価も低く抑えられると思いますが、今後のウナギの完全養殖について、わかる範囲で聞かせていただきたいと思いますが、どうですかね。

産業経済部長（古賀廣介君）

今後の課題といいますか、そういうことだろうと思いますけれども、このようなシラスウナギの大量生産を可能とするような、親ウナギから良質な受精卵を大量に採卵する技術、また飼育環境の改善など、種苗の大量生産技術の開発が必要になってくると思います。水産庁や水産総合研究センターがこのたびウナギの完全養殖を達成した成果は、天然資源に依存しないウナギの養殖生産の道を開き、ウナギという日本食文化を守る重要な第一歩であり、ウナギ養殖業にとっても大きな進展であります。国内の養殖に用いられている天然シラスウナギを少しでも人工のものに置きかえて供給を安定させ、天然ウナギの資源回復や良質で安全・安心な養殖ウナギの提供に貢献できるよう、また今後さらに技術開発が取り組まれることを我々としても望んでいます。議員も先ほどおっしゃりましたけれども、本市にとりましてもウナギというのは大きな観光の柱でございますので、一日も早くこの技術開発が進むことを今の時点では期待するというところぐらいしか我々の立場としては言え

ないのかなというふうに思っております。

以上です。

12番（太田武文君）

ただいま部長のほうから回答を得ましたが、私もウナギのせいろ蒸しは柳川の観光資源であると思っています。観光を関係してある方からもよく聞きますが、ウナギが高騰すれば、柳川で食事されるときもウナギが高かのうということで言ってあるということも、観光で、ある業者から聞いております。それで、このウナギが高騰すれば観光客の減少にもつながりかねませんので、ウナギの完全養殖技術が早急に確立され、安価のウナギが供給されることを期待いたしまして、この件については終わります。

次に、生活保護と国民年金についてであります。

現在、マスコミや新聞等で報道されている生活保護についてお尋ねいたします。

ことしの6月の新聞報道によりますと、3月時点での生活保護を受けている人が全国で最多の210万人に増加したと報道されております。その内容を見てみると、高齢者の方に、失業者などによる働く年齢の20代から40歳代の世代の増加が目立っているとなっております。

そこで、柳川市の生活保護の全体の数がどうなっているか、お尋ねいたします。

福祉課長（稻又義輝君）

柳川市の生活保護の人数はどうなっているのかということについてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

平成21年度末で986人でございます。平成22年度末で1,006人でございます。平成23年度末で1,044人となっているところでございます。

以上でございます。

12番（太田武文君）

それでは、続きましてお尋ねいたします。

柳川市も財政的には余りよくない市であります、生活保護がふえれば、4分の1が柳川市で負担するのですかね、課長。

福祉課長（稻又義輝君）

議員言われるとおりでございます。

12番（太田武文君）

それでは次に、世代別の生活保護の人数はどうなっているか、お尋ねいたします。

福祉課長（稻又義輝君）

柳川市における働く年齢層を、被保険者の20歳以上50歳未満の年齢別ごとに人数と構成率を過去3カ年申し上げたいというふうに思います。数字ばかりの回答になりますけれども、御理解をいただきたいというふうに思います。

平成21年度の被保険者総数986人に対しまして、20歳から29歳までは34人、3.4%でございます。30歳から39歳が50人、5.1%でございます。40歳から49歳が79人、8%。したがいまして、20歳以上50歳未満の合計では163人、16.5%となっております。

次に、平成22年度の被保険者総数1,006人に対しまして、20歳から29歳までは38人、3.8%、30歳から39歳までが60人、6%、40歳から49歳が79人、7.9%。したがいまして、20歳以上50歳未満の合計では177人、17.6%となっております。

次に、平成23年度の被保険者総数1,044人に対しまして、20歳から29歳までは38人、3.6%、30歳から39歳が57人、5.5%、40歳から49歳が91人、8.7%。したがいまして、20歳以上50歳未満の合計では186人、17.8%となっているところでございます。

以上です。

12番（太田武文君）

ただいまの回答より、柳川市においても、全国、新聞の報道と同じく、生活保護者は増加しています。

生活保護者の主な申請理由は何でしょうか、お尋ねいたします。

福祉課長（稻又義輝君）

生活保護の主な申請理由についてお答えさせていただきます。

過去3カ年、割合で多い順に申し上げたいというふうに思います。

平成21年度が、傷病が34.7%、老齢による収入の減少が11.2%、定年、自己都合による失業が25.5%となっております。

平成22年度では、傷病が44.6%、老齢による収入の減少が16.9%、定年、自己都合による失業が10.8%となっております。

平成23年度では、傷病が44%、老齢による収入の減少が21.3%、定年、自己都合による失業が10.7%となっているところでございます。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ただいまの課長の回答より、申請理由は病気が多いとの回答でしたが、どんな病気が多いのか、お尋ねいたします。

福祉課長（稻又義輝君）

申請理由で病気のためが多いというふうに言っております。どんな病気が多いのかにつきまして、3年間、また多い順に申し上げますと、まず平成21年度は、精神疾患類が32.4%、脳血管疾患類、糖尿病、人工透析類、それぞれ20.6%。平成22年度は、精神疾患類が35.1%、糖尿病、人工透析類が19%。平成23年度は、精神疾患類が46.7%、脳血管疾患類が16.7%、糖尿病、人工透析類が13.3%となっているところでございます。

以上です。

12番（太田武文君）

私も、こういうことでだんだんだんだん生活保護が多くなっていましたので、予算書を見ていたら、リーマン・ショック後、やはり毎年1億円程度ふえているということを確認いたしました。それで、4年間たつと、柳川は4分の1ですので、4億円で1億円ふえるということになります。

それで、生活保護を今してありますが、この生活保護者を減らすためには就労支援が必要だと思いますが、現在どのような就労支援を行っているか、お尋ねいたします。

福祉課長（稻又義輝君）

生活保護者を減らすために就労支援を行っておりますけれども、それがまたどんな就労支援を行っているかについてお答えをさせていただきます。

昨年から就労支援員を業務委託契約により1名雇用いたしております。面接指導、履歴書の書き方、ハローワークや企業へ同行いたしまして、応募及び面接までの支援を行っております。また、ハローワークへ同行いたしまして、求職内容の検索方法や求職状況の把握、そういうものの支援を行っております。

平成23年度の実績といたしましては、就労支援17名中6名が就職、うち2世帯3名が自立をしております。平成24年度8月末の実績といたしましては、昨年から引き続き就労支援を行っている人7名を含み16名を支援していて、うち昨年から引き続き就労支援をいたしました2名が就職をしてあるというふうな状況でございます。

以上です。

12番（太田武文君）

先ほど課長のほうから精神疾患が一番多いということで、生活保護者の46.7%とお聞きしましたが、例えば、福岡市では生活保護のための適性を探るカウンセリングなどの就労支援に力を入れてあります。柳川市でも、生活保護受給者の自立を促し、市の財政健全化を図るためにも、就労支援を強化していただきたいと要望して、この質問は終わらせていただきます。

次に、生活保護に関連している国民年金制度についてお尋ねいたします。

去る7月の新聞掲載の報道によると、国民年金の納付率は58.6%、最低を更新したとありますので、私はこれについて質問させていただいたところであります。

国民年金の理由は何と書いてあるかといいますと、経済状況の悪化で非正規労働者や無職の人がふえていると。収入も低い、保険料の支払いができないということが理由になっております。

それでは、国民年金の掛金の徴収は国で行われておりますが、市ではどのような事務を行ってあるか、具体的な内容をお尋ねいたします。

健康づくり課長（高巣雄三君）

市が行なっております国民年金の業務でございますけれども、主なものといたしましては、法定受託事務となっております国民年金第1号被保険者の資格の取得や喪失、種別変更などの資格に関する届け出の受け付け、それから保険料の免除に関する届け出の受け付け、第1号被保険者に係る年金の裁定請求書等の受け付け及び年金に関する相談業務を行なっております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

次に、柳川市の国民年金の加入者と保険料の収納状況及び免除の状況はどうなっているか、お尋ねいたします。

健康づくり課長（高巣雄三君）

柳川市の国民年金の被保険者数でございますが、平成23年度末で任意加入も含めた第1号被保険者数は1万1,676人でございます。

2点目の納付状況については、過去2カ年度分を申し上げますと、平成22年度の柳川市の保険料収納率は70.9%、全国平均は59.3%でございます。平成23年度の本市の保険料納付率は71%、全国平均は、太田議員言われましたとおり58.6%となっております。

次に、免除制度についてでございますが、免除制度につきましては、障害基礎年金受給者や生活保護受給者などを対象とした法定免除と、保険料を納付することが困難な場合に、所得が国が定める基準以下であれば保険料の全額、または一部を免除する申請免除及び学生や30歳未満の若年者を対象とした保険料の納付猶予制度がございます。

なお、保険料を免除または猶予された期間については、免除されてから10年以内であれば後から納付することができる追納制度もございます。一方、追納しなかった場合は、年金の受給権発生のための受給資格期間には入りますが、老齢基礎年金の年金額は減額されることになります。

平成21年4月からの免除分について申し上げますと、保険料を全額納付した場合の年金額に比べ、法定免除と全額申請免除の期間は年金額が2分の1、4分の3申請免除の期間は8分の5、半額申請免除の期間は4分の3、4分の1申請免除の期間は8分の7に減額されます。また、猶予の期間は年金額には反映しません。

次に、法定・申請免除、納付猶予を合わせた免除者数の人数と免除率でございますが、平成22年度が4,488人で37.8%、平成23年度が4,672人で40.5%となっております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

今、課長のほうから回答をいただきましたが、柳川市の納付率は全国平均より10%、約70%程度やったんですけど、この免除の方の、このうちで70%の中の人が免除になるわけですか、その点についてもう少しお願いいたします。

健康づくり課長（高巣雄三君）

免除期間、免除月数は全く別物として捉えて、納付すべき納付月数に対して実際に保険料が納付されてあるかということでの割合ということになりますので、この分については免除については入っていません、納付額の中にはですね。（「納付率に入っていると」と呼ぶ者あり）納付率の中には免除については含まれておりません。したがいまして、免除と納付月数を合計いたしますと130%ですかね、そういったことになります。（「ちょっと済みません」と呼ぶ者あり）

12番（太田武文君）

もう一度よろしいですか。納付率が70%でしょうが。そい軒、免除の方も、これは納付率の中に入っているとじゃなかですか。ちょっとそれをもう一回確認いたしますけど。

健康づくり課長（高巣雄三君）

納付月数の中には、一部免除とかの分で半額の納付とか、そういった分には入ってありますけれども、全額免除については納付すべき月数の中に、分母に入っていませんので……（「全額……」と呼ぶ者あり）そういうことになります。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

12番（太田武文君）

ただいま課長のほうから回答を得ましたけど、免除の状況については、柳川市で健康保険に加入者が1万1,676人ですかね。そして、免除の方が4,600人おられるということは、ほとんど免除者を合わせれば、結局、国民年金に加入してある方は半数ほどがいらっしゃらないということに私はなると思いますので、この方たちは年金受給取得の年齢になったと。給付について、もう少し詳しくお願ひいたします。

健康づくり課長（高巣雄三君）

それでは、私のほうから老齢基礎年金の受給要件と年金額、それから全く納付されなかつた場合の取り扱いというものについてお答えしたいと思います。

老齢基礎年金を受けるには、原則といたしまして、保険料の納付期間及び保険料を免除または猶予された期間を合わせて25年以上あることが受給資格要件となります。

なお、20歳から60歳になるまでの40年間納付された方の平成20年度の年金額は786,500円ということになります。

一方で、納付を全くされなかつた場合は、年金の受給資格はないことになります。しかし、保険料の免除の申請をされ、承認を受けられると、免除期間だけでも25年以上ありますと、先ほど申し上げました減額割合で算出いたしました年金を受け取ることができます。

それからもう1つ言いますけれども、今般、年金2法を含む社会保障と税の一体改革関連8法が成立いたしましたので、平成27年10月からは老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上

から10年以上に短縮されるということになっております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

年金を免除とか掛けていない人は、年金を受け取る年齢になっても年金の給付を受け取れないことは、老後は生活の糧となる年金がなく、生活保護を求める要因とも考えられます。このことは市の財政圧迫の要因にもなります。年金の徴収は国の仕事ではありますが、市としても納付率向上の推進を努めてくださることをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次の本市の九州北部豪雨につきましては、7名の議員から質問がありました。この質問については、私の質問と重複する点もございますし、回答を得たものもあります。私からは一点だけ質問させていただきます。

防災計画につきましては、市の防災会議で定める柳川市地域防災計画があります。今回も、このような災害がまた起こらないとは限りません。市の防災計画の中で、今後、予想される災害を想定した防災対策を盛り込む必要があると考えます。

そこで、市の防災会議の委員に今回の災害を体験した方に参加していただきて、その災害を体験した方の声を反映していくことが大切ではなかろうかと思いますが、そこで、現在、防災会議の委員はどのような方がいらっしゃるか、お尋ねいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

防災会議の委員さんについての御質問にお答えをいたします。

市の防災会議は、柳川市地域防災計画を定め、その実施を推進することが大きな目的でございます。委員は全員で25名いらっしゃいます。会長の市長以下、国土交通省筑後川河川事務所長や福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所長などの防災関係機関、それから九州電力大牟田営業所長などの指定公共機関の企業、それから市の関係団体として柳川山門医師会、行政区長代表委員協議会、婦人会連絡協議会、そのほか市の災害対策本部員である職員で構成されております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ありがとうございました。

ただいま課長からお聞きしましたところ、委員は充て職の方がほとんどで、地域の代表者は少ししかいらっしゃらないようです。今後は、市の防災会議に被災地域の代表者の方などに参加していただき、災害の体験を踏まえた御意見等を提言していただくということはどうですかね。

去る8月31日の新聞によると、柳川市民生委員児童委員協議会の研修があり、いろいろな

体験者による苦情や要望が出たことが載っておりました。一部内容を紹介してみますと、広報車や消防車が巡回してきたが、車両の速度や雨音の関係で何を言っているのかわからないと。自動車がこう行っても、ぶーっと行くもので、とまっていないからわからない、次のもう言葉になるわけですよね。それと次に、サイレンが1度鳴ったら避難勧告、2度鳴ったら指示という周知が徹底されないというようなことがあっていましたそうですが、この意見等を活用したらどうですかねと思いますが、担当者のほうからお願ひいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまお話をございました民生委員協議会の会合には私も出席をいたしておりまして、そのような貴重な御提言をいただいたところでございます。そのような意見を、私どもこれかいろいろな機会でいただけると思いますので、そういうものを、そういう貴重な御意見を今後の防災対策並びに防災計画に反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

12番（太田武文君）

ただいまの答弁で、市としても今後対応していくと回答をいただきましたので、今後、市の防災対策の充実に期待して、私の質問を終わらせていただきます。

次に、商工振興についてお尋ねいたします。

企業誘致したファインテック社のその後の状況についてですが、昨年9月にルネサスが撤退し、10月に地元企業であるファインテック社がルネサス跡地に工場移転されました。ことし7月の新聞報道によれば、ルネサスはさらにリストラ計画を示しているとの報道が出ております。今から考えてみると、ファインテックの誘致はよかったですと思っております。なぜならば、ファインテック社も工場移転をちょうど計画している段階でルネサス跡地があったからです。企業誘致も企業立地もタイミングが合ったと思います。

そこで、お尋ねいたします。

ファインテック社が工場移転してから、従業員の雇用数と売り上げがどれくらいですか、お尋ねいたします。

商工振興課長（田中利光君）

ファインテック社は、平成23年9月にルネサスセミコンダクタ九州の工場跡地の購入契約締結後、平成23年10月より操業を開始いただいております。地元企業として柳川に愛着があり、柳川の地で企業活動を展開することが地域の最大貢献であるとのお考えをお聞きいたしております。会社のプランでも将来ビジョンを明らかにされ、柳川市の雇用にも貢献いただくものと思っております。

企業立地等促進条例に基づく雇用奨励金の対象者は、新規常用雇用者で22名となっております。また、その後、新たに11名の採用を行われております。

また、売り上げについてのお尋ねでございますけれども、前年対比で4%程度増加してい

るということでございました。

12番（太田武文君）

ただいま課長から回答をいただきましたが、売り上げも順調に推移し、雇用も33名の採用があったと聞きましたが、雇用環境の厳しい中、33名の採用があったこと、そしてこのことは柳川の人口増にもつながり、企業誘致に努力されたかいがあったと思います。今後も、この喜びを踏まえ、企業誘致の施策があればお聞かせください。

現在、日本経済は円高不況等に陥り、世界もヨーロッパ金融不安など不確定な要素があり、この時期に企業をとどめておくことさえ難しく、企業誘致となればさらに難しいものがあると思いますが、市の企業誘致の施策があればお聞かせください。

商工振興課長（田中利光君）

企業誘致の施策についてということでございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、現在の景気動向につきましては、景気の低迷により、現在の経済状況は円高、ヨーロッパの金融不安など、経済に明るい見通しができにくく、企業の設備投資についても慎重にならざるを得ない状況だというふうに思っております。

柳川市の企業誘致の施策について御説明させていただきます。

昨年12月議会におきまして、柳川市企業立地等促進条例の一部改正を議決いただきました。改正の目的は、企業誘致の対象事業の見直しと新規常用雇用者を10人以上雇用している事業者に対して固定資産税の免除の延長措置を追加し、的を絞った企業立地等の促進を図ることを目的とした条例の一部改正でございました。

企業誘致の施策の一つは、この企業立地等促進条例の周知を行うことだと考えております。柳川市の企業誘致制度のメリットを企業の方々に知っていただくことが必要だと思っております。このため、現在、商工振興課内に企業支援相談員を配置しております。平成23年度の訪問企業は267社を訪問し、柳川市の企業誘致施策、融資制度、事業所の情報収集、経済状況の把握、経営相談など、事業所との連携を図るために、市内全域の事業所訪問活動を実施いたしております。

議員が御質問をしていただきましたファインテック社の進出につきましては、企業支援相談員がファインテック社を訪問したのがきっかけとなり、市が両者の橋渡しを行った結果、この進出が実現いたしております。今後も、企業誘致施策の啓発活動を行ってまいります。

次に、柳川市には工場団地を持ちませんので、企業誘致については厳しいものがありますが、福岡県企業立地関係部局との連携を強め、情報交換を含めて御助言、御支援を受けながら企業誘致事業を進めてまいりたいと考えております。

12番（太田武文君）

現在、新卒者の雇用も厳しい状況ですが、しかし、企業誘致することによって雇用もふえ、税収もふえますので、今後もしっかり頑張ってください。

次に、商店街振興についてお尋ねします。

商店街の振興としては、商工会議所、商工会が今年も8月から藩札券の販売を開始していますが、市内への経済効果について教えてください。

商工振興課長（田中利光君）

プレミアム商品券の件でございますけれども、平成24年度プレミアム商品券「柳川藩札」の発行事業について、太田議員がおっしゃいますように、ことし8月1日から柳川商工会議所、柳川市商工会において販売を開始いたしております。平成24年度事業計画で申しますと、発行総額245,000千円となっております。この事業に対して、福岡県も経済対策に一定の効果があるということで、平成24年度には11,170千円が交付予定となっております。柳川市は、地域振興、経済対策として11,700千円の補助金を交付することにより、この事業を推進しているところです。柳川商工会議所、柳川市商工会が共同してこの事業に取り組んでおり、市民の皆様からプレミアム商品券「柳川藩札」を御購入いただくことにより、個人消費が活発化することになります。発行総額240,000千円程度の消費の刺激と経済の循環が発生することにより、一定の経済効果が見込まれると思っております。

12番（太田武文君）

プレミアム商品券は、平成16年度から、もう8年間実施いたしておりますが、取扱店の推移はどのようにになっているか、お尋ねいたします。

商工振興課長（田中利光君）

プレミアム商品券の取扱店ということでお尋ねでございます。

私のほうからは、21年度から御報告させていただきたいと思います。

平成21年度は376店舗、平成22年度は393店舗、平成23年度は408店舗、平成24年度は416店舗と取扱店舗は増加いたしているところでございます。

12番（太田武文君）

どうもありがとうございました。

ただいまの質問に対して店舗を回答いただきましたが、店舗についても、年を追うごとにプレミアム商品券の取扱店も増加いたしております。したがって、プレミアム商品券は、商店街の振興策には欠かせない一つの事業であります。行政としても、今後、引き続き取り組んでいただくように要望いたします。

残り3分で、次にゆめタウンについてお尋ねしたいと思いますが、ゆめタウンについては中途半端になりますので、私の質問は以上をもちまして終わらせていただきたいと思います。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、太田武文議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後4時22分 延会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成24年9月12日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 三小田 一 美	2番 荒 巻 英 樹
3番 熊 井 三千代	4番 白 谷 義 隆
5番 梅 崎 昭 彦	6番 近 藤 末 治
7番 佐々木 創 主	8番 河 村 好 浩
9番 荒 木 憲	10番 高 田 千壽輝
11番 諸 藤 哲 男	12番 太 田 武 文
13番 吉 田 勝 也	14番 山 田 奉 文
15番 矢ヶ部 広 巳	16番 緒 方 寿 光
17番 浦 博 宣	18番 藤 丸 正 勝
19番 田 中 雅 美	20番 島 添 勝
21番 樽 見 哲 也	22番 伊 藤 法 博
23番 梅 崎 和 弘	24番 古 賀 澄 雄

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

4. 本議会に出席した事務局職員

議 會 事 務 局 長 江 崎 尚 美
議會事務局次長兼議事係長 亀 崎 公 德
議 會 事 務 局 廉 務 係 長 池 未 勇 人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	15番 矢ヶ部 広巳	1. 九州北部豪雨大災害を被災して 2. 有明海対策実行委員会 3. 中山保育園の再建を 4. 佐賀線跡道路の供用開始は	市長 " " " "
2	18番 藤丸 正勝	1. 本市7月14日の水害について (1) 被災地域住民の意見、要望について今後の対応は 2. 国道443号、大和城島線交差点の渋滞について 市県の考えは	市長 "

午前10時 開議

議長(古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(古賀澄雄君)

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番(矢ヶ部広巳君)(登壇)

おはようございます。15番、市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

7月の豪雨で柳川市内では沖端川、矢部川の3カ所の堤防が決壊し、多くの方が被災をされました。心からお見舞いを申し上げます。また、復興に向けて献身的に御協力をいただいた消防団や区長さんを始めとする多くのボランティアの皆さんに対し、市民の一人として心から敬意と感謝を申し上げます。被災された皆さんが一日も早くもとの暮らしに戻ることを心から祈るものであります。さらには、金子健次市長をトップリーダーとする職員の皆さんとの日夜を分かたぬ、血のにじむような御尽力にも心からお礼を申し上げます。

私は、最初に九州北部豪雨大災害を被災して、次に有明海対策実行委員会について、3番目に中山保育園の再建を、最後に佐賀線跡地道路の供用開始についての4項目を通告させて

いただいております。

あとは自席にて一問一答で質問させていただきます。議長のお取り計らいをよろしくお願ひします。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

まず最初に、九州北部豪雨大災害を被災してについて伺います。

多くの議員の皆さん方が大災害について質問をされております。当然重複する質問となります。できる限り避けた質問をしたいと思っておりますが、あらかじめお許しをお願いいたします。

私が住んでいる矢ヶ部小学校区は、避難場所として小学校の体育館が指定されていました。そこで市は学校に避難をと呼びかけをされました。しかし、学校に行ったところが、学校の体育館は施錠されたままで、誰もおらなかつたそうで、つまり、遅く来られたということです。だから、そのまま三橋の公民館のほうへ避難された方もあったそうあります。このことについては、先日の答弁で中身がわかりましたから、答弁は要りません。

そこで、私が言いたいのは、以前は各学校には用務員さんがちゃんと配置されておりました。今はおられません。だから、このような問題は生じませんでしたけれども、少なくともこれを機会にそういう雨がずっと降るとか、そういう災害が予想されるようなときは、やっぱり考えるべきじゃなかろうかと思うわけですが、どうでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

災害時の用務員の配置についての御質問にお答えをいたします。

学校施設を避難所として開設する場合、市の地域防災計画書の中で、学校管理者である校長か、その指示に基づく派遣の学校職員や市の職員が行うことになっております。

今後、迅速な避難所開設を行うように各校長と今回のこととを検証いたしまして、改善方法を再確認してまいります。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

前は御存じのように、人事異動も狭かったわけですね。ところが、今かなりな広範囲になっておるわけですよ。当然、校長先生なり教頭先生もですね、だから、遠いところから、八女から見てある学校もおられるわけですよ。その辺もありますから、当然その辺の事情というものは考えるべきじゃなかろうか。なぜならば、この緊急避難の場合ですから、もうそういう宣伝カーといいますか、回ってきますと、いきなりすぐ学校に行く人もおられますから、その辺の配備もよろしくお願いをしたいと思います。答弁は簡単でいいですが。

議長（古賀澄雄君）

教育長ですか。

15番（矢ヶ部広巳君）

教育長か教育部長か、どちらか、その辺。

教育長（北川 満君）

今の用務員さんの件、お尋ねいただいておりますが、学校に避難をといった事態が起こったときにはやっぱり必要ではなかったかというようなところでの今後の対応はどうかということだと思いますが、これまで用務員さん、実際は地元の方を中心に地域の方がその学校の実態をよく知っていただいたと、またそういった意味で子供をよく知っていただいたのも事実です。また、先生たちの助力を十分にしていただいたのも事実でございます。ですから、学校の管理運営はもとより、いわゆる児童・生徒の情報も多く持ってあったと。また、子供たちを知るために今あるいはいじめや問題行動等も未然に防げたんじゃないかなというような思いも今しておるところでございます。

そういったことで、関係の生活安全のほうからありましたように、また考えていかなければいけない大事な問題じゃないかというふうに受けとめております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

その点ひとつよろしく御配慮をお願いいたします。

復興に向けて、農漁業者の悲痛な叫びを聞いております。特に中山でのああいうハウスなんか、もうめちゃくちゃにやられているような状況であります。その堤防の決壊の責任は当然、国や県にあるのは当たり前であると。国や県の責任があって、こういう状況になった、だから、もとどおりにしてもらいたいというのが率直な農民の皆さん、漁民の皆さんの中ですよ。なしけんがら県とか国に責任があるのに、我々がその責任をかぶらやんとかという率直な意見があります。先日の誰かの質問があったと思いますが、それとダブると思いますが、どうぞ答弁をお願いいたします。

市長（金子健次君）

先ほど教育長が用務員の問題についてお答えをいたしましたが、そういう面はあろうかと思いますけれども、努めて対策本部が指示をしたところにおいては、その開錠できるように設営できるような形で職員の配置をしてきたということで、改めて用務員さんを採用するとか、そういうことはちょっと考えておりませんので、ちょっと誤解を招かないようにと思って申し上げたところでございます。

それと、悲痛な叫びということで、堤防の決壊とか、そういうことを言われましたけれども、今回の九州北部豪雨というのは上流での八女市付近での100ミリを超える雨量がありました。俗に言う気象庁が出しておる、これまで経験したことのないような雨量が降雨したわけでございます。この想定外の豪雨につきましては、国、県が管理をする矢部川、沖端川を破堤をさせて、多数の家屋が浸水をし、そういうふうな市民の生活に大きな影響を及ぼしたところでございます。それと同時に、濁流、土砂、流木などの流入によって農地、農業施設

損害、また漁港、漁業施設関係の損壊、漁場の環境の悪化、工場、倉庫などへの浸水が発生をいたしまして、本市の産業にも大きな打撃を与え、30億円近くの金額が損害をこうむったわけでございます。

今回は昭和28年以来の約60年、正式には59年ぶりの大災害であったわけでございます。先ほど矢ヶ部議員のほうがあっしゃったように、多くの災害ボランティアが駆けつけていただき、また地元の区長さんはじめ、民生委員さん、それとあわせて700名の消防団が日夜を分かたず努力をして、今日の少しずつの復旧が近づいているところでございます。

国に対しても東京のほうに私も3回ぐらい行きまして、国土交通省等について、矢部川の破堤についてはいろんな形で調査研究をしてもらって、根本的な解決がない限りまた、あの13時20分というのは水位が下がった時点での決壊でございましたので、根本的な問題が解決しないと、またそういうふうな破堤、決壊が起きるんじゃないかということを切々と河川局長にも訴えたところでございます。

そういう面においては、8月2日の日にそれぞれの精通をされた学者を含めて調査委員会が設置をされました。また、沖端川におきましては、あす第1回目の、私も出席をいたしましたけど、そんな感じで流域の市町村長とあわせて専門的な分野に精通された人たちを交えて委員会が立ち上りました。そういう中において、今回、矢部川の流量が、昭和28年が毎秒3,500トン、それが4,000トンを超えたったということで、昭和28年の流量を超えるんじゃないかということで分析をしてあるわけです。そういうことで、堤防の破堤のメカニズムはいろんな形であると思いますけれども、きちんとした形で検証していただきたいということを切にお願いしているところでございます。

いろんな面ではそういう災害というのは、きょうでも秋田ではもう三十何度ということで異常な気象でございまして、北海道ではまたどこかの町が避難勧告を出されているとテレビで流れておりましたけれども、そういう状況でございまして、来年またそういうふうな矢部川、あと矢部川水系で起こるのも考えられますので、十分これからも一気に堤防の強化というのはできませんので、そういうソフト面の避難の対策とか、そういう面を含めてこれから検証しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。よろしくお願いいいたします。

立花いこいの森公園横の沖端川の堤防が150メートルにわたって決壊をしました。これはもう本当正直言いまして、真夜中やったらもう大変な災害になっていたらうと思うと、やっぱりぞっといたします。御存じでしょうか、地元の人は立花いこいの森公園の木を植えてある、それは堤防決壊の要因の一つになっとらんかと言われております。なぜかといいますと、公園内の木が何も手を加えとらんとに倒れとったそうですよ。これは市のほうにも報告

されておりますが、その時点でやっぱりもっと調査をすべきじゃなかったかというのが疑問として確かに残ります。もう済んだことでありますからしょうがありませんが、それも含めてですね、先ほど市長が答弁されました原因究明をよろしくお願ひいたします。

次に、今回の災害で中山小学校では大変な被害を受けました。子供たちもいつもの夏休みと違った不自由な夏休みの生活をしたわけであります。もちろん、プールも使えませんから泳ぐこともできませんでした。そんな中にせめて1日でも中山小学校のプールで子供たちを泳がせてやりたいという教育長を初めとするその気持ちが通じまして、校長先生たちがプール清掃をしていただいて、8月30日に50日ぶりに子供たちが泳ぐことができました。これは大変なる私は美談であると思います。本当に心からありがとうございましたとお礼を申し上げます。

そこで伺いますが、中山小学校の体育館もまだ使われないようありますが、大体いつごろから使われることになるのでしょうか、よろしくお願ひします。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

中山小学校の体育館につきましては、床上40センチまで浸水をいたしました。床の復旧について専門の業者に相談いたしましたところ、一度床の表面の塗装を剥ぎ、1ヶ月以上乾燥させて自然回復の状態を見ないと、部分改修で済むのか全面改修が必要なのか判断ができないとのことでした。そのため、7月24日に床の表面の塗装を剥ぎ、夏休み期間等を使って自然乾燥をさせておったところでございます。

それから一方で、この体育館の復旧につきましては、国庫補助の災害復旧事業に申請をしております。あすの13日に国の調査官の現地査定が行われるようになっております。これまで県とのやりとりで国からの現地査定を受けてから工事を実施するよう指示もあってあるところでございます。そのため、あすの国の現地査定の結果を受けまして、工事内容を確定し、工事を実施したいというふうに思っております。

一応工期が10月末まで必要だろうと思っておりますので、11月初旬あたりから使用が可能になるというふうに思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

としますと、その間、子供たちは体育館は使われないわけですから、体操はどこでやるわけでございましょうか、体育の授業は。

教育長（北川 満君）

今のお尋ねでは、体育の授業に体育館が使えないじゃないかということでございますが、それ以外にも総合的な学習の時間、あるいは始業式等、学校行事についても使う予定があるわけでございますけれども、事、体育の授業につきましては、カリキュラムを改編させてい

ただいて、そういうことで校長裁量で体育館は11月以降に持っていくということで努力をいただいております。

また、あわせて芸術鑑賞授業というのもございまして、当時10月10日に劇団をお呼びしてやる予定でおりましたけれども、これは小中連携とあわせて、小小連携ということで、垂見小学校さんをお借りして、同時に一緒に10月12日金曜日に実施する予定も耳にしております。そういうことで協力をいただきながら進めていただいているわけでございます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。子供たちはわずか全部で36人ですけれども、いろんな御配慮をしていただきまして、よろしくお願ひいたします。

次は答弁は要りませんが、これは余談になりますけれども、中山小学校の校長先生の車、新車であったそうですが、今度の件で車がつかってしまったわけですよ、運動場に置いておりましたから。きのうの市長の答弁によりますと、そういうものには何の補償もないということですが、私は果たしてそれでいいのかなとやるせない気持ちは思っております。当然、市長も心の中はそういう気持ちだろうと思います。答弁は要りませんから、これでこの項の質問は終わります。

次に、柳川市有明海対策実行委員会について伺います。

この委員会は休止状態だったと新聞で報道されていましたが、なぜ休止状態だったのか、お尋ねをいたします。

水産振興課長（松尾昭義君）

柳川市有明海対策実行委員会の休止について御説明申し上げます。

当委員会は、平成12年ノリ養殖の未曽有の不作対策のため、旧柳川市において有明海再生と漁業者の支援を総合的に検討する組織として、平成13年2月5日設立され、有明海再生のための特別措置法の制定など、有明海再生の活動に力を注いできたところでございます。

平成17年には1市2町の合併に伴い、旧大和町漁協の皆様を委員にお迎えして、平成17年12月22日に総会を開催し、新しい組織に拡大し、活動を展開してまいりました。

しかしながら、平成12年の不作以降、大きな不作もありませんでしたし、また福岡県有明海漁業振興対策協議会という同じような活動をしている組織がありましたので、活動を休止しておったところでございます。その後、この委員会の対応について、関係組合長と協議を行ったところ、有明海の再生や各漁協の課題を検討する場として再開の強い要望がございましたので、平成23年2月7日の総会において当委員会を再開することになったものでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、似たような委員会が別にあると。そこで、やっぱりそういうものはある程度整理

をすべきじゃないでしょうか。余り委員会、委員会、委員会で、そういう点は参考にされませんか、どうでしょうか。やっぱり置いとくべきですかね。

水産振興課長（松尾昭義君）

先ほど申しました福岡県有明海漁業振興対策協議会というものは、各地区、例えば旧柳川市から1名、それから旧大和町から1名、漁業者の代表者がそれぞれ、また大川とか大牟田とか1名ずつ入られて組織されています。当実行委員会については、旧柳川市の全漁協が対象となった組織で、私たちはこの漁業振興対策協議会の下部組織の委員会というふうな位置づけで今回は再開しております。

15番（矢ヶ部広巳君）

やっぱりもうずっと時代も変わっていくわけですから、整理をしたり、見直していくべきところは、改善すべきところは私は改善すべきではなかろうかと要望をしておきます。

この委員会の中で、7月4日に通常総会が開催されまして、廃船処理ということが有明新聞に載っていました。そこで、市長は十数隻を処分しますと。ところが、きのうの答弁で十数隻というのは13隻というのが具体的にわかりました。ところが、総会後の10日過ぎた7月14日にこのような大災害が起きました。そこで、当然7月4日の段階とは変わってきたわけであります、廃船処理が。先日の白谷議員の質問とダブりますが、もう一回答弁をお願いいたします。

水産振興課長（松尾昭義君）

白谷議員の一般質問でも御説明しましたが、当初、確かに13隻処分すると、これは造船所が処分するということになっておりました。しかしながら、その処分する前に実際に被害に遭ったわけでございます。それで、その中で廃船が約20隻流出しております。廃船が流出したり、また破損したり、また積んでおった場所が移動したりして、その処分する船がどこに行ったりともわからぬような状態になってしましましたので、所有者が判明する船が区別できないような、所有者不明の船と、前に調査しておった船がごちゃごちゃになって、山小積みになっているような状態になってしまったわけでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

わかります。こういう災害でありますからですね。

先日の白谷議員も言われておりましたが、私も強く言います。廃船処理は当然やっぱり、前、持つとった船主、登記者の責任と私は思います。持ち主は船体の番号というのがちゃんとあると思いますが、それで判明できると思います。私はごね得は許されないと私は思います。今度の場合も78隻もの廃船が生じましたと、そのうち31隻は使用者が判明しております。47隻はわからんと使用者が。

そこで伺いますが、廃船の不法投棄は罰則というのではないのでしょうか。どこが取り締まるのでしょうか。わかったら教えてください。

水産振興課長（松尾昭義君）

まず最初に、先ほど所有者がわからないということと、それから当然所有者が処分すべきということでございますけれども、白谷議員の一般質問の中でもお答えしましたが、現物が実際確定できない中で非常にやはり、以前調査の段階で所有者がわかつたから、その方に処分をさせると、十分私たちも理解するんですが、現物が判断できない場合、なかなかそこら辺が厳しいものがあるんじゃないかと思っております。

それから、この廃船につきましては、一度御説明いたしましたが、平成12年以降は発生しておりません。それ以前の廃船ですので、もう十何年前に発生した船ですから、なかなか所有者がわかつとってもその方たちにそういうふうな廃船の費用負担を求めるというのは非常に厳しいものが現在あるというのを御理解いただきたいと思います。

それから、その廃船の不法投棄の件でございますが、当然漁港への不法投棄は漁港管理者である市が取り締まることとなります。漁港管理条例第8条、放置物件の除去命令の規定に基づき、市は当該物件の所有者または占有者に対し除去を命ずることができるということで、漁港管理者が不法投棄物件については除去命令を出さなければならないようになっております。また、その市の命に従わない場合、50千円以下の過料に処するということも管理条例の中で規定しております。

それから、さらには廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条、投棄の禁止の規定により、何人も廃棄物を捨ててはならないと規定されておりますので、この廃棄物法に基づいても处罚の対象となります。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。私が最も解せんのは、漁業者がこう言っておられる。私は廃船処理のお金は造船所に払っておりますよと、そう言ってあることですよ。つまり、造船所は廃船処理代をもらっていながら船を海岸に捨てていたという実態があるわけですよ。全員協議会の中でも、ある議員さんがそういうふうな話をされておりました。もしこのことが事実ならば、これはまさに犯罪であります。川や海に捨てることは、今、課長がおっしゃったように、県条例にも当然違反をします。これからは法が改正されたけん、廃船はないと、この間から断言されておりますが、今の報告では平成12年以降ないとおっしゃっておりますから、それならないばいなと思いますが、絶対ないかというと、私はそれは考えが甘いんじゃないかと。したがって、常日ごろからこういう問題は県あたりとしっかり手を組んで、やっぱり毅然たる態度で臨んでやってもらいたいと、これは要望であります。よろしくお願いいいたします。答弁は要りません。

それで、廃船の放置が今度の被害を拡大したと言われております。現実に今回の災害で廃船以外に漁船の流出が42隻もありましたと報告を受けております。間違いございませんか。

水産振興課長（松尾昭義君）

これは42隻の漁船の流出等ということで、水産関係の災害の被害状況の中で42隻という数字が出ております。これにつきましては、その内訳について御説明いたしますと、これ高田議員の一般質問の中でも御説明申し上げましたが、まず親船1隻が全損、それから大和漁協の親船15隻が一部破損、それから3メートルぐらいの船外機船というのがございますが、これが7隻そう流出しております。それから、一部その3メートル船の船外機船が19隻、破損壊してあるということで、合わせて42隻でございまして、実際出したのは8隻、それであと一部損壊ということで御理解いただきたいと思います。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

浮き桟橋が14カ所被害を受けたと報告がされました。浮き桟橋は本来シーズンが終わったら撤去することになっているのではないか。それとも、シーズンが終わってもそのまま放置しておってよかですかね、その点を教えてください。

水産振興課長（松尾昭義君）

浮き桟橋は実際にノリシーズン以外でも使用されますので、常時設置することになっております。ただ、今回の災害で大きな被害を受けたのも、議員御指摘のとおり浮き桟橋が一番ひどい状況でございました。しかしながら、この撤去、据えつけの費用に多額の金が必要となりますので、漁業者としてはこの災害時にそのような撤去までするような余裕がないというのが現状でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

多額の金というのは幾らぐらいかかるんですか、わかりますか。

水産振興課長（松尾昭義君）

1シーズンでいえば、例えば、クレーン車を呼んで、クレーン車が1日100千円、それが撤去が2日か3日かかったら、やはり200千円か300千円、それくらいの費用が発生してくると思いますけれども、それが毎年毎年ということになれば、やっぱり大きな出費となると思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

そこで、きょうは9月12日であります。ノリのシーズンにもう入っておるわけであります。現段階で今シーズンのノリ養殖には支障はないかどうか、わかったらお願ひいたします。

水産振興課長（松尾昭義君）

今シーズンのノリの養殖状況でございますけれども、中島漁港が被害が一番大きかったんですが、この中島漁港の復旧はほぼ完了しております。それから、あと有明海の状況でございますけれども、有明海に大量に流木、また漂流ごみが大量に発生したわけでございますが、これも今までの中で御説明したとおり、国や県に最大限の努力をやっていただきまして、漂

流・漂着ごみの除去はほぼ完了しております。今回の災害で発生した漂流ごみや流木の除去は完了しております。

あと、今回被害を受けたのがノリ乾燥機等が浸水しているところがございますが、これにつきましては、やはり完全に機械を乾燥しなければ、電気を通して乾燥機を回すことができないということで、今調査に入っております。この乾燥機につきましては、11月中下旬から必要になってきますので、それまでには乾燥機、また周辺機器の修理は完了すると思っております。

これで私たちとしては今シーズンも例年どおり実施されると思っておりますし、また今週月曜日から、10日になりますが、有明海にノリの支柱立てが始まっております。例年どおり実施されるものと思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

新聞によりますと、乾燥機とか、そういうのについては一切の補償がないということで新聞に報道されておりましたが、それはやっぱり間違いないですか。全部やっぱり個人負担ですか。わかったら教えてください。

水産振興課長（松尾昭義君）

非常に申しわけございませんが、乾燥機とか、また周辺機器が浸水しておりますけれども、それに直接的な補助の制度はございません。ただ、現在、県とまた柳川市も一緒になって検討してあるんですが、そういうふうな周辺機器を修理するための費用を貸し付ける場合、資金を借り受ける場合には、そこに市と県とで融資制度に対する利子の補助を行って、無利子でされるような制度を現在県のほうで要綱を策定中でございますので、それを活用していただきたい。無利子の融資制度はございますけれども、その機械に対する直接的な補助等の制度はございません。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

市長か副市長にお願いしたいんですが、激甚災害の指定を受けるわけやっかんも、そうすると、そういうのには援助はないわけですかね、ノリの乾燥機とか、そういうのがないから、その激甚災害の指定を受けたから、それに援助をすると、そういう援助ではされないわけですか、お願いします。

市長（金子健次君）

報道されておるとおりでございまして、先ほど松尾課長が答えたように、利子の補給という形で対応していきたいと思っております。ただ、私たちも水産庁のほうに何とか救済策はないかということでお願いをしておりますけれども、今のところはそういうことしかできないということでございます。農業の関係については一定、個人のハウスとかについては2分の1とか、あと10分の3の補助ができるおりますけど、水産の関係についてはできておらな

いのが実情です。ただ、保険を掛けてある方については、それで賄うことができると思いますけど、ほとんど保険を掛けておられないということだそうです。

15番（矢ヶ部広巳君）

そのくらい立ち直るためには、もう相当な期間がかかるということですね。今シーズンのノリが豊漁でありますように心から願って、この項は終わりたいと思います。

それでは、中山保育園の再建についてお伺いをいたします。

中山保育園はことしで創立60年、昭和27年11月に中山の皆さん方の要望で開園をされております。卒園生は約1,000人、現在の園児は27人か28人と言われております。うれしいことに去る9月1日からは本堂でこの保育園が再開をされたと報道されておりました。大変うれしいことであります。

御存じのとおり、今度の大水害で園舎は床上80センチメートルまでの濁流でつかりました。ために、机とか椅子とか遊具が流されております。泥が10センチも堆積をしたということであります。

そこで質問をしますが、中山保育園は法人化されておりません。個人経営のために復旧に向け補助が得られにくい状況ということになっておるようですが、その辺を具体的に説明をお願いいたします。いわゆる法人化されとっとと個人とでは補助が得られにくいと、具体的にはどういうことがということを、いいですか。

子育て支援課長（大石涼子君）

子育て支援課よりお答えいたします。

今回の九州北部豪雨につきましては、8月に激甚災害指定を受けたところであります。指定により、保育園などの児童福祉施設の復旧を行う、通常の災害復旧事業と比較し、国庫補助のかさ上げなど、特別の財政援助または助成措置が講じられることとなりました。しかしながら、当該復旧事業に係る補助金交付要綱において、保育園でこの補助を受けることができるのは社会福祉法人、公益財団法人などの法人格を有する団体という規定があります。また、災害を受けた施設に対する日本財団、いわゆる旧日本船舶振興会やこども未来財団などの民間団体による援助もございますが、対象となる事業者は社会福祉法人などの法人格を有する団体となっています。中山保育園の場合、災害発生時点において個人経営であるため、これらの適用を受けることができません。福岡県及び県を通じ、国へも問い合わせをいたしましたけれども、個人経営の園に対する支援制度はないと回答でございました。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

災害時に個人経営であったら、その後に法人資格を取っても適用されないということですかね。

子育て支援課長（大石涼子君）

そうでございます。災害時に個人園であったために激甚災害等の災害復旧についての補助は受けることはできません。

15番（矢ヶ部広巳君）

9月4日の西日本新聞によりますと、個人経営で行政の補助が得にくく、園舎の建てかえも難しいため、社会福祉法人の認可申請の準備を進めていると新聞で報道されていますが、現在その法人の申請等についてはどんな状況にあるか、わかったら教えてください。

子育て支援課長（大石涼子君）

中山保育園につきましては、これから社会福祉法人の設立、認可をしていただければ、保育所の施設整備等の活用をして補助金を受けることができます。中山保育園の再建に当たりましては、多額の再建資金をやはりどうするかという課題がございます。被災時において個人経営であった中山保育園は、行政からの支援を受けることができません。しかしながら、これから社会福祉法人となった場合は県の保育所整備事業を活用して再建を進めることができます。この事業では、県が補助基準額の2分の1、市が4分の1、園が4分の1の負担割合となります。災害後、園の存続を願い、多くの市民の皆様から寄附が寄せられています。その思いに報いるためにも、市は法人化に当たっての手続など、全面的にサポートを行ってまいりますとともに、今回は激甚災害指定を受けるほどの被害であったため、園の負担をできるだけ軽減する意味から、市の負担のかさ上げも検討していきたいと考えています。

児童福祉法においても、市町村は保育を提供する義務があるとされています。このことから、園の再建は市に課せられた責務であると認識しています。一刻も早い園の再建に向け、最大限の支援を行ってまいります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、今度災害を受けたと、その受けた時点では個人経営やったけんがら補助はなかと、その後に法人化しても。しかし、法人化された後については、そういう県の補助とか園を建てるときの補助等はあるばんもということですね。さらには、市からの援助が強く要るということですね。はい、わかりました。

これは通告をしておりませんでしたから、後で報告を受けても構いませんが、今回の豪雨で大和保育園も床上10センチメートルの浸水がありました。乳児室が被害を受けました。大和保育園は中山保育園と同じく個人経営であります。したがって、そういう補助は得にくいわけですが、これを機会に大和保育園も一緒に法人格を申請するような進言を柳川市としてされるようなことはありませんでしょうか。当初言ったように、通告はしておりませんでしたから、答弁ができないならできないで結構です。

市長（金子健次君）

私のほうからお答えしたいと思います。

法人格することによって、いろんな公的なところから援助を受けるということでございます。また、個人の経営の保育園もございます。そういうことで、今回被害をこうむった中にもそういう自分のところの保険だけで賄うというようなこともございますけれども、そういう面については、一番ネックになるのは財産寄附の問題がございまして、社会福祉法人に自分の財産を寄附しなければならないと、それがネックになってなかなか踏み切れなかったと思いますけれども、将来のことを、地域のことを考えて、そういう中山保育園の場合ですけれども、私は存続してもらいたいと、全面的に柳川市としても、いろんな法人化の手続上も大変難しい問題がありますけれども、全面的にバックアップいたしますと。あと金の面についても、なるだけかさ上げをしながら、それは議会の承認も必要でございますけれども、そういうことで助成して、人数が小規模の保育園でございますけれども、何とか再建をして存続していきたいというふうに考えております。

今、課長が申し上げましたように、保育に欠けている子供たちというのは、児童福祉の中でも地方自治体が責任を持って見なければならないという規定もございますので、そういう面ではぜひ存続に向けた形をとっていきたいと。ただ、今、課長が申し上げましたのは、今のが改築の分ですね、改築には助成ができないということで、そのことを知りながら、民間の人たち、またO Bの人たちが寄附をされているという状況でございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

何としても中山保育園の再建には全面的な御支援をひとつよろしくお願ひいたします。きのうの荒巻議員の市長答弁で、義援金の配分ができるかどうかわからんばってん、中山保育園の援助も考えているとおっしゃられておりました。ぜひそのようにしてもらいたいと思います。そういうことで要望であります。答弁は要りません。

これで中山保育園の件については終わります。

最後になりますが、佐賀線跡地道路の供用開始はということについてであります。

御存じのように、磯鳥の有明海沿岸道路から矢ヶ城の北側の上田地区と言いますが、上田地区のところまでは工事が今ストップしてある状況にあります。なぜストップをしているのか、わかったら教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

佐賀線跡地道路の有明海沿岸道路から県道久留米柳川線区間につきましては、平成21年度に着工し、平成24年8月現在で事業費ベースで約57%進捗している状況でございます。

この佐賀線跡地の道路につきましては、佐賀線跡地の有効利用するものでございまして、基本的には用地買収が伴わないということでございますけれども、議員が申されております上田地区のところで工事がストップしている箇所につきましては、一部用地買収が伴いまして、地権者の同意がいまだにいただいておらず、用地の未取得地が残っているためございま

す。

また、有明海沿岸道路から県道久留米柳川線区間の供用開始につきましては、今のところ未定でございますけれども、部分的に完了している区間につきまして、供用可能な箇所については関係機関と協議、検討していくところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、用地買収はできていないと、用地の未取得があると、だから、工事がストップしているという答弁であります。それは用地買収の見通しがあるとですかね。地権者がもう、いや俺は絶対と言ったら、もうそのままになるとですかね、それはどうでしょうか。見通しはありますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

現在、地権者の方と県と市、あわせてともに理解を求めるために交渉に当たっているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

重ねて伺いますが、用地買収の未取得のところは2カ所ですか、1カ所ですか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

未取得地につきましては、個人情報等もございますので、何カ所というのを答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

よか言葉のあるですね、日本には。個人情報になると、ほんなこと言われんでもんね。わかりました。

紺屋町の川のところ、つまり田中往還のところのあそこの川が、もうボーリングは終わつたかな、そういうふうなボーリングを前されておりましたが、これはその道路をつくるための、川の中に橋げたをつくるためにボーリングされていたんでしょうか。なぜボーリングをしとったか、わかつたら教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

今回のボーリング調査は、議員御承知のとおり、久留米柳川往還、田中吉政公の偉功をしのんで田中道とも呼ばれている道路の両側に水路がございます。この水路を佐賀線跡地が横断していますので、水路を横断するための構造物の基礎資料とするために今回のボーリング調査が行われているものでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。基礎資料のためということですね。

最後に、こんな質問はもう今の答弁では無理だろうと思いますけれども、大体の供用開始はいつになる予定ですかね。大体当初計画では県は供用開始はいつということで工事を進めていきよったんですかね。その点わかったら教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほど申しました久留米柳川往環の両側に水路がございますけれども、この水路の工事を福岡県の筑後農林事務所のほうで施工されております。この工事の関係でその水路の上の施工につきましては、平成26年までは施工ができないというような回答をいただいているということで、27年以降の工事、何らかの工事というような形になろうかと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

確認しますが、平成27年以降になるということでよろしゅうございますか。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

その区間につきまして工事を始めるのが平成27年以降ということでございますので、早く27年というようなことになろうかと思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

それはY o u・遊の森公園までの工事でしょう、が平成27年以降に完成、それまでの話で、先の枝光までを含めた話ですかね、今のは。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほど私が申し上げましたのは、水路の上の工事を行うのが平成27年度以降ということで、水路の部分についてのみ27年度以降ということでございますので、先ほどから答弁している内容につきましては、有明海沿岸道路から県道久留米柳川線まで、この区間のことを申しているところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、わかりました。ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時8分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、18番藤丸正勝議員の発言を許します。

18番（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。18番藤丸正勝でございます。本日の一般質問は、7月14日の水害の件及び国道443号と大和城島線の御仁橋交差点の渋滞の件、2件でございます。

それから、このたび九州北部豪雨災害で地元矢部川決壊、沖端川決壊によりまして、床上浸水、床下浸水、また住宅や非住宅、工場など、被害に遭われた皆さん方には衷心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早い皆さん方のものとの生活に戻ることを願いまして、一般質問に移らせていただきたいと思います。

今度の水害で感じたことを、私も被災者の一人として、沖端川、ニツ川及び塩塚川流域に住む議員として、沖端川堤防決壊や逆井手堰操作管理について、地元の意見、要望など金子市長並びに執行部の皆様の考え方をお聞きいたします。

水害で思い出されるのは、28年の矢部川決壊により柳川市も被害を受けて以来、60年でございます。私たちが住む川辺地区には長いこと大雨や梅雨時期には水害に悩まされてきました。7月14日、沖端川の決壊や越水、越流により川辺地区は床上・床下浸水被害、住宅、非住宅、ビニールハウスの農家など、農地への土砂の堆積など、川辺地区は甚大な被害を受けております。川辺地区の農地への土砂堆積は大豆作付が7月19日と決定しておりましたので、市のほうへ早急に要望いたしまして、7月16、17日には早急に農地復旧に対応していただきまして、川辺地区の営農組合の皆様は大変感謝しておられるところでございます。

今度の沖端川決壊は私が知る限り、昭和40年以降、沖端川堤防決壊は3度目であります。その3回とも沖端川左岸であり、そのうち2回は我々川辺地区、百町地域行政区であります。その後、平成元年、ニツ川堰改修工事で電動水門となり、また平成10年には松原堰改修工事によりニツ川への矢部川よりの流入が少なくなり、また少なくなった分、沖端川にはヘドロが堆積するようになり、この大雨のときなどには急激に水位が上がり、沖端川堤防の老朽化とともに、非常に危険を感じるときがあります。

そこで、質問の第1でございますが、三橋町を流れる沖端川堤防の改修工事、この40年間、私は余り記憶にありませんが、沖端川堤防の改修工事はどれくらいありましたでしょうか。資料がありましたら、説明方お願いたします。

また、質問2番でございますけれども、今度の水害を教訓として、市長はどのような考え方や対応策を持っておられるか、もう強い気持ちで、被災者の皆様に対し元気の出るように言葉で、元気の出る対策を熱く力強く語りかけてもらいたいと思います。

次に、逆井手堰の件でありますけれども、川辺地区の用水は沖端川及びニツ川で、排水は塩塚川となっています。私が先ほどから川辺地区、川辺地区と言いますけれども、川辺地区というのは中山校区6行政区で、約229世帯、869名の方がおられます。また、ニツ河校区の

一部、久末3行政区で250世帯、768名の方々が住んでおられます。それと、百町地区4行政区293世帯であります。938名が住んでおられます。この13行政区、841世帯、2,575名の皆さんがこの沖端川、塩塚川領域に住んでおられるということでございます。一部中山地区で矢部川沿いにもおられますけど。そういうところが川辺地区ということで、これから川辺地区のことが出てきますので、まずどの地方かということをお知らせしておきます。

ただいま言いましたように、排水は塩塚川、取水は沖端川、ニツ川ということで、その排水が逆井手堰という、今度新しくゆめタウンができるすぐ南側の塩塚川になります。その逆井手堰の管理、操作がうまくできていないと、今度の水害のように、川辺地区の排水先がなくなるわけであります。水が引かなくなるわけです。ダム湖になるわけです。また、垂見の一部地区もそういう被害を受けます。その原因是、私は逆井手堰操作の不手際だったんじやないかと思われますけど、これは今度の水量がかなり多かったせいもあると思いますけど、毎年毎年この逆井手堰の管理には、青雨が降れば、梅雨時期になれば、電話連絡して、川辺地区の水位を下げてもらうような電話をしているということでございます。川辺地区の841世帯、2,575名の重要な樋門であります。また、大和町の重要な水取り口でもあることは承知しております。逆井手堰管理及び操作は、上流地域の川辺地区の水利委員さんとの連携が私は必要ではないかと思っておりますが、まずこの水利委員さんとの連携はどうなっているか、質問いたします。

私たち川辺地区には、全国に例のないような3本の1級河川が流れ、また干ばつのときでも心配はありませんでしたが、昭和63年、逆井手堰改修工事により大雨、梅雨時期に本当柳川みやま土木組合には逆井手水門の開放を相談しております。それは2面ある、一般市民の方は逆井手水門が2面あるのに、なぜ1面のゲートは開かないかという、あかずの門と言われておるところでございます。よって、今度の水害で逆井手堰の開閉に問題があるということで、地元懇談会で指摘を受けております。この地元で指摘を受けた逆井手堰の件と、7月14日の水害の件、国道443号御仁橋交差点の渋滞の件は自席のほうで質問をしたいと思います。

建設部長（野田 彰君）

沖端川が40年間改修工事がなされたことはあるのかについてお答えをいたします。

沖端川の改修事業につきましては、福岡県が実施しております。現在の計画では、事業期間は昭和44年度から平成30年度までとなっておりますが、今回の水害で河川の整備計画は見直されるかと思います。改修につきましては、原則下流から整備をしております。現在は筑紫橋を改修いたしております。

ほかの場所について、過去40年間改修されたことがあるかということですが、一応現地を調査してきました。中山から磯鳥までの間、矢板護岸、それからブロック積み、それから石積み、こういう箇所が七、八カ所現在なされております。それ以外の堤防強化についての工

事は実施されていないと考えられます。

以上です。

市長（金子健次君）

今、藤丸議員のほうから今回の水害を教訓として、市長はどのような気持ちであるかということを熱く語ってほしいということでございます。

7月20日の日に野田内閣総理大臣が柳川に入るということ、想定もしなかったんですけれども、そういうことで恐らく今後またこういう問題で総理大臣が現地調査に入るということがないような形は私は絶対とるべきではないかというふうに思っております。いろんな形で矢部川の堤防の決壊、沖端川の本郷、またそして中山地区における堤防の決壊、いろんな原因があろうかと思います。特に私も沖端川の流域に住んでおりますので、今まで私自身も、私の家の前も堤防が最初に越流と申しますか、40センチ近く入ってきたということで、私も電話がありました。そういうことも聞いておりますし、堤防全体をかさ上げしなければならないということとあわせて、専門家に言わせると、余りかさ上げをしても浸潤して、そこでも決壊をするおそれがあるというようなことも言われています。そういう面で、私は小さいころを思い出しますと、堤防のところの泥をトロッコでずっと上に上げたことを今思い出すこともございますし、中のしゅんせつを、水量を確保する意味ではしゅんせつをしなければということで、福岡県のほうもそのことは今後やりたいという考え方でございます。

また、アシとかいろんな形の藻類群がかなり、そこら辺をどうするか、逆に言うと、そういうのを切り過ぎて逆に堤防が弱くなるという面もあるそうでございますけれども、川底の分については考えていただきたいなというふうに考えてあるところでございます。

今、中山に先日行ったときに、家を解体されて、また家を修理されていました。私それを見て思うには、やっぱり絶対、来年以降はそういうことが二度とないようにしなくてはならないと、それは行政のトップの、自治体の責任者として強く感じたところでございます。そのことは六合地区、きのう言われた中島地区についてもしかりでございます。そういう流域の行政区の皆さんには本当に迷惑をかけたらいけないという気持ちを切々と今思っているところでもございます。いろんな形でボランティアがたくさん入っていただきまして、本当に憔悴してあった人たちが、被災された人たちが心が折れたような状態でございました。しかしながら、ボランティアの1,700名、柳川市消防団の心意気、そういう面を間近に見ながら、被災者の皆さんたちが少しずつ感謝の気持ちと勇気づけられたと、汗まみれになって、泥まみれになって泥をかき出していただく姿を見て感謝の気持ちが出てきたと、そういうことで私は聞いておりまして、本当によくやっていたいという気持ちはあると思います。しかしながら、今後こういうことがないようなことは常に私も考えていかなければならないし、強く国に対しても福岡県に対してもうるさいぐらい、しつこいぐらい私は言ってきました。そのことが私は伝わって、今後もこれを続けていきたいというふうに思っているところでござ

ざいます。

特に矢部川におきましては、一定水位が下がった段階で堤防が破堤したということについては、きのう歴史的な堤防のつくり方の問題等もありまして、いろんな形で検証されていくというふうに思います。それは矢部川だけじゃなくて、私は沖端川もきちんとやってもらいたい。今回は11カ所において越流、越水した分、またあわせて、そればかりじゃなくて、途中から水が漏れていたということも聞いておりまして、その分については来年度までには必ず整備をしてもらいたいと。恐らく時間が少しかかると思います。来年全部が解決するような問題じゃないと思いますけれども、堤防の強化については川底のしゅんせつ、いろんな形でこれからの中面のコンクリート化とかブロック化とか、そういうことも必要ではないかというふうに思っております。

しかしながら、今日の天気の異常気象を考えますと、またこういうことが再発する可能性もあります。いろんな意味でソフト面の、それぞれの19小学校区の自主防災組織をつくりました。つくったばかりでございます。しかしながら、その校区だけではいけないというふうに思っております。その人たちが各行政区の中に、いかにやっぱり自助、共助という形で、そしてその方たちがお互いを助け合うという地域の中で、行政がどんなにやっても限界がありますし、そういう人たちの力が必要になってくるというふうに思っております。そういう意味では、今回の災害を教訓に、市民全体で水害を守ると、また台風災害、高潮対策等を含めて考えていきたいという気持ちでございます。

気持ちの分の決意というか、披瀝しながら、そういう気持ちでございますので、よろしうございますかね、そういう気持ちでございます。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

私のほうから今後の対策を熱く力強く語ってくれという要望でございましたので、もうよからうというぐらいまで言ってもらいましたけど、今の気持ちで、やっぱり柳川市のトップの力強い言葉は、やはり被災者にはこの水害に対する復興への強い気持ち、強い指導力というか、これが市長のトップリーダーとしての役目と思うんですよ。こういう強い気持ちを持って、国、県へ今の気持ちを持ちながら要望活動をやってください。とにかくお願いしておきます。

そういうことで、副市長も何か言おうとしているんじゃないかと思っておりますけど、副市長も何かこの災害に対しての思いを、対策を何か、県のほうからせっかく来てもらっているから、県とのパイプ役ということで、副市長の意気込みを聞きたいと思いますけど。

副市長（石橋義浩君）

この災害対策への意気込みということでございます。

まず、ちょっと私の感想から言わせていただきたいと思うんですけども、今回、赴任し

て3カ月ちょっとで市内河川2カ所切れるという大変な災害が起こったということにまずびっくりしたんですけども、さらにびっくりしたのが、当日、市長と一緒に現地を回らせてもらって、本当に被災地の状況がひどいということで、これはもう大変なことだなと思ったのが第一の感想でございます。

もうこういうことを起こしちゃいかんと当然思いますけれども、その後ボランティアの方々とかの手助けによって相当回復したときに、1週間後ぐらいでしたか、私、現地をまた回ったときに、おじいちゃん、おばあちゃんのところに行って、どうですかと声をかけたときに、ああ最初どうなるかわからんやったと、もう心配やった、このまま生活できるやろうかと思ったばってん、ボランティアの人たちに助けてもらってよかったと言ってもらつたんですよね。そのとき思ったのが、やっぱり困った人がいたら何とかしてやるということで、私たちのやってきたことも一つの役に立ったかなということで、ありがとうございますと言われたんですよ。いろいろ言いたいことあるばってん、あんたたちありがとうね、市もようやってくれてありがとうと言われたんですね。これ本当にうれしかったです。こういったことを忘れんで、皆さんの生活が一日でも早くもとに戻るようにしっかり支援はしていきたいと思います。

また一方で、先ほど市長が言われたとおり、こういう災害を起こしちゃいかんと、これが最も基本だと思います。それについては、これまで市長から国、県に何度も何度も要望していただいております。原因の究明を図れと、河川全線の調査をやってくれと、危ないところがあつたらしっかり早急に対応してくれと何度も何度も言ってもらっております。私も県のほうに個人的なルートを使いながらも、いろいろ話をできました。また、知り合いの県会議員もありますので、そういうルートも使いながら、視察の際とかに有明海に流れたごみも早くとってくれというような要望もやってきました。そういう市長を初め、我々の行動がある程度一定実を結んで、相当の勢いで国、県はスピード感を持って対処してくれたと思います。こういったこともまだまだ十分でないところもありますので、不十分なところについては、またやっていきたいと思います。こういったことで、市長のリーダーシップのもと、しっかり今後の復旧及び今後の対策に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

副市長の強い思いを聞かせてもらいました、ありがとうございました。今、副市長の縦のつながり、横のつながりを協力を求めて、しっかりと市長のサポートをしていってもらいたいと、そういうふうに思っております。

それから、先ほど建設部長がこの40年間七、八カ所したろうということありますけど、40年間の七、八カ所というのは本当どこをしたやろうかというような感じでございます。そして、どこをしたということを先ほど聞いてみたら、一番最初に工事を7カ所、8カ所した

ところが一番最初に越水、越流しているんですよね。まず一番最初、私が沖端川にいたとき、越水したというのを見たのが市長の前です。そこは工事をしております。でも、この工事は強制排水のための工事で一緒にやったのり面工事と、かさ上げは少ししかしていなかったわけですね。市長の前が一番に切れました。それから、二ツ河小学校の前、そこも一部工事をしております。そういう工事したところが切れるということは、以前の実績があったからしたけど、やはり今度の水害には耐え切れなかったというようなことでありますので、今後やはり平成34年までと言うけど、到底これはもう間に合う事業じゃないと思います。とにかく今老朽化した沖端川は危ないです。とにかく崩れないような堤防をつくってもらいたいと。やはり今の堤防、二重堤防といいますか、あそこの矢ヶ城橋下流の右岸側の堤防、それと筑紫橋の大門橋下流の左岸の堤防、ああいうような二重堤防をやるようなことを要望したらどうかという御提案をしておきます。

それから、今度の水害で自分の命は自分で守るという一人一人の防災意識が全体的に低かったんじゃないかというようなことを思いました。毎年、柳川市での防災訓練を開催されてありますが、矢部川流域や沖端川流域を対象にした水害・水難訓練、避難訓練などを開催することも必要ではなかろうかという思いをいたしましたので、執行部としてはどのように考えておられますか。短くよかです。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの御質問、矢部川流域や沖端川流域での訓練等についての御質問にお答えをいたします。

先ほどお話がありましたように、市のほうでは毎年度、梅雨入り前の5月に総合防災訓練を実施しております。そこで、議員のおっしゃる河川流域での実践的な防災訓練も必要なことではないかと考えております。現場での実践的な訓練を行うことにより、市及び消防本部、消防団を初め、防災関係の災害時での現場対応に共通認識が図られると考えているところであります。今後、実施の方向で検討してまいりたいと考えております。

また、避難訓練につきましては、やはりいざ災害というときに備えて、地域住民は地域住民で守るという地域の防災活動を行っていただきたいと考えております。訓練を行うことによりまして、その地域の避難方法や避難場所、また高齢者等の要援護者の状況を住民の皆さんのが確認し合い、いざというときの助け合いにつながることを考えます。市では、昨年度、市内19の地区社会福祉協議会を母体に平時から災害時の要援護者支援活動などを行う自主防災組織が立ち上げられました。本年度は福岡県から災害時要援護者支援活動及び避難支援訓練等についての御指導をいただいておりますので、地域での避難訓練の実施のほうも計画しているところでございます。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

防災訓練の件で、地域でやってもらいたいという要望でございますけれども、今、柳川市で一堂に会してやっておられますけれども、やはり限られた人数、限られた団体でやるようなことを今やっておられますけれども、私が思うのは、やはり地域でやりたいと、地域で指導をやってもらいたいと、そういうことを今後やってもらいたいということでございますので、これは要望しておきます。

それから、柳川市指定の1次避難の見直しが必要ではありませんかということでございます。今度の水害では災害地の区長さんや市の職員の機転により、2次避難されたことにより人的被害は免れましたが、現在の避難場所より第2避難場所指定などを考えておられますでしょうかということでございます。第2避難場所の件をお伺いいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの指定避難所の見直しについての御質問にお答えします。

市では、現在第1次指定避難所が市立公民館などの10施設、第2次指定避難所が小・中学校などの32施設の計42施設でございます。これを今回も全施設改正したところですが、また御存じのとおり、今後大和町、三橋町に建設を進めてまいります校区コミュニティセンターに避難所機能を持たせる計画であります。26年度までに10施設が整備いたします。完成了のところから順次、指定避難所としてまいる考えでございます。さらに、避難ビル等の指定もしていくようにしております。避難所につきましては、やはり市民の皆さんのが近くにあることが必要なことであると考えております。特に高齢化社会となりまして、避難行動がおくれがちになっておりますので、議員のおっしゃる対策も図っていかなければならぬと考えております。

そこで、地域で避難訓練を実施する際に、事前にその地域の避難方法や避難場所等を住民の皆さんで話し合い、確認し合っていただくような研修会を事前に持ちまして、そういう機会を通じまして、地域の避難場所の普及を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

今現在42の施設があり、今回の災害時には全施設を開放したということでございますけど、やはり先ほど言わるように、私は市民の皆さんのが近くに避難所があること、やはり自分の行政区の中に避難場所を見つけておくということが大事じゃなかろうかと思います。高齢者、独居老人等かなりふえております。高齢化社会になっておりますので、やはり公民館、学校、なかなかそういう交通手段の問題もありますので、一行政区の中にそういう施設を設けたがいいんじゃなかろうかと。

また、今後、大和、三橋コミュニティセンターができるから、そこを避難場所ということを考えているということありますけど、学校教育課長、大変ですね。あなたの所管ですかね、学校教育ですかね、生涯学習ですかね。（発言する者あり）ああ、生涯学習。あなたが

今度この避難場所ということで、今後やはり大変な責任があると思うんですよ。こういうふうに言われたらですね。でも、やはりこういうコミュニティセンターも一つの場所として、私は各行政区につくってもらいたい、行政区でその避難訓練などをやってもらいたいというようなことを思っているところでございます。

それから、3番目の7月14日以降、中山保育園の園児26名が二ツ河保育園で8月31日まで受け入れられておりましたが、無事に中山保育園のほうで9月1日から再園されたということでございますが、この件に関して柳川市としては、どういうふうな支援策を持っておられるか。先ほどの議員の質問である程度わかりましたけど、法人化したら補助金が出る、法人化でなかったら出ないということでございますので、その法人化するための書類ですね、そういう書類が、こういう激甚震災にあったから、個人経営から法人化にするために申請の簡素化はできないかと思っているわけですよ。そういう申請の簡素化はできますか。

子育て支援課長（大石涼子君）

法人の認可につきましては、県のほうの認可申請の手続を行ってまいります。法人化の手続の簡素化はできません。しかしながら、全面的に市のほうがバックアップをして、申請についてのお手伝いも全面的に行ってまいります。

18番（藤丸正勝君）

この申請の簡素化はできないということですか。やっぱりこういう激甚震災でそういう被害があったら、私は早くこういう書類提出をされて、早く再園するのが市の協力をすることじゃなかろうかと、そういうふうに思っていたところですけれども、できないということで、これは法人化後に補助金は出るということでございますので、それまでは個人の金、支援金ということでやらなくてはならないというようなことあります。

子供は柳川の宝でございますので、こういう施設は大事に、早く再建するということを私は基本と思っておりますので、どうか早い再建策をお願いしたいというように思っております。

それから、沖端川堤防のアシの伐採、ヨシの伐採、竹やぶの伐採、堤防のかさ上げを県のほうへ早急に私は要求してもらいたいと思います。今、皆さん御存じのように、沖端川堤防は両岸にアシ、やぶ、柳、大木、いっぱい生い茂っております。それが今度の大雨、水害によりまして、少しやはりいろんなことで弊害があったんじゃなかろうかと思うわけです。やはり川の流れをよくするためには両岸の整備ですね、これを早く要望してもらいたいと、そういうふうな気持ちであります。これに対してどういうふうに思っておられるでしょうか、建設課にお願いします。

建設部長（野田 彰君）

先ほども市長のほうから県、国に対して継続的に要望していくということでございましたが、具体的にしているのが8月24日に県知事に対して市長のほうから、沖端川、早急な整備

についてというところで要望を3点行っています。その中の1点として、当面の対策として河川内の草木、あるいは堆積土砂、そういうヨシとかを撤去して、河川断面を確保すること。また、今回の水害で越水した箇所については、堤防のかさ上げを行うこと、こういうことをやってきてあります。先ほども市長が答弁されましたように、今後も継続的にずっと要望していきたいというふうに考えてあります。

以上です。

市長（金子健次君）

国のはうの筑後川河川事務所の所長のお話では、激特といって余計お金が来るような形を今、国土交通省は財務省の折衝をしているということで、それは矢部川だけじゃなくて沖端川も含めてやりたいということで、多額の費用が恐らく今後、長期間というよりも本格的な堤防をつくるためにやられるというふうに伺っているところです。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

今、部長、市長言われますように、やはり国、県のはうへ早急な要望、早い補助金の申請を要望されますことをお願いしておきます。

次に、日向神ダムの放流と本市との連携ということでお伺いいたします。

日向神ダム放流後の矢部川、沖端川へ、流域への連絡、これはどういうふうな体制をとられておるか。当時、沖端川堤防に私、7時半ぐらいに区長さん、あるいは地元住民といましたが、見る見るうちに7時半過ぎ、沖端川の水位が高くなってきました。これは何でこんなに水位が上がったかなと思っていたら、やはり日向神ダムの放流のせいじゃなかろうかということでございましたけど、そういう日向神ダムの放流と柳川市との連携、また沖端川流域、矢部川流域の区長さんたちとの連携はどういうふうにしてされておるか、お伺いいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの日向神ダムとの連絡体制についての御質問にお答えをいたします。

日向神ダムは福岡県の管轄でございまして、同ダムと本市との連絡体制につきましては、南筑後県土整備事務所柳川支所の水防計画書によりまして、ダム放流警報の連絡については、日向神ダムから県土整備事務所柳川支所に連絡をされまして、同支所から柳川市役所及び消防本部に連絡されることになっております。そのほか、みやま市やみやま市消防本部、柳川みやま土木組合、花宗太田土木組合へも県土整備事務所柳川支所から連絡されることになっております。

それから、流域への連絡につきましては、河川内であれば河川管理者の国や県が伝えることになりますので、矢部川流域にはサイレンが幾つか設置をされてあります。流域の行政区への連絡につきましては、市では避難命令等を発する場合に、ダム情報を気象情報や河川情報等と総合的に判断する材料としております。今後は防災無線整備を行いますので、これま

での伝達方法も兼ね合わせまして、迅速、確実に情報伝達してまいりたいと考えております。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

今のところ連絡はしていないということでございますか。黙って流してもらうなら、ほんたて流域は危のうしておられんですよ。ほんなこて、いつこの堤防が、あの老朽化した堤防が崩れるっちゃろうかと思って、やはり連絡体制はとってもらいたいと思っておりますけどですね。

市長（金子健次君）

今回の堤防の破堤というのは、やっぱり上流の降雨と申しますか、黒木町とか星野村、1時間雨量100ミリを超えるということになっております。そういう形で、私が常々福岡県に対して、また矢部川の国の国土交通省に対して申し上げておったのは、日向神ダムの放流の状況を同時に柳川市の市役所の中で見れるように、同じ情報を共有化してもらいたいと、強く今回また、今の野田部長のほかにもそういうことを県のほうに言ってきております。それはリアルタイムで現在の流入、入ってくる量ですね、流入量がどのくらいなのか。実際今回は350トンを朝の4時から12時間放流しておったわけですね。流入量がマックスで1,000トン、3倍の量が入ってきたというようなことでございます。そういうことで、常時12時間のマックスの状態で放流されたということが、矢部川の場合はそういうことで浸潤したと、堤防の中にずっと水が入っていったということで破堤をしたのかなということで、また今後原因は究明されると思いますけど、それとあわせて、私はちょうど福岡の国土交通省九州整備局に行ったときに、2階のほうにモニターがずっとあって、あそこの鶴橋の映像が常時見れるんですね。恐らくわかっていたと思いますけれども、九州管内全部見れるようになっていますけど、そういうものを柳川市でも、そういう松原堰のところぐらいのやつの情報を常に見れるような形にしてもらえないだろうかということで、条件は何でしょうかといったら、光ケーブルをここまで引いてもらうと、違うケーブルらしいですけれども、引いてもらうとできるということで、私はぜひそのことをお願いしたいということとあわせて、福岡県に対しては今度、監視カメラがありませんので、沖端川のほうがですね。そういうことで、何力所かしてもらいたいということを言っていたんですけども、1力所はつける方向で今、10,000千円かかるそうですけれども、そういう方向にしているところでございます。

それで、整理いたしますと、日向神ダムの放流、流入量を常に同時に見れるような、柳川だけじゃなくて、みやま市も、そういう流域市町村の自治体に対して提供、情報の共有化をしてもらいたい、そういうシステムを構築してもらいたいということを強くまた言っておりますし、監視カメラを沖端川にもつけてもらいたい。そうしないと、私は、首長は避難勧告、避難指示とか避難準備とかできませんと、一回一回見に行かんといかんと、そういうことをお話ししたところです。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

今、市長言われますように、どこでも、柳川市でもリアルタイムで見られるようにということで、こういう通常の3倍の放流をしたということでございまして、ほんなて知らん者は枕を高くして寝てありますけど、そういうわからない人たちはどうしてこういう水量が上がったのかということがありますので、やはり各区長さんたちも大変忙しくて、留守のところもおられると思いますけど、流域の区長さんたちにはやっぱり連絡体制をとってもらいたいと、そういうことを要望しておきます。

それでは続きまして、みやま柳川一部事務組合の件でございますけれども、逆井手水門の件でございます。

これは一部事務組合として柳川市の議会議員も7名選出されており、なかなか質問しにくい問題でございますけれども、これは川辺地区にとりましては死活問題でございます。そういうことで、川辺地区があの水門を閉めたらダム湖になるということで、春先なんか、麦とり入れの時期になりますと、麦がとれない、そういうことでその管理は十分に操作、管理してあるかということをお伺いいたします。

それと、この7月14日の水害で逆井手堰はどのような役目を果たしたか。また、逆井手堰ゲートの開閉は上流地域の川辺地区の水利委員との合議により開閉されているのか、まずその3点伺いたいと思います。

水路課長（安藤和彦君）

この件につきましては、逆井手堰を所管し、操作管理を行っております柳川みやま土木組合に問い合わせております。その回答でございますけれども、まず第1に、ダム湖のことですけれども、この逆井手堰は1730年ごろに大和町の豊原、徳益、塩塚地区への……（発言する者あり）かんがいするために築造されていまして、用水としての慣行水利権があるということになっているということでございます。

ただし、梅雨時期におきましては、塩塚川の水位が上がり過ぎないように、通常管理の標高に比べて、これは2.8メートルということでございますけれども、それから0.4メートルから0.8メートル下げて調整を行っているとのことでございました。

次に、7月14日の水害ではどのような役目を果たしたかということでございますけれども、この点も柳川みやま土木組合の回答でございますけれども、第1号の転倒ゲートによる河川の排水、それに塩害を防止する対策の役目を果たしたということでございました。

次に、逆井手堰ゲートの開閉は上流域の水利委員との合議により開閉されているのかということでございますけれども、これも土木組合の回答でございますが、矢部川流域の水位状況及び塩塚川の状況を見ながら、用水、排水を当該土木組合で判断し、開閉操作を行っているとのことでございます。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

ダム湖にならないようにということで私は質問しておりましたけれども、これは水利権が大和町にあるということですかね。水利権があったら、川辺地区はどうでもよかと、川辺地区には水利権がないということですかね。大和町の水利権ということで、川辺地区はどげんなったっちゃよかやっか、水利権がなかけんち、ならそういうことで川辺地区は対応しているといけないようになるわけですよね。そいけんがら、その辺はどういうふうに、ダム湖にならないようにどういうふうに考えてあるかと、やはり操作を適切な操作をやって、満潮、干潮の時期を見ながら操作をすると、そういうことを言わないと、水利権があるからダム湖になったっちゃよかやっかとか、そういうふうな問題じゃないわけですね。そういうことを水利組合のほうへ、水利組合の関係者もインターネットで見よると思うんですよ。だから、そういうところをはっきりしてもらいたいということです。

それで、今度の水害でどういうふうな役目を果たしたかということで、第1ゲートだけが今動かないから、これは塩害対策であったということで、あれは潮が満ちてきたら自動に閉まるようになっとるからですね、私は干潮になったとき川辺地区の水が引くように、どういうふうな操作をやったかと、その辺を聞きたかったわけですよね。

それから、水利委員との協議はされずに、柳川みやま土木組合の職員が独自で開閉しておるというようなことでございますけれども、それはまたこっちのみやま土木のほうに申し入れをしたいと思っております。

それから、今度の水害で逆井手堰水門で最大水位は何メートルぐらいあったんですかね。今先ほど逆井手堰の基準水位は2メートル80と言われたけど、今度の水害では何メートルあったか。

水路課長（安藤和彦君）

この件につきましても、土木組合のほうに問い合わせをした結果を答弁したいと思いますけれども、最大水位は4.1メートルだったということでお聞きしております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

4.1メートルというと、堰高よりも1メートル20多かったというわけですね。ということで、かなり水量が、沖端川決壊で水量が多かったということですね。

一つ聞きますが、15日の午前中、14日が堤防決壊でしたね、15日の午前中、川辺地区は水が引かなかつたわけですよ。何で引かなかつたか、この逆井手水門の関係で引かなかつたんじゃないかと地元では意見がついておりますけれども、まずは聞きますけど、沖端川が決壊したら、その水はどこに流れるんですかね。

水路課長（安藤和彦君）

今回の沖端川の堤防が決壊した地区が中山地区ということで、その下流にあります久末地区、百町地区、それから正行地区……（「どこの川に」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。川につきましては、排水河川であります塩塚川に流れ込むというふうに存じております。以上です。

18番（藤丸正勝君）

今お聞きのように、矢部川が決壊したら、その決壊した水は全部塩塚川に流れるわけですよ。そうした場合、塩塚川の逆井手水門が閉まつたらどうなるんですか。どう思いますか。どうなると思うかですよ。

水路課長（安藤和彦君）

塩塚川は排水河川ということでございますので、逆井手堰がもし閉じていたらということでございますけれども、それは排水の阻害要因になるというふうに考えます。

以上です。（「雨はどうなるかということです」と呼ぶ者あり）

ですので、排水の阻害要因になるというふうに存じていますので、それは上流の排水がおくれるということになると思っております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

あなたが言われないなら、私が言うけど、逆井手堰が機能しなかったら、川辺地区、先ほど言いました2,575名の住民は水につかるわけですよ、床上浸水。そういう一番重要な川辺地区にとりましては水門なんですよ。それが14日決壊、15日の昼までその水が引かなかった、引かなかつたんですよね。なぜかということで私は質問したいんですけど。よかですか、一部事務組合から聞いてありますか。

水路課長（安藤和彦君）

議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

この件につきましても、土木組合のほうに問い合わせをした結果を答弁したいというふうに思います。

この久末、百町地区の塩塚川の河川水位が潮どめ堰の逆井手堰で調整してあるんですけども、7月15日の午前中は小潮から大潮に変わり始めた時期でありましたので、潮位の変化が少なかったことに加えて、沖端川堤防が決壊し、その水が塩塚川に流れ込んだため、排水ができなかつたというふうに聞いております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

小潮やつたら潮が引かんやつたということで、潮が引かんから川辺地区の水が引かなかつたというような今答弁でございましたけれども、14日の23時57分が有明海の干潮なんですよ。そして、15日の12時25分がまた干潮なんですよね。そうした場合、14日の23時55分、決壊し

た日の夜中に私たちは水が引くと思つたんですよ。それが引かなかつたということは、この逆井手水門の堰がどれだけ倒れておつたかと。洪水時にはマニュアルを見ますと、フラップを2メートルまで下げるということで2メートルは下げてあります。でも、あなたはわかつておるよう、この逆井手堰操作管理規程の4条の中に、3メートルに達したら水位上昇のおそれがあるときはフラップゲートの開閉を2メートル18センチまですると、そうした場合、その後、第4条の2の1項には、フラップゲートの第3回終了後、堰水が標高3メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは次のところに定めて、ローラーゲートを操作するということになっておりますけど、このローラーゲートというのは今操作可能ですか。操作可能じゃないでしょ。これはもう使われないゲートでしょ。どういうふうに聞いてありますか。

水路課長（安藤和彦君）

この点についても土木組合の回答を答弁させていただきたいというふうに思つてあります。7月13日の大雨洪水警報を受けて、この逆井手堰の1号ゲートしか開閉しないということになっておるということですので、この1号の転倒ゲートの高さを最低の2メートルまで手動で設定して、自然排水がきくようにしておつたというふうに聞いております。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

やはりこういうふうなマニュアルがある、2メートルでも水位が下がらない場合は、やはり満潮の場合はされないですよ。有明海の干潮と照らし合わせながら、こういうマニュアルを見ながら、フラップゲートが使われなかつたらローラーゲートを上げて、また排水するというような、こういう規定があるのに、この2号ゲートはもう電気も切つてあるということで、24年間これは動いたことがないんじゃなかろうかと思うわけですね。これはあっても何にもならない施設ということでございます。それでも我々川辺地区の住民にとりましては、これが一番重要な樋門でございます。これは課長、あなた責任がないからですね、もうあなたに余り言いたくないけど、一部事務組合のことだから、やはりこういうことは、私は市長、この川辺地区の800世帯、2,500名の住民がこの逆井手堰の上流で暮らしております。こういうふうな不便をこうむつておるわけですよ。市長、どうか、副組合長じゃなくて、柳川みやま土木組合の副組合長じゃなくて、柳川市長として何か一言お願いしたいんですけど。

市長（金子健次君）

逆井手堰の問題については、今やりとりを聞いていまして、内容的にわかりました。過去、平成の初めのころに渇水対策ということで、当時の町長以下、大和町の水利関係の方がおいでになって、放水をしてもらいたい、三橋町役場に水路にたくさん水が満水状態でございましたので、そのことを友情放水という形で言われたんですけれども、そういうことで放流してもらいたいということで、時の中川町長もそれは困つては困つたら、すべきじゃな

いかということで流したことがあるんですけれども、その後、雨が降って解決いたしましたけど、上流の百町、久末、そういう方たちの逆井手堰が、私が思うには、干潮時であればその分の弾力的な運用をしてもらって下げてもらいたいというふうに思います。河川管理者であります福岡県いわく、まだ河川整備が行っていない段階で流しにくいという形を言われていますけれども、それはその干潮時の容量、水量が問題がないという範囲内でゲートの調整をしてもらいたいなというふうに思います。

ただ、このことについては、協定した中に蒲船津の水利の堤さん、もう亡くなっていますけど、堤さん、また大和町のほうの水利関係、そして当時の土木組合の組合長も入ってありますので、そういうところと福岡県、柳川、みやま、大和の土木組合の組合長ですね、ということの話をしなければならないというふうに思っております。そのことが合意できれば、そのことの弾力的な運用はできると。合意できないなら一方通行で、困っているからということもできないというふうに思っておりますので、その努力はしてみたいと思います。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

ありがとうございました。そういうことで、川辺地区の皆さんのが安心して暮らせるように市長からもしっかりとお願いしておきます。

最後になります、443号城島線、この件はちょっとまた次の機会と思います。また、それからゆめタウンがですよ、ゆめタウンの件は通告していませんけど、三橋町住民の皆さんはゆめタウンが来るのを楽しみに待っておられるわけですよ。それで、いつかいつかということで私に聞かれますので、大体平成の26年ぐらいじゃなかろうかというようなことを言っておりますけど、やはり柳川市としてもしっかりと応援をしてもらいたいということで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、藤丸正勝議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時9分 散会

柳川市議会第4回定例会会議録

平成24年9月25日柳川市議会議場に第4回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番 三小田 一 美	2番 荒 巻 英 樹
3番 熊 井 三千代	4番 白 谷 義 隆
5番 梅 崎 昭 彦	6番 近 藤 末 治
7番 佐々木 創 主	8番 河 村 好 浩
9番 荒 木 憲	10番 高 田 千壽輝
11番 諸 藤 哲 男	12番 太 田 武 文
13番 吉 田 勝 也	14番 山 田 奉 文
15番 矢ヶ部 広 巳	16番 緒 方 寿 光
17番 浦 博 宣	18番 藤 丸 正 勝
19番 田 中 雅 美	20番 島 添 勝
21番 尊 見 哲 也	22番 伊 藤 法 博
23番 梅 崎 和 弘	24番 古 賀 澄 雄

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	健	次
副	長	石	義	浩
教	長	北		滿
総務部	長	大		明
会計管理	者	横	正	眞
市民部	長	田	英	大
保健福祉部	長	高	稔	治
建設部	長	野	田	淳
産業経済部長兼大和庁舎長		古	賀	廣
教育部長兼三橋庁舎長		高	田	厚
消防	長	古	賀	昭
人事秘書課	長	島	添	輝
総務課	長	白	谷	守
企画課	長	橋	本	通
財政課	長	石	橋	祐
税務課	長	樽	見	真
健康づくり課	長	高	巣	孝
福祉課	長	稻	又	郎
学校教育課	長	高	崎	義
建設課	長	中	村	祐
農政課	長	成	清	敬
水路課	長	安	藤	二
				郎
				茂
				彦

4. 本議会に出席した事務局職員

議会事務局長	江	崎	尚	美
議会事務局次長兼議事係長	亀	崎	公	徳
議会事務局庶務係長	池	末	勇	人

5. 議事日程

日程（1） 議会運営委員長報告について

日程（2） 各委員長報告について

1. 総務委員長報告について

議案第64号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 議案第67号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第69号 柳川市住民基本台帳カード利用条例の制定について
- 議案第70号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第71号 柳川市防災会議条例及び柳川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

2. 建設委員長報告について

- 議案第59号 平成23年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第65号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成23年度柳川市水道事業会計決算の認定について

3. 教育民生委員長報告について

- 議案第61号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第68号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

4. 決算審査特別委員長報告について

- 議案第60号 平成23年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程（3） 議案第74号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。

平成24年第4回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてあります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といったしております。

なお、本日、執行部より議案第74号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第5号）の追加提案がございます。この議案の取り扱いについては、議案第67号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第4号）との関係で、当初の議事日程に記載いたしておりません。したがって、追加日程3として、日程に追加して議題とすることを議長よりお諮りしていただることにしております。上程されましたら、提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにいたしております。再開しまして、質疑終了後、即決いたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見てありますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程2.各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4. 結 果

(1) 議案第64号

認 定

本案は、平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成23年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかつたため、予算の執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

(2) 議案第67号

原案可決

本案は、平成24年度柳川市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

補正前の予算額「289億9,168万2千円」に「13億5,258万9千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「303億4,427万1千円」としようとするものであります。

審査の過程において、総務管理費の防犯灯設置補助金でLED防犯灯について、農業振興費では青年就農給付金について、ブランド推進事業費の「おいでメッセ柳川」運営業務委託料では月平均売上額等について、豊原校区コミュニティセンター建設事業費では地権者数や駐車場の広さ等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3) 議案第69号

原案可決

本案は、柳川市住民基本台帳カード利用条例の制定についてであります。

行政サービスのより一層の充実を図るため、現在の市民カードと図書館利用カードの有資格情報を住民基本台帳カードに登録しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(4) 議案第70号

原案可決

本案は、柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

住民基本台帳カードに印鑑登録証としての機能を付加することができるようにするため、条文の整備を行うものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(5) 議案第71号

原案可決

本案は、柳川市防災会議条例及び柳川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成24年6月に制定施行された「災害対策基本法の一部を改正する法律」に伴い、関係2条例の一部を改正しようとするものであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。

議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

9月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、議員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4. 結 果

（1）議案第59号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

（2）議案第65号 認 定

本案は、平成23年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案につきましては、執行部より詳細な説明を受け、審査の過程において、収入未済額等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

（3）議案第66号 認 定

本案は、平成23年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。

その後、執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

改めまして、おはようございます。

教育民生常任委員会の審査報告について、報告をいたします。

9月6日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

4. 結 果

（1）議案第61号

認 定

本案は、平成23年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、レセプト点検の費用対効果や、不納欠損処理、基金の見通しなどについて質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

（2）議案第62号

認 定

本案は、平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

（3）議案第63号

認 定

本案は、平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、償還率などについて質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

（4）議案第68号

原案可決

本案は、平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（藤丸正勝君）（登壇）

おはようございます。決算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

9月6日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については、記載のとおりでありますので、省略いたします。

4. 結 果

(1)議案第60号

認 定

本案は、平成24年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。決算収支といたしましては、歳入総額「294億29万7,000円」、歳出総額「279億1,846万6,000円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「14億8,183万1,000円」となっております。そのうち、翌年度へ繰り越すこととなった財源「2億7,197万円」を差し引き、実質収支額は「12億986万1,000円」となっております。

当委員会は、3日間にわたり歳入歳出決算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、生活保護費の住所不定者分の内容と返還の人数、土木費委託金が前年に比べて金額が減少した理由、介護施設開設準備経費助成特別対策事業費の助成内容、基金の状況について質疑がありました。

歳出審査では、生活保護費の支給要件とその厳格化、大和干拓処分場管理費の内容と施設の閉鎖も含めた有効利用、排水機場の管理体制と運営方法、小規模樋門等の管理体制の充実、緊急雇用対策による新規事業と効果、顔がみえる商店街づくり推進事業の内容、道路災害復旧費の繰越理由とその箇所数、公共下水道の加入世帯数と事業の完成目途及び、計画区域の事業計画、同和地区子女入学進学奨励金補助金と公立高校無償化との関係、公債費における合併特例債の割合、ゆめタウン進出に伴う商店街活性化対策、市税徴収業務の強化対策等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で決算審査……

決算審査特別委員長（藤丸正勝君）続

訂正をお願いいたしたいと思いますけど、「本案は、平成24年度」と言いましたけど、こ

れ「23年度」でございます。そのところ訂正をお願いいたします。

議長（古賀澄雄君）

以上、訂正がありましたので、了解いたします。

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を、報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第64号 平成23年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第67号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第69号 柳川市住民基本台帳カード利用条例の制定については討

論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第70号 柳川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第71号 柳川市防災会議条例及び柳川市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第59号 平成23年度柳川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第65号 平成23年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第66号 平成23年度柳川市水道事業会計決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第61号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第62号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第63号 平成23年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第68号 平成24年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第60号 平成23年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は決算審査特別委員長報告どおり認定すること
に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり認定されました。

お諮りいたします。本日、市長から、議案第74号 平成24年度柳川市一般会計補正予算
(第5号)についてが提出されております。これを日程に追加し、追加日程3として議題に
したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、議案第74号 平成24年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について
を、追加日程3として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第3 議案第74号

議長（古賀澄雄君）

追加日程3.議案第74号 平成24年度柳川市一般会計補正予算(第5号)についてを議題
といたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（江崎尚美君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。

先ほどの審議におきまして、議案第60号 平成23年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定
について、また並びに議案第67号 平成24年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について
外全議案について御承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、追加日程3.議案第74号 平成24年度柳川市一般会計補正予算(第5号)につ
いて御説明申し上げます。

今回、御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ
ぞれ62,164千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ30,406,435千円としようとするもの

であります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

まず、6款・農林水産業費では、本年7月の九州北部豪雨により被害を受けた園芸ハウスの設備の改修または建てかえに対する園芸施設災害支援補助金56,464千円、同じく本年7月の九州北部豪雨により被害を受けた農業用機械の買いかえに対する農業用機械災害支援補助金5,000千円を増額補正しております。

なお、今回の補助金額の決定に当たりましては、本年7月の九州北部豪雨により、本市では昭和28年以来の大水害となった状況を踏まえ、一日も早い復旧と農業者の財政的負担の軽減を図るため、国及び県などと鋭意協議を重ねてまいりました。

その結果、園芸ハウスにつきましては、国及び県の補助事業を組み合わせて補助対象事業費の10分の8を補助することといたしました。

また、農業用機械につきましては、県の補助制度がなく、国の補助制度に限られることから、国の補助金の10分の3に市単独の補助金として10分の2を上乗せして、補助対象事業費の10分の5を補助することといたしました。

次に、7款・商工費では、700千円を増額補正いたしております。これは、柳川市商工会が西鉄柳川駅前などで実施しますワインターライルミネーション「水郷冬螢」事業に対する補助金であります。

今回の事業につきましては、イルミネーションの点灯期間を本年12月1日から翌年1月20日までとし、あわせて物産品の販売や商店街PRなどのイベントを開催することにより、商店街への集客アップと商店街の活性化を図るものであります。

なお、今回計上しております本市からの補助金と同額が、県から同商工会へ直接交付されることとなっております。

以上が、歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、13款・国庫支出金では、園芸ハウス復旧及び農業機械の買いかえに対する被災農業者経営体育成支援費24,174千円を増額補正しております。

14款・県支出金では、園芸ハウスの復旧に対する施設園芸災害対策支援費35,290千円を増額補正しております。

18款・繰越金では、2,700千円を増額補正しております。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時31分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第74号 平成24年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について
は、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、平成24年第4回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 古賀澄雄

柳川市議会議員 高田千壽輝

柳川市議会議員 山田奉文